

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は42人であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから、平成19年第1回奄美市議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市田嘉喜雄君から一身上の都合により、19年1月31日をもって議員を辞職したい旨の願い出が、1月5日にありましたので、地方自治法第126条の規定により、議長において、許可いたしましたから報告いたします。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分1件の報告がありました。その内容はお手元に配付いたしました文書表のとおりです。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、田部義和君、師玉憲夫君、多田義一君の3名を指名いたします。

○

議長（前田幸男君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期として、別紙配付の議事日程表のとおり、本日から3月26日までの34日間とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月26日までの34日間とすることに決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第3、報告第1号の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。3月議会、長丁場になりますが、よろしく願いいたします。
それでは、本日提案いたしております報告第1号の提案理由の御説明をいたします。

報告第1号は、損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解につきましては、鹿児島地方裁判所名瀬支部において係争中の損害賠償請求事件について和解する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集して審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第であります。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

お諮りいたします。

報告第１号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第１号については、承認することに決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第４，議案第１号から議案第１５号までの１５件について、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第１号から議案第１５号までの提案理由を御説明いたします。

議案第１号 平成１８年度奄美市一般会計補正予算（第４号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

第１表歳入歳出予算補正でございますが、歳出の総務費におきましては、総務管理費の企画費に「奄美市補助金等評価委員会」に係る経費を、それから合併補助金事業といたしまして情報化推進費に戸籍電算化構築業務委託料などをそれぞれ新規計上いたしております。移動通信用鉄塔施設整備事業費におきましては、事業費の確定に伴います減額を計上いたしております。

民生費におきましては、社会福祉費におきまして、障害者施設整備費補助金を新規計上いたしております。また、社会福祉費、児童福祉費及び生活保護費における各扶助費に属する諸経費を実績によりそれぞれ調整いたしております。

衛生費におきましても、各事業の実績による調整をいたしております。

農林水産業費におきましては、農業総務費におきまして、新規就農者育成資金貸付金を減額補正するとともに、農業費、農地費及び林業費に属する各事業費の確定に伴い諸経費を調整いたしております。

商工費の商工振興費におきましては、廃止路線代替バス運行費補助金を追加計上いたしております。

土木費におきましては、各費目における事業費の確定等により、それぞれ予算額を組み替え、もしくは調整し、または財源更正をいたしております。

消防費につきましては、事業費の確定等による調整並びに火災及び訓練等に要する消防団員の出動旅費の増額を計上するものでございます。

教育費におきましては、小学校費の学校建築費におきまして事業費の確定による減額補正を、保健体育費の保健体育総務費におきまして各種大会出席に要する経費を計上するとともに、各費目におきまして事務事業の確定等による調整をいたしております。

災害復旧費につきましては、それぞれ事業費確定に伴い予算の調整をいたしております。

歳入におきましては、減額の主なものが、減債基金からの繰入金１億円、財産売払収入４，４０１万８，０００円、市債２億４，２６０万円、増額の主なものが市税の７，４０９万６，０００円、国庫支出金２億１，０４６万６，０００円、県支出金１，８４３万１，０００円などとなっております。

今回の補正によりまして、平成１８年度奄美市一般会計予算の総額は、３１９億２９３万２，０００円となります。

第２表繰越明許費につきましては、総務費におきまして合併補助金事業、農林水産業費におきまして地域水産物供給基地整備事業、土木費におきまして山田線道路改築事業、浦上・屋万田線道路改築事業、赤木名・土盛線道路改良事業、山間・市線道路改築事業、赤木名工区公共用地取得事業、国道用地等代行買収事業、山間港の改修事業、大笠利港海岸大笠利地区高潮対策事業、小俣線街路事業、小俣線街路地方道路整備臨時交付金事業、末広・港土地区画整理事業及び末広・港土地区画整理地方道路整備臨時

交付金事業、教育費におきまして屋外プール建築事業につきまして、それぞれ計上するものであります。

第3表債務負担行為補正につきましては、笠利公民館及び住用公民館指定管理料の廃止並びに農業近代化資金利子補給の限度額の変更を計上するものであります。

第4表の地方債補正につきましては、事業費の変更に伴います起債の限度額の廃止及び変更について計上するものであります。

議案第2号 平成18年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきましては、介護保険事務システム維持負担金に不用額が生じたことなどによる補正でございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ136万円の減額となり、平成18年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、43億9,079万円となります。

議案第3号 平成18年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、社会保険料91万5,000円、賃金100万円、燃料費30万円、給食材料費53万1,000円及び光熱水費130万円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、事業収入におきまして288万1,000円の減額、寄付金におきましては12万円及び前年度繰越金680万7,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ404万6,000円の増額となり、平成18年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は、2億2,188万1,000円となります。

議案第4号 平成18年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、事業費の建設費におきまして、補助事業費の確定により138万円、また公債費におきまして利子の確定により185万4,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

歳入につきましては、分担金及び負担金におきまして9万円、国庫支出金におきまして69万円、繰入金におきまして185万4,000円、市債におきまして60万円をそれぞれ増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ323万4,000円の増額となり、平成18年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は、18億7,497万1,000円となります。

議案第5号 平成18年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、事業費の建設費におきまして処理施設建設工事の確定によります組替えを行い、また公債費の利子の確定により32万9,000円を減額計上いたしております。

歳入につきましては、市債におきまして1,020万円を増額計上いたし、繰入金におきまして1,052万9,000円を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ32万9,000円の減額となり、平成18年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、5億9,043万4,000円となります。

議案第6号 平成18年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、住用町において中途辞退者が1名おり、企業奨学生申請者がなかったことから、企業及び教育奨学生貸付金を198万円、報償費を4万7,000円減額補正いたしております。

歳入につきましては、基金繰入金を202万7,000円減額補正いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ202万7,000円の減額となり、平成18年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算の総額は、3,050万円となります。

議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役制度及び収入役制度の見直しなどが行われましたことから、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

なお、奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につしまし

ては、市税等収納嘱託員の報酬等について必要な事項を定めております。

議案第8号 奄美市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定につきましては、笠利町中金久公営住宅3棟を廃止することに伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第9号 奄美市国民保護対策本部等条例の制定につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び同法第183条において準用する同法第31条の規定に基づき、奄美市国民保護対策本部及び奄美市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第10号から議案第14号までにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、奄美市が加入している大島地区消防組合、奄美群島広域事務組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合、大島農業共済事務組合及び大島地区衛生組合の組合規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により構成市町村の協議が必要であることから、同法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

議案第15号 奄美市道路線の廃止及び認定につきましては、大熊1号線から21号線まで及び30号線から32号線までについて大熊土地区画整理事業で当該路線に代わる新路線を施工したものを、市道として引き継ぐものであります。

また、有良15号線につきましては、有良11号道路改築工事に伴い県道と接しております終点位置に変更が生じるため、これまで利用していた現道部分を新たに有良15号線として認定するものであります。

以上をもちまして議案第1号から議案第15号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいますようお願いをいたします。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、榮 年男君の発言を許可いたします。

40番（榮 年男君） おはようございます。それでは質疑の通告をしてありますので、質疑を行います。

まず、補正予算が何件か出ておりますけれども、その中の繰越明許費、別表の第2表ですね。議案第1号が15件、2号の介護が1件、4号が1件、5号が2件ありますけれども、それぞれの繰越明許費、年度内に事業できなかった主な理由ですね。

2点目に、各事務事業、その契約月日と年度内予算の事業終了予定日。

3点目に、各事務事業の補正予算提出時におけるそれぞれの事業の進捗率。

4点目に、繰り越される財源の内訳の見直し。

この1点目から4点目につきましては、資料の提出を要請いたしておきます。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

財政課長（則 敏光君） 今回の補正予算の繰越明許事業についてでございます。

一般会計で15本の事業の繰越をお願いいたしております。4つほど御質問ございましたが、事業を消化できない繰越しの主な理由ということで、おおむね4つほどに分けてございます。国等の事業認可が遅れたということ。こういったものが2件、一般会計だけで申しますと2件。用地交渉の遅れですね、これが一般会計では7件。それと工法上の問題、工法の見直し等に係るということで、これが4件ほどございます。その他、工区間の事業、区域間の調整ということで2件ほど。15本でございますが、契約日等につきましては、それぞれ年度内に終了しているのもございますし、未契約で繰り越さざるを得ないようなものもございます。同時にまた一般会計で総額13億4,600万円ほどの明許繰越となりますので、特別会計も合わせますと17億4,000万円の繰越しとなります。財源につきましてです

が、これらにつきましては御請求のとおり資料要求という形で一覧表にいたしまして提出させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

下水道課長（岡 優雄君） 議案の４号・５号についてお答えいたします。

４号につきましては、公共下水道事業の繰越明許費については小宿第１汚水幹線工事は、小宿大川河川改修工事及び取付道路の完成後に着手しなければならなかったために繰越しするものです。

完成予定日は、１９年の９月２８日を予定しております。

議案第５号の２件につきましては、農業集落排水事業費繰越明許費は、大川地区及び宇宿地区につきましては処理場の工法検討及び関係機関との調整に日数を要したために繰越しするものです。

大川地区については、事業完了日は１９年の７月３１日を予定しております。

宇宿地区につきましては、事業完了日は１９年の８月１日を予定しています。

介護保険課長（重野照明君） 議案第２号 介護保険の明許繰越についてお答えいたします。

年度内に消化できない主な理由といたしましては、市の介護保険事務処理システム自体を平成１８年度に改修を見込んでおりますけれども、平成１９年度に改修が予定されております国保連合会の支払いシステムなど、他の医療保険関連システムとの相互の調整が平成１９年度に行う必要がございますことから繰り越すものでございます。

契約についての御質問についてお答えいたします。現在のところ補正成立後の契約を見込んでおりますので、平成１９年３月を見込んでおります。事業終了予定でございますが、先ほど説明いたしましたように平成１９年度の他の関連システムとの相互調整、テストが終わってからの完成となりますので、平成２０年３月２０日を見込んでおります。

進ちょく率の御質問についてお答えいたします。補正予算可決後執行を予定いたしておりますので、現在のところ進ちょく率は０パーセントでございます。

繰り越されます財源の内訳でございますけれども、県支出金１４万９，０００円、市単独１４万９，０００円となっております。

４０番（榮 年男君） 委員会で詳しく説明はあるだろうと思いますので、この場ではあまり質しませんけれども、概略質してみたいと思います。

ただいまの介護保険料ですね、制度的な改正でしたらこれは理解できますけれども、この一般会計からずっと見ますとほとんど去年も同じようなことで繰越明許で出されているわけですね。一例申し上げますと、私、笠利ですから言いますけれども、赤木名・土盛線が今年が４，１８８万７，０００円ですか。それで昨年度が３，２７３万１，０００円ということで、ほとんどのものが同じような費目で繰越明許費で出されているわけですね。だから、これが旧例、慣例と言いますか、このような形で流れていないのか。そこら辺りちょっとお伺いしますのと、もう１点、末広・港の土地区画整理事業のこの関連ですが、２７ページ開いてもらえます。この中で地方債の減額が１億５，２９０万円ですね。これがそのまま当初計画されました合併特例債なんですよ。合併特例債が全額減額されていますので、その事業は合併とは全く関係なかったということで理解してよろしいですか。

それともう１点ですね。また繰越明許費のところに戻りますが、８款の土木費の２項の道路整備費、その一番下に国道用地等代行買収事業費が今年はこの土木費で上がっておりまして、昨年度は総務費の中で３億１，８０４万円ということで上がっていますけれども、予算の審議の段階では気づきませんでした、この繰越明許費のほうを調べておりましたら昨年度は総務管理費の中で上がっていましたので、その替わった理由ですね、変更になった理由等につきましてお伺いいたします。

財政課長（則 敏光君） まず末広・港でございますが、これにつきましては用地交渉あるいは補償交渉などの若干の遅れがございまして、その関係で繰り越すという形で、もともと合併特例債等振興資金を

充てていたということでございます。年度内には契約をした形で繰越しをいたしたいと。

もう一つの国道用地代行買収でございますが、これにつきましては昨年の１０月頃で契約自体は終了いたしておりますが、補償につきましては当該土地に物件、建物が建っておりますので、この建物などを壊した上での支払いという形になりますので、契約済みの繰越しという形で、これは９月までには執行される予定でございます。

４０番（榮 年男君） 財政課長御存知のようにこれはもう繰越明許費ですので、行政という小回りがありきかないやつを小回りがきくようにできた制度ですので私も否定はしませんけれども、やはりこれは先ほど言いましたようにあまりにも予算の組み方から、繰越しでもう見越したような予算の組み方じゃないかなと思っていますので、その点、是非していただきたいなど。ここに繰越明許費の書いてあるんですがね、「一般的にこの繰越明許費を発動する場合は、当初予算成立後に財源があるのに天候の都合とか起債等の許可が遅れたとか、あるいはその他の突発的事故等によって当初の予想より工事が遅れ、年度内に完成をみるのが困難であると予想される場合に財源を繰り越してこのようにする」ということでありますので、そうむやみにやるものじゃなくて、これは行政の手腕が問われるところですよ。行政の手腕プラス業者の手腕が問われるところだと私はそのように思っています。だから年度内発注で年度内に終わらないと。だから行政が、この中に出てきました大笠利の高潮対策はこれ補正予算でも年度ぎりぎりでもできましたので、これはやろうと思っても多分無理だと思いますけれども、他のものは当初予算でされていますので、そこら辺りはよほど心して取り組んでもらいたいなということを申し上げておきます。

それと、末広・港ですか、先ほど歳出のほう言いましたけれども今度は歳入のほうの１７ページ見てください。１７ページの合併特例事業の土地区画整理事業の１億４、４４０万円、当初予算で計上された末広・港地区のこの起債が全額とどろいているわけなんですね。そうですので、末広・港地区は合併とは全く関係のないということで理解してよろしいですかということをお伺いしましたので、その点につきましてもお答えください。

財政課長（則 敏光君） 末広・港地区の起債につきましては、合併特例債がいわゆる起債に合わない、いわゆる適債性がないということではございません。適債性はあるんですけども、事業の進ちょくの遅れによって繰り越すという形でございますので、いわゆる適債性がないという形ではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

議長（前田幸男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第４号、議案第５号、議案第７号から議案第１１号、議案第１５号及び議案第１号 平成１８年度奄美市一般会計補正予算（第４号）中の関係事項についての９件は、これを総務建設委員会に、議案第２号、議案第３号、議案第１２号、議案第１４号及び議案第１号 平成１８年度奄美市一般会計補正予算（第４号）中の関係事項についての５件はこれを厚生委員会に、議案第１３号及び議案第１号 平成１８年度奄美市一般会計補正予算（第４号）中の関係事項についての２件はこれを産業経済委員会に、議案第６号及び議案第１号 平成１８年度奄美市一般会計補正予算（第４号）中の関係事項についての２件はこれを文教委員会にそれぞれ付託いたします。

本定例会において受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。

常任委員会開催のため、明日２２日から２５日まで休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、明日２２日から２５日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

２月２６日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前１０時０９分）

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は42人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第1、議案第16号から議案第33号、議案第35号から議案第42号までの26件について、一括して議題といたします。

この際、市長に新年度に臨む施政方針並びに各会計予算、その他各議案等に対する提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。朝早くからでございますが、しばらくお時間をちょうだいいたしたいと思います。

平成19年第1回奄美市定例会の開会に臨み、市政運営に当たる所信の一端を申し上げ、市民の皆様並びに議員の皆様のご理解と御協力を賜りたいと存じます。さて、昨年3月に3市町村が合併して、新しい「奄美市」がスタートいたしました。まさに新市の「市制施行元年」として、歴史に刻まれる記念すべき年となりました。新「奄美市」が誕生してから11か月、初代市長の重責を担ってから10か月が過ぎようとしております。私は、就任の所信表明で、未来ある子どもたちに、自信と誇りが持て、大きな夢を与えること、そのことを政治の基本姿勢として、それに向けた確かな「奄美市のかたち」を職員と共に一丸となって築いてまいり所存であることを申し上げました。

とりわけ、この1年、真の地方自治は、住民の主体的な意思と責任に基づいて形成されるべきであり、市民の皆様のご積極的な市政参画と住民一人ひとりが相和し力を尽くす「共生と協働の意識」を醸成する仕組みづくりが重要である、との思いを常に念頭におき、全力を傾注してまいりました。そのためには、行政と市民の皆様との距離を縮め、情報を共有し、地域に住む人々が自ら考え、己を律しつつ、自立への行動を起こすための環境を整備することでありました。

昨年は、こうした理念のもと今後の奄美市の財政状況を包み隠さず公開したところ、意図するところとの相違から一部誇張された報道により、内外から大変注目を受けました。そのことで、市民や全国の奄美関係者に不安と心配を招いたことを、真しに受け止めております。情報を共有することは、ときにお互いの理解に差が生じることがあります。しかし、大切なことは、いかに市民参画の自治を構築するかであり、市民と共に力強く一歩踏み出すことが必要であると考えております。そのためにも、ひるむことなく、これまで以上に強い意思と決断をもってあらゆる施策を実行してまいり所存でありますので、議員各位さらには市民の皆様の一層の御理解をお願い致す次第でございます。

昨年12月、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性および自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本とした地方分権改革推進法が成立いたしました。しかも、安倍総理は、今国会の施政方針で権限と責任を地方に移譲し本格的な地方分権を進めるための新分権一括法案を2010年までに策定する方針を示しました。今回の地方分権改革は、明治以降の地方自治の枠組みを大きく変える歴史的改革であり、新しい自治時代の幕開けでもあります。しかしながら、こうした地方分権の本格的な推進は、一方で地方と都市の格差拡大につながりかねないとの懸念が残されております。特に離島の自治体においては、その影響は一層大きく、この加速する地方分権にどのように対応するか、効率的な自治体運営に向けて、その基礎体力を強化するための新たな自治システムの構築が求められています。

さて、2002年から始まった景気拡大は、戦後最大のいざなぎ景気を超え、今後も緩やかな拡大基調が続けると言われています。こうした景気拡大を背景に、大都市圏への人口集中はバブル期の様相を呈し、一方、地方は大都市への人口流出、少子化による自然減で人口減少が一段と加速しています。地方の宿命とも言えるこの社会構図に対し、地方は、いかに個性と優位性を活かした施策を展開し、その魅力を高め、若者の定住化を図るかが喫緊の課題となっております。

冒頭、平成19年度は「決断と実行」の年であると申し上げましたが、本市の財政が危機的状況にあることは御承知のとおりであります。この難局を乗り切るために、合併後いち早く行財政改革推進本部を設置し、行政改革大綱の策定に取り組んでまいりました。昨年は、民間委員による行政改革推進委員会から提言を踏まえ、平成21年度を目標にした行政改革大綱（原案）、奄美市行革普請を策定いたしました。現在、市民・議会の論議をいただいておりますことは、御承知のとおりであります。大綱（原案）は、「市民と行政のパートナーシップで自立（律）的な自治体経営」を基本理念とし、その実現に向けて、「市役所の改革」、「市民サービスの改革」、「市民と行政の共生・協働力」の3つの大きな目標を掲げています。私は、これらの取組は、新生奄美市の方向を明確にし、市民に対して必要な行政サービスを、今後とも持続的に提供するための仕組みを、どのように再構築していくかという改革であると考えております。

そのためには、まず内なる領域、すなわち私自身、その痛みを甘受することがリーダーの使命であります。また、苦渋の決断ではありますが、職員にも市民の目線に立ち、自ら改革の歯車としての役割を担い、痛みを分かち合ってもらう必要があります。奄美は、古くから集落、となり組が助け合う「結いの精神」が育まれてきましたが、この精神は戦前戦後の困窮する奄美の社会情勢の中から生まれたものでもあります。奄美市の、この荒波を乗り越えるには、今こそ、この精神に学び、行動を起こすことが何よりも重要と考えています。こうした状況の中で、私は平成19年度を「改革元年」と位置付け、行財政改革に取り組んでまいっている所存であります。

安倍総理は、今国会で「国の活力は地方の活力からである」と述べております。そして、自ら考え実行する地方に対し、「頑張る地方応援プログラム」として交付税で支援する方針を打ち出しました。今正に、地方は知恵の競争の時代であり、自ら地方独自のプログラムを立案し、地方の個性を伸ばす取組が必要となっております。

昨年、私は、新市まちづくりの重要なキーワードは、地域の活力は地域自らが担う地域力と、地域の宝を活かす地域ブランド、さらに市民が共に知恵と創造を発揮する「市民との協働」の3つの要素であると申し上げました。この3要素の具体的な取組が、昨年度着手した一集落1ブランド事業でもあります。将来は、各集落のブランドが複合的に活用されることで、観光産業をはじめ奄美の新たなリーディング産業として発展していくことを願っているところであります。

今年度は、きめ細かな施策を積極的に展開するため、推進体制の強化や内外に向けての情報発信など、さらに重点化を図り、推し進めてまいりたいと考えております。奄美市の持続的な成長は、まさに「集落の活性化にあり」、と言えるかと思えます。その意味からも、平成19年度を奄美市の「集落新時代」として位置付け、集落の再生に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、平成19年は、干支で申しますと丁亥（ひのと・い）の年ということになります。「丁亥」の語源は、「本来の姿の骨組み、社会の骨組み、家の骨組み、一人ひとりの責任ある未来への骨組みをしっかりと見据え、創り上げる年」を意味するとあります。

本年度は、奄振法延長に向けての総合調査、また奄美市として最初の総合計画を策定する年度でもあります。奄美市のみならず奄美群島としても重要な年にあたります。合併2年目の奄美市は、まさしく未来を見据えた奄美市の骨組みを構築する年であり、今年しっかりと土台を築くことで、やがて未来にゆるぎない骨組みに支えられた奄美市が築けるものと確信しております。

私は、これらのことを念頭に置きながら、伝統を尊び、常に前進をモットーに、市町村建設計画で位置づけられた将来像である「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷」の実現に向け全力で取り組んでまいっている所存です。以上の基本姿勢をもとに、平成19年度において、次のような重点施策を展開してまいります。

第1点目は、「健康で長寿を謳歌するまちづくり」の実現についてであります。

我が国の人口は、平成17年度に行われた国勢調査の速報値によると、戦後初めて前年の推計人口を下回りました。しかも、少子高齢化は一段と進行し、地域社会の活力の維持という点で大きな問題を提示しています。また、2007年問題とも言われております団塊の世代の大量退職は、社会を支える層と

支えられる層との構造的な変化を招いており、保健・福祉・医療全般にわたる抜本的な対応が必要となっております。

そのために、まず市民の健康づくりにつきましては、子どもから高齢者まで全市民を対象とした各種保健事業を積極的に推進し、安心して暮らせるまちづくりに努めます。また、自然特性や社会環境と長寿との関わりを検証し、市民の健康づくりを推進するため「巡る命のキョラジマ創造事業」を実施いたします。

介護保険につきましては、地域密着型サービスの計画的な整備を進め、住み慣れた地域で包括的に持続してサービスが提供できる体制を構築します。国民健康保険につきましては、収納率の向上と医療費の適正化を図り、健全で安定した経営に努めるとともに、予防の充実を図り医療費の抑制にも努めてまいります。また、診療所につきましては、地域包括医療やケア・システムの構築を図りながら市民の健康管理及び増進に努めるとともに、いつでも安心して適切な医療を受けることができるよう医療体制の整備・充実を図ります。さらに、在宅療養者の療養生活を支援し、健康の維持、管理及び増進に努めるため訪問看護事業を推進いたします。

次に、福祉事業につきましては、各種補助事業や単独事業の事業評価を行い、効率的・効果的な実施に努めてまいります。また、高齢者福祉や子育て家庭、障害者自立など、各支援制度の円滑な実施と利用促進に努めるとともに窓口サービスの向上など実施体制の充実に努め、一体感の醸成を一層進めてまいります。

児童福祉につきましては、乳幼児保育や延長保育、障害児保育などの受入体制の整備充実をはじめ、児童センター・児童館の利用促進など地域子育て支援センターとしての機能充実を図ってまいります。また、児童手当の増額支給や新たにブックスタート事業を全地域に拡大し、乳児期の情操学習の支援に努めていくほか、母子世帯の就労支援に取り組んでまいります。保育所運営につきましては、保育サービスの充実を図るため職員研修に努めるとともに、認可保育所と利用料格差が生じているへき地保育所の運営の在り方などを検討してまいります。新たに住用地区においては、土曜日保育を開始し、地域間の格差是正を図ります。

次に、高齢者福祉につきましては、保健・福祉・医療部門や民生委員及び在宅福祉アドバイザーとの連携を強化し、地域で高齢者などを相互に支え合う体制づくりの充実強化に努めてまいります。また、高齢者の持つ優れた技能・技術や豊富な経験を積極的に活用するため、シルバー人材センターや老人クラブなど、高齢者団体の諸活動の支援にも努めてまいります。平成20年度に奄美市で開催される「全国健康福祉祭 かごしま大会の民謡大会」が円滑に実施できるよう関係団体との連携を図りつつ、今年度はプレイベントを実施いたしてまいります。

障害者福祉につきましては、在宅及び施設サービスの充実に努めるとともに、サービスが適用されない発達障害者（児）に対しましては、乳幼児から成人期までの一貫した支援体制の整備を図るため、引き続き「発達障害者支援体制整備事業」の実施と内容の充実にまいります。

青少年問題につきましては、いじめ、非行、不登校、家庭崩壊など、諸問題の解決へ向け、地域、学校並びに関係団体との連携を一層努めてまいります。また、児童虐待への対応や要保護児童の支援については、新たに要保護児童対策地域協議会を設置し、事態の早期解決、未然防止等に努めてまいります。さらに、DV被害者の相談・保護については、昨年設置しました一時保護事業所で円滑な受入ができるよう努めてまいります。

生活保護につきましては、低所得世帯等の経済的自立に向けての支援体制の充実に努めるとともに、先任の面接相談員を配置し、他制度の活用や適切な生活保護認定が行われるよう相談業務を推進してまいります。

第2点目は、「癒しの観光を核にした産業振興のまちづくり」の実現についてであります。

昨年度、奄美の誇る宝であります自然と文化、長寿と子宝、そして特産品などの地域ブランドを複合的に活用し、新たな域内循環型産業を創出すると申し上げました。今年度はこれらの宝を文化としてとらえ、「奄美文化産業戦略」として位置づけ具体的な施策を展開してまいります。そのためには、集落

や校区単位等において一集落１ブランドを実践する体制の構築や活動の場の創出が必要になります。

まず、観光の振興につきましては、奄美ミュージアム構想との連携を図りながら、多様化する観光客等のニーズに対応するため、各観光拠点施設をネットワーク的に結ぶとともに、新たに一集落１ブランドと連携した地域交流拠点施設を整備し、通年型、周遊型、体験・滞在型観光の充実強化と質の高い観光地の整備を進めてまいります。また、名瀬港３万トンバースを利用した大型客船の誘致やタラソ施設の活用、スギ花粉の避粉地としてのＰＲに努め、新たな観光客の掘り起こしを図るとともに、スポーツ合宿などの充実強化と島唄の八月踊りなどの文化を生かした各種イベントの充実を図り、交流人口の拡大に努めてまいります。

２００９年７月の皆既日食に向けた取組につきましては、１８年度実施した調査報告書をもとに、受入体制整備を図るとともに今年度は観測適地でもあります、あやまる園地のトイレ改修を実施してまいります。また、今年度中にあやまる台地の利用計画を含めた北部大島の観光交流拠点施設整備計画の策定に努めてまいります。

次に、農業・農村の振興につきましては、地域特産の農作物を原料にした農工連携による新たな農業の展開や、農村集落の活性化を含めた総合的な施策を推進してまいります。そのために、農政部門の組織の再編を図り、生産体制の強化に努めるとともに、優れた担い手農家の育成、確保を図るため技術研修・営農指導及び経営指導に努めてまいります。タンカンやパッションフルーツ、スモモ等亜熱帯性気候を生かした果樹園芸の振興と付加価値のある加工品の開発やＰＲ活動を支援するとともに、サトウキビ目別経営安定対策に向けた各施策の推進とサトウキビ増産プロジェクト計画による植え付け面積の拡大に努めてまいります。畜産の振興につきましては、肉用牛農家の基盤強化を図るため、畜産基盤再編総合整備事業を引き続き実施するとともに、生産農家の育成に努めてまいります。

また、地産地消を推進するため、奄美市地方卸売市場や各地域の農林産物直売所・生活研究グループ等との連携を図り、安全・安心な地場農産物の供給に努めるとともに、高齢者等の生産活動や栽培作物の集出荷体制の支援に取り組んでまいります。モデル地域を選定し、農村集落における農地・水・農村環境等の総合的な保全活動を支援するとともに、環境保全型農業の推進を図るため、家畜排泄物及び黒糖焼酎粕等のバイオマスを有効利用した、たい肥の開発に取り組みます。

次に、林業の振興につきましては、引き続きあまみ木工の里づくり事業による地域林業の振興と地場産業の育成に取り組み、奄美産材を活用する企業グループ等の活動を支援してまいります。水産業の振興につきましては、離島漁業再生支援交付金事業の活用を図り、藻場の造成、漁場の生産力の向上、後継者育成など漁場集落の創意工夫ある取組を支援するとともに、水域水産物供給基盤整備事業を実施し、喜瀬漁港の基盤整備を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、中小企業の育成、経営安定に努めるとともに、雇用者の福利向上と雇用の安定に向けて各種支援を引き続き行ってまいります。また、末広・港土地区画整理事業と連動しながら、新たにまちづくり交付金事業（ソフト型）を導入し、事業活用調査、空き店舗対策、まちづくり組織の充実を図るとともに、通り会連合会、商工会議所などの関係団体との連携強化とイベント事業などを支援し、官民一体となった中心商店街の活性化に努めてまいります。

本場奄美大島紬の振興につきましては、「地域団体商標」（地域ブランド）としての商標登録の認定を機に、国内外に奄美産地として情報の発信を行うとともに、紬履歴システムなどの活用やすきすき紬デーの内容充実を図り、「紬の薫りがする街」としてのイメージアップと販路拡大に努めてまいります。特産品の振興につきましては、地域ブランドとしての「奄美黒糖焼酎」商標登録に向けた取組を支援するとともに、物産展等を通じて販路の拡大に努めてまいります。

地上デジタル放送への対応につきましては、今年度から地域情報通信基盤整備推進交付金事業を導入し、デジタル放送施設整備に向けた準備を進めるとともに、引き続き国・県への支援策の要望を行ってまいります。

第３点目は、「自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくり」の実現についてであります。

奄美市は、世界自然遺産登録に向けた、まちづくりと自然と調和した快適な生活空間を創出し、奄美

群島の中核都市としての機能拡充を図ることが必要であります。一方、近年は国内外で台風、地震などの自然災害による大きな被害があり、改めて災害に強いまちづくりの重要性を再認識しているところであります。また、防犯意識の醸成や自主防災組織の取組、飲酒運転撲滅などによる安全・安心なまちづくりは、市民生活すべての基本であります。そのため、すべての市民、特に高齢者の生活を守るため、災害などへの危機管理能力の向上、安全性の強化など各施策の展開が必要であります。

まず、公共下水道につきましては、名瀬、大笠利地区を引き続き整備推進するとともに、新たに赤木名地区の事業着手に向けた取組を進めてまいります。また、農業集落排水の整備につきましては、大川、宇宿地区の整備推進と住用町において整備計画の検討を行うとともに、農村集落での合併処理浄化槽の設置等を推進してまいります。水道事業につきましては、井根浄水場の平田浄水場への統合と役勝、西仲間簡易水道の統合に向けた取組を推進するとともに、笠利西部地区での簡易水道再編推進事業を引き続き実施し、安全で安定した生活用水の供給に努めます。

大熊土地区画整理事業、末広・港土地区画整理事業を継続して推進するとともに、新たに中心市街地において、まちづくり交付金事業を導入し快適な生活空間の整備に努めております。また、赤木名地区においては、県道改築事業と連動しながら「街なみ環境整備事業整備方針」に基づき、景観に配慮した魅力あるまちづくりを推進しております。

公営住宅につきましては、農村地区の定住促進と地域の活力を図るため、名瀬西仲勝地区に1棟6戸、笠利中金久地区に2棟8戸を建設するとともに、生活環境の改善を図るため、既存公営住宅の改修に努めてまいります。

また、臨時河川整備事業を引き続き実施し、6つの河川、名瀬根瀬部前田川や住用幸田川、笠利大井川・笠利城前田川・笠利里川・笠利節田川の改修を行います。

次に、道路交通につきましては、基幹道路及び生活道路の充実として小俣線街路事業及び赤木名・笠利線の継続実施と浦上・屋万田線、真名津2号線、伊津部勝・名瀬勝・小湊線、神屋・石原線、岸畑線、赤木名・土盛線の整備を推進するとともに、引き続き臨時地方道整備事業による21路線と手花部・前肥田間の臨港道路の整備に努めます。また、今年度は、新規事業として塩浜13号線の道路拡幅に伴う2車線化と交差点改良を行うとともに、国道58号おがみ山ルート of 早期実現に向けた整備を促進し、交通渋滞の緩和と歩行者等の安全対策に努めます。

海上交通につきましては、重要港湾であります名瀬港の整備を促進し、本土間定期航路や離島航路の維持向上に努めるとともに、山間港・市地区の整備と赤木名港の機能強化を図ります。また、トカラ列島と奄美大島間の沿海区域変更に伴う経済・物流の効果や課題に対応するため、関係機関と連携を深めながら取組を進めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、奄美群島の国立公園指定に向けた取組を強化するため、奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会と連携した推進体制の強化を図ってまいります。また、国定公園内におけるサンゴをはじめとした生態系を保護するなど、自然環境の保全と回復に向けた取組にも努めます。

さらに、資源循環型社会の構築においては、外海離島の条件を踏まえ、適正な処理システムの構築を図り、ごみの減量とリサイクルに努めるとともに、ごみ有料化の検討と併せ、新たに実証拠点地域を選定し、新聞・ダンボール等の古紙や缶類などの資源ごみなどリサイクル資源の回収強化に取り組んでまいります。また、現在流通しているエコマネー（地域通貨）制度の広域化を図り、「市民との協働」による地域の活性化に取り組んでまいります。使用済自動車の取組については、海上輸送費補助金申請処理の円滑化に努めるとともに、不法投棄の取り締まり強化と不法投棄車両の一掃に努めてまいります。建設工事で発生する残土の適正処理を行うため、第二建設残土処分場の適地選定及び環境影響調査に取り組めます。

国が進める代替エネルギーの確保と地球温暖化防止に向けた取組に対応するため、風力発電の整備を推進するとともに、「エコライフオフィス運動」や「省エネルギービジョン」に基づいた資源の節約と温暖化防止に向けた取組を推進してまいります。

次に、治山治水等の防災対策では、急傾斜地の崩壊対策事業の実施と河川改修による大笠利地区の浸

水被害の解決に努めるとともに、山間港・山間地区の排水路の整備及び戸玉地区での越波対策に取り組めます。

次に、防災情報につきましては、デジタル通信システムの円滑な移行と既存システムの改善を行うとともに、開設が予定されている地域FM放送との連携を図りながら、防災対策と行政情報の充実に努めてまいります。

交通災害共済事業につきましては、駐在員・嘱託員との連携による加入促進と適正な給付に努めます。また、消費者生活の保護につきましては、集落・自治会などを対象にした出前講座の開催及び奄美法律相談センターや弁護士等との協力体制により、訪問販売や電子商取引などのトラブルの未然防止と問題解決に努めてまいります。

第4点目は、「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」の実現についてであります。

文化力は、地域の活力を示す指標とも言われております。そのため、文化行政を総合的に推進する組織編成に努めるとともに、国が推進する「日本文化産業戦略」と連動しながら、奄美市における「文化産業戦略プラン（仮称）」の策定に取り組んでまいります。

昨年12月、昭和22年に制定された教育基本法の改正がなされました。今回の法改正は、様々な国民の議論を踏まえ成立いたしました。個人の価値を尊重し、その能力を伸ばし、社会発展に寄与するための教育の重要性は、いつの時代にあっても変わることはありません。教育基本法の改正により、今後、国においては関係法令の改正や教育振興基本計画の策定がなされることとなりますが、法律の立法趣旨を尊重し、各種施策の推進を図ってまいります。

まず、21世紀を担う子どもたちが身につけなければならないのは、「豊かな人間性」「確かな学力」「たくましく生きるための健康・体力」を備えた「生きる力」であります。

この「生きる力」を育むために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を認識し、連携を強くしていくことが大変重要であります。そのために、「共に生きる教育」のもと、児童・生徒一人ひとりに確かな学力の定着と向上を図り、心のふれあう生徒指導、食育の充実、調和のとれた児童・生徒の育成に努めます。これまで推進してきた地域に開かれた学校づくりや、豊かな自然や郷土の教育的風土に根ざした体験活動、地域の人材を生かした学習など、特色ある教育活動の支援を引き続き行ってまいります。また、小規模校特定認可制度や不登校適応指導教室、生徒指導に係る諸事業を継続実施し、小規模校の活性化や児童生徒の健全育成にも積極的に取り組んでまいります。さらに、「奄美市ふるさと創生人材育成基金」の充実と姉妹都市ナカドゥチェス市との交流を推進し、国際的な視野や地域の要請に対応できる人材の育成に努めてまいります。

教育施設につきましては、大川小中学校屋内運動場をはじめ、各小中学校の付帯施設の整備を進めるなど、各学校の年次的な営繕工事に努め、教育環境の整備を図ってまいります。また、就学困難な児童・生徒に対し必要な教育費の支援を行い、学校教育の振興を図るとともに、各小中学校に配備されたパソコンを活用し、さらなる情報教育の充実に努めます。

離島におきましては、高等教育機関・研究機関等の設置は、教育分野にとどまらず地域の経済等に大きな影響を与えます。そのために、昨年度に引き続き北部大島の魅力ある高校づくりに向けた支援策を講じ、大島北高校の活性化と生徒確保に努めてまいります。また、鹿児島大学との包括連携協定をさらに発展させるため、引き続き奄美サテライト教室の活動を支援するとともに、奄美地域の未利用資源を活かした研究開発を、大学と連携を深めながら取り組んでまいります。さらに、「南西諸島フィールド研究センター（仮称）」の整備につきましては、今年度策定予定の基本構想をもとに国・県への要望活動を行い、その実現に努めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、生涯学習基本構想を踏まえ、市民一人ひとりが「一学習、一スポーツ、一ボランティア」を目指し、家庭教育の充実と「奄美っ子育成プラン」をもとにした青少年の健全育成に努め、奄美市人材バンクの充実と活用で、人づくりの基盤整備に努めてまいります。また、青少年の体験交流事業といたしまして、長野県小川村との交流体験事業や群馬県みなかみ町との交流事業を引き続き実施してまいります。さらに、「生涯学習センター（仮称）」の構想を踏まえながら、県立図

書館奄美分館や他の機関と連携を図り、子ども読書活動推進計画の実施など、多様化する市民の学習ニーズへの対応を図ります。

地域文化の振興につきましては、文化団体等と連携しながら、地域の伝統文化の普及・拡大に努め、文化祭や市美展など市民の力をさらに活かした事業となるよう支援してまいります。また、笠利地区のグスク発掘調査や小湊フワガネク遺跡群の国指定に向けた取組など、貴重な埋蔵文化財の保護・保存・活用に努めるとともに、名瀬・住用・笠利地区に収蔵された文化財と各文化施設の活用方策について検討してまいります。なお、奄美振興会館と奄美博物館の開館20周年記念事業を開催いたします。

社会体育の振興につきましては、「総合型地域スポーツ（コミュニティスポーツ）クラブ」設立に向けた資料や情報の収集、調査等を実施してまいります。また、市民の健康増進・体力向上が図られるよう、身近で手軽にスポーツが楽しめる環境づくりにも努めてまいります。

第5点目は、「計画の実現」についてであります。

冒頭でも申し上げましたが、これらの施策を実現するためには、行政改革や財政効率化をさらに積極的に進め、健全で持続可能な財政運営を目指すことが必要です。そのためには、行政改革大綱（原案）、奄美市行革普請の推進が必要不可欠です。また、行財政改革の枠にとどまらない大胆な改革に向け、官民の役割分担、公共サービスの受益と負担、補助金や給付事業の在り方など、聖域を設けずに引き続き議論してまいります。

まずは、改革の3つの柱の一つであります「市役所の改革」では、財政健全化の一環として人件費の削減を行うこととし、市長の給与を平成16年1月の10パーセントに加えて、さらに12パーセントの減額を、助役の給与を平成16年1月の5パーセントに加えて、さらに10パーセントの減額を、教育長の給与を平成16年1月の5パーセントに加えて、さらに6パーセントの減額を、併せて自治区長の給与の6パーセントを減額することとしています。また、一般職員につきましては、国の示した新たな給与制度に移行するとともに、昨年10月からの調整手当を廃止し、さらに給与の削減を職員組合に提案している最中です。

次に、職員の定員適正化につきましては、国が示す「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」に基づき、集中改革プランの期限年度までに約670名に、行政改革実施計画（案）に基づき、10年後の目標を約500人と設定し、人件費の抑制に努めたいと考えております。

一方、歳入の確保としましては、収納率向上に向けた体制強化に努めるとともに、広報紙、ホームページ、公共施設等の企業広告掲載等の広告収入やネーミングライツ（命名権）の導入などを通じた歳入増への取組を推進してまいります。

また、組織機構につきましては、効果的な行財政運営を行うため、市民サービスに配慮しながら、組織の統廃合、再編等を行い、簡素で効率的な組織といたします。

改革の2点目の「市民サービスの改革」では、引き続き指定管理者制度の導入を推進するとともに、事務・事業全般の総点検を実施し、市場化テストを含めた民間委託などの可能性を検討いたします。また、各種事務事業の推進にあたっては、計画、実施、検証・評価、改善改革を体系化した「PDCAサイクル」による進行管理体制を確立させ、かつ的確に運用していくため、民間評価手法を取り入れながら政策決定、政策形成、行政評価といった各システムの整備・充実を図ってまいります。今年度は、より高いサービスを、いかに低コストで提供するかを追求し、それらに対しては「ゼロベースによる再チャレンジ」という観点から各種団体等に対する既存の補助金・助成金等をゼロベースとし、事業の緊急度、優先度、費用対効果等の検証を行います。

改革の3点目の「市民と行政の共生・協働力」では、まず行政改革大綱（原案）に盛り込んでおります、結い・家普請・道普請の精神を醸成することが必要であります。今年度は、住民参画のまちづくりを一層加速させるため、市民協働部門における組織の強化を図るとともに、公共施設の民間開放、複合利用を一層推進してまいります。また、今年度も引き続き国等の制度を活用し、NPOの活動を支援するとともに、新たに市民のアイデアや提言を施策に反映する提案型協働事業を創設し、協働になじむ事業を具体的に支援してまいります。

昨年度実施しました集会施設の点検作業に基づき、施設整備計画を策定するとともに、財政状況を見極めながら市民活動の拠点施設としての充実強化に努めてまいります。

出前講座につきましては、引き続きオーダーメイド（住民要請）方式を取り入れ、より深く住民の「知りたい」「聞きたい」「学びたい」という要望に応じてまいります。

市民協働のパートナーとなります地縁・血縁で結びつく町内会・自治会・集落、そして志縁（こころざし）で結びつくNPO法人や各種ボランティア団体とのネットワーク形成を図るとともに、それぞれの人材育成に努めてまいります。

合併1周年記念イベントとして「NHKのど自慢」「NHK朝のラジオ体操」等を開催し、市民との一体感の醸成に努めてまいります。

地域情報化の推進につきましては、近年の高度情報化の進展に対応するため、奄美市地域情報化計画（仮称）を策定し、電子自治体の構築、情報通信産業の振興、各種産業の情報化などに取り組んでまいります。また、今年度整備いたしました光ケーブル網等を活用し、福祉・産業・防災など各種行政情報の円滑な提供を図り、市民生活の利便性向上に努めてまいります。今年度は、戸籍事務の効率化・迅速化を図り、市民サービスの向上に資するため戸籍電算化システムを整備いたします。

男女共同参画社会の実現に向けては、昨年度実施いたしました住民意識調査をもとに、全庁的な取組を総合的かつ計画的に推進する「奄美市男女共同参画プラン」の策定に取り組んでまいります。

ここまで、本市の主要施策を申し述べさせていただきました。続いて、これらの主要施策の推進にあたり編成いたしました平成19年度予算案の概要について申し上げます。

国は、「平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続し、歳出改革路線を強化する」としております。このため、平成19年度の国の予算は、行政のスリム化・効率化を一層徹底するとしており、また予算配分の重点化・効率化にあたっては、「活力に満ちたオープンな経済社会の構築」及び「健全で安心できる社会の実現」に施策を集中するとともに、民間活力の活用による効率化、公共サービスの合理化・効率化を織り込む編成となっております。

地方財政につきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に増額するものの、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が見込まれているとしております。国が示した平成19年度の地方財政計画では、対前年度約208億円の減額であります。

地方交付税については、対前年度約7,046億円の減額、地方債計画では普通会計債ベースで対前年度約1兆1,645億円という大幅な減額が示されました。中でも臨時財政対策債は、約2,772億円の減額、地方から最も要望の多い辺地及び過疎対策事業債は、対前年度約78億円の減額となっております。こうしたことから、国は、歳出削減を一段と進め、徹底した行政改革を断行し、「筋肉質の政府」を実現するとしています。

このような財政を取り巻く厳しい状況を踏まえ、平成19年度奄美市当初予算につきましては、昨年度に引き続き「入るを計って出るを制す」を基本姿勢とし、国の歳出予算と歩調を合わせた緊急度の高い事業への重点配分を念頭に、「行政改革」と「市民との協働のまちづくり」を目指した予算編成としたところであります。

まず、議案第16号 平成19年度一般会計予算につきましては、284億9,057万1,000円となり、対前年度の当初予算に対しマイナス9.3パーセントの29億2,981万7,000円の減額の行革型予算となっております。

主な特徴といたしましては、投資的経費は、対前年度マイナス9.0パーセント、4億4,886万3,000円の減額、義務的経費のうち扶助費では、対前年度0.8パーセント、5,278万3,000円の増額、また公債費は、対前年度マイナス0.8パーセント、3,340万9,000円の減額となっております。人件費は、対前年度マイナス4.6パーセント、2億4,475万8,000円の減額であります。

次に、議案第17号から議案第30号の特別会計及び企業会計について、御説明申し上げます。

まず、奄美市国民健康保険事業特別会計につきましては、63億2,696万7,000円で、対前年度比約7.3パーセントの増となっております。この主な要因は、市町村拠出による保険財政共同安定化事業が新設されたためでもあります。

奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計につきましては、3億1,464万円で対前年度比約21.4パーセントの減となります。この主な要因は、入院等の廃止、医師の1名減によるものであります。

奄美市老人保健医療特別会計につきましては、52億6,397万4,000円で、対前年度比約4.3パーセントの減となります。この主な要因は、老人医療受給対象者の減に伴い、医療費が減額したためであります。

奄美市介護保険事業特別会計につきましては、43億9,840万7,000円で、対前年度比約3.9パーセントの増となります。この主な要因は、人件費の増及び保険給付費のうち高額介護サービス費等低所得者への負担軽減が伸びたためでもあります。

奄美市訪問看護特別会計につきましては、2,645万7,000円で、対前年度比約1.5パーセントの減となります。

奄美市笠寿園特別会計につきましては、2億1,867万3,000円で、対前年度比約0.8パーセントの増となります。

奄美市公共下水道特別会計につきましては、19億266万7,000円で、対前年度比約2.3パーセントの増となります。この主な要因は、大笠利地区の事業量が増加したためであります。

奄美市農業集落排水事業特別会計につきましては、6億482万4,000円で、対前年度比約2.7パーセントの減であります。

奄美市公共用地先行取得事業特別会計につきましては、3,921万円で、対前年度比約1.9パーセントの減となります。

奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計につきましては、2,983万円で、対前年度比約14.8パーセントの減となります。

奄美市と畜場特別会計につきましては、607万6,000円で、対前年度比約0.4パーセントの増となります。

奄美市交通災害共済特別会計につきましては、873万円で、対前年度比約1.6パーセントの減となります。

奄美市簡易水道事業特別会計につきましては、4億9,422万8,000円で、対前年度比約41.4パーセントの増となります。この主な要因は、笠利西部地区統合整備事業が本格化するためであります。

奄美市水道事業会計につきましては、11億9,387万6,000円で、対前年度比約3パーセントの減となります。

各特別会計及び企業会計の合計は、208億2,855万9,000円、対前年度の当初予算に対し2.0パーセントの4億744万5,000円増額となっております。また、一般会計及び特別会計、企業会計を合わせた予算総額は、493億1,913万円で、対前年度の当初予算に対しマイナス4.9パーセント、25億2,187万2,000円の減額となっております。

以上、市政運営に対する基本的な姿勢並びに平成19年度における重点施策、予算編成の概要を申し上げましたが、むすびに、21世紀初頭の今、地方、とりわけ離島に住む私たちには、全国との競争に打ち勝つ島人（しまっちゅ）の「力」が試されている、私はこのように認識しております。

国内では、自然災害や子どもたちをめぐる痛ましい事件、家族崩壊を招く悲しい事件など相次ぐ事件が発生しており、また国外では、環境破壊や宗教、民族対立など私たち社会が直面する状況は一段と混沌としており社会不安は深まるばかりであります。この激動の時代において、その先を見据え、力強く前に進む強い意思と機が熟するのを待つ忍耐力、私は、こうした「力」を先人に学ぶことが大切である

と考えております。

復帰の父 泉芳朗は、復帰前日を「越えてきた山坂の重畳（ちょうじょう）も、なめてきた生計のにがにがしさも、いまはすべて、耐えるにあたいしよう。はらからよ、頭上に素晴らしい日本晴」という一節で表現されました。先人達は、こうした果敢に挑戦し叡智を発揮し、時に大きな困難をも乗り越え、新たな時代を切り拓いてきました。祖国復帰を成し得たのも、リーダーの強い意思と勇気、そして成就するという「決断と実行」があったからこそだと確信しております。

私も、ひとえに、この先人達の精神力とふるさと島を思う気持ち、そして市民に尽くす心意気に学び、21世紀の輝く奄美市建設のため、高い志を持ってまちづくりに挑戦してまいりたいと考えております。今後とも、議員並びに市民の皆様、また関係する皆様のさらなる御理解と御協力をいただき、確かな「奄美市のかたち」を職員とともに一丸となって築いてまいり所存であります。

なお、各章の施策・事業の詳細については、別途作成いたしました「平成19年度の主要施策事業の概要」に掲載しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

引き続き、議案第31号から議案第33号まで及び議案第35号から議案第42号までの11件について、提案理由を御説明いたします。

議案第31号 奄美市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、笠利町屋仁地区において、移動通信用鉄塔施設の整備が完了することから、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第32号 市長等の給料の特例に関する条例の制定につきましては、現在、特別職の給料は、特別職報酬等審議会において答申された額となっておりますが、財政健全化のため取組として市長、副市長、地域自治区長及び教育長の給料を減額するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第33号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の制度に準じ、少子化対策の一環として扶養手当3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げるとともに勤務1時間当たりの給与額の算出方法について必要な事項を定めるため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第35号 奄美市保育条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成19年4月1日付けで奄美市立塩浜保育所の保育事業を廃止することに伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第36号 奄美市老人福祉会館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当該施設の休館日を変更するとともに使用料の見直しを行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第37号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成18年3月20日の市町村合併以後、奄美市の国民健康保険税については、名瀬地区・住用地区・笠利地区において税率の異なる不均一課税を実施しておりますが、平成19年度からは医療分及び介護分ともに税率を統一するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第38号 奄美市名瀬たい肥センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、たい肥の製品価格及び配達料金並びにたい肥原料の焼酎粕の処理料金について、新たに料金の設定を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第39号 有機農業支援センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、有機製品の価格及び配達料金並びに散布車使用料について新たに料金の設定を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第40号 須野ダム管理条例の制定につきましては、鹿児島県から須野ダムの管理を委託されることに伴い、当該ダムの適正な管理を行うため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第41号 奄美市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、名瀬処理区域の下水道料金を改定することに伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第42号 過疎地域自立促進計画（後期）の変更につきましては、本市は、平成19年度過疎対策室所管補助金に係る事業要望を実施しておりますが、当該補助事業の実施に当たっては、過疎地域自

立促進計画に事業の実施が定められていることが原則でございます。そのため、本市における過疎地域自立促進計画を変更し、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上をもちまして、議案第31号から議案第33号まで及び議案第35号から議案第42号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議の上、議決していただきますようお願いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（前田幸男君） 以上で、市長の新年度に臨む施政方針並びに各会計予算、その他各議案等に対する提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。（午前10時37分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前10時55分）

日程第2、奄美市行財政改革特別委員会の報告があります。奄美市行財政改革特別委員会委員長、平敬司君。

奄美市行財政改革特別委員会委員長（平 敬司君） 奄美市行財政改革特別委員会の報告をいたします。

合併後の新生奄美市の財政状況については、合併時における財政シミュレーションにおいて厳しい状況であることが示されておりました。このまま推移していくと財政再建団体に陥ることの可能性は大であると言わざるを得ません。

議会においては、このような現状を早期に改善するためにも、平成17年度決算審査、平成18年度予算審査等において、行財政に関する問題点の指摘や提言などを行ってきたところでありますが、依然として奄美市の財政状況は非常に厳しい局面におかれていることに変わりはありません。議会としても、この状況を打破するためには行財政に関して大鉈を振るう必要があると考えていたところであります。

現在、奄美市においては、状況打破のため、平成21年度を最終年度とした奄美市行政改革大綱原案及び実施計画（案）を策定中であります。これに歩調を併せて、議会の視点から見た奄美市及び議会自身の行財政改革全般について、議会独自の提言、提案をするため、平成18年第3回定例会において、奄美市行財政改革特別委員会が設置されたところであります。本委員会は設置後、平成19年1月12日を初回とし、以後週1回のペースで集中審査を行い、平成19年2月16日を最終回とするまで計6回開催いたしました。

以下、その審査内容につきまして御報告をいたします。

まず、議会改革であります。議会自ら身を削る覚悟で取り組んでいかなければならないということで一致し、次のような事項につきまして結論が出されました。

1. 在任特例期間について、先の特別委員会の結論を最大限尊重し、平成19年第1回定例会において、6月議会終了後自主解散する旨の決議案を提出する。6月議会において解散議案を提出する。2. 議員報酬について、議長・副議長・各委員長及び旧名瀬市議会議員は10パーセント、旧住用村・旧笠利町の議員は5パーセントを平成19年4月報酬から在任特例期間中はそれぞれ減額をする。在任特例期間以後の報酬額については、特別職報酬等審議会において、行財政改革の立場から論議の上決定してもらいたいということで結論付けております。また、あくまでも格差是正が基本であることなどの意見もありました。3. 議員定数について、20名、22名、24名、26名など議論が噴出したが、多数決の結果、定数26名とすることで結論付けた。4. 政務調査費について、在任特例期間終了後から政務調査費は支給するが、10パーセント減額して支給する。新たに収支報告書に領収書の添付を義務付けるとなっております。

次に、財政問題（財政基盤の確立）についてであります。経費削減、自主財源の確保、公債費、財政健全化対策などにつきまして議論がなされております。以下、各項目につきまして提案されました事項を報告いたします。また、細目については、お目通しをお願いいたします。

１．経費削減について、ア．補助金・助成金の在り方について、基本的に１０パーセント削減する。
イ．公共工事の在り方について、無駄、無理な事業を抑え、生活に直結した事業を推進する。ウ．入札・契約の在り方について、大型事業については奄美市に事業所を有する業者を一般競争入札に付すこと。

２．自主財源の確保について、ア．税収の確保について、徴収の数値目標を立てる。そのためにも、農業・漁業など収益を上げる事業を確保していく。イ．企業誘致について、高等教育機関の学部の誘致や産業興しのための研究施設の設置の検討。ウ．公有財産の有効活用について、遊休地を民間経営感覚で活用する。エ．公債費について、財政融資資金の繰上げ償還の検討をする。オ．財政健全化対策について、公共事業の１０パーセント削減、入札制度の改善及び人件費の抑制などが効果的である。

次に、福祉サービス及び行政全般について順次報告をいたします。

１．福祉サービスについて、ア．医療について、診療所はサービスの低下を来さないように健全経営に努め、将来は公設民営を含めて検討をすべきである。イ．福祉サービスについて、福祉サービス全般については調整段階なので、早期に見直しをしてもらいたい。

２．行政全般について、ア．予算編成の在り方について、継続予算の在り方、赤字予算を組まないとか、市民の声が十分聞けるようにチェック委員会を設けて、必要ものと不必要なものを見極めた予算の在り方にすべき。イ．給与制度について、ウ．職員数について、二人助役制については、必要性について真剣に考える時期だ。エ．職員の意識改革について、トップから部課長に順次意識改革をすべき。それが末端まで届くような取組が必要。機構改革は縦割から横に職員全員が取り組めるような組織にして、市民のための仕事と自覚を持たせる。オ．ＩＴ業務について、カ．特別会計について、キ．その他、市長交際費については、香典及び電報を廃止すべき。また官官接待と見間違うような支出はすべきでない。

最後に、経営感覚の行政についてと産業興しについて報告をいたします。

１．経営感覚の行政について、ア．公共施設の有効活用について、施設の開放の促進を図るべき。教員住宅を民間に貸し付けることはできないのか。和瀬分校の活用、市小中学校の空き教室の活用、また塩浜保育所、東城の診療所など処分できるものは処分し、貸し付けられるものは貸し付けるように有効利用すべきである。イ．民間活力の導入について、ウ．少子化対策について、教育から福祉まで全てを網羅した対策室の設置をすべき。エ．協働のまちづくり、補助金の支給基準をはっきりさせ、目的の収支徹底を図る。

２．産業興しについて、ア．農林水産業・本場奄美大島紬及び特産品・商工業・観光業など、産業振興につなげるために全課を集約する産業プロジェクトチームを作る。以上となっております。

以上で、奄美市行財政改革特別委員会で議論されました提言・提案等につきまして報告いたしました。今回の奄美市における行財政改革にこの特別委員会で出されました提言等がより多く盛り込まれ、行政と議会が一体となった行財政改革案が作成され、より実効性のある行財政改革が実現いたしますよう期待して報告いたします。

議長（前田幸男君） 報告はこれにてとどめ、お諮りいたします。

報告書整理及び議案等調査のため、明日２月２７日から３月４日まで休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、明日２月２７日から３月４日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

３月５日午前９時３０分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午前１１時０６分）

議長（前田幸男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は40人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますように、あらかじめお願いいたしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 榮 年男君の発言を許可いたします。

40番（榮 年男君） 議場の皆様、おはようございます。

2007年第1回定例議会にあたり、既に通告してあります諸点について一般質問を行います。

私も議会は、行政を批判し監視していく立場でありますので、執行側がどのような意図で何をどうやるのか市民への情報提供のためにも、平田市長の政治姿勢について質問してまいります。

昨年の第1回定例会で通告いたしましたが、時間が足りずに次回の一般質問へ回すことにしておりました、今回に回しました市長の政治姿勢について、「二人助役制は、奄美市民にあまり評判がよくないようであるが、市民への説明と二人助役の活用策について」と「奄美市職員の人事配置には適正なものであるのか（特に部長級の名瀬地区偏重）」の2点と「行財政改革の目玉は何であるのか」という項目が取り残してありますので、併せて質問してまいりたいと思います。

合併して奄美市となり、平田市政が誕生し、やがて1年が経過しようとしております。3市町村が合併したことについて、住民の間から実感として、誰のために、どうして合併したのかという芳しくない話ばかりがちまたでは聞かれることであり、評判の高い話にあまり聞こえない中で、第二の夕張市みたいな風評が全国を駆け巡りました。全国の出身者からも心配の声が寄せられている始末であります。

今回また平成19年度当初予算案が計上されました。しかしながら、合併初年度、平成18年度当初予算とあまり代わり栄えのしない予算構成だと思っています。

前回と今回の予算編成を見ていまして、施政方針の中身も平田カラーと言いますか、メリハリのきいた重点施策がぼやけて見えるのみでありまして、総花的な主要施策事業の説明を受けている感じがしているところでもあります。

新生奄美市の舵取り役でありますので、そのことはそのこととして具体性に欠けた中で、まず最初に改めて市長の政治に取り組む基本的姿勢と政治信条について伺いたいし、次回から発言席から質問いたします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。榮議員の「市長としての政治姿勢・信条等について」の御質問でございましたが、基本的に現時点にと限った形で主な答弁をさせていただきたいと思います。

合併した新生奄美市をどのようにして一体化を図って活力のある奄美市、地域にしていこうかということと同時にそのために行政としての在り方については、いかにして効率よく機能的な組織、人事配置をすべ

きなのかということは、当然に目標に掲げるべきものであります。

ただ、その目標に近づくのにはどうするかという点が問われると思います。合併協議会の中でも、最初は大島本島一円で一つの市という方向で進んでまいったところでしたが、その議論する中でいくつかの市町村が合併をしないということで、離脱の意思表示をいたしました。それやこれやで判断をしまして、緩やかな形での合併の在り方というものを模索すべきではないかという思いになりました。合併協議会で議論が十分にされていないという指摘もございましたし、しかし、そのことについては合併協議会の会長としてもっと具体的に意見を出していただきたいと常に申し上げていたことではありますが、かみ合わなかったのかなという思いもいたしております。

そういうことで、何とか合併については避けて通れない課題だというのは、またこれ共通の認識でございましたから、合併についての考え方についてはお互いに共通のものがあるということだろうと思います。そのことは、主に国の地方分権の推進と同時に、国からの財政の移動が今後期待できないと。自主財源の少ない依存財源に頼る我々の自治体としては、国の方針に沿った形で行政運営をより効果的に効率的に進めていく必要があろうとこのように判断をいたして、何とか合併をすることが大事ではないのかということで、議論をした結果、住用村と笠利町と名瀬市が合併するということになったわけであります。

したがいまして、合併後1年も経過して合併の効果が出ないじゃないかという御指摘についてであります。私もこのことは当然に認めております。むしろ市長として考えますことは、先般も申し上げましたように、職員にも申し上げているところですが、奄美市としてどうするかという観点を早く持っていただきたい。このように思います。このことが最も大事なことでないのかなと。そのもとにおいて、旧名瀬市、旧笠利、旧住用、どうなるかという議論をしていきませんと、それが逆に我がほう、我がほうはという心配が先に立ちますと合併の効果がなかなか表れないのではないのかなとこのようにも思っているところ。したがいまして、そのようなやはり地域の人達が持つ気持ちというのは大事にしなければならぬが、そのことをやっぱり早く理解を求めて一体感をつくり出していくということにしていきたいと、このように思うわけでございます。合併効果をあまり急いではいけないのではないのかというのが、率直な信条であります。一つ一つを解決していくことによって達成できるんじゃないのかなとこのように思います。

したがいまして、18年度予算についてはほとんど引き継いだ形での予算でございましたから、従来の予算編成とそう変わりはなかったと思いますが、ただ合併特例債による基金の造成ということと、いわゆる光ファイバー網によるイントラネットの整備、そして退職組合への加入ということなどが重なりましたので、このことが18年度予算は大きく増額になったということでこのように思っております。本年度はそのような特殊要因も、退職組合は別ですが特殊要因もなくなったので、20数億円の予算の規模のカットと、9.3パーセントということになったわけであります。予算の執行にあたって大変厳しい思いをすることは、先ほど申し上げましたように依存財源による予算編成でございますから、その中で交付税等がカットされていくということは予測できることでありますから、それをどのように補うかということとなりますと、やはり公共事業による補助事業の導入等において国の負担のある事業を導入することによって、ある程度の補完をしたいと。そのことによって、地域経済を下支えしたいということでもありますから、どうしても総花的にならざるを得ないのではないのかなという思いがいたします。しかし、これからも公共事業予算枠をそのまま続けていくというわけにもいきませんので、地域内における選別ということが強く求められるのではないのかなとこのように思います。

もう一つの柱として、効率のいい行政組織ということになりますので、引き継いで行財政改革を進めていかなければならないということでもあります。そういった点では、地域に及ぼす市の歳出というものは大変大きな影響を及ぼしますから、このことを配慮しながらいかなければならないということも考えておるところです。同時に、行政の縮小ということで、地域の活性化をどうつくり出していか、創造していくかということになりますと、産業の育成ということはやっていかなくやならない。この中には一次産業、農業・漁業はもとより第三次業としての観光産業の振興ということについては、鋭意取り組んでまいりたいとこのように思います。この一次産業、それから第三次産業の観光産業ということになりますと、合併し

た地域の広がりによる効果ということが期待できるのではないのかなという思いもいたしております。そういった点では、今後の大きな課題であるということで本年度から取り組んでまいりたいとこのように考えるところでございます。

以上であらましの答弁をさせていただきましたが、また個々のことについての議論がありましたら引き受けていきたいとこのように思います。よろしくお願いします。

40番（榮 年男君） ただいま市長の政治姿勢を聞きましたので、それはまた後ほど論議しますけどね。市長は去年も今年も施政方針の中で、「政治の基本姿勢として、未来ある子どもたちに自信と誇りが持て、大きな夢を与えること」等述べられております。このことにつきましては、5番目の少子化対策でまた論じていきたいと思いますが、全く質問と関係ありませんが、いつも議場に入って気になりますのは、この後ろのほうに理事者ロビーとありますが、理事者というのはどなたか特定の方を指されての理事者ですか。これだけ、質問とは関係ありませんが、お答えください。

後のほうに理事者ロビーとありますので、何のあれかなと思って尋ねたところです。誰もわからないようですので、誰もわからないような建物もあるのかなと思いました。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 議会の本会議・委員会をやる際の当局側、いわば理事者側ですね、ロビーとして位置付けられているというふうな経緯があるようでございます。

40番（榮 年男君） では執行部側はみんな理事ということで理解していいんですか。執行部側はみんな理事ですね。じゃ、そのような形で我々も対処していきたいこのように思っておりますので。

今も言いましたけども、また今日の議会でも気になるんですけれども、この議場だけじゃなくて後のほうにも幹部職員がいっぱいおりますよね。なぜこれだけの職員がいるのかなといつも不思議に思っているんですよ。これは市長が議会を招集して、市長の権限でいろんなことを出しますもので、市長から委託された職員方が補足説明のためにおると思うんですが、なぜ市長がこれだけの職員を集めないと議会が開けないのか、いつも私は気になって、そしてまた予算とか決算の審査の時もですね、各委員会です。本当にあれだけの職員が果たして必要なのかなと。住民のためにやるサービス事業が諸々あるのに、ましてや笠利地区からは予算審査とか決算審査になりますと、決算審査はもう現場に行きましたから、予算審査の場合には一課の職員が丸々来て、これは笠利町へのサービスはどのようになっているのかなと懸念したことがあるんですよ。それも後ほどの機構改革と絡めていきますけども、そのあたり市長はどのようにお考えですか。お答えをいただきたいと思います。

市長（平田隆義君） 急な通告にない質問でございまして、統一した見解でないということは心得ていただければなあとこう思います。日頃からこのことについては私たちも悩みの種です。統一した見解を求めて、それに的確に答弁するという範疇であれば、それぞれ任された段階の部課長で答弁が済むわけですが、それ以上の内容を求められた時には、やはり担当者でないとわからない点も多いのではないのかと。それをやっぱり予想して対応しているのではないのかなとこう思います。

したがって、できるだけルールとしてはもう少し効率的なやり方ができやしないかという思いは私も持っております。ある議員から「市長がどうして答弁しないのか」という質問というか話を聞いたことがございますが、やはり組織の中で市長が答えられる分と、そうではなくてその部署で責任を持っている部長が答えるべきものということは、できるだけ峻別しながらやっていくと。そのことは部長の職責という点を明確にしていくということでも重要ではないのかなとこう思ったりもするところです。そういった点で質問というか、協議のやり取りの中でどのような運営の在り方がいいのかということは議論をしていただければありがたいなと私も思います。

40番（榮 年男君） 私もそう思っています。私も思いますには、議員の質問・質疑に対する担当職員

の対応で、この奄美市議会に対して一見敬意を払っているように見えますけれども、実は奄美市の主人公であるはずの市民のほうには顔が全く向いていないと。議会対策だけやっているのかなということを痛感します。例えばですよ、今日から一般質問ずっと始まりますけども、担当職員が内容を聞いて来られますよね。これは職員にしては当たり前だといえども当たり前かも知れませんが、私は何で上司の答弁まで担当職員が原稿を書いてやらなければいけないのか、そこを不思議に思うんですよ。当然、幹部職員でしたらそれなりの答弁できると思いますので、また話飛びますけども、今、全国でも話題になっております宮崎県の東国原知事です。県議会のほうでも答弁のすり合わせをなくして、これは職員の方に指示して、やっぱりお互い緊張感を持ってやりましょうということをやっていますよね。ちょうど宮崎県議会も、僕も知っているんですけど、奄美市議会と一緒に42名ですよ。42名らしいですね。ということはやっぱりお互い緊張感を持たないと、馴れ合いでしておったら市民から本当に我々執行部も議会も何をやっているんだという批判を受けかねませんので、今もう実際受けていると思いますよ。馴れ合いのできレースをやっているんじゃないかと。そうじゃなくして、そしてね、僕は職員もいらないと言ったの。市長との政策論争をやりますから、個々のあれに対しては、いいですからいろんなことを聞いても、あなた方が答えるんじゃないですよ。市長の政治姿勢を聞いていますので、中身も含めてですから。そういうことにしていますので、今の、これまで後ほどの組織改革の中でも言いますが、今のことをどのようにお考えですか。後に職員がいっぱいいるでしょう。わかりました。じゃ、組織機構の中で再度詳しくやりますので。それでは、どこまでいきましたか、今度2番目の奄美市の将来ビジョンですよ。

市町村計画では奄美市の将来像を「自然・人・文化が共につくるきよらの郷」「太陽の恵みのもとでゆったりと暮らす人々が、自然の声を伝えていくまちを核として、地域に誇りを持てるまちづくり」「人づくりを中心とするまちづくり」「また訪れてみたくなるまちづくり」「自然と共生するまちづくり」と長々と4つ列記されていますが、今言ったことをすぐ復唱できますか。多分市民も誰も復唱できないと思いますよ。これは法定合併協で示されておりますが、これでは先ほど述べた市長の施政方針と一緒に総花的表現でということで一応私は書いておりますが、市民にとってすんなりと理解できるとは思いませんが、当然、市長が選挙公約で述べたこともあるとは思いますが、市長が思っている将来の奄美市のビジョンとして、いっぱいありますよ。けど、どういうことをやりたいのかですね。その都度やらないと職員も動けないんじゃないですか。そのことにつきまして、どのようなビジョンを持っているかですね、お答えいただきたい。

市長（平田隆義君） まさに市長が考えていること、目指すことをどのように予算に反映させるかということは、そのとおりだと思います。今言うように、文書にすればそのように長々となりますが、項目ごとにはそれに照らし合わせて予算編成をしていこうと。当然において、補助事業という話をさっきはしましたが、その点においてはかなりの公共事業だけでなく医療や福祉のことにおいても、国の示された範囲内でやらざるを得ないということになります。そのような形で申し上げた基本理念に照らし合わせながらどの事業を選んでいくかということが求められているとこのように思います。特に単独事業の予算の確保というのがもうほとんど見込みがございません。そういう財政の状況でありますから、なかなか文書と実際との整合性が見にくい点もあろうかと思いますが、文書に示されたそのような形の中で事業の選択をさせていただきながら予算編成を組んでいるということで御理解をいただければとこのように思うところです。

40番（榮 年男君） 市長には強くですね、せっかく3市町村合併して進んでおりますので、やっぱり明確にビジョンを持たないと、職員も市民もどこに向かっていいのかわかりませんよ。明確なビジョンを早急に示していただき、このように私は思っています。

次に、3番目の予算編成後における事務事業の執行経過の状況並びに管理体制をいかに把握しているかですね。これはもう市長ですので、先ほどからありますように個々の事業等についてのこの把握は多分無理だと思います。できないでしょう。これまた市長が細部の小さなものまで把握しておったら、これもう

仕事になりません、本当に。だから、各担当部署に任せるなら任せるで結構ですよ。だから、どのような形で担当者に任せて、だから大まかなまた把握をしないと、大きな事業とかはやっぱりトップが把握していないところは、このまち自体進みませんのでね。だから小さな事業等、例えば、例えばの話はいいですけど、後ほど言いますけども、だからいろんな、補正予算でも繰越明許費が出てきましたよね。このような大きなものはわかると思うんですよ。市長がわかる範囲ですね。だから、それもみんな個々の担当職員に任せていたんだろうと思います。その中でどういう、金額によってしているのか、部課長に、そして担当・係に任せているのかですね。このような事務事業というのは日々流れていますのでね。それはやっぱり管理体制というのは必要だと思いますよ。その管理体制がどのようになっているのかですね、お答えいただきたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今、お話がございましたのは、予算編成作業の話とそれから執行管理の話、両方だろうと思いますが、予算編成は置きまして、執行管理の話で申し上げますと、予算が成立をしました。その後の管理ですけども、その管理につきましては基本的に進行管理表というのを各部・課で作成します。それは各月別にこのような流れでいこうというのが基本的にございます。そうした上で、それがどういう評価をやった後のしなきゃいけないかというのを事務事業評価という表し方をしていますが、評価を行うというところまで流れは年度単位でいきます。その流れの中で、責任者は今おっしゃった誰であるかということですが、部長がその部の把握を全て行くと。これはハードもソフトもです。ということが基本的なスタンス、位置付けでございます。そうした上で、今、市長はというお話でございましたが、助役、市長とそれぞれの重要事項、その他、進行管理に伴って起きた偶発した事項等々、適宜部長を中心に部長・課長・係長で市長・助役と相談をしながら進めるということが基本的な流れでございます。

40番（榮 年男君） 流れは大体わかりました。資料要求しました繰越明許の資料が届いていますので、これ見ますとですね、これ来ていますので多分市長も御存知だろうと思います。全予算とも繰り越された費目があるんですよ。こう言ったら語弊がありますが、百万円ぐらいの単位で支出して億の金が次年度に、末広・港土地区画整理事業ですけども、国庫支出金が1億7,000万円、市債が7,100万円と翌年度繰越ですね。これいろんな繰り越された理由もあります。ちょうど4つありますけども、果たしてこのようなことが、これは毎回質疑もしましたがね、毎回このようなことで管理体制がなっているのかと思ったんですよ。国の事業とか、用地買収とかいろいろやっぱりこれは対人がありますので、難しい面も多分あると思います。そして、国の補正予算で急ぎょ年度末決まったというのは理解できますけども、当初予算で決まっていって当初でやっぱり事業計画を立てていたんですので、これを毎年毎年同じような流れで、去年も同じ、今年も同じ、また来年も同じかなと思うと、本当に果たしてこれが執行管理体制がなっているのかなと私は思いましたので、再度ですね、これはもうやむを得ないものですか、行政として。やむを得ないんですか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） なぜ繰り越しするかということにつきまして、今おっしゃいました4つ、ほぼ毎年度、分類しますと4つになりますね。申してよろしいですか。1つめが、今おっしゃった国の補正、ゼロ国債をはじめとするそういう補正に伴って繰り越さざるを得ないという事業認可の遅れ、こういったのが1つですね。それからもう1つは、今おっしゃった用地交渉。3つめが、地盤・資材等の問題による工法の見直しと。4つめが、施行工事とほかの工事との調整。これらが私たちがお示ししている分類でございますが、当初からこれはそれを想定しているわけでございまして、年度途中で結果としてそのようなことが生じて繰り越さざるを得ないという判断に至って、それぞれの事情があつて繰り越しをするわけでございますので、そここのところを御理解いただきたいと思います。

40番（榮 年男君） やむを得ず繰り越さなければならないのは、これ理解しましょう。けどやっぱり怠慢であつたらいけませんので、やっぱり怠慢のないように事務事業だけは遂行して、当初予算で決めた以上はやるのがプロの職員ですよ。だと思います。そのことで是非、気を引き締めてやっていただきたい

など申し上げておきます。

次に、4番目の重要事務事業の決定プロセスですよ。いろんな事務事業を決定するためには、やっぱりどこかで決定するわけですね。だから、例えば本当に重要なものはもう、最終的に決断するのは市長ですので、市長が決断するんですけどね。やっぱり細微なものは係長クラス、そして課長クラスと上がってきて、助役と部長あたりで決定するか。いろんなプロセスがあると思うんですけども、そのプロセスがどのような形で、旧笠利町は庁議がありましたが、この奄美市となってどのような流れで決定されるのか。そのことにつきましてお答えいただきたい。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 奄美市としての庁議の仕組みなんですけど、これは規程で定めておまして、4種類ございます。一番トップマネジメントを発揮する分類から申しますが、政策会議というのがございます。これが一つ目です。これは、市長・助役・教育長・区長から構成をいたします。市の将来構想、長期計画、事業施策、これを適宜判断をするというのが政策会議です。それから幹部会というのがございまして、これが先ほどの政策会議のメンバーに部長を加えて、今回のような議会に提案する議案・予算・決算、そういった基本的な事項は全てこの幹部会を通しますし、ほとんど主なものは調整項目の395項目の調整とか行政改革とか、全て幹部会をクリアして皆様方にお示しをするというのが幹部会議でございます。そのあと実務レベルとして、三つ目が調整会議というのがございます。一つの課のポジションで解決ができないテーマ、これを具体的な例で言えば収納対策の向上は税務課だけじゃなくてほかの課と連携しないといかんとこんな話になるんですが、こういったのを適宜担当課から企画調整課に会議の申し入れをいたしまして、日程調整をして関係課が集って調整をするという会議が三つめでございます。四つ目が、部課長会議というのがございます。これは基本的には決まったもの、それから協議した項目等を、あるいは1週間の日程表、その他諸々の案件を円滑に推進するために、事務連絡を兼ねた会議ですが、部課長会を定例化をしていくと。それで部課長会は定例です。毎週1回、それからほかの会議は適宜行っているということが実情でございます。

なお、政策会議につきましては、私たちも新奄美市になってから初めてのことでございまして、どのあたりまでが政策会議かというのが十分把握できずに、ほとんどもう幹部会で済ませておりますが、今後、幹部会と政策会議のけじめなり仕分けなりをきちっとしていけたらなあと思っております。

40番（榮 年男君） 理解しました。市長ですので、公約を立てて市長になっていきますので、市長の公約は重いものですよ。それに基づいてやっぱりやっていくのも大切であろうし、またそれに基づいて職員の方々も普段のこともやっていかなければならないだろうとは思っています。そのことをやっぱりこの政策も、いろんな事務事業の決定のプロセスもこのような形で、今のよう形で幅広くやる必要も、必要があるからやっぱりやるので、是非、これにつきましては2番目のほうでまた述べてみたいと思います。

次に、少子化対策ですね。少子化対策ということで国のほうも、なかなかエンゼルプランとか新エンゼルプランとかいろんなことを打ち出しても、なかなか人口増にはつながっておりませんよね。本当に残念なことですけども、幸いにして平田市長が去年から今年に、冒頭でも言いましたようにやっぱり子どもたちの未来が託せるような、誇りを持てるようなことが、もとをただせばやっぱり少子化対策につながってくるわけですね。子どもが産まれてこないことには話になりませんので、そのことで幅広く論議するとこれは少子化対策でも、市長の最初の政治の基本姿勢でこれ載っていましたので、市長これ話されるのかなと思っていましたけど話しておりませんので、市長は去年もこれを出していますので、やっぱりこれ一つ出すことによって奄美市全体が違ってくると思うんですよ。これトータルだと思うんですよ。若者の雇用から、若者がいないとまた子どももできませんから、ここでまた失言してはいけませんけど、「女性は子どもを産む機械だ」と言った厚生大臣もありましたけど、これ失言をしてはいけませんけど。やはり、若い人たちが雇用の場があって人口増にもつながるでありましょうし、また出産の場所ですよ。最近、奄美市でも産婦人科医が閉じましたね。やはり、この奄美市を日本に誇れる子育てができるような環境にするということでも、一つの大きなポイント、インパクトがあると思うんですよ。スポーツとか、例えばの話

でこの少子化対策を出したんですけどね。例えばの話で、僕が言いたいのはこれですよ。市長、インパクトがあるのは何かと。観光ですよと言ったら、観光にみんなつながっているいろんな施策を観光に結び付けていったんだから、この少子化対策を言えばですね。だから、日本全国どこから奄美市に来て産みやすい環境、だから産婦人科医も含めて産みやすい環境ですね。そして、これはすぐ来て、奄美で産んで補助金というのは無理ですけども、やはり難しいお産ほど費用が高くなるんですね。だから、その分はみんな個人負担ですので、そこあたりも奄美に行ったらどういうお産でもできると。やっぱりそのようにしていったら、当然、さっきも言いましたようにＩターン・Ｕターン者の職場の確保もしないといけないので、トータルにしていったらまた幼稚園・保育所・小学校・中学校、みんなつながっていきますので、そこらあたり本当子どもが産みやすく育てやすい環境ですね、せっかく市長がすばらしい政治の基本姿勢を持っていますので、そのことにつきまして市長自身がどのように対処されるお考えがあるのかですね。現に困っていますよね、お産の人。県病院と名瀬徳洲会病院しかないんでしょう。やはり、このようにお産ができる医師の確保とか、いろんなことからつながっていくと思いますので、そこにつきまして市長の姿勢をお示しいただきたい。

市長（平田隆義君） 少子化対策という点では、奄振法でも奄美の子宝という地域で子どもたちを育てていこうというこの習慣・風習と言うんですかね。これを大事にしていこうということと併せて、どうすれば今後子どもを産みやすい環境になるのかということで、今、取り組んでいるところですが、産婦人科医の件については、何分にも全国枠で足りないという状況のようで大変苦慮しているところです。それと同時に、数字確実には把握しておりませんが、救急搬送する時が多いんですね。これやっぱりお産に関わる急患搬送が主になってきたということが見えています。ですから、子どもを産みやすい環境、医療の面から、生活の面から、いろいろな点で考えていかなきゃならないんじゃないかなとこう思っております。

もう一つ、国会のほうでも何か議論が出たようですが、助産婦さんの在り方、これによってある程度補うこともできるのではないのかなとこのようにも思っております。と同時に、国のほうの話ですが、お産に対する医師の責任体制、損害賠償という問題がかなり多くあるようでございますから、それらをどうするかということで国のほうも対応をしておるところであります。子どもを産む人の対応、それからそれを手助けする医療の側の対応、こういった点が相まってやはりいい成果が出るんじゃないのかなとこう思っているところです。地域としてやるべきことについては、そのようなことなどを考えながら市の行政としては今言うように、保健師やら助産師・看護師、こういった関係の職員の充実ということが求められてきているのではないのかなとこのように思っているところです。

４０番（榮 年男君） 少子化、これは全国一般的な話で聞きますけども、だから国に先駆けて奄美市に行ったらとできるような環境をつくれれば、奄美市の目玉になるんじゃないですかということを言っているんですよ。だから、国が今、助産婦というこれは知っていますよ。新聞等にも、今、助産師がもういろんな裁判沙汰になって、もう引き合う引き合わないは別にして、やっぱり産婦人科としてはもう成り立たないような感じで全国にもあるわけですね。これは奄美がやりますよと手を上げたら、やるんじゃないですかということを言いたかったんですよ。これは市長の今後の宿題として持っていてください。せっかく立派な施政方針を出されておりますので、子どもたちにやっぱり夢のあるようなことを、そのために是非してもらいたいなと思っております。

時間がありませんので次に移りますけど、行財政改革についてでありますけど、この質問をしようと思って、奄美市の市町村建設計画というのをを見ましたら平成１６年の１２月に出たのが原案でですね、平成１７年３月に出たのが、これはきれいに印刷製本されたやつですけども、この財政計画と言うんですか、両方見比べますと、やはり数字というのは本当にでたらめだと思うんですよ。原案のほうで、平成１８年度の予算が３９９億２，９００万円で作成されておりますけども、平成１７年のやつを見ますと３２４億円と。がくっと何で何か月の間で同じ原案から印刷に変わったらこれだけ変わるのかなと思って、数字というのは本当にでたらめだと思いました。これ中身を見ますと地方交付税が１４０億円を原案で見込んで

いましたけども、この印刷された所は108億円ですね。だから大体予算と合っているんですよ。これで住民に説明されたんですよ。140億円で住民に説明されたんですよ。これだけ違ってきたと。ほとんど31億円から21億円の違いが出てくるんですよ、地方交付税だけで。そして、国・県の補助金も、国の補助金が8億円、県の補助金が5億円から6億円ですね。減額された形で載っています。やっぱりこれでも甘いのかなと思っています。けど、これはただ単に合併特例法のある10年間だけですよ。その中を見ますと、特例法が消える平成27年度にはがくっと落ちて92億5,000万円まで落ちるんですよ。この割り振りをしますと、旧名瀬市が58億8,800万円、大体60億円。住用が12億円、笠利が21億円ということで、これまではこの3市町村の算定で見れますけども、28年度以降は、私がざっと計算しても最低でも20億円は5年間減るんですよ。そのあれをどのように考えているのかですね。この財政計画見ましても平成25年度までは赤字ですよ。赤字で、ようやく2億円いくらの繰越しが出て、20億円って5年間で20億円を返済するのは毎年4億円を削って、やっと70億円から60億円の地方交付税にならないと落ち着かないわけですので、だから今は甘いあめでいいかもわかりませんが、11年目以降はこれだけ減ってきます。このことを全く触れておりませんですね。そのような財政計画をどのように考えているか、お答えいただきたい。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 合併の際の合併協議会での今おっしゃいました建設計画の数値のその前の部分と最終的な部分、そして今後のことについて申しますと、今度の9月をめどにという形で皆様にお示しておりますが、今、建設計画でお示しましたシミュレーションを9月において財政計画に沿ってさらに変えるという作業が続いていきますので、これからも数値が変わります。なぜ変わるのかと言いますと、もう御承知のように小泉内閣以降の「骨太の方針」というのが、毎年毎年その時の経済状況、他国との状況において変わってきました。そうして「三位一体改革」の中で変わっていくし、その中で当然交付税も変わっていきますし、その上で今おっしゃった合併を促進するために特例の法律もできて、そうして今回この夕張の関係もあって、財政破綻法とかいろんな形で法律体系も変わってきますので、どうしてもこの数値は変わるということをやっぴり前提に議論をしていかないといかんという気がいたします。

もう一つは、今後の10年とそのあとの話なんですけど、今おっしゃいましたようにここ数年は基金で繰入れをしていきますけども、そのあとは赤字決算です。これをどういう形でこの10年間をもっていつて、そのあとするかということなんですけど、国がこの合併自治体に対して約束していますのは10年です。合併後10年間にその自治体が自立できるようにということが国の基本ですので、赤字決算をずっと続けるという想定で国は考えているわけでありませんので、それまでには赤字決算をなくして自立をするというめどをつけないといかんということです。10年から15年の間になだらかに少なくなっていく中で自立を本格化させていくという形になるわけですが、ずっと発足以来議論がありますように、それではいきなり自立の財政構造にもっていつていいかと。ストンと落っこしていいかというようになりますと、合併の意義、その後の経緯からしまして、緩やかにこの財政規模は縮小の中にもっていかざるを得ないという、またそういう事情もありまして、今おっしゃいましたことは共通認識だと思いますが、そのような予算編成なり財政健全化計画を策定していくということが基本的なスタンスじゃないのかなと思っています。

40番（榮 年男君） 時間がありませんので、これもまた最後にしますけども、5番から4番と逆にいきますので、バランスシートが広報「奄美市だより」2月号でせつかく示されておりますよね。だから、これやっぱり是非ですね、奄美市の職員の方々が財政を知るために本当に置かれた立場ですね、ひとつ是非生かしていただきたいと。これは総務課長も財政課長も、せつかく作って、たまたま僕も目にして、これはすばらしいものができたなと思っています。だから、是非これを生かしていただきたいと。これはもう要請だけしておきます。

そして、次の笠利町の診療所ですけども、これはまた言うと話長くなるからあまり言いませんが、これはもう自治体で診療所運営というのはなかなか難しいんだろうと思っています。そしてまた、これは笠利

の診療所に限って言いますけども、もう早く住用並にもっていくべきか。赤木名地区は、民間の病院も近くにありますよ。だから一般の市民の方々、特に僕ら笠利からいってもどこの病院でも構わないんですよ。けど毎年していただけるのは、毎年3,000万円から4,000万円の繰入れをしないと成り立たないというのが実情ですので、やはりそこらあたりは先ほど言いましたように、やっぱり合併していたらこれは削るべきところは削らないといけないと思いますので、その形で市長には今から改革案を本当は聞きたかったんですけどですね。それだけは、今は何とか持ちこたえることはできていると思っています。しかしながら、長い将来的な目で見ると、やっぱりこれも考えるべき時もくるんじゃないかと思っています。国民宿舎のあやまる荘もそうでしたけども、これは早々と取り壊したからあれですけど、そのことで是非、医療の充実ということはこれはもう基本認識として確立して、やはりこの職員の方々、在職されている職員の方々もやはりこれ相応の対応をしなければいけないだろうと思っています。

もう本当に時間がないから、これも飛ばしますけども、果たして本当に二人助役制が、市長が考えているような二人助役制ができたのかなと私は疑問に思っています。だから、自治区長ですね、自治区長も、私はこれが設置される時にも旧笠利町の議会では反対しましたよ。もう屋上屋を重ねるからこれはもういらんじゃないかと。どっちみち財政が悪い所が合併していかなければならないのに、そこをやっぱり考えるべきじゃないかなと。思ってしまったけれども、それとこの間、自治労の方々が座り込みまでしましたよね。これ当然だと思いますよ。やはり職員の方々もついこの間、給与の凍結から削減されて、この職労のほうにも載っていますけども、職員が本当に一生懸命仕事をしたからこれ出たんですよ。このもとは何ですかと言ったら、やっぱり市長が命令したから職員が仕事をしたんでしょう。職員が仕事をしたから財政がいろいろ出たと言ったら、そうですよ。一生懸命やった職員が、何で自分たちが蹴られなければいけないのか。あの責任は、市長プラス幹部の職員が取るべきだと私は思っていますよ。そうじゃないですか。職員はついこの間、給与を凍結して、またさらに5パーセント、10パーセントですよ。そして三役より余計なカットをしなければならないのかなと思っていますけども、そのあたりは次に述べます。

公共事業も本当に時間がないからあれですけども、果たして末広・港の土地区画整理、私、3日の日に行ってきましたが、まだまだ住民の合意を得ていない事業じゃないですか、あれは。本当、住民のコンセンサスを得ていらない、さっきも言いましたのは議会の決定プロセスもここで絡んできますけども、だから誰が、はっきり言いまして笠利町の議会の中、市長の施政方針にも載っていないですよ、見ましたら。「おがみ山ルートを整備します」と今年の案ですよ。この末広・港のあれは一言も載っていません。時間が来ました。本当に切実な、末広・港の区画整理事業というのは当事者にとっては本当に死活問題ですよ。これを本当に、市長も当然、市長が説明会に来られて、その方々に自分はどうしたいかということを申し述べて理解を得るのかなと思ったら、市長じゃなくて、ただ田中課長が一人で四苦八苦していましたよ、答弁して。このような流れで果たしてこの事業がうまくいくのかですね、本当に疑問に思いました。ほとんどの方々が賛成していないのに賛成されたような形で丸されたとか話し聞いたんですね。

議長（前田幸男君） 以上で、無所属 榮 年男君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時32分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、南風会 平 高市君の発言を許可いたします。

24番（平 高市君） 皆さん、こんにちは。初めての登壇でありますので、少々時間をお借りして私見を述べさせていただきます。

いじめによる子どもの自殺や虐待など痛ましい事件が今でも相次いで発生し、多難なその年にふさわしい世相を象徴する昨年の漢字に「命」と決まりました。

中央では、昨年9月の自民党総裁選挙において安倍晋三氏が当選し、戦後生まれでは初めての最年少の内閣総理大臣が誕生いたしました。「美しい国づくり」を目指して、日夜活躍しております。

なお、衆議院議員鹿児島2区選挙区では、徳田 毅代議員が12月20日に自民党入党が決定し、同党の第2区選挙区の支部長として、奄美群島の発展のためにますますの活躍を大いに期待しているところであります。

明るい話題といたしましては、昨年9月6日に秋篠宮紀子様が男児の悠仁様を御出産されたことであります。皇族として41年ぶりの男児の皇族誕生に、全国に大きな喜びを与えていただきました。悠仁様の健やかな御成長をお祈り申し上げます。

さて、奄美では平成の大合併の中で、旧名瀬市・住用村・笠利町が3月20日に合併し、新生奄美市が誕生いたし、間もなく1年を迎えようとしております。特に他地域では例を見ない飛び地合併として、歴史的な転換期を構築しようとしております。厳しい財政難という課題を、行政・議会・市民が一体となって打開策に努力していかなければなりません。合併に伴う新奄美市の初代市長に御就任なされました平田市長は、財政的に大変厳しい課題を乗り越え、奄美市のさらなる発展のために今後合併後2年目の活躍を大いに期待しております。

それでは、通告してある諸点について一般質問を行います。

まず、一般質問主題の1、市長の施政方針についてであります。

(1)で、農林水産業の振興の中で、平田市長は平成19年度の重点施策として、農林水産業の振興として地域特産の農産物を原料にした農工連携による新たな農業の展開や、農村集落の活性化を含めた総合的な施策を推進するため、農政部門の組織の再編を図り生産体制の強化に努めるとともに、優れた担い手農家の育成確保を図るため、技術研修、営農指導及び経営指導に努めると述べられておりますが、農政部門の組織の再編についてお伺いし、次の質問からは発言席から行います。まず市長の答弁を求めます。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 平議員の質問の農林水産業の振興という点で答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、また議員の認識も一緒だろうと思います。我々のこの奄美の地域における第一次産業の振興、これは本当に重要な位置を占めているものとこのように思います。これから国の行財政改革は、地方への国家予算の配分ということが減少していくということは、大方の皆さんの一致するところであります。そういった点で、地域の活性化を産むには地域の産業が何よりも重要であります。その中で第一次産業の振興・確立ということは、当然に見込められるところでもあります。

施政方針でも述べましたように、そういった点では奄美市において農政部門をどのように位置付けていくかということで、今、担当のほうの意見などを聞きながら調整をしていこうということで考えているところです。この件について、農政部門の組織上の在り方については、私からも担当のほうに提言をいたしておるところです。

今、3総合支所で3課1室12係ということで進めておりますが、まだまだこの一体的な取組という点で十分に機能していないのではないかという思いがいたします。そういった点では組織を少し変えてみて、重点的に施策は展開できるようにする必要があるのではないかということを提案をしているところであります。

組織の面も当然であります。内容と言いますか、地域のことと照らし合わせてみた時には、大きく分けて農産物の移出してよく言われる外貨を稼ぐ農産物ということと、地元で消費を高めていくため、いわゆる地産地消の在り方、こういった点に分かれてくるのではないのかなとこのように思うところあります。こういった点を踏まえながら、この農業部門の振興を図ってまいりたいとこのように思います。

そういう中で、「農工連携」という言葉も出てまいりました。もっとも工夫を凝らすことによって農工連携による地元の消費の拡大と同時に、輸出農産物としての1.5次産業と言われた時代がございすから、この確立を求めていかなければならないのではないかと思うところです。併せて、農

業農村集落をどうするかということがまた当然に問われてくることでありますから、農村集落の活性化に向けては一集落で一つの宝を是非みんなで育てていくことをしていただきたいということで、「一集落１ブランド」ということを提言をしておるところです。このことについても行政と集落の皆さんが一体となって検討を加えて、確実な実績が出るようにしていきたいとこのように思っております。そういった点で議会の皆さんの御指導やまた御理解も仰がなければならないこともあろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、個々のことにつきましては担当のほうで答弁できるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

２４番（平 高市君） 笠利地区では、大型製糖工場、たい肥生産施設、それから育苗施設、農業用水として大きなダムを有している。まさに奄美市では、３地区の中でやはり農業主体となるのは笠利地区ではないかと私は認識しております。今、笠利地区では１月から３月までの期間はサトウキビの生産期もありまして、年間で一番活気がある時期でもございます。そこで、合併に伴い農村部の衰退をするという組織の機構は絶対やってはならないと私は考えておりますが、その点について何かございましたらお願いします。

市長（平田隆義君） 先ほど申し上げましたように、農政を振興していくための組織の在り方をもう一度検討してみようということであります。笠利を中心とした農政の推進ということだけでは、なかなかうまくいかないだろうこう思っております。そういった点では、住用地域の農業振興、従来の名瀬地域の農業振興ということをやっぱり総体的にとらえていくということが求められるのではないのかなとこのように思っております。そういった点では、例えばすでにスタートしておりますように笠利地区においてはサトウキビの生産をもう少し上げることと、中央青果の出荷状況を見てももう少しそ菜園芸の出荷ができるのではないかという思いでいつも見ておりますので、こういった点の増産の在り方、こういった点を考えなきゃいけないだろうと思います。

住用のほうはこれまでもサトウキビを生産しておりますが、地形的に見てもまたサトウキビの取り組み現在の状況を見ましても、サトウキビ生産ではなくて酪農と申しますか、牛の生産にある程度傾斜していてもいいのではないのかなと。牧草地としての位置付けなどはいいいのではないかとこう思ったりもしているところです。ここらへんを念頭に置きながら、住用は「果樹の村」と言われたわけですから、このことを大事にしながら畜産の振興ということと同時に、向こうも以前からそ菜園芸については非常に手掛けた形跡がございます。それが大きく芽生えていないというところもあるんじゃないのかなとこう思ったりもしますので、従来のそういった点を伸ばしていくということではないのかなと。同時に、集落が非常に厳しい状況になっているなとこう思っておりますので、集落の活性化ということなどを考えた時には、農政全般でどのように取り組んでいくかということになるのではないかとこう思っておりますので、総合的に対応させていただきたいとこう思っているところです。

２４番（平 高市君） 農業振興に対しては、一地区だけでは考えにくいということは理解をしておりますが、新たな農業の展開や農業集落の活性化対策等の推進には、やはり担い手農家の育成、それから技術の研修、それから営農指導、経営指導はもちろんでありますけども、やはり地域の農民と行政は距離を置かないで接していただければ、なおさら農業振興につながるものと思いますが、農業集落の活性化対策といたしましてやはりせつかく組織の再編をするのであればですね、やはり３地区の中ではやはり笠利地区のほうが農業には一歩進んでいるのではないかと思いますので、やはり担当職員、課長、部長ともちろん責任ある職員を笠利地区のほうで配置していただければなあという思いでありますけども、その点はいかがでしょうか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今の農業組織にどう反映させるかということなんですが、さっき市

長申しましたように、今度の合併で農政部門が奄美市に占める比重と言うんですか、大きさというのはものすごい大きな位置付けになったと思います。それに対応した組織というのが整備をするという、機能を発揮をさせる組織の整備が必要であるということで、実務的には今いろんなシミュレーションをしながらしているんですが、考え方としましては、今おっしゃいましたように笠利地区の農業が奄美市全体の農業の大きな比重を占めていると、権力になっているということで、この力、サトウキビをはじめいろんな分野において、その力を名瀬地区・住用地区に広げていこうという切り口が一つの切り口でございます。もう一つはまた、今、笠利の方でもっとこの切り口を充実させたらいいんじゃないかと思われるのが、農業は農業という政策だけじゃなくて、農業と福祉分野を連携する。消費者グループと農業団体との連携、教育分野との連携とか、さっきも出ました工業分野とか、このへんを本庁機能のスタッフ機能と言うんですか、コーディネート機能を力を与えることで、今申された3地区のそれぞれ持っている農業が機能発揮できるんじゃないかということを主眼に、今いろんなシミュレーションしながら現場なんかでやっておりますが、当然笠利の方に農民の農業従事者と接するのは職員ですので、職員の人材を笠利のほうにも配置をするし、名瀬・住用も笠利の力を活用できるような人材を配置するという、人材の配置の面と組織の面と両方から実務レベルで今、調整をしているところでございます。切り口としては、そういう切り口が今後の奄美市全体の農業の在り方についていいのではないかなと思いついていただいているところです。

24番（平 高市君） 是非、笠利地区主体として農業振興に努めていただきたいと思います。ただいまの答弁をお聞きますと、やはり農業だけではなく関連した事業あたりにも考えていきたいということですが、やはり笠利町の場合はやはり地形的にも優れた景勝地もありますので、観光につなげた農業も必要かと思えます。ひとつ農村部の活性化のために是非そこあたりを、その対策を考慮していただきたいと思いますように思います。

次に2番目の生活基盤の整備であります。公営住宅は農村地区の定住促進とやはり地域の活力を図るために、今年度は名瀬の西仲勝地区に1棟6戸、それから笠利町の中金久地区に2棟8戸の建設の予定であるということですが、平成20年度以降の公営住宅建設の計画はどうなっているか、お尋ねいたします。

建設部長（川上和満君） 平成20年度以降の公営住宅の建設計画について、お答えをいたします。

公営住宅整備につきましては、平成21年度までは地域住宅計画に基づき新設・建て替え・改善事業の整備を進めているところであります。具体的に申し上げますと、名瀬総合支所管内におきまして19年度から20年度にかけて西仲勝団地1棟6戸を建設する予定となっております。次に、笠利総合支所管内につきましては、18年度と19年度にかけて中金久E団地2棟8戸、19年度から20年度にかけて笠利F団地1棟4戸、20年度から21年度にかけて新節田団地1棟4戸、新宇宿団地1棟2戸の建設を予定いたしております。なお、平成22年度以降につきましては、次期地域住宅計画の策定の際に奄美市としての地域事情等も十分考慮し、総合的に判断して計画策定を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

24番（平 高市君） 現在の公営住宅の空き家、もしくは申込入居希望者の数がおわかりでしたらお示し願いたいと思います。

建築住宅課長（徳田照久君） 19年の2月末現在で、名瀬総合支所管内で652世帯、笠利総合支所管内で25世帯が空き家待ちとなっております。

現在空いているのは、名瀬のほうで2戸、住用のほうで10戸空いております。

24番（平 高市君） 人口の減少は少子高齢化の進行だけではないと私は思っておりますが、農村地域は特に住宅が不足していると思いますが、笠利町の場合は民間で住宅やアパートを建設して、家賃も月に4万円から5万円という市街地並の家賃であるにもかかわらずやはり入居者がいるということは、やっぱ

りいかに公営住宅が不足しているのではないかと思います、今後の建設計画については今、建設部長が答弁があったとおりでありますけれども、やはりこれから人口の減少はどうしてもIターンとかUターンの方々が住みたくても住む場所がないということが非常に最近聞かれますが、できるだけそこあたりをひとつ勘案して今後計画をしていただきたいと思いますけれども、先ほどの答弁で空き家の状況が名瀬で2戸、住用で10戸ありますが、これに対して申込希望者は何名か答弁がなかったと思うんですけども、どうでしょうか。

建築住宅課長（徳田照久君） 名瀬のほうに空き家待ちが652世帯あるんですが、その中で名瀬の崎原とか芦花部、そして住用のほうにということで紹介しているんですけども、なかなか距離的に遠いということで行きたがらないのが実情でございます。

24番（平 高市君） 住用で10戸空いているというのは、これはもうどうでしょうか。市街地からちょっと距離があるということなんでしょうかね。やはり生活環境の整備が市街地としたらちょっと遅れているということだろうと思いますけれども、笠利地区ではそういう空き家待ちの方がやはり相当いるんじゃないかと思います、今後、建設計画にあたってはひとつ地域の実情などよく調査の上、検討していただきたいと要請をしておきます。

次に、交通体系の整備についてであります、笠利町の西部地区から、これは手花部から奄美空港や奄美パークが位置している東部地区まで通ずる路線で、非常に生活道路としても、またバス路線として今非常に重要性をかつている手花部・節田線ですが、話に聞きますと今年度18年度で一応終了することではあります、残りの分をどのような計画があるのか、今後の整備計画をお示しいただければありがたいと思います。

建設部長（川上和満君） 市道手花部・節田線の今後の整備計画について、お答えをいたします。

市道手花部・節田線は、国道58号と主要地方道龍郷奄美空港線を結ぶ延長3,688メートルの重要な幹線道路で、奄美パークへのアクセス道路として、また通勤・通学路でバス路線にもなっております。この道路は幅員が狭小で、カーブも多く危険なため、平成10年度から整備を進めてまいりましたが、節田～平間の延長1,833メートルを総事業費12億5,500万円の事業費で、平成18年度、今年度には完了する予定であります。

なお、残りの手花部～平間の1,785メートルにつきましては、笠利総合支所管内の整備中であります他の路線、市道赤木名・土盛線の進ちょくをみながら平成22年度以降の整備を計画いたしておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

24番（平 高市君） 整備の途中で終了するという事になれば、経済効果が半減するという事であり、あまり好ましい対策ではないと思いますが、初期の目的を達成するためにもやはり他の路線の進ちょく状況をみながらということですが、平成22年度以降ということですので、あと3年後になりますと他の路線は結局3年で整備の進ちょくがめどがついているかどうかですね。今現在、市で施工しているのが赤木名・土盛線ですね。それら、赤木名・笠利線が19年度までは県の代行事業で実施するということをお聞きしておりますけれども、新年度19年度でこれは市の事業主体となって残りの部分を整備をする計画ということをお聞きしておりますが、新たに赤木名・笠利線が県の代行から市の直営ということで入ってきますが、ここらあたり勘案して平成22年度頃から手花部・節田線の整備が可能なのかですね。ほかの路線の進ちょくをみながらということですが、平成19年・20年からは新たに赤木名・笠利線が入ってきますが、そこらあたりの関連はどうか。ちょっとお示し願いたいと思います。

建設部長（川上和満君） 笠利地区管内の東側と西側の連絡する道路の整備につきましては、地域の交流、そういった意味を含めまして大事なことだというふうに認識をまずいたしております。また現在、道路整

備につきましては赤木名・土盛線を整備中で、御質問の手花部・節田線を整備中であります。合わせて2本を整備中でございます。

さらに、赤木名・笠利線につきましては県代行で整備中でありますが、この路線が奄美市に引き継がれますので、やっぱり常時2本の整備を進めるためには、赤木名・土盛線が平成21年度完了いたしますので、これを手花部・節田線に引き継ぐと。県事業についてはそのまま、また奄美市が引き継ぐということになるかと思います。今後とも東海岸・西海岸の交流のためには、この道路は、東側・西側をつなぐ道路はそれぞれ重要な路線だと思っておりますので、常に2路線が整備できるように担当部としても取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

24番(平 高市君) 是非、交通体系の整備については、今御答弁があったとおり、ひとつ進めていただきたいとお願いいたします。

次に、健康体験交流施設の利用方法についてでありますけども、「奄美の竜宮」より数年前にオープンした「タラソおきのえらぶ」は、昨年12月22日発行の地元新聞で記事が載せられておりましたが、継続利用することで医療費が半減になったということで、大変病気の予防に役立っている施設かなと思っているところでありますが、この調査結果によりますと膝や腰痛それから病院のリハビリよりかやはり効果があるのではないかとということで大変評価を得ておりますが、お尋ねしたいことは、このタラソ「奄美の竜宮」への送迎バスの運行範囲は現在どうなっているかということをもっとお尋ねしたいと思います。

産業振興部長(山田忠憲君) タラソ「奄美の竜宮」につきましては、昨年の12月16日から開設以来2月末まで1万8,004名の利用者が利用いたしております。2月だけとらえてみますと、8,419名、1日約300名ということで、数字的にみますと大変順調に運営がなされているんじゃないかなと思っております。

御質問の送迎バスの範囲でございますが、タラソ施設のあります大浜海浜公園は、市街地から遠距離の地にあることで不便を来すんじゃないかということで、市民の利便性の向上とタラソの利用促進を図るために送迎バスの運行を行っているところでございます。送迎バスの運行は1日4便運行いたしております。1便と3便は佐大熊・浦上・有屋などの上方、市街地を回るコース、2便と4便は平田町を折り返して市街地を回るコースとなっております。また、夕方から利用者のために、閉館前の夜の9時に市街地行きのバスを運行いたしております。

現在の利用者の状況でございますが、1日平均で約40名、タラソ利用者の約10ないし15パーセントの方々が利用されております。それと2月1日付けで、市街地とタラソの施設を結ぶ定期路線バスが開通をいたしております。これは2月だけの数字ですけれども、533名の方が利用されて、1日平均、簡単に割りますと17名という数字が出ますけれども、大体約8割程度の方が自分の自家用車、そして自家用車に乗り合わせて来られて利用される方が、この8割程度の方がそういった利用の仕方になっているんじゃないかなと思っているところでございます。

24番(平 高市君) 現在のバスの運行のことはよく理解できましたが、せんだって先ほど申し上げました「タラソおきのえらぶ」のことを申し上げましたけども、新聞記事で載っておりましたので市民の方は大方知っておられると思いますけども、ここで改めて抜粋してありますのでひとつ読み上げてみたいと思います。「タラソおきのえらぶ」の会員を対象にした医療費調査の結果によると、タラソ開業前後の1年間を比較して月10回、1年以上継続して利用した場合は、それまでの医療費が半減したとの結果の報告であります。報告によりますと、オープン前の1人当たりの平均医療費は年間42万5,259円であったのを、利用後は21万1,605円と利用者の61人中36人の医療費が1,303万2,920円の減額となったということであります。1人当たりに換算すると、やはり21万3,650円の減になっているようでありますが、オープン前に変形股関節症や椎間板ヘルニアの手術などによる高額医療があったと分析されているようであります。タラソを積極的に利用することで医療負担が少なくなるという結

果となったということでもあります。継続利用した会員からは、血圧が下がったとかあるいは膝や腰の痛みが取れたと、よく眠れると、風邪を引かないと、体調が良いという具体的な感想が寄せられているようですが、このような利用者に大変好評でありますので、市民の病気予防や医療費の抑制となり、将来的には健康保険税の抑制にも期待を持てるのではないかと考えております。私も何回か行っておりますが、やはり中年層から高齢者の方々の今まで病院に通ってリハビリを行っていた方々が、やはり多く利用されているような感じがいたします。今後、今の利用状況が相当な数に上がっているということではありますが、1日300人程度の来客者は確保されるんじゃないかと。ピーアールによってはまだまだ増えてくると私は思っております。

そこで、笠利地区からは相当距離が遠くて、昨日も私は実際行ってみたんですけども、我が家から大体35キロメートル、笠利の中心地の赤木名地区からでしたらおそらく40キロメートル程度はあると思いますが、やはりタラソの施設までの距離がちょっとあるものですから、笠利辺りからの公共のバスを利用するという事になればやはり非常に高齢者にとっては乗り継ぎもしなければならないということで、非常に不安を持っている方が多いと思いますけども、そこで次の送迎バスの運行範囲を笠利や住用まで延ばせないかと、拡大できないかということではありますが、今年度の予算でこの間18年度のせんだって補正予算の審査時でわかったわけですけど、国の100パーセント補助で、合併市町村に交付される国の補助金ということではありますが、この中でバスを2台購入して、1台はスポーツアイランドに利用して1台はこのタラソの送迎に利用するということではありますが、せっかく購入して、合併市町村に交付される補助金でありますので、合併効果が上がるように住用・笠利までこのバスの運行範囲を広げていただけないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） タラソの効果等につきましては、今、モニターが97名実施体験をいたしておりますので、その報告などいろいろとありましたけれども、今後また報告に基づいていろいろといい結果が、医療費への影響ですか、そういったものが期待できるんじゃないかなと思っているところでございます。

笠利・住用へのバスの件ですが、大変かねがねからそういうお話を聞いているところでございます。笠利・住用になりますと、往復に要する時間・経費の関係で相当かかるんじゃないかなと思っております。現在、先ほど申し上げましたとおり送迎バスを利用されておられる方々、そしてタラソを利用される方々の今後の利用の形態や動向ですか、そういったことも見極める必要があるんじゃないかなと思っております。それと、この施設の管理運営は独立採算制をとっておりますので、今後の経営状況そういったものを見極めながら運行の範囲を笠利・住用まで広げられるものなのかですね、十分検討していかなければいけないんじゃないかなと思っているところです。はっきり申し上げまして、今先ほど申し上げましたこの市街地が1日平均40人ということで利用者がございますけども、笠利・住用からどれぐらいの方々が利用されるのかですね。こういったことまでやっぱり踏み込んだ形で検討する必要があるんじゃないかなと思っております。あくまでも指定管理者に運行をお願いをいたしているところですので、バスの運行が大体試算によりますと年間600万円ぐらいの経費がいるようでございますので、そういったことも踏まえて今後の検討を指定管理者と協議をしていかなければいけないんじゃないかなと思っているところでございます。

24番（平 高市君） 大体理解をいたしましたけども、現在利用しているバスは住用地区の支所のバスを利用しているということではありますが、この購入をした後にはその住用のバスはまた支所にお返しするということではありますがね。現在、名瀬地区、住用地区、笠利地区でこのようなマイクロバスが余裕があるわけではないかですね。全体的には委託をしているということではありますが、このバスを無料化ではなく、やはり有料化でも結構だと思いますけども、有料化になると公共の交通機関にちょっと影響が及ぼす可能性もありますけれども、やはりそこあたりを何らかの形で対応できないものか、その点までひとつお示し願いたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） 現在使っておりますバスは、以前住用村で使っておりましたマイクロバス、奄美市の所有ということになりますけれども、それを新たなバスの購入があるまで使わせていただきたいということで使用しているところです。

この有料化のことについても検討いたしました。陸運事務所などとも協議をいたしましたんですけども、有料化になると道路運送法などいろいろと問題が生じるということでできないんじゃないかという判断で、今のような形を、形態をとって運行をいたしているところです。

24番（平 高市君） これからやはり合併した効果として、何かこの名瀬市街地の住民とともに生活環境の改善を達していかなければいけないと思いますけれども、やはり住用・笠利も同じような市民としてひとつ何らかの形でそういうような対応をしていただきたいと思います。

次に、3点目の防災対策であります。去年は奄美地方には1個の台風の上陸もなく、また接近も少なかった関係で災害の発生が少なかったのではないかと考えておりますが、災害は忘れた頃にやってくるといふこともありますので、備えあれば憂いなしということも言われておりますが、やはり奄美地方は例年5月の中旬頃になりますとやはり梅雨入りになり、また7・8月、9月頃には台風が発生・接近してきますけれども、この防災対策についてであります。現在、危険箇所の点検と対策はどのようになっているか、お示し願いたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 防災計画の関連でございますが、奄美市が合併しましてから調整をしなければいけない項目の一つが、今御指摘の防災計画でございます。近く会議を開きまして、本市の「奄美市地域防災計画」という名の計画を策定いたします、今月中に。それに基づいて今おっしゃった対策を立てていくわけでございますが、現状につきまして申し上げますと、危険箇所です。土石流危険渓流、これが184か所でございます。急傾斜地崩壊危険箇所325か所でございます。地すべり危険箇所4か所でございます。山地災害危険地帯115か所でございます。これらを合わせますと、延べですがそれらの地区の合計は市内628か所になります。このほかに河川の洪水危険地域として想定しておりますのが18地域、それから高潮による洪水危険箇所地域として想定しているのが8地区。これらの地区はそれぞれの旧市町村の積み上げたものでございますが、現在御承知のように定期的に実態調査なりパトロールを行っておるということでございまして、特に梅雨時期につきましては関係機関と防災点検を集中的に行って、それぞれ意見交換を図って情報の共有化を図って対応策を考えているというのが現状でございます。それらを取りまとめて今月、防災計画がでかかりますので、これの方針に沿って今後のソフトの対策、ハードの対策、きめ細やかな対策ができますように努力してまいりたいと考えております。

24番（平 高市君） 危険箇所の点検は、災害を未然に防止するために重要な業務であります。やはり梅雨時の大雨や台風の災害等の防止のために防災計画を今月中に整備をするということですが、やはり災害はもう起こってからはこれはどうしようもありませんので、防災の点検、防災会議とか現地の点検などは梅雨前の時期に行っていただきたいと、これは強く要請をしておきたいと思います。

それから次に、河川愛護の実施についてであります。先ほども述べましたが、奄美地方は5月に梅雨入りとなり、例年、梅雨入り前に県下一斉に河川愛護週間の一環として災害防止のために集落の美化を兼ねた河川愛護作業を、笠利町では各集落でそれぞれボランティア活動ということでやっておりますが、今後これを継続して奄美市全体でも実施していくのかお伺いいたします。

建設部長（川上和満君） 河川愛護実施についてお答えをいたします。

河川愛護運動につきましては、毎年5月から6月の河川愛護運動期間中に御質問にもありましたように笠利総合支所管内においては各集落ごとで河川敷地の伐採、清掃作業などを実施しております。また、期間中は河川災害の原因にもなります河川護岸などの崩壊の点検やら、河川敷地内の土砂の堆積状況につき

ましても調査を行い、必要に応じて重機の借り上げなどで掘削事業なども行っているところであります。

名瀬総合支所管内並びに住用総合支所管内においては、一部地域の自治会においては市民と一体となった河川維持管理が実施されておりますが、今後、全地区におきまして、第3日曜日などの市民清掃日などを利用した行政と地元自治会と一体となった河川管理運動ができないか、市民協働推進室並びに関係課と連携を図って取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

24番（平 高市君） 油断すると大きな災害に見舞われますが、国外では突然の竜巻などが発生して大変な被害を被っている国もございます。これから梅雨時期、それから台風時期になるといつどういような異常気象が発生するかわかりませんが、防災対策には万全を尽くして講じていただきたいと思います。1点だけ最後にお尋ねいたしますけれども、河川愛護の際に集落民で雑草の伐採等を行いますけれども、この中で河川等の寄り洲とかそういうものなどがある箇所については、今まで行政のほうで重機の借り上げで、また先ほど部長から答弁もありましたが、やはりそういう重機が必要な箇所、予算が伴う事案についてはこれまでどおり行政のほうで面倒をみていただければ、災害を未然に防げて尊い人命を救うこともできると思いますが、ひとつ今後もそういう対応でしていただけるのか、1点だけお尋ねいたします。

建設部長（川上和満君） 合併に伴いまして旧3市町村が管理する河川、いわゆる準用河川、また普通河川が数多くなっております。今後の防災対策といたしましては、通常のパトロールをはじめ地域の皆様と連携をしておの維持管理に努めていかなければいけないというふうに認識をいたしております。

御質問の河川の寄り州、土砂等の掘削につきましても、状況を見ながら場合によっては単独になりますけれども財政当局にお願いをして、掘削などを実施して災害の未然防止に努めていかなければいけないというふうに認識をいたしております。今後も十分取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

24番（平 高市君） よく理解できました。よろしくお願いします。

それでは、定年を迎えられる皆さん、今3月定例会が最後の議会だと思いますが、団塊の時代の幕開けでもある退職される職員の皆様方には、合併後この短かい期間ではありましたが、やはり皆さんにとってはこれまでに旧自治体の中でそれぞれの自治体の発展のために、また後輩の指導のために御努力されたことに対して敬意を表したいと思いますが、これから団塊といってもまだまだ60代、働き盛りであります。ひとつ体には十分気をつけて、第二の人生を楽しんでいただきたいと思います。それを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 平 高市君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時44分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

南風会 渡 京一郎君の発言を許可いたします。

19番（渡 京一郎君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。南風会の渡 京一郎でございます。平成19年第1回定例会に、南風会より7名の議員が一般質問の通告をしております。南風会は、お互いの主義・主張を集約して結束し、政治政策、行政監査、能力の向上を図り、誕生間もない奄美市の進むべき方向を追求し、市民・文化・自然・地域の特性を生かした活力ある奄美市づくりに努め、名瀬地区と住用・笠利地区の格差のない早期一体化を考慮した均衡ある発展に貢献することを目的としておりますが、私は合併協議会の委員として在任特例制度を導入した議会の一議員として、合併後のこの1年を振り返ってみますと、協定項目、調整結果が崩れ出し、緩やかな合併は急激な合併になり、新設対等合併という言

葉だけが対等合併になっているのではないのでしょうか。住民からは「合併して何がよくなったのですか」、職員からは「不安で仕事が手につかない」、「完全に吸収合併になっているのではないか」という声が聞こえるのが実情であります。住用総合支所、笠利総合支所の職員が、混乱回避の第1期、おおむね4年間は安心して仕事ができるよう明確な答弁を求めて質問に入りたいと思います。

まず、総合支所の組織機構についてであります。

組織機構については、合併協議会において、協定項目、新市における組織及び機構として調整結果が出ております。調整結果は、新市の組織は事務事業の混乱・停滞回避に努める第1期（おおむね4年間）と定員適正化と新市建設計画実現に向けた第2期（おおむね5年から10年間）と、新市統合完了後の第3期に分けて段階的に整備することとなっております。

また、本庁に集約することが効果的な部門の本庁組織への統合及び総合支所で実施することが効果的な業務の総合支所への再編を進めることは、整備方針の中に中長期方針、定員適正化第2期（おおむね5年から10年間）とうたわれております。

総合支所の役割につきましても、住民サービスの低下を招くことなく当分の間、地域振興の拠点として市町村の特色を生かした総合支所とすると合併協議会において決定をしておるわけでございます。

市長は2年目から組織機構の見直しを考えておられるのか、また考えておられるのであれば、住用・笠利総合支所それぞれの見直しについて説明をお伺いいたします。

次の項目からは発言席から行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

総務部長兼企画部長（花井恒三君）

組織の見直しにつきましてでございますが、組織機構は現在作業中でございますが、結論の得られたものはございません。担当課間で今、いろんな角度から調整作業を行っている段階でございますので、ここをこのようにするという断定的なことは今日の段階では申し上げられませんことをまず前提にしましてお話ししたいんですが、今おっしゃいました合併協議会の中でのお互いの申し合わせに奄美市における事務組織機構の整備方針というのがございます。この中で今おっしゃいました組織につきまして、おおむね4年間の短期の中に、本庁に総務・企画・管理機能を集約するという文言と、もう一つ組織の効率化に重点を置く意味から総合支所機能に配慮すると、二つの文言がございます。それから、今申されました5ないし10年間の中長期方針には、本庁に集約することが効率的な部分の本庁組織への統合及び総合支所で実施することが効果的な業務の総合支所への再編、この二つが同時に盛り込まれているわけでございます。これは、合併したために議論したわけでございますが、合併しなくてもこのような結論を見いだすということは、どちらの自治体にとっても必要な文言だろうと思います。

今おっしゃいましたのはこの後の話なんですけども、合併1年を経過しまして今度2年目に入ります。この1年目と2年目の違いは、財政健全化計画、これを当初のもくろんだスピードよりも早いスピードで実現していかなければいけないということに今直面しましたということが一つです。そのために、職員が今おおむね700名ですが、これを500名体制にもっていくわけなんですけども、この700名を500名、200名削減するスピード、規模、これが当初もくろんだよりも早いスピードで、さっき申し上げました財政計画との関連で必然的に出てくると。そういう時代背景にあって、今おっしゃいました市民のサービスを維持向上させることを前提にした組織議論になってくるわけです。そうしますと、今朝の笠利の農政の議論でもお話ししましたように、本庁機能と総合支所の機能の話なんですけども、住民に直結する最前線の総合支所のライン部門と通常言うんですが、そこはきちっとやっぱり住民サービスの最前線にあって、市民の最前線で活動するというネットをきちっと張っていくという機能がこれからもその充実が求められます。併せまして、笠利の農政を強くしていくためには、本庁機能を充実させることによって笠利の総合支所なり農政の強化につながるという、また本庁機能の向上というこの併せ持つ組織というのが求められてくるわけです。これがただいまの御質問の住用の総合支所にも同じことが言えるわけでございますが、

現在、住用の職員は確実に減ります。減っていく中で、組織の課の数とかその課の中での人員の数とか、それから事務事業の集約の仕方、本庁との関係とかいろんな角度から先ほど申しましたような論点を基本に今作業を進めておりますので、これの作業の行きつくところは全て住用地区の住民サービスにとって、それが利益につながるという前提での私たちのほうの議論でございますので、本日どこをどういうふうにというところまでは申し上げられませんが、そういう作業を進めておりますということだけをまず申し上げておきたいと思います。

19番（渡 京一郎君） ただいま部長の答弁によりますと、合併協議会の調整項目についてはいろいろと文言で逃げ道もあるというふうに理解しているんですが、協定項目の中でその総合支所としての組織として残す各課・室も入っているわけですが、現在、笠利で11課と3室ですね。住用で6課と2室あるわけですが、この課の調整、室の調整については、資料もあるんですがまだ見直しをどこまでするか決定をしていないということですが、これは新年度に間に合わせて今後調整をするのか。まず、そのへんから答弁をお願いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 基本的に申せますのは、今言った情勢から申しまして、課の数ありきじゃないということなんです。その中身をどうするかということを通じて、課の数なり本庁と支所の関係なりが流れが決まってくるということが既決線なんですけれども、今おっしゃいました本年度か来年度かということにつきましては、組織機構というのは毎年見直しを行ってローリングしていきますので、ただいま作業をしておりますのは新年度4月1日に向けての作業中ということで御理解いただきたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 新年度に向けての課の調整ということですので、私からも資料も出したいと思いますが、合併協議会において組織機構図が案として出ているわけですが、やはり合併協議会において、あれだけの厳しい財政の中で経費を使い時間を使った結果として機構図が決まりまして、我々協議会の委員は住用から代表から行きまして、この構図にしたがって賛成をして持ち返って、議員の皆さんや職員・住民に説明をしたわけですが、1年もしないうちに今回出てきました組織機構の第1次案がこちらにあるんですが、その前に今回の組織機構の第1次試案として平成19年の2月20日付けと平成18年10月1日企画調整課ということで「第2次奄美市組織機構編成の実施について」というのが昨年の10月1日には出ているんです。そこで、住用の建設課が名瀬に統合するとかという問題がありまして、一時騒がれたんですが、これも実際にはなされていないんですが、ここでは笠利総合支所については特段支障がないと、十分機能しているところであるというふうに入っているわけですが、今回は笠利で機能している建設課が名瀬に統合をするような資料になっております。去年の10月に支障がないのに、この3月に来て支障を来しているという結果になるのかなと思います。住用総合支所を見ましても、どこか課が2～3課減るような文言でございますし、笠利総合支所を見ましても同じようにいくつかの課が減っております。合併協議会で残す課を挙げながら、1年もしないうちにそのような組織機構の見直しをされるということは、何も合併協議会であれだけの経費と時間を使って決める必要はなかったのではなかろうかというふうに受け取られるんです。それをさせないために、我々42名の議員は市民にいろいろと言われながら在任特例を使っているわけですから、何のためにこれだけの合併協議会の資料をもって、何のために何年間もかけて決定をしたのか。それがですね、簡単に崩されようとしているわけです。それなら、合併協議会の委員として参加をした委員の皆さんは責任問題が生じてくると思います。今になって職員からも我々委員会のメンバーはいろいろと言われておりますし、質問が飛んできます。このようなことからしても、合併協議会の重みはどこにあるのか、企画部長にもう一度そのあたりの問題について、そしてここにある第1次、去年の10月に出た資料が第2次になって、この2月に出たのが第1次になっております。そのへんも併せて企画部長は知っておられると思いますので、説明を求めたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 資料は、私ども行政の内部で担当課レベルでやり取りしている資料なものですから、それに対して議会の場でどこまでどう言えいいんだろうかなと思いながらお聞きをいたしました。私たちの奄美市は、分庁方式じゃなくて総合支所方式を選んだわけです。10年間の地域自治区を置いて、そのために今話されましたように短期間・中長期間に分けて総合支所の機能を発揮させようということであるわけです。総合支所というのは、あらゆる住民サービス部門が最前線にあるということが総合支所方式であるわけです。それを踏まえながら、なおかつ本庁機能との関係の本庁機能を充実させることによって総合支所機能も発揮できるという組織を追求していくわけですので、そのような観点から私たちは議論を続けてきております。ですので丸ごと、今おっしゃいましたような本庁にもっていくとかいうことになりますと、じゃ総合支所の中のこの部門は最前線でどうなるのかという議論に行きついていくわけですので、丸ごとという議論で私たちのほうは議論しているわけではございません。ですので、両方の機能発揮をどうとらえるのかという観点から話をしてまいるといって進めておりますので、そこあたりは御理解いただきたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 部長が言っておられることもわかるんですが、やはり先ほど部長が言われたように総合支所は最前線でございます。例えばですね、住用で今回この組織図を見ますと農業委員会の分室やら会計室が消えておりますが、直接住民サービスに影響するわけですね。例えば、税の収納率にしても徴収率にしても、会計室があるから住民はついでに寄って支払いをするというふうな便利さと、また農家の皆さんが農業委員会にちょっと寄って用事を済ませて帰るとかという直接住民サービスに影響する場所が、今回ここで室が二つも消えているわけですが、そういうふうに総合的に判断をしておると言いながら、それが判断されてそれが結果として出た場合に住民サービスの低下に直接つながるわけですが、建設課を一つ取ってみても笠利・住用地域から事業課がなくなるということは、地域にとってみれば非常に困るわけですね。これだけ災害の多い地域で、建設課として本庁に統合するとか、窓口として係を一人置くとかということは、とうてい地元住民として納得のいかないところであります。やはり、このへんも財政の厳しさから判断しますとやむを得ない。今回の保険税のことと同じですけれども、中身を聞いてみればこれは納得をせざるを得ない部分もあるかと思うわけですが、あまりにも課の統合が早すぎるというのが実情であります。これを見て、議会の皆さんも見えていらっしゃる方が多いと思うんですが、非常にびっくりしているんですね。これはやはり笠利の産業振興を一つ取ってみても、農業の町からなぜそのへんを統合させるのか。あれだけの将来的にも今からあやまる岬の問題とか下水道の問題、区画整理の問題、非常に建設課の仕事は増えてくると思います。それが地元で建設課がなくなって名瀬に統合した場合には、どれだけ地元の業者の皆さんが余計な経費を使うかわかりのことと思います。この問題につきましては、最終的に市長もお考えと思いますが、笠利で何課、住用で何課と何室ぐらいは残したいという数字的なものがあるのか。また、調整結果を見ないと何とも言えないのか。そのへんを市長の考えをお伺いいたします。

市長（平田隆義君） 今、企画部長が答弁しましたように、企画部の案を示して現場との調整を図っていく段階であろうとこのように思っております。それと同時に、合併して早いんじゃないかというお話もございましたが、急を要するところもあるかと思います。合併協議会で把握できなかったものが、この1年、そして2年目に入る時に表れてきた多くの課題、問題、こういったのが多くあると。これについても早く解決したほうが地域住民のためになるという判断をするのであれば、そこらあたりはちゃんと調整してやるべきではないのかなと私は思います。これから合併して合併協議会の協議されたことを踏まえながら、このことは尊重させるべきものであるという前提は前提として、1日も早い、そして本当に合併してよかったと言える体制というのはどういうことか。これを判断することはやはり地域の人たちだろうと思いますので、そういう地域の人たちの満足のいくことをやっていきたいと考えているところです。

19番（渡 京一郎君） 了解いたしました。

では最後に、企画部長にお尋ねをして確認をしておきたいんですが、この資料どおりではないという解釈でよろしいんですか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今、すり合わせ中の資料でございますので、本庁の担当課と支所の担当課でございますので、その結果によります。よろますが、今おっしゃいましたような議論がおきていることもまた事実でございますので、ただ誤解があるといけませんので申し上げますが、本庁に丸ごとをもっていくという趣旨ではなくて、それぞれの総合の機能発揮によって住民サービスを向上させるという考えなんです。もう一つは、農業委員会やら会計課の話をなさいましたが、これを本庁にもってくるといふ話ではございませんで、総合支所の中で統廃合なりいろんな形で進めるということの話でございます。職員数は必ず減るという前提がございますので、その中でこの組織やら係の数を、数だけ揃えて人数だけは減っていくということにならないように、弾力的な組織にしていこうという観点がもう一つございますので、併せて作業を進めたいと思います。おっしゃいましたことは、私たちがまた受け止めて今後の作業に生かしていきたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 課の統合とまた職員の異動とは関わってくるわけですが、笠利町から40名ほど、総合支所から20名ほどの職員の異動があるかのようにも聞いておるわけですが、そのへんについてはいかがですか。

市長（平田隆義君） 渡議員の質問に答弁いたしますが、先ほどから御指摘されている組織の問題と人員配置の問題は連動いたします。これはどうしても避けられないことですが、どういう形で先ほどから申し上げているように効率よく能率よく、そして地域の人たちに満足のいける行政サービスをしていくかということであろうかと思えます。合併して人口100名に職員1人というぐらいの規模での職員の配置というものを考えていかなければならないと先般来申し上げておるところですが、そういう観点からしますとやはり何と申しますか、これから相当頑張っていかなければその目標は達成できそうにないということも我々は受け止めております。そういった点で、住用総合支所にいくつの課が必要があるかとかいうことよりも、どういう形でやれば住用の行政サービスが充実するだろうかということ念頭に置いて進めていきたいとこのように思っております。ですから、事務事業のまとめもの、そしてある一部はまた本庁でみるもの、こういったものの仕分けはしていかなければいけないだろうなとこう思っておるところです。いずれにしても、今指摘のされた人事異動の数字が出ましたが、これも私全然まだ聞いておりませんで、調整中と申し上げているところはそういうことでございます。今後の支所間の人事交流は進めていかなければ、行政機能がスムーズにいかないだろうということだけは考えております。どういう形でということはこれから一挙にというわけにはいかないだろうということが考えられますので、実情に即しながら対応していきたいとこう思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 時間がございませんので進めたいと思いますが、この課の見直しについては、私が職員が不安で仕事が手につかないと申し上げたのは、やはり合併前に11の課があったわけですが、これが6課になり、今回の見直しで3課もしくは4課という話を聞きまして、じゃ1年で2課減って2年目に2課減って、最終的には住用は2課、職員数は10人から15人程度でしょうかとか、いろいろ住民も職員も不安を持っているわけです。これについて、私どもはやはり議員として当然説明もしなければならぬわけですが、先ほどから部長と市長が答弁されたことを十分踏まえまして、説明を申し上げたいと思います。これとやはり笠利と住用総合支所の職員の皆さんが、真剣にその問題については考えております。また悩んでもおります。やはり、そこに緩やかな言葉が出てくるわけですので、できるだけ緩やかで住民が直接サービス低下につながらないことは十分に配慮していただきたいと思いますので、また次回に結果を確認をしたいと思いますので、次に進みたいと思います。

次に、人事交流について質問をいたします。

4月には人事異動が発令されると思いますが、合併初の本庁と総合支所の交流をどのような基準をもってあたられるのか、基本的なことを伺いいたします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） まだ、異動交流の基準をこうでなきゃいけないというのはございません。基本的には活性化するということは念頭においております。現在、個人から異動希望調書、職員全部から聴取をいたしました。それぞれからの支所間同志交流希望者もございます。その希望者同志の数で足りるかどうかということもございます。今後、近く人事異動作業も、さっきおっしゃいました組織機構と併せて同時進行を残る期間していきますので、しばらく見守っていただきたいと思います。基本的には人事交流は促進するというのを念頭において作業を進めてまいりたいと思っております。

19番（渡 京一郎君） 人事異動につきましては、技術職の不足問題とか、総合支所には計画立案や企画立案がなかなか難しい問題点もあると伺っております。その件につきまして、希望だけではなく、そういう計画立案や技術もしくは資格等を含めて考えておられるのか。また、総合支所の課長が本庁に参事として2～3年間勉強して、また総合支所に帰って地元で地域のために一生懸命頑張ってもらおうとかいう方法等を考えておられるのか。そのへんを含めまして市長の考えを伺います。

市長（平田隆義君） 私は、人事の交流という言葉が使われておるんですが、もう普通に人事異動と考えたほうがいいんじゃないのかという言葉で申し上げているところです。交流というと、向こうから来てまた帰るとかというその概念が強すぎるものですから、そうじゃなくてここへ来て、ここでまた本庁の仕事をし、それをもってまた住用に異動があるということでもいいんじゃないかと思っておりますので、職員の固定化ということをどのようにして改善していくかということだろうと私は思っております。ですから、基本的には今、渡議員が申し上げたように結果としてはなるんじゃないのかなど。適正ということを考えますと、その人の持った経験、知識、技能、こういったのは大変大事ですので、それらを尊重して人事異動を行いますと、当然に今お話された結果になるんじゃないかとこのように思っております。

19番（渡 京一郎君） 先ほどの組織機構と絡むわけですが、職員がやはり住用からもし10名出たとすると、この中にはやはり小学生・中学生の子どもさんを持っておられる職員もいるわけですが、やはり学校の生徒さん不足の問題とか、職員の中には地域でリーダー的な職員もおります。やはり、職場で仕事ができる人に限って、地域でやはりリーダーとして頑張っておる職員がたくさんいるわけですが、これは笠利にとっても住用にとっても同じではなかろうかと思うわけでございます。こういう事柄を踏まえまして、今回、言われている住用から20名ほど、笠利から40名近くも職員が異動するとかという話を聞くわけですが、旧名瀬市から、本庁から総合支所に行く職員の場合は名瀬から通勤を恐らくされると思いますが、やはり住用・笠利から本庁に異動になった場合には、引き上げて家族もろとも名瀬のほうに移ってこられる職員が増えてくると思います。こうした場合に、やはり地域の活性化等も考えてみますと、やはり職員が2人しかいない集落もございます。そういうことも市長におかれては配慮していただきたいと思います。そのへんの配慮についてどうお考えか、伺いいたします。

市長（平田隆義君） 地域集落の活性化ということは、午前中からも申し上げておりますように大変大きな奄美市の課題でございますから、そのことは常に対応していかなければならないだろうと思います。ただ、今そこで、あの人は、この人はみたいな話になってきますと大変困りますので、答弁は差し控えたいと思います。むしろ基本的にはそのことも大事ですが、この人を今後、さっき話したのと一緒のことになると思うんですが、行政の職員として質を高めるという経験が異動することによって高まるのであれば、それはまたやっていかなきゃならないだろうということもあろうかと思っておりますので、そこらへんは実際のところで判断させていただきたいと思います。

19番(渡 京一郎君) 次に入っていききたいと思います。

2番目の土木行政についての住用町青久集落までの道路整備についてであります。住用町市集落から広域林道を車で約30分ほど行くと、周囲が石垣で囲まれた何とものどかな景観の青久集落があります。現在は1軒しか住んでいませんが、昭和20年代は40人ほどの人が住んでおりました。奄美が本土復帰前の琉球政府時代に作られた集落を囲む玉石垣が、当時をしのばせる高さ2メートル50センチ、周囲200メートルの石垣は、集落や市集落から男女総出で積み上げ、人力だけで完成させた当時の活力が感じられる歴史を刻む石垣や川沿いには集落を見守るようにムチャカナの碑があります。島唄でも有名なムチャカナ節の伝説もある集落でございます。このようにふるさとを今も守り続けておられる老夫婦が住んでおられますが、75歳と78歳になり、二人とも名瀬の病院を通院されておられます。緊急車両がいつでも通れる道路の管理と整備はできないか、また簡易舗装等の事業導入はできないのか、お伺いいたします。

建設部長(川上和満君) 住用町青久集落までの市道青久線の道路整備についてお答えをいたします。

市道青久線につきましては、林道住用中央東線を起点に青久集落を結ぶ延長約3.2キロメートルで、幅員が3.5メートルから4メートルと狭く、また急勾配・急カーブが続いている未整備の道路であります。青久集落につきましては現在1世帯2名の方が居住しておりますが、道路が未整備のため、台風や豪雨の度に崩土や路面が洗い流され、通行に支障を来していることにつきましては十分認識をいたしております。

この道路の整備につきましては、旧住用村時代からも補助事業の導入ができないろいろと模索をしてみましたが事業導入に至らず、維持管理に多大な労力と費用を要してきたところであります。奄美市におきましては、実施計画の中で位置付けをいたしておりますが、今後、補助事業などの導入ができないか、引き続き検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

19番(渡 京一郎君) ありがとうございます。部長には合併間もない頃に、わざわざ部長と土木課長が現地まで足を運んで見ていただいておりますが、この78歳と75歳の老夫婦ですが、奥さんのほうが78歳になるわけですが、前回の台風の時も集落の手前のほうで崖崩れがございまして、私も嘉徳のほうから回って現地に行っていたんですが、奥さんが子どもたちに連絡ができて車も通らないということで、市のほうに買物に行かれてちょうど仕入れをして帰ってくる時に会ったんですが、78歳のおばちゃんですが、風呂敷いっぱい食料品を買いだめをして往復で3時間かかったそうです。青久から市までですね。実際にこういう生活を何十年もやっておるわけですが、住用村時代から先ほど部長が言われたとおり問題視しているんですが、なかなか手をつけられないのが実情で、緊急車両も通れないというような状況でございます。平田市長にも是非一度行っていただいて、現地も非常に景色のいい所でございます。また今後、道路がよくなれば観光に行かれる方も非常に増える場所と思いますので、是非ともこういうところに合併効果を出していただきたいと。

また、先ほど平議員の質問にもございましたが、合併特例債で100パーセント交付金でタラソの送迎用のバスが予定に入っているわけですが、やはり合併効果としていい思いもする場所もあれば、こういうふうにも未だに2時間も3時間もかけて買物に行かなければならないような所に住んでおられる同じ奄美市の市民がいるわけでございますので、是非とも1日も早くそのへんの解決をしていただきたいと思います。平田市長、是非とも平田市長の支持者でもございますので、是非お願いをしておきたいと思います。

次に、国道58号線住用町サン奄美前の道路工事について質問いたします。時間がございませんので、アとイをセットでお尋ねをしたいと思います。

毎年、梅雨時期・台風シーズンになりますと、ドライバーが大変な思いをする場所の工事が現在着々と進められております。サン奄美の加工センター隣に公衆トイレがありますが、両方とも水につかり、合併槽から汚物が溢れ出し、問題になったことが何度もあるわけですが、この道路のかさ上げ工事とその近辺の排水問題について、県と協議をしてあるのか。また、対策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

産業振興部長（山田忠憲君） 加工センター前の公衆トイレですが、産業振興部のほうで担当いたしておりますので、お答えをいたしたいと思います。

せんだって現場を見させていただきまして、恐らく今日みたいな雨の日は相当な排水が全くききませんので、水溜りができているんじゃないかなと思っております。おっしゃるとおり、今、県道のかさ上げ工事をやっておりますけれども、できれば早く産業振興課長ともいろいろと話ししましたけども、一月ぐらいで排水処理はやりたいということで、今いろいろと資材の調整などを行っているところです。それとまた併せまして、県のほうとも溜めマスの関係もありますのでいろいろと協議を行っているところですので、1日も早い時期に対応を行ってまいりたいと思っています。

19番（渡 京一郎君） ただいま部長が言われたとおり、トイレの前の今回取り付けました溜めマスが合併槽の高さより15センチほど高くなっておりるように見受けられるんですが、やはり溜めマスが15センチ上がったということは、その辺の水が15センチ上がらないと溜めマスに落ちないようなことになるわけですね。それで台風の度に浄化槽が溢れて、汚物がその加工センター一帯に流れ込んでいくという問題で、非常にサン奄美の職員の皆さんも台風が来る度に苦労されているわけです。今回もサン奄美さんは大臣表彰があったわけですが、こういう立派な所に汚物が流れていくということは大変な問題でございますので、是非ともそのへんの解決を早急にさせていただきたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

申し遅れましたけれども、駐車場の問題もそう高くございませんので、駐車場は現状で使えるかと思うんですが、そのへんにつきましては。

建設部長（川上和満君） 駐車場の出入口についてお答えをいたします。

当該国道58号のサン奄美前付近につきましては、国道が沈下をいたしておりまして、旧住用村時代から大島支庁に改善を要望をしていた件でございます。今年度170メートルにわたりまして事業導入ができてまして、何とかめどがついて、現在工事中でございます。

御指摘の駐車場の出入口の件につきましては、金曜日の午後に私も現場を確認いたしております。約7～8センチから10センチ程度の落差がありますけれども、歩道の部分が3～4メートルございますので、この歩道の部分で摺り付けすればうまく摺り付けがなるというふうに大島支庁から聞いております。現場を確認いたしましたところ、現場でも大丈夫だというふうに私も確認をいたしておりますので、勾配はつくものだと思います。

あと1件、駐車場の出入口の幅につきましても、現在10メートルぐらいですけども、併せて40メートルに拡幅して広げて、大型バスなどの出入りがしやすいようにこの工事でできるものだというふうに県から聞かされております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） 次に、環境衛生についての住用町内の公園・トイレの管理整備について、お尋ねをしたいと思います。

住用町内の公園・トイレは、管理面について見ますと十分行き届いている所がある反面、これはいかかと思われる所もあります。また、整備が必要な所もありますが、その確認をなされているのか。

また、11月21日に行われました村おこし座談会において、山間集落から山間農村公園の遊具の危険な状況報告がありましたが、1週間ほど前にきれいに片付いておりますので、集落も喜んでおるところでございます。

まず、公園とトイレの管理はどこがどのようにやっているのか、まずお伺いをいたします。

産業振興部長（山田忠憲君） 住用町内の和瀬漁港の公園、そして内海公園など見まして5か所のトイレがございます。管理の方法につきましては、全て直営方式でございまして、集落の方々や個人の方々に管

理委託をいたしております。また、19年4月、来月からはうちうみかわやにつきましてはサン奄美の方に指定管理者に管理運営の委託をいたします。これはせんだっての12月議会で議決をいただいたとおりでございます。

19番（渡 京一郎君） サン奄美の横のトイレが、サン奄美の指定管理者ということですか。

産業振興部長（山田忠憲君） 4月からサン奄美のほうで指定管理者ということで管理をいたします。

19番（渡 京一郎君） これは現在もサン奄美さんがやっているんじゃないんですか。

住用産業振興課長（師玉敏司君） サン奄美のトイレにつきましては、今年からちょっと賃金を与えまして管理させております。しかし、4月からは指定管理者に向けまして、サン奄美のほうに管理を委託するようになっております。

19番（渡 京一郎君） 私が申し上げたいのは、現在もサン奄美さんが管理をしているように聞いてもおるんですが、サン奄美さんが朝、出勤が遅れた場合にはトイレも使えないと。それでサン奄美さんが鍵を開けないと使えない。サン奄美さんが早く帰った場合には鍵を閉めて帰られるということで、やはり市民の皆さんが、向こうを利用されておる方から不便さも聞くわけでございます。今回4月からサン奄美さんが管理をされるということですので、そのへんの何時に開けて何時に閉めるというふうな時間帯を明確にしないと、やはりここを通られる皆さんは我慢をされていて、やっとなにに到着したけども鍵が閉まっているということで、非常に不便を生じていますので、そのへんの配慮をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

住用産業振興課長（師玉敏司君） サン奄美の前のうちうみかわやの管理につきましては、今も9時から6時までということで、サン奄美の方が鍵を保管して管理しております。

19番（渡 京一郎君） 9時からということですが、やはり向こう一番車が多い時間帯が、通勤時間帯が非常に多いわけですが、時間を8時ぐらいに早めるという調整はできないのか伺います。

産業振興部長（山田忠憲君） 国道沿いの大変人通りの多い所のトイレでございますので、指定管理に向けてサン奄美さんとは今後そのような形で協議してまいりたいと思っております。やはり地域住民の利便性だけは十分に図ってまいりたいと思っております。

19番（渡 京一郎君） 住用の人間だけではなくして、やはり範囲が広いですので、是非ともそのようにお願いをしておきたいと思います。

最後に、木工芸センター横の公園について伺いたいと思います。

公園内にはいくつかの遊具や東屋等も設備されていますが、1年を通してみますとほとんど利用されていないのが実情であります。1年に何度か草刈りをするだけで、利用はほとんどなされていないわけですが、公園の入口が、部長も気付かれたかと思うんですが、天気の日も入口は雨靴をはかなくて入っていけないような状況です。もう雨の日は大変です。公園一帯が水溜りになって、国道の歩道が30センチほど高いもんですから、この歩道が水を止めて公園一帯が池になっておるわけです。ですので、天気がよくても雨靴をはかなくて公園に入っていけないのが実情であります。

この公園を健康予防の充実を図り医療費の抑制に努めるためにも、健康維持のためにもなると思いますが、子どもさんからお年寄りまで楽しんでできるグラウンドゴルフのできる公園にできないか伺います。

産業振興部長（山田忠憲君） 議員のおっしゃるとおりですね、排水の処理が全くなされておりませんので、この間も入りましたらもう入れない状況にあります。これは平成３年度に観光施設の整備事業で補助事業を導入してつくられている施設でございます。そういった観点から、天気がいい時にはグラウンドゴルフでもできる状態にあるんじゃないかなと思っておりますけども、いずれにしろ、この排水処理を何らかの形で早くしなければいけないんじゃないかなと思っております。今、子どもたちの遠足などで東屋の所などは使われているようですけども、こういう公園全体の、あれは８反ぐらいの、８、０００平米ぐらいの公園になりますので膨大な広さになりますけども、今のところ草刈りとかそういったものについては十分やっているようですけれども、そういった意味合いで今後いろいろと排水処理を含めて検討させていただきたいと思っております。

１９番（渡 京一郎君） ただいま部長もお答えいただきましたが、公園が歩道から３０センチほど低いということで、いつも３０センチほどの水が溜っております。今回この歩道の上に５０センチから６０センチぐらいのかさ上げをやっているわけですので、なおさら水は溜る一方でございますので、是非とも排水関係を見直していただいて、子どもたちもお年寄りも利用できるような公園にさせていただきたいと思えます。

最後になりましたけれども、先ほど来、企画部長が答えていただきました組織機構につきましては、重ねて住用町と笠利町が安心をして、そしてやる気の出るような組織の見直しをしていただきたいと重ねてお願いをしておきたいと思えます。私たちはそれが目的で在任特例を導入しているわけでございます。途中で私ども南風会も６月自主解散も考えておるわけですが、やはり無責任なことで自主解散ということはいろいろと問題が生じてきます。安心して自主解散ができるような状態にもっていただければと思えますので、今の状況ではちょっと自主解散もどんなもんだらうかという意見も出てきておりますので、重ねて要望をしておきます。これで終わりたいと思えます。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 渡 京一郎君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後２時３１分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後２時４６分）
引き続き一般質問を行います。
公明党 肥後笑子君の発言を許可いたします。

１５番（肥後笑子君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。公明党の肥後笑子でございます。平成１９年第１回定例会の一般質問を行います。

昨年３月２０日に合併して早１年近くが過ぎ去りました。第二の夕張市とかのマスコミの報道に、全国の出身者からは「大丈夫なの」との問い合わせがあり、市民の皆様も大変心を痛めていらっしゃることでしょう。行政も議員も市民の皆様もお互いに知恵を出し合い、新しい奄美市建設のために奄美市全員で取り組んでいかなければならないことだと思います。

さて、３月に入り、野山の木々も新芽を出し、すっかり春らしい季節となりました。子どもたちが学舎から巣立つ季節になり、３月１日には奄美市の各高等学校で卒業式があり、１、３００人の子どもたちが巣立っていきました。それぞれの夢に向かい、これから受けるであろういろんな困難に負けることなく成長し、社会に役立つ人間として世界にはばたき、いつかまた奄美に帰ってきて奄美の発展に頑張ってもらいたいと思うのは、私一人でしょうか。

新聞報道によりますと、気象庁は昨年１２月から今年２月の冬の平均気温が平年値を１．５２度上回り、過去最高の暖冬を記録したと発表されました。背景には、二酸化炭素など温室効果ガス増加に伴う地球温暖化がみられるようですが、私たち一人ひとりが地球温暖化防止について学び、実行していかなければならないと痛切に考えます。

では、通告の順に従って質問いたします。

1 点目、福祉行政について。妊産婦の無料健診の拡大について。

妊婦の健康診査については、母子保健法第 13 条で「市町村は、必要に応じて妊産婦または乳児もしくは幼児に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならない」とあります。そして、受診することが望ましい健診回数としては、①妊娠初期から 23 週まで（第六月の末まで）は 4 週間に 1 回、②妊娠 24 週（第七月）より妊娠第 35 週（第九月の末）までは 2 週間に 1 回、③妊娠 36 週（第 10 月以降分娩までは 1 週間に 1 回となっていて、受診回数は 14 回程度と考えられています。

妊婦健診では、胎児の超音波検査や妊婦の内診、血液検査などを定期的に行うものですが、任意のため医療費の適用対象外になってしまい、実費となります。費用は、1 回約 5,000 円程度で、血液検査などを伴うと 1 万円から 1 万 5,000 円程度かかり、平均的健診費用は一人当たり約 1 万 7,000 円になるそうです。若い世代には経済的負担が非常に大きいです。今では公的負担もなされているようですが、奄美市の場合、健診の方法や回数はどのようにになっているか、現状をお聞かせください。次の質問からは発言席から行います。

市民福祉部長（中山成樹君） お答えを申し上げます。

妊産婦の無料健診についてでございますけれども、私のほうから基本的な御質問を含めまして申し上げたいと思います。

奄美市における妊産婦健診は現在、妊娠前期と後期の一般健診を 2 回と精密検査の 1 回を無料健診として実施をしております。受診率は約 90 パーセントになっております。無料健診以外でも受診につきましては妊産婦の訪問指導時もございますし、それから医療機関からの情報によりますと、無料健診と同じ程度の高い受診率であると思慮されております。

それから、健診によって何らかの異常が発見された数についても申し上げておきたいわけですが、前期健診で受診者 400 人のうち約 50 人、後期健診では約 30 人、精密検査で要治療と判断された方は 20 人となっております。適切な治療を受けておられると思っております。

それからまた、回数のことについてお触れございましたので申し上げておきたいんですけども、鹿児島県内各地の現状は、2 市が一般健診 3 回とそれから精密検査は 1 回、1 市が一般健診 3 回の実施となっております。ほかは奄美市と同様になっております。

県内の平成 19 年度の見込みでございますけれども、2 市が一般健診（無料健診）5 回実施をする予定で、他は現状どおりということでございます。

奄美市で妊産婦無料健診を 5 回に拡大をした場合ということでございますけれども、およそ 700 万円の増、1,300 万円余の予算というのが見込まれるということになります。

それから肥後議員、御案内のとおりだと思うんですけども、国のほうから地方財政措置の拡充、これが言われておりまして、地方交付税の算定方法等については現在作業中ということで、これがどの程度の国の財政措置が施されるかは不明でありますけれども、これをみて私どももこの拡充、5 回にするか、できるかどうかということ判断をさせていただきたいと、そういうふうな状況になっております。

そういう状況でございますけれども、大変大切な御定義でございますので、この際どういうことが私どもにできるかということでもありますけれども、奄美市におきましては助産師・保健師による妊産婦・新生児訪問指導とこういったこともかなりやっております。それから、母子保健推進員、この方々の活動というものも非常に強力に行われております。母子保健相談、こういったものも一生懸命やっております。このへんとも併せまして御要請に応えるように努力をしたいと、こういうふうな基本的な考えでございます。

15 番（肥後笑子君） 部長の説明でよくわかりましたが、公費による妊婦の無料健診の回数は全国平均で 2.14 回ですが、秋田県では 8.16 回、香川県では 4.11 回、富山県では 4 回など、国の助成を上回って実施している市町村もあります。これまでの国の予算に計上されてきた妊婦健診の費用助成は、おおむね 2 回分として 130 億円が財政措置されてきたようですが、平成 19 年度には子育て支援事業、これまでの 200 億円と合わせて約 700 億円になるようです。厚生労働省は、妊婦健診について全額を

国の負担で賄う無料健診の回数を原則2回から5回以上に拡大するよう自治体に通知する方針のようですが、もう一度見解をお聞かせいただきたいと思います。

市民福祉部長（中山成樹君） 今、申し上げましたように国のほうも5回ほど健診するほうが望ましいと。そういうことを言ってきておりますけども、一方ではこの問題につきましては県のほうからまた通知がありまして、これはちゃんとした財政措置ができる話じゃないので、それぞれの自治体で検討してもらいたい。そういったこともございます。先ほど申し上げましたように、多額の予算を要する話になってきますので、すぐすぐできる話ではないなというふうな思いですけども、申し上げましたようにいろんな外からの支援をやって御要請に応えるように努力をしたいと、こういうことを申し上げました。

15番（肥後笑子君） 妊娠や出産に伴う高額な負担が、出生数の低下を招く一員になっているという指摘もございます。また、子育て支援をより充実させるためにも若い夫婦が安心して子どもを産み育てられる社会を実現することが、これからの社会の重要問題だと考えます。厳しい財政状況ではありますが、是非、全国基準の健診5回無料実施を国からの補助が増えるチャンスの時ですので何とぞよろしくお願いいたしたいと思います。

市民福祉部長（中山成樹君） よく承知をしておりますので、一生懸命努力をいたします。

15番（肥後笑子君） 次に、マタニティマークの普及について、お話したいと思います。

妊婦さんへの思いやりをマークにしたもので、このようなマークです。妊産婦にやさしい環境づくりのために、厚生労働省は昨年マタニティマークのデザインを決めました。妊産婦が身につけたりポスターなどで掲示して妊産婦への配慮を呼びかけるものです。

妊娠中、特に初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんにとっても期待と不安で精神的に不安定な時期です。このようなお母さんを周囲が温かく見守るためにも、呼びかけは大事だと思います。しかし、外見からは妊婦であるかどうか判断しにくかったり、つらい症状がある場合があります。満員電車やバスで押されたり、近くでタバコを吸われるなど、苦痛を訴える声の大きいことから、一目で妊産婦とわかるように全国共通のマークが作成されました。

厚生労働省の「すこやか親子21推進検討委員会」がデザインを公募し、1,600を超える応募作品の中から選定されました。全国的には、厚生労働省、国土交通省と協力して主要鉄道会社が昨年8月よりマタニティマークのキーホルダーを作成し、無料配布しております。現在は各市町村でもキーホルダー等を作成し、妊産婦届けの時に母子手帳と一緒に配布して喜ばれておりますが、我が市でも導入していただきたいのですが、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

市民福祉部長（中山成樹君） ただいまの御質疑とダブるかもわかりませんが、もう少し私どものほうの見解も述べさせていただきたいと思います。

マタニティマークの普及をというふうな御提言でございます。これにつきましては、妊産婦にやさしい環境づくりの推進のためには、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保について理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、地域住民、関係機関、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であると考えております。

厚生労働省は、平成18年3月に妊産婦さんであることを周囲に知らせるためのマタニティマークを発表しました。妊娠中、特に初期は赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するための大切な時期ですが、外見からは妊婦であるかどうか判断しにくかったり、つらい症状がある場合もあります。このマークを普及させることにより、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することがねらいであります。

本土のいくつかの市では、妊産婦にバッジやステッカーを配布している所もあるようでございます。奄

美において、どの程度の効果が期待できるのか、現在、妊産婦の方や関係機関の方、それから地域住民の方から御意見を伺っているところでございますが、いずれにいたしましてもそれほどの予算がかからずに実現できそうな話だと伺っておりますので、是非前向きに検討させていただきたいというふうに思っておりますので、是非御理解いただきたいと思います。

15番（肥後笑子君） ありがとうございます。多くのお母さんたちは、子育ての期間中に孤独感や負担感を訴えております。子育てにやさしい社会環境を築くために、気軽に利用できる子育て支援センターなどの整備とともに回りの人たちがいつも温かい手を差し述べ、お母さんと赤ちゃんにやさしいまちづくりが求められていますので、皆さんからの思いやりのある気遣いもお願いしたいと思います。

また、あるまちでは、障害者用の車椅子の駐車場をマタニティマークをつけたお母さんにも利用していただくような市も増えておりますので、今回のキーホルダーの提供とかも是非今後考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ブックスタート事業についてですが、昨年9月議会でブックスタート事業の推進を提案いたしました、早速予算に反映していただき、感謝いたしております。

この事業の実施にあたっての具体的な内容についての説明をお願いいたします。

福祉事務所長（伊東鉄郎君） 昨年9月の第2回定例会におきまして、ブックスタート事業の御質問をいただきましたが、ブックスタート事業につきましては乳幼児の初期発達段階から情操学習の機会を設けまして、心豊かな人間形成に果たす役割の大切さや育児の楽しさ、感動など、母と子の一体感の推進と子育て家庭を支援する観点から、これまで笠利地区で継続して実施をいたしておりましたこの事業を、平成19年4月から名瀬地区及び住用地区にも拡大いたしまして奄美市全体として実施をするために、関係事業費を平成19年度予算に計上したところでございます。

この内容ということでございますが、実施に際しましては今、笠利のいきいき健康課で乳幼児健診、ゼロ歳児健診の際に母子保健推進員が、乳幼児に健診の待機時間に本を配布いたしまして読み聞かせをしているようでございます。したがって、住用と名瀬地区におきましても同様の方法になろうかと思いますが、この事業費の予算が民生費と衛生費のほうに二つ載っている状況でございまして、名瀬では健康増進課、笠利ではいきいき健康課、それと福祉政策課、この関係する課が今後連携を図りまして、乳幼児健診の際に本を配布いたしまして、母子保健推進員の方に協力いただきまして読み聞かせをお願いしたいということで進めてまいりたいと考えております。以上です。

15番（肥後笑子君） ありがとうございます。乳幼児期からの健やかな情操教育が、必ずや21世紀を担う子どもたちの育成に役立つものと確信しております。

では次に、笠利国保診療所についてお尋ねいたします。

合併を機に、長年町民に親しまれ、町民の健康を守り支えてきた笠利診療所の外科医が昨年10月からいなくなり、市民に対するサービス低下が危ぐされます。住民によっては、診療所がなくなってしまうのではないかと不安感を抱く人も少なくありません。そこで、診療所の現状と今後の見通しをお伺いいたします。

市民福祉部長（中山成樹君） 現在の現状と方向性ということでございますので、まずそのへんについてお答えをさせていただきたいと思います。現在の笠利国保診療所につきましては、現在の診療所につきましては平成9年度に健康・医療・福祉の総合センターとしての役割を担う国保高齢者保健福祉センター「ふれ愛の郷」の中でベッド数19床でオープンしまして、内科・外科・歯科の3科体制で疾病の予防、外来診療、救急医療など、地域住民の健康管理と医療内容の充実に努めていたところでございます。医師の派遣を受けおりました鹿児島大学医学部からの医師の派遣ができないと、こういう事情もありまして昨年の10月からは内科医師及び歯科医師の2名での医療体制でもって医療業務を行っているところでござ

います。診療所の運営につきましては、御案内のとおり、大変厳しくて一般会計からの支援を受けながら運営している現状であります。地域の方々の健康管理の拠点施設として、これからも存続を図りたいと思っておりますし、申し上げましたように地域の方々の健康管理、そういった拠点としてその体制の構築、それからまた健全な財政運営、これに向けて一層努力を続けてまいりたいというふうなのが基本的な考えでございます。

15番（肥後笑子君） すいませんですが、今後の見通しについてお伺いしたいと思いますが、今後どのような計画をされているのか、お答えいただきたいと思います。

市民福祉部長（中山成樹君） 非常に難しい問題でございまして、具体的には説明しにくい話でございすけども、この問題に関しましてはあとまた議員の先生方からいろいろと御質疑があるようでございますが、昭和41年にまず笠利の診療所というのはスタートしておりまして、平成9年に現在の施設が新しくスタートしたと。この時には想定できなかった予見の、むしろ好転だと思うんですけども、交通アクセスがよくなってきたこととか、それから救急に関することについても充実してきたと。それから近隣の医療施設も整備をされてきたと。こういうこと等もあった一方で、非常に財政的な負担というのが大きくなってきたということで、今日、先ほど申し上げましたような、それから特に鹿児島大学からの医師の派遣が難しくなったということなどが大きな要因になりまして、現在の体制でやっていこうというふうな話になっているわけでございます。今後ということにつきましては、この施設が特に医療だけではなくて保健・福祉、こういったものも内包しているような施設でありますので、これを生かすことによりましてとにかく疾病の予防、それから地域の方々の健康管理、その拠点施設にしていくと。こういったことに重点をおいてやっていきたいというふうなことでございます。基本的には、いろんなところで、市長からも言われておりますように地域の方々の医療に対する安心を確保する、そういった視点で努力をしていきたいということやっていきたいと思っております。

15番（肥後笑子君） 財政面からのことについてもお尋ねしたいのですが、今回、外科医がいなくなり、歯科医と内科医の二人になっているんですが、今後もう外科医のほうの採用は考えられないのか。また、歯科医の場合はどのようになっていくか。その人員配置とか入院患者さんはどうなるのかなどについて、お聞かせいただきたいと思います。

国民健康保険課長（福山 治君） 財政面も含めてのことなんですけど、今まで部長がいろいろと答弁を申し上げてましたけど、この笠利の診療所におきましては、過去からずっとこういう形で経緯をしてきたわけでございますが、去年の10月に外科医が不在ということで、医師1名体制ということになりました。そのような中で、この診療所の在り方そのものを含めていろいろな検討を行ったわけでございます。そういう検討を行う段階で、現実に赤字額が今年度で7,000万円ほど計上される予定になっております。そういう中で、設置当初の目的として、この診療所が無医村地区時代の診療所の在り方と、それから隣に笠利病院とか記念クリニック、そういう安心を考えるに値する病院がある中での診療所の在り方というのはどうするかということでいろいろ検討を行いました。

そういう検討を行った結果、今4月からでございますが、今現在、医師が1名でございます。その1名の医師で可能な診療体制の在り方として、入院を外すということでございます。この入院を外す件につきまして御理解をいただきたいんですが、現在19床のベッドを持っております。ただ、その19床の中に12床分が療養型という形で、介護を含めた療養型が12床ございます。この件につきましては、平成23年度までに国の方針でこのようなベッドについては廃止の方向性が打ち出されております。我々といったしましては、1名体制になった時点で将来廃止がされるものであれば、これを先取りした形でこの入院を廃止せざるを得ないんじゃないかと。これは一つの採算性の問題も含めて論議いたしますが、介護型の療養ベッドと一般病床になりますと年間で12床分で1,800万円ほどの減収になります。ですから、今

の赤字にまた1, 800万円ぐらい赤字が増えていくというようなことも想定されますので、そういうことで一人になった時点でこの際そういう形をとっていかうかという考え方でございます。

それともう一つにつきましては、歯科の問題でございます。歯科につきましてはつい最近にそういう話が出てきたわけでございますが、歯科の先生が3月いっぱい辞めるという話が出てきた際に、歯科が1日当りの外来が大体5～6名でございました。それに対して歯科の医師が必要なのかどうかという問題もありましたけど、幸いにして住用の先生にお願いを申し上げましたところ、住用の先生が笠利の診療所も診ていただけるようになったということで、予約を受けることによりまして住用と笠利を使い分けて一人で対応できると。そういうことで、サービスの低下という問題まではいかないと思いますが、何とかして安心して診療が受けられるような体制の確保だけはできたと。とにかく一番大事な問題は、赤字を出さないようにしてこの施設をどう運営していくかということをもっと我々として前提に考えておりますので、そういうことで赤字の出ない診療所を何とかして確保したいと。そのための努力の過程でございますので、御理解をいただきたいと。

15番（肥後笑子君） 診療所は、地域住民にとって健康を支える重要な施設ですし、改革は必要ですが、サービス低下は最小限に食い止めるべきであり、今後とも知恵を絞って存続の方で考えてもらいたいと思います。

「国保診療所の充実を求める会」から申入れがあったと新聞報道されておりましたが、市長の見解をお伺いいたします。また、村おこし座談会でも診療所のことが話題になったようですが、併せてお伺いいたします。

市長（平田隆義君） 私もこの国保診療所のことについては、今回、設置関連の首長会の総会に出て多くの皆さんの意見を聞きながら認識を深めたところです。その中で、かねてから申し上げていたんですが、この笠利診療所の落成祝賀会に私も出席させていただきまして、当時の県のこういう保健関係、医療関係、それから鹿児島大学の先生方から大変評価されたことが記憶に残っておるんですが、この福祉・保健・医療、これを一体的にみていこうということで素晴らしい構想のものとこの施設だということで高く評価を受けたわけです。ですから、今後もこのことは大事にしていかなければならないだろうなと思うところです。

ただ、今回のことについては、患者さんの減少もあったかも知れませんが、国保会計の法の改定によることもあったと思います。詳しいことまでわかりませんが、旧名瀬市街地の医院が入院患者をとることをほとんどやめていきました。このことは、やっぱり採算性ということでのことだろうと私は判断をいたしております。そのことが笠利診療所でも表れているんだろうなと思いますので、このことは今後代替りの施設もあるわけなので、入院患者の措置は中止していこうということで了解をしたということです。

それで今後は、この診療所を中心にしてもっともっと保健や福祉という点との連携を密にする。そして、このことが集落の皆さんの安全を確保するという点でも大きな機能を発揮するんじゃないかなと思っておりますので、ですから地域ぐるみでこのことをもう一度考えなおして取り組んでいけばいいんじゃないかなと思っております。それで、そういう思いをして総会に出ましたら、たまたま講話をなさった池田先生という方が垂水の温泉病院の院長さんということだったんで、どういうことかなと思っていたんですが、そうじゃなくして長野県の小川村の診療所で診療所の運営の在り方において、かなりいい成果を得ていると。それは福祉・医療・地域・介護、こういったものが一体となってこの診療所運営に取り組んでおると。いわゆる診療所だけじゃなくて、行政からも入り民間からも入ってということで運営をして大きな赤字を出さないでいい形で運営されていると。今後はそういうことが地域で望まれるんじゃないかというお話でございました。そういった点では意を強くしたというか、この笠利診療所についてはそういう形でもう1回構築してみる必要がありはしないかということのように思っております。

廃止するんじゃないかという心配があるようでございますが、廃止じゃなくて、より機能を高めていく

ということで取り組んでいきたいとこのように思いますので、よろしくお願いいたします。

15番（肥後笑子君） 住民福祉の向上に役立つように施設の有効活用の要請をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、水対策について。

須野ダムの渇水に対しての有効な手立てはないでしょうか。昨年は、異常とも言える干ばつで須野ダムが底をつくというまさかの事態に見舞われました。受益者の農家の皆さんは口々に農業用水のありがたさ、須野ダムのありがたさを語っておられます。昨年は何十年ぶりかの干ばつでしたが、今後このような干ばつがいつくるかもしれません。須野ダムを見てまいりましたが、満水の線よりかなり低く回復が遅れているようです。水は人間にとっても農作物にとっても命を守る大切な資源です。大事に有効に使わなければなりません、現在の状況や運営等についてお尋ねいたします。

市長（平田隆義君） この須野ダムの機能強化ということだと思います。議員が指摘されますように、昨年度の状況ということはやはりかなり異常な状況だったとこのように思っております。須野ダムから笠利東部地区の簡易水道の水源として4パーセント程度を利用しようということでも申し合わせができております。この度はどちらかというとこれではとうてい対応できないという判断で、農業用の給水というんですか、対応を制限するというお願いをしたところであります。農家の皆さんの御協力に改めてお礼を申し上げたいと思います。そのことがこのサトウキビの生産に大きく影響するんでないかと心配しておりましたが、今年はどういうことか知りませんが増収の情報を聞いてホッとしたところでもありますし、これから須野ダムを生かすにはやはり農業用水の確保という本来の目標をしっかりと定めて、対応すべきは飲料水をどのようにして確保していくかということにやはり行政としては重点を置くべきであろうとこのように考えておるところです。いくつかのことでこのことを解決して、地域の実生活用水の確保に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

15番（肥後笑子君） 現在の須野ダムの運営等についてもお尋ねしたいと思うのですが、昨年の場合のキビ作農家にとりましても散水できた畑と無散水の畑のキビの状況には雲泥の差がありまして、農家の方々も話しております。スプリンクラーが自由に使えて散水ができた時に植えたサトウキビは発芽もよく、キビは順調に生育して来年度の収穫も期待持てますが、散水後に植え付けられたキビは欠株も多く、農家の皆さんを悩ましております。植付けができなかった畑も相当あったようですが、現在の須野ダムの状況とか運営等についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

産業振興部長（山田忠憲君） 現在も須野ダムの貯水量は39.8パーセントということで、満杯にはほど遠い状況にあります。今後、スプリンクラーの利用状況は、今まではもちろん農家の皆さん方がいっぱい使われておられましたけれども、今後は使う量の調整など当然図っていくべきじゃないかなと思って、今その対策に取り組んでいるところです。

貯水量が25パーセント以下になった昨年の9月29日、キビ畑の散水の全面禁止を行っております。それと10月に入って、まだ雨が少ないということで、10月19日に貯水量が20パーセント以下になりましたことから、緊急の理事会を開きまして、野菜それとまたハウス関係、そういったことについてもホースでの散水に切り替えたところです。今後このようなことに対応するためには、先ほど申し上げましたスプリンクラーの制限なども当然図る必要があるんじゃないかなと思っているところです。

15番（肥後笑子君） 水位の回復が遅れているようですが、ダムに汚泥が堆積して貯水能力が落ちるとか、漏水等によって水が無駄になっているとかというようなことなどはないのでしょうか。事故についてもよろしいです。

産業振興部長（山田忠憲君） 新しいダムでございますので、そういった汚泥関係とかそういったものについてはないものと思っております。この漏水関係ですが、そういったことが何らかの形であるとしたら、何らかの形でまた機械、計器類、それともその回りの環境関係に当然出てまいりますので、今のところそういった兆候は全く見られない状況にあります。

15番（肥後笑子君） 今日の新聞ですね、県のほうで須野ダムの環境整備事業が取り組まれるというように載っておりましたが、このことについて、もしお答えできましたらお願いしたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） 須野ダムの環境整備事業、これは鹿児島県のほうで実施されますけども、来年度から22年度までの一応継続になっておりますけども、この事業は事業のメインとなりますので、この親水広場の設置、それと休憩施設、そして管理棟の整備などが主に行われますけども、私どもは非常に注目しておりますのは、このダム湖の水質保全のための水質浄化装置の設置というのがございますので、非常にこの点については、先ほど市長のほうからありましたとおり、飲料水に4パーセントダムから引張っておりますので、この点は十分、非常に大事な事業の一つではないかなと思って期待をいたしているところです。

15番（肥後笑子君） いろいろあると思うんですが、これよりも何よりもやっぱり渇水に対する対策が第一じゃないかと考えられますので、今後また是非、渇水に対しての対策にも力を入れていただきたいと思います。じゃ、次の質問に移ります。

次に、教育行政について。

給食費の未納問題についてですが、地元新聞に「給食費未納10万人 払わぬ親増加 総額22億円」との見出しにまづびっくりいたしました。これは、文部科学省が全国の国公私立小中学校3万1,921校を対象に2005年度の学校給食費徴収状況に関する初の全国調査の結果で、学校給食費の未納額は計22億円に上り、人数では児童生徒数の1パーセントにあたる約10万人が給食費を払っていない実態が明らかになったようです。

未納の児童生徒数の割合を都道府県別にみると、沖縄県が6.3パーセントで最も高く、北海道2.4パーセント、宮城県1.9パーセントと続き、一方、最も低いのは青森県・福井県・京都府・愛媛県など8府県で0.3パーセントで、地域差が大きいとの報道でしたが、奄美市における学校給食の運営等はどうなっているのか。また、未納の現状はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

教育部長（重田茂之君） 学校給食費の未納問題についての質問にお答えします。

平成17年度の合併前の3市町村の給食費の収納率、これは99.3パーセントです。金額の未納が0.7パーセントで、全国平均値でございまして、新聞などで報道されているようにそれほど心配するまでではないんじゃないかと思っております。

この給食費の未納につきましては、経済的な理由によるものが大半を占めておりまして、ここ数年の傾向をみてみますとそれぞれ各学校に聞き取り調査をした結果でございますが、「かなり増加した」とか「やや増加した」というところは1校もございません。「変化なし」が4校、滞納が「やや減少した」というのが6校、「かなり減少した」5校ということで、いい方向に進んでいるんじゃないかと思っております。

15番（肥後笑子君） 先ほどお尋ねしたのですが、学校給食のほうは笠利町の場合は給食センターでしたが、市内全部そのようになっているのでしょうか。また、ほかの方法で各自学校で行っているのでしょうか、お尋ねします。

教育部長（重田茂之君） 各学校ごとの集金の仕方でございますが、28校のうち集金袋を使用している

のが15校ございます。それから、保護者の方が訪問している学校が3校ございます。笠利は給食センター方式ですので、金融機関の振り込みというのが基本になっております。以上でございます。

15番（肥後笑子君） もう一度お尋ねしますが、学校給食の運営方法は全ての学校で給食センター式になっているのでしょうか。それとも各学校で作っている所もあるのでしょうか。

教育部長（重田茂之君） 旧名瀬・住用は、各自校方式でございまして、各学校でPTA会計方式と申しましょうかですね。そのような形で、PTA総会の時に収納率とか収納対策とかそういったことはされていると思います。笠利のほうは給食センター方式ですので、笠利の教育委員会が責任を持って収納にあたると、そのような状況でございます。

15番（肥後笑子君） 私たちの子育て時代には給食費の援助があったように思うんですが、現在ではそのようなことは行われていないのでしょうか。

教育部長（重田茂之君） 給食費の援助につきましては、いわゆる要保護生活家庭には国から全額助成がされます。それから準用保護、これが75パーセント国からの助成でございます。そのほかに高度へき地パン・ミルクということで、級値が3級値から4級値・5級値、これは笠利も全て、住用も全て該当します。旧名瀬のほうでは、名中、朝日、伊津部、金久、小宿ですね、これは該当しませんが、パン・ミルクで1食当たり22円ほどの助成ということで、その分だけこの該当校の方は安くで給食をとることができます。

15番（肥後笑子君） はい、よくわかりました。給食の納入方法については最近知ったことなんですが、先日中学生のお母さんと話す機会がございまして、以前は学校から毎月給食袋が生徒を通じて渡されたけれど、今は振り込みになり、1年分まとめてくるとのことでした。振り込みになってしまうと、つい忘れてしまう時もあり、2～3か月たまってしまとなお一層払えなくなってしまう。今の方法では未納者が出るのは当たり前だと思いますよというお母さんのお話でした。子どもの手から渡されると、保護者は意識を持って納入しようと思うけれども、振り込みになってからつい忘れてしまうこともありで、子どもたちも自分の給食費が払われているのかわからなくて、ある時、子どもから「お母さん、私の給食費払ったの」と聞かれたそうです。「払っているよ」と答えましたら「ああ、よかった」と子どもさんの返事があったということですので、参考までにお伝えしたいと思います。

振り込みになってから納入が悪くなったということなどはなかったかと思ったんですが、先ほどの回答では悪くなったあれはなかったとのことですので安心いたしました。

また、未納のために不足した給食費への対応はどのようにされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

教育部長（重田茂之君） それぞれの学校で対応の仕方は違うと思いますが、金額が0.7パーセントの未納ですから、休んでその日欠席をされる児童・生徒もおりますので、そういったことで各学校うまく調整をしているもんだと思います。そういうことで、今の現状で給食費の未納で健全な給食運営、いわゆる必要な栄養量ですね、これがとることができないということではないと思いますので、よろしく願います。

15番（肥後笑子君） 未納の分で、給食の内容のしわ寄せなどがこないように是非取り計らっていただきたいと思いますが、また納入につきましては忘れる父兄がいないように、また保護者と連携をとり未納者が一人もなくなって健全な給食ができるように要請いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

不登校生徒の現状と取組について。

近年、いじめとかいじめによる自殺等が大きな社会問題になっております。このことにつきましては、先々の一般質問でも多くの同僚議員から質問があり、ある程度理解しているつもりですが、いろんな理由はあるかと思いますが、学校を長期に休んでいる子どもたちが奄美市でどのくらいいるのか。また、原因としてはどのようなことが考えられるのか、お伺いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 不登校児童・生徒の現状を申し上げます。

不登校の定義ですが、年間30日以上欠席があり、その原因が病気やケガなどである場合を除いた場合を一般的に不登校と申します。

本市の不登校状況でございますが、平成10年をピークに年々減少傾向にありました。平成16年度からほぼ横ばい、平成18年に入りましてまだ最終報告ができておりませんが若干増加傾向で、現在およそ100名の児童・生徒が不登校児童となっております。

平成17年度の不登校に関する調査の結果でございますが、本市の場合、不登校の原因はいろいろあるんですが、一番多いのが本人に関わる問題、すなわち極度の不安や緊張、無気力で、特に直接のきっかけとなるような事柄が見当たらないというのが一番多い。その次に多いのが、友人関係をめぐる問題となっております。議員御指摘のいじめが原因となる不登校については、調査上把握はなかなか困難でございますが、友人関係をめぐる問題の中でいじめに類する状況がなかったとは言いきれませんので、今後またきちんと実態を把握していかなければならないと思っております。

15番（肥後笑子君） 不登校の子どもさんへの対応とか対策とかは、またどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 不登校に対する取組でございますが、各学校におきましては担任だけでなく複数の職員によりますチームを組みまして、電話連絡や家庭訪問など支援を行っております。

また、市の教育委員会では、3階のほうに教育相談室を設けまして、電話や来室による相談活動、適応指導教室の指導、訪問指導を行って、学校復帰に向けた支援を行っております。平成17年は、不登校児童・生徒の約4割にあたる30名ほどが学校に復帰をしております。学校復帰の理由につきましてはいろいろあるんですが、学校の先生方が学級をいつでも学校に復帰できる雰囲気になっているということが本人にきちんと伝わって、先生方やクラスメート、適応指導教室の指導員等から熱心な働きかけがあったりして、本人に登校する意欲が出てきたのではないかとそういうことを考えております。

また今後、不登校の未然防止及び早期の学校復帰に向けては、年度当初から定期的に校区内の児童・民生委員との情報交換会を実施して、不登校児童・生徒とその保護者への支援協力を要請する。また、不登校児童・生徒との保護者を対象にした保護者会を開いて、学校の指導方針への理解・協力を求めること。支援チームの活動が形骸化しないように、研修の充実を図って、自己評価等を行って支援内容の見直しと改善に努めること。小学校から中学校への不登校児童に関する情報の確実な引き継ぎを行うこと。欠席時の対応の共通理解と共通実践を図るなど、対応策の徹底を学校に対して継続的に指導していくとともに、スクールカウンセラーや子どもと親の相談室の配置校におきましては、そのさらなる活用を図ります。新年度からは、新たに導入されます「子どものサポート体制整備事業」の有効活用を図って、不登校児童・生徒の減少に向けて努力してまいりたいと思っております。

15番（肥後笑子君） 学校でいろんな問題が起こるのは当たり前だと思いますし、生徒や保護者、学校の中でだけ悩んだり話し合ったりではなく、民生委員さんや児童委員さんもおられますし、またまちのおじさん・おばさんたちも役立つことがあると思います。広く社会の人たちを巻き込んで、子どもたちが楽しく勉強できて、たくましく成長するお手伝いをみんなで支え合っていける社会になったらと考えます。今後ともよろしくお願いいたします。

では、次に移ります。朝の読書運動の推進について。

テレビやゲーム等、映像文化のはん濫する時代となり、子どもたちはもちろん大人の私たちも読書をする時間が少なくなってきておりますが、活字文化の衰退が心配されます。読書力と言いましょか、読むということはいろんなことを理解する上で非常に大切なことだと思います。国語はもちろん社会科にしる、理科の勉強にしても読解力が根本です。また、豊かな子どもたちの成長のためにも非常に大事です。

奄美の学校での読書活動はどのようになっているかお聞きしたいと思いますが、朝の読書運動を実践している学校がどのくらいあるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 市内の各小学校の21校と中学校の12校では、全ての学校で全校一斉の読書活動を実施しております。そのほとんどがいわゆる朝の読書活動でございます。実施の頻度でございますが、毎日実施しているのが小学校で9校、中学校で5校、その他は週に数回から1回の実施となっております。

15番（肥後笑子君） 朝の読書運動の特徴でもいろんな成果が出ておりまして、子どもの読書が大変大事だということがわかると思います。今後とも読書運動を推進していただき、子どもたちの成長に是非役立てていただきたいと思います。

次に、4点目、安全に係わる道路整備について。

奄美市全体においても、道路整備事業が進み、安全なまちづくりが進められています。財政改革が叫ばれているときですが、市民生活を守る安全・安心のまちづくりを進めなければいけません。旧笠利町県道佐仁・万屋線の城間・宇宿間の道路は、道路幅も狭くないので、朝の登校時間帯は通勤者のラッシュと登校する子どもたちは大変危険です。以前も一般質問いたしました、なかなか進展がみえません。現在は地籍調査も始まっていますし、農業集落排水事業も取り組まれています、並行しての道路整備など計画されていないのか、お伺いいたします。

建設部長（川上和満君） 道路整備についてお答えをいたします。

県道佐仁・万屋・赤木名線の城間から宇宿間の道路整備につきましては、集落及び宇宿地区村づくり推進委員会から再三要望書が提出されており、道づくりに対する熱意は十分感じているところであります。

市におきましても、笠利総合支所管内の東側の生活・産業・観光また通勤・通学路として重要な路線だと認識しており、県が行う整備事業導入に向け、平成17年度から21年度をめどに地籍調査を進めているところであります。県におきましては、現在、笠利総合支所管内で整備中の県道改築事業佐仁・赤木名線の赤木名工区、約900メートルと佐仁・万屋・赤木名線須野工区の大笠利から須野間2.3キロメートルの2路線の整備を進めており、この2路線の整備状況をみながら今後進めたいということでございます。引き続き市といたしましては、早期に事業導入ができるように県に要望を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

15番（肥後笑子君） 財政も厳しい折ではございますが、当局も大変でしょうが、安心・安全なまちづくりのために一日も早く実現できますよう要請いたします。

最後に、旧住用村・旧笠利町・旧名瀬市から新生奄美市になるまで、長い間地域の住民の手足となってこれ、3月をもって退職される職員の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、大変御苦労様と申し上げたいと思います。これからはそれぞれの地域での御活躍をお祈りいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） 以上で、公明党 肥後笑子君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時46分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き一般質問を行います。

南風会 平川久嘉君の発言を許可いたします。

6番（平川久嘉君） 議場の皆様、奄美市の皆様、こんにちは。南風会の平川久嘉です。平成19年第1回定例議会の一般質問、本日最後の登壇ですので、よろしくお願いいたします。

通告してあります3件について質問を行いたいと思います。

質問に先立ち2点、最近のニュースで感じたことを少し述べたいと思います。

1点は、2月9日、種子島沖で3人乗りマグロはえ縄漁船（9.1トン）が消息を絶った事故です。漁船は、11日に宮崎県都井岬の南東沖、約130キロメートルの太平洋で転覆し、船尾だけを海面に出して浮き沈みしているのを仲間の漁船に発見されました。その時、漁船の救命いかだが船上になく、3人がいかだに乗り移り漂流している可能性があるとして捜索が続けられました。3日後の12日、第10管区海上保安部のヘリコプターが、都井岬の東南東約185キロメートルの太平洋で救命ボートに乗り漂流する3人を発見、3日ぶりに救助されました。

3人からの事情を聞いた新聞報道の、「白い大型船が右舷側からぶつかってきた」「漂流中に乾パン6個を分け合って飢えをしのぎ、浸水する救命ボートから懸命に海水をはき出し続けた」「上空を旋回する海上保安庁のヘリコプターにちぎれるほどに手を振った」などの記事は、リアルで多くの教訓が潜んでいると思います。油断できない船舶事故、救命具・非常食の備え、遭難時の心得・協力、海上救難ヘリの活躍（配備）などがあります。更に、後の捜査で衝突大型船は、奄美の会社が運航していることが判明し、海洋との関係の深い同じ奄美に住む者として、その後のニュースも強い関心を持って聞きました。

また、3月1日施行されたトカラ奄美大島間の「近海区域」から「沿海区域」への変更による本土・奄美間の船舶航行の増加が予想されます。それに伴う奄美海域の安全確保、海難救助の在り方、海とのかかわりを大事にしながら発展を目指す奄美の将来に思いを致したものです。

2点目は、「H2Aロケット打ち上げ6連続成功」のニュースでした。当初15日打ち上げが天候不良で、過去最長の9日間も延ばしての成功は、喜ばしい限りで関係者にとってはなおさらのことであったと思います。日本の宇宙開発史上、純国産主力ロケットの6回連続成功は初めて。情報収集衛星のレーダー2号と工学3号実証衛星を搭載し、国際化社会の安全保障や大規模災害に対応するための宇宙から地上を監視する人工衛星の打ち上げでありました。再延長の決断を重ねながらの打ち上げではありましたが、失敗でない成功は日本の宇宙開発技術の高さを証明でき、高度な情報技術時代における我が国の活躍、宇宙への夢を膨らませてくれました。来年度からは、民間の三菱重工業が衛星受注からロケットの製作、打ち上げまで一貫して担うという事業に、今後の民間を含めた先端技術の向上に大いに期待したいと思います。

質問に入ります。

1番目の質問は、市長の施政方針についてです。

平成19年度を決断と実行の年とし、奄美市の継続的な成長は集落の活性化にあるとする平田市長の「集落新時代」「胎動する奄美市」では、飛び地合併のハンディを超えた格差のない一体化した新市づくりに大きな期待があります。

(1)「自然、人、文化が共につくる島」づくりへのこれまでの成果及び19年度の施政方針で取り上げた事業実現の決意のほどを伺います。

次からの質問は発言席で行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 平川議員の質問に答弁させていただきます。

議員の御意見も聴しながら、言葉としては「集落新時代」という言葉を使わせていただきましたが、合併した奄美市は旧名瀬市の市街地、いわゆる経済、文化、政治、その他ファッションまで入れても情報の発信地という定義ができるのではないのかなと思います。そういう街の様相を濃く持っているところではありますが、農村部は心豊かな緑深い非常に穏やかな、また伝統が色濃く残っている地域とこのように思っ

ております。そういった点では、旧き良きものを残しているのも農村部ではないのかなとこう思っております。そういった点では、田園都市というふるさとのまちということを感じ取ることができるのではないのかなとこのように思います。そういった点などを考えながら、日々の行政の推進に努めておるわけでございますが、最も印象に残るというか、行政の一つの柱として奄振の延長の時に多く議論されたことが、奄美の文化・自然・人というこの生活環境というか、そういうものはこれまで不利な状態にあるということであったが、これからむしろ有利な条件ではないかという位置付けて奄振法の延長を考えていこうということになってきたわけです。そういった点で、地域の自然やその他の資源を生かしながら島が自立していけるような産業をおこしていくという位置付けてあります。私は、このことは大変抽象的で、なかなか法の精神として条文に取りにくいことではないかということで心配もしておりましたんですが、その後の経緯をみますと、このことは大変多くの皆さんにむしろ評価されてきているのではないかとこのように思います。思わぬところでこのことを指摘されて評価をいただくということなどもございまして、意を強くしているところですが、そういうことを踏まえながらこの奄美の自然、文化、そしてその人々がもって共に頑張っていけば、すばらしい地域、島しょになるのではないかとこのように改めて決意をいたしましたところです。

そういった中で、今、指摘されますように、主要な施策を組み立てる時には、この「自然、人、文化が共につくるキョラの郷」ということを基本理念にして、それぞれの項目ごとに「健康で長寿を謳歌するまちづくり」「癒しの観光を核にした産業の振興のまちづくり」「自然に囲まれた快適なくらしのできるまちづくり」それから「地域の中で教える教育・文化のまちづくり」ということなどを並べまして、これらに関連する事業に予算を付けたと。限られた予算でございますので、十分にとは申し上げることはできないかも知れませんが、これらを大事にしていかなければならないとこのように思います。

そして、この地域を最も具体的というか象徴的に表すということで「地域ブランド」、それから「一集落1ブランド」という形でこれを情報の発信をしていただこうということを考えて、そのように行政を推進してまいりたいとこのように考えておるところです。これからの今年度は奄振の次に向けての総合調査を策定する年度でもございます。これらをより重視しながら、そして改革すべきものは改革して決断しながら取り組んでまいりたいとこのように思います。厳しい財政状況の中ではございますが、何とかこの厳しいというマイナス部分をプラスに転じるような地域の人たちのエネルギーを引き出していくということが肝要なことではないかとこのように思って、このような方向で頑張りたいとこう思っておりますので、御指導よろしくお願いいたします。

6番（平川久嘉君） ただいまの答弁で言われました4項目、施政方針にもありましたけれども、大きくは「健康で長寿を謳歌するまちづくり」とか「癒しの観光を核にした産業振興」「自然に囲まれた快適なくらしのまちづくり」「地域の中で教える教育・文化のまちづくり」が上げられて、5項目施政方針で言われた「計画の実現」というのはこれは手法と言いますか、施策をどういうふうにして実現していくかというお話になるのかと思います。

私たち合併をして、地方となる笠利とか住用のことでやはりスタンスはそこに皆さんに知っていただいで、都市部は都市部としてのよさ、機能というのを働かせながら地域のよさ、先ほど言われた自然とかあるいは文化とかも地方にありますので、それらを取り入れていただいで、足腰の強い奄美市にさせていただきたいというふうに考えております。成果と言いますか、昨年と同じような項目を上げておられますけれども、実際にやることというのは着実にやることだというふうに思っております。それにあたって成果と言いますか、やっておられることで、市民との協働によるまちづくりとしての「市政懇談会」の実施があり、昨年、今年と継続して行われている「むらおこし座談会」ですか、これの状況と要望・提案等に対する取り組み、取り組んでおられますけれども、これについて伺いたいと思います。地域住民のひざを交えた座談会には、普段会う機会の少ない市長はじめ助役、各部長が勢ぞろいして対話できる会で、住民が行政を身近に感じ、信頼関係を築く意義のあることと思ってみております。これまでの実施状況及び成果として上げられることがあれば伺います。

市長（平田隆義君） この1年を振り返ってみて、午前中も議論ありましたが、合併協議会で申し合わせたことがどの程度、即継続できるのかという点と、どういう点が変わってきたかと。合併協議会の申し合わせ事項と変わってきているのかということ。そのことをどのようにしていけば解決できるだろうかという点に毎日の行政推進の中での基本的なポイントとして、ずっと見させていただきました。そういうことで、いくつかのことでもう1年もなりますとかなりわかってきたというか、そういった点もございまして、その改善をしていかなければならないとこのように思っております。そのことについては、地域の住民に痛みをお願いしなければならない問題もあるのではないかとこのように思っております。そういう合意ができるような条件、ムードというか、そういうのをどのようにしてつくっていくかということも大事ではないのかなとこのように思っております。今回、財政の厳しさがテレビでああいう形で報道をされたことは大変残念な思いもしておるんですが、やはりみんなでそういう中身をしっかりとらえて、自分たちはどういう生活をしていけばいいのか、どういう形でこれから市政とかかわっていくべきなのかということを十分に話し合いができるような、そういう対応をしていきたいとこのように思っております。そういう中で、この1年間でもいくつかの問題の解決をすることができたのではないのかなとこのように思うところで。

北校の問題などは市長に就任する間もないことでもございましたので、県教育委員会との話をして十分に対応できる時間がほしいということで、今年度は通常どおりの募集をお願いできました。それから、市の教育長を中心として、関係者がそれぞれの立場で受験生の数の確保ということで奔走されました。その中で感じたことが、龍郷やこの旧名瀬市からの通学者がかなり確保できたということは大きな変化ではないのかなとこのように思っております。笠利の北校じゃなくて、奄美市の北校という位置付けをやっぱり一人でも多くの市民に認識してもらうということの大事さを痛感したところでありますので、こういった点などはこれからの合併して地域が広がる中でこのよさというものを把握して、その特徴を生かしていくということへの一つの方向ではなかったのかなとこのように思ったりもしているところで。

そういう点では、集落の問題が非常に厳しい状況にございますから、それをどう生かすかということであります。午前中に子どもの教育のことで市街地に引っ越す人がいやしないかとかいう指摘もございました。可能性としては十分考えられます。そうならないようにするにはどうするかということが難しいわけございまして、これらを念頭に置きながら奄美市の活力のあるまちづくり、農村部と市街地が一体となった奄美市と言える日が一日でも早くくるようにと願って頑張りたいと、このように思います。

6番（平川久嘉君） くしくも市長から大島北高校のことでお話がありましたので、私も以前かかわったこともありまして、いや現在もかかわっておりますけれども、大変御配慮というか御努力いただいたことに感謝を申し上げます。学校がなくなるとまちも寂れるというのは、特に若い人がいなくなるというのはこんなに辛いことはないと思いますし、そうならないようにということで、もう一つ言えるのは教育を受ける機会均等と言いますか、笠利とか遠いほうから、とにかく経済力がなくて学校を行かせないと。自分で行ってくれとかというような話にならないようにしてほしいという気持ちがありまして、OBと言いますか、OB会でも鋭意応援をしているところでもあります。

それから、先ほどから言われておりますように、合併そのものはやっぱり大きなリストラと言ったら大変失礼ですけども、革命なんです。そういう意味で、総合支所の機構とかそういう組織も変わらざるを得ません。その時に、家族一家全部、機能のいいとか便利のいい名瀬中心に集まらないようにするためには、意識して市長が言われますように地域を大事にすると、配慮をする。そういう姿勢がないと、また周囲で関心を持って、大きく奄美市として発展をしようと。隣接の町村も関心を持って、この将来の奄美市というかこれからの奄美市見守っていると思いますので、そういう意味で地方に対する配慮と言いますか。地方を元気づける方法を是非取り入れて、市政に臨んでいただきたいというふうに思っております。

簡単に例と言いますか、感じていることを申し上げますけれども、今、市長が言われます「一集落1ブランド」と言われておりますけれども、屋仁集落の「ターマン」、御存知かと思いますが、ターマンの話をちょっと例に話してみたいと思いますが、長年の実績のもと、グラウンドゴルフチーム名に「ター

マン」を命名し広報に努めるなど、「屋仁のターマンはおいしい」の定評を得るまでになっています。土地の問題、灌水の事業、後継者の育成など、安定した生産をするブランド化までには多くの課題があります。「一集落1ブランド」の実現には、集落の意見を尊重しながら行政としての地域のブランドを、集落だけでなく地域としての総合した大局的なとらえ方と、住民、行政、更にはJA、地元企業など連携した施策として取り組まなければならないと考えます。そのへんも考慮されたいというふうに考えております。

次、施政方針の第4点目で掲げております「地域の中で教え学ぶ教育・文化のまちづくり」では、文化力は地域の活性化を示す指標ととらえ、文化行政を総合的に推進する組織編成に努めるとありますが、どのような組織を考えておられるのか。

また、奄美市における「文化産業戦略プラン」、これは仮称でありますけれども、どのようなプランなのか、その構想を伺います。まずそれからお願いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 文化行政についてでございますが、市全体といたしまして文化行政を進めれば進めるほど奄美の産業は発展する。そして、教育力は力をつけていくという位置付けで私たちのほうも「文化」という言葉と「産業」という言葉、そして「地域力」という言葉を複合的に使って努力をしまっているという形で、施政方針でもお示しをしております。

今、後段のおっしゃいました「文化産業」の関係でございますが、「文化産業が世界を制する」という言葉がはやり出してから久しくなりました。この奄美市において、旧名瀬市の総合計画に「文化産業都市」という表紙につけました。それが今、その言葉が今、国を動かすという形に流れとしてはなっているわけですが、この中で先般、文化庁の方が奄美においでになりましていろいろ懇談にした際に、旧名瀬市の総合計画にあります半定住人口、半分定住人口ということなのですが、これが昨年度、国の国土交通省、内閣府がひらたく言えばこれをパクったという言葉を使っているんですけども、日域居住という形で全国共通メニューにいたしました。この旧名瀬市の総合計画における「文化産業都市」という、この文化産業が今度は国のほうで「文化産業戦略」という国全体の言葉にしようという形で今流れているわけでございます。私どものほうは「文化産業」という言葉の、そういう奄美市の歴史的な産業の中で非常に深い思い入れをしながらこの言葉を使ってきましたが、今回、国がそのはずみをつけたことによりまして、ここ十数年来、私たちがスポーツアイランド構想でこのスポーツ文化の部分とスポーツの合宿の部分と組み合わせ、現在のようなスポーツ合宿をはじめとする成功事例を全国向けにブランドとしてつくってきたこの文化版にすれば、非常にいい位置付けになっていくのかなと思ひながら、今、スポーツアイランド構想を持つ奄美市がこの文化産業戦略を持つということで、両方、奄美は持っているというそのモデル都市になっていけたらなと思ひつつ、今、作業を進めようとしているところです。

国のほうでは、この文化産業戦略プランというのは、先般の安倍総理の所信表明演説の中で使われて、日本の文化の確立を世界競争の中で発揮をして、日本を観光立国にしていくというそういうイメージの中で一つの戦略でございます。その世界をリードする日本文化はじゃ何かということなのですが、一つは映像文化です。特に日本のアニメ産業が世界の中では大きな位置付けを占めているのは御承知のとおりですが、このアニメ産業を奄美にとらえますと、奄美の映像文化の中ではこれまでゴジラの映像の経験もありますように、今、奄美市の中でフィルムコミッション、この映像文化を誘致しようという会社も産まれてきてまして、今後そのへんがかなり進んでいく要素として、特に世界自然遺産候補地の島というブランド力が高まっていきますので、これは国のほうの方針に奄美は非常に沿っている、素材力として沿っていると。それから、もう一つは音楽です。音楽では、昨晚でしたかNHKのほうで元ちとせさんを改めて全国発信、1時間半の番組で今しておりますが、奄美の島唄が日本の音楽にとってもものすごいインパクトがあるという形で今取り上げられていますし、音楽という国の、世界に日本の音楽を世界ブランド化しようという中に奄美の要素もきちっと入っているということでございます。もう一つ、国が言っているのが食文化です。これは御承知のスローフードが奄美のほうでもスローフード協会が立ち上がっておりますので、ここらのあたりを中心軸にしましてスローフードの全国発信を、素材いくらでも転がっているということ。

このような条件をみてみますと、国が国際競争力を高めようという素材に奄美の素材というのは一つの大きな役割を示せるんじゃないかというふうに期待をしておるわけでございます。

本市としましては、これらの総合戦略プランは今、総理の所信表明の中で出た言葉でございますので、今後、内閣府、文化庁等々で一つの事業なりそういう形で、あるいは国土交通省の観光の分野などで産まれてくるんだろうと思います。私たちのほうは奄振はもちろんでございますが、奄振事業その他いろいろな角度の事業がメニューが今後出てくるように、私たちのほうもまた働きかけていかなきゃいけないかなと思って今おります。

その中で、先ほどから出ております「一集落1ブランド」というのは確実にこの文化戦略、奄美市のプランの主軸を占めていくという、こういう位置付けがきちっと私たちのこの市民の間でもできていくんじゃないかという気がいたしますので、「一集落1ブランド」を進めれば進めるほどこの文化産業戦略プランに貢献していくということになっていくんだろうと思います。ということで、今、先般いらっしゃいました文化庁の方々も、この役割は奄美の遺跡を保存していくという形でいらしたんですが、非常に奄美の遺跡とこの産業、遺跡を産業に添加するというのを文化庁の方も今おっしゃっております。ですので、この奄美の遺跡にストーリー性をこれから持たせて加えていって、今後の目的型観光なり学術フィールドを誘致をする、お客さんを誘導するという役割につながっていくだろうと思います。

それから芸能文化の調査がその前に入ってきましたが、奄美の芸能文化資源を産業に生かすというモデル調査があったんです。これは国のほうで三つぐらいだったんですが、その中の一つとして奄美が選ばれましたので、やはり国のほうでも奄美をそういうふうに見ているんだなということです。今、私たちのほうは、「奄美ミュージアム構想」あるいは「長寿子宝プロジェクト」を持っていますので、これらの事業をこの文化産業戦略プランの中でまた一緒に結合させて、新たな事業の誘導なりいろんなことができていくんじゃないかと。非常に期待を持っているプランでございますので、今後とも進めていきたいということをお願いしたいと思います。

6番（平川久嘉君） 文化が産業となるということで、お話はわかりました。それで、このあとに伺おうと思っていた次の質問ですけども、高等教育機関、研究機関等の設置では、今年度作成予定の基本構想のもとに国・県等への要望活動を行い「南西諸島フィールド研究センター」、これも仮称ですが、を整備しその実現に努めることとあるが、その構想、整備内容を伺いますと。同じようなことかと思いますが、先ほど出ましたので、島を丸ごと博物館とする「奄美ミュージアム構想」、これも花井企画部長の得意とされる場所かもしれませんけれども、夢のある話としては是非関連性を深めてお話いただきながら、このミュージアム構想は予算化されていますけれども、あとは予算化されていないと思うんですね。どういう構想なのかとまだ伺っている状況なんですけど、予算化するのか。あるいは、あれもこれもと花火みたいに打ち上げるだけで、力がないでパッと消えるような話もちよっと気になるんですけど、そのへんのところはいかがですかね。今言った質問と「奄美ミュージアム構想」との連携というんですか、そのへんのところをお伺いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 奄美ミュージアム構想の一分野がこの学術フィールド奄美をつくるというように受け止めていただければ一番わかりやすいかなと思います。要するに、奄美ミュージアム構想というのは奄美のいろんな資源を産業化していこうと。そして自立経済にもっていこうという基本でありますので、その中の一つの分野として今御提起のあったいろんな奄美の学術資源を大学の先生やら学生に来てもらって掘り起こして、日本の国民の幸福に貢献していくというそういう流れでございますので、その具体化として今おっしゃいました南西諸島フィールド研究センターと。これは仮称なんですけど、構想を今温めておって、この事業化に向けてまず調整をします。3年計画の調査を行いました。一昨年度が初年度ですが、平成16年度です。このフィールドセンターの施設、それから機能、地域連携の在り方の調査を行いました。それから17年度、これは前年度ですけども、この研究者それから研究者が調査に来た場合の地元の還元効果、波及効果、こういった調査を実施していただきました。今、現年度、平成18

年度は最終年度です。この年度をもとにこのセンターの機能、施設の在り方、こういったものに力を入れて、今、報告書を出してもらうという形でございます。

具体的に申しますと、ソフトの面で申しますと特定の大学なり研究機関なりが奄美の資源を活用して日本全体の領域に貢献していくという流れなんですけど、その中で場合によっては特定の大学が進出するという可能性はもちろんあるわけですので、いろんな角度から今後進めていかなければいけないと思っています。

今度はハードの関係ですが、ハードの関係は既存施設を活用するということと、新たに作るというこの2つの角度からの検討がいくと思います。既存施設を活用するという意味では、もう既に奄美海洋展示間なり奄美博物館、笠利町の歴史民俗資料館等々揃えておりますので、かなり研究者の方々も供せられるんじゃないかと思っています。この場合に、大学のあるいは研究機関の先生方や学生が中・長期滞在するわけですから、そのための簡易的な宿泊施設機能とか、それから研究に要する部屋とか器具とかですね。例えば、今、大和村の野生生物保護センターで申しますと、一定の中に宿泊もできてそれなりのまた調査の本があったりいろんなことがあるというそんなイメージなんですけど、そういったものを既存施設を利用する角度と、新たに整備をする角度と両方から検討を加えていかないといかんだろうということでございます。幸いにここ数年、昨年度のこの奄美市と鹿児島大学との包括連携協定ですね。それから、東京の農業大学が瀬戸内町とやりましたし、今、東海大学が先般の港まつりづくりで「ポータル奄美NPO」とかなり提携を結んで何らかの形で奄美とリンクをしたいという話もございますし、琉球大学やら沖縄大学やら名桜大学はもうずっとこちらのほうに関心をもってしていますので、いろんな形でそういうのを奄美の中に誘致できる、こちらもフィールドをつくるというそういうことの構想でございますので、一通りまとまりましたらこれを私たちの基本構想という形にとらまえて、今後の在り方について国・県と協議をして、少なくとも来年度は奄振の総合調査ですので、その中で私たちの意欲のほどを示して奄振の延長にもつながっていくように頑張りたいなと思っていますところです。

6番（平川久嘉君） 土地も財産もない場合には、知恵というか文化で頑張らないといけないというのがあろうかと思いますが、奄美にはその文化、奄美独特の文化というのがありますので、そのへんの文化を生かして産業につなげると。観光にも関連が大いにあるかと思っています。そのへんのことも含めてですね、今、計画されている研究センターなりあるいは戦略プランなりを推し進めていただきたいと。申し上げたいのは、実際に佐仁の八月踊りとか島唄とか、赤木名のグスクとかありますので、そのへんのところも身近な話として、その地域住民に理解をされるように広報するなり何をしたらいいかと。じゃ私たちは何をしたらいいのかというのがわかるような構想というか組織も作って、動いていってもらいたいというふうに考えております。できれば、自分たちのやっていることがそこにつながるんだという事業あるいはイベントでもよろしいです。是非実現していただきたいというふうに考えております。

次は、笠利診療所の運営についての質問ですけども、これは先ほど肥後議員からの質問で私のそっくりそのままありまして、先ほど市長から答弁いただいている内容で理解をしております。でも、もう少し私も調べたこともありまして伺い質したいことを伺いますので、よろしくお願いします。

笠利診療所は市民に医療受診の機会を提供し、住民福祉の向上になくてはならない存在です。医師不足等により入院患者の受け入れを廃止するなどの措置が言われており、地域住民の安全・安心な生活に不安があるという深刻な声が上がっています。先ほど言われたとおりですね。今、救急患者で多い脳いっ血とか交通事故などに欠かせないCTの機材が故障中で、支障を来しているということです。速やかな修理、整備はできないか。また、修理完了までの間の対応はどのように考えておられますか、伺います。

国民健康保険課長（福山 治君） このCTの問題につきましては、つい先日だったですか、そのような機材が故障いたしましたという報告を受けました。その件につきましては、今いろいろと検討している最中ですが、私どもがまずそのCTそのものの検討をする際のまた一つの検討の考え方といたしまして、笠利の診療所そのものをどのような医療機関としての診療所という考え方を持つかということも一

つの考え方にございます。我々といましては、笠利の診療所を一医療機関という形での位置付けをしているわけですが、市内のいろんな診療所がございます。その中でCTを持っている所というのは数少ないような状況ではございますが、あるにこしたことはないというのはもうもちろんのことでございます。ですから、何とかして修理にはもっていきたいという考え方は持っているわけですが、ただ、その修理に要する費用というのが今400～500万円ぐらいかかるという話でございます。そこをどういう形で対応できるか。また、それが時期がこういう時期なものですから、これを400～500万円もかけて修理をする必要、先ほども言いましたようにその機材そのものはもうあるにこしたことはないというのが、これはもう当然のことではございます。ただ、なければ診療ができないのかという論議もまたその中にございますので、そこらへんを踏まえて今後また対応を考えていきたいと思っております。

6番（平川久嘉君） CTそのもの、一番肝心の部品で460万円ぐらい、そっくり換えるのにかかるらしいので、私もアラッとびっくりしたんですけれども、今どきの病院というか医療施設では必ず装備されている機材だと思っておりますし、早目に直していただいて診療所の名前のもとに是非その診療が、救急医療が対応できるようにしていただきたいというふうに考えております。

次に、医師の2名体制から1名体制にしなければならなくなった背景については先ほどわかりましたけれども、今後、医師の2名体制はとれないか。これも先ほどの答弁のとおりかと思っておりますけれども、もう1回確認をしたいと。そして入院ベッド施設を活用する施策はないか、このへんも伺いたいと思っております。

国民健康保険課長（福山 治君） その医師の2名体制につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、とにかく診療所を何とかして今後も維持したいと、存続をさせたいと。その中でどうしても赤字は回避をしたいと。今、7,000万円という赤字を抱えるにいたって、これを何とかして解消していったら、それで安心して受けられるような診療所の機能を維持したいということで、1名の医師体制をということで先ほど答弁を申し上げております。

それで、今後の施設の問題でございますが、19床のこの施設の活用につきましては、今いきいき健康課を中心として、例えば例でございしますが一つの例といましては笠寿園のサテライト方式とかそういう考え方も含めて、介護保険とかそういう施設で何らかの形で今の入院に値するようなそういう施設に活用できないかと。そのへんにつきましてはまだ具体的な踏み入った検討がされていませんが、そういう方向性をもって検討していきたいなということでございます。

6番（平川久嘉君） どうも2名体制は難しいような話しぶりなんですけども、実は昨年10月・11月頃から、内科・外科・歯科3人体制でこの診療所を運営するという条例もありますけども、外科が今不在というところで募集もされてこられたんですけれども、なかなか見つからないと。説明にもありましたように、医師の研修制度があつてなかなか地方に医者がこないと。そのへんも努力をして鹿児島医大からも来ていただいていたんですけれども、それでも難しくなってきたと。普通の医療、まちのというか名瀬における民間病院でも病床と言うんですか、医療病床についてはマイナスだからもう閉鎖して事務室にしているというのが結構あるんです。じゃあみんな町営というか、公営のあれもそうしていいかというのがちょっと疑問に感じたりもするんですけれども、流れかなというのもあります。

しかし、今、市長が言われましたようにこの診療所は総合的な笠利診療所そのものは国保高齢者保健福祉支援センターと。総合的で県内でもまれな施設だということで、その機能の発揮というか、いい方向で検討を進めていきたいという心強いお話をいただいておりますので、今一度、医師が一人いないとその分赤字が増えるんです。いない分また増えているという話を聞いて、エッという感じがするんです。どうも増えそうだという内容も聞いています。3,500～3,600万円の赤字が今度は7,000万円になるんじゃないかという話も聞いたものですから、そのへんのところ、内容についてはまだ詳しくまだ調べておりませんが、そのへんも含めまして医者を是非獲得できるのであればしていただきたいと。インターネットで県の国保連の募集内容を見たんですけれども、何か観光地の案内のようなサラッと

した、あとはここに問い合わせなさいという具合の内容しかないんですね。あら、これ真剣に取り組んでおられたのかなと思ってびっくりするんです。皆さん見られていただければわかると思いますけれど、奄美市笠利診療所ということで募集しているという話は聞いたんです。アラッと思ってびっくりしたんですけれども、赤ひげ先生ならぬ赤字運営改革先生を是非呼んでいただいて、笠利町と言いますか地方にあります医療、是非充実して維持していただきたいというふうに考えております。

その利用者の声もうちょっと付け加えてお話しと思うんですけども、3番目の質問として準備しました、身近にある利用しやすい診療所として存在し、高齢化社会の医療サービス、患者の入院受入れなど、家族による看護の利便性に配慮はできないか伺いますと。先ほどおっしゃったような内容でなければ、もうちょっとお答えください。

市民福祉部長（中山成樹君）　これまで議員にお尋ねいただいたことには的確にお答えもできていないかも知れませんが、とにかく合併をしまして診療所をお引き受けすることになって、これは大変だというふうなことでやっておりますけども、基本的にこれまでも申し上げましたとおりでございます、要件はある程度好転をしているんですよね、申し上げましたとおり。それからまた問題なのは財政的な視点であると。これをどういうふうに整合性を合わせて、住民の方に安心していただけるかというふうなことでございます。いろんな問題ございますけれども、市長にお話をして、そうしようというふうな話にさせていただいたと思っておりますが、関係者それから住民、また関係の議員の方に集まっていただいて、この問題について私たちの行政の立場ではこういうことですよと。それからまた、市民の方の御要望というのはどうでしょうか。どんな問題があるかということ論議をしたりして、前向きに検討していくしっかりした会を立ち上げたらどうだろうか。そんなふうな話なんかも済んでおります。当面は少なくとも御案内のとおり、将来、医師1名でいきますと。それから、救急診療については可能な限り継続して行きます。それから、笠寿園の嘱託員についてもちょっと軽減をさせていただきたいとか、こういったふうなことで進めさせていただきたいと思っておりますけども、担当のお医者様も相当御苦労されていると、よくわかっております。このへんもちゃんとした会を持って検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

6番（平川久嘉君）　廃止をするとかそういうことではありませんので、また市長からもいただいたように機能をもつ方向で取り組んでいかれるということでありますので、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、住民の実際の意見をちょっと申し上げます。利用者の声で、「名瀬まで行くのは大変。自分でバスや歩いてこれるのが助かる」とか「近くに大きな病院があるんじゃないか」という問いに対しては、「診療所のほうが知っている人もいて気兼ねがいらない、町営の診療所だから」と。「入院患者を受け入れなくなったらどうしますか」という問いに対しては、「隣の笠利病院は病床が空いていないと聞いている」いっぱいだという話も私のほうでも調べておりますが、「名瀬での入院となると遠くなり、看護してくれる家族に大きな負担がかかり、とても困る」というような話があります。参考にさせていただきたいと思えます。

第三の質問です。国民保護対策本部条例についてです。

国が武力攻撃を受けた時や大規模テロにさらされた時、国民の生命・財産を守る方法を定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」（平成16年9月施行）では、市町村や指定公共機関等の役割を定めています。

本議会に議案第9号として提出されている「奄美市国民保護対策本部等条例制定」までの背景、経緯等について伺います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君）　今おっしゃいました平成16年に法律が成立しまして、本市の場合、条例を定めて、それに基づいて、今回、保護法に基づく条例に基づく協議会を作りました。国民保護奄美

市の協議会です。併せまして、その協議会において国民保護計画というのを策定作業をしまして、近くこれが県知事との協議も整いまして、この3月中に法計画の策定をするというところに至ります。今後、市民に公表して、新年度からこの対策本部を設置をして、具体的な武力行使とかそれからテロとかいう大規模災害に武力災害に備えるということがこの中身でございます。

具体的には、今もお話が出ました避難する場合の伝達誘導、それから何かあった場合の救護、それから避難施設の供用、食料・飲料水などの確保、それから安否情報のきちとした把握なり伝達、それから応急のその終わったあとの復旧、こういったのが主な関係ですが、どちらも既に私どもが持っています奄美市の防災計画とかなり本部の在り方から対応から類似性がございますので、今、私が申しました載っていない部分は防災計画で対応するということで、自然災害は防災計画、さっき言いました保護法に基づく対策はこちらでと両方一緒に進むという格好になります。これを今、懸案事項になるんですが、防災組織がまだ笠利が85パーセントで、きちとそれなりに組織されているんですが、住用のほうが今29パーセント、名瀬地区が15パーセントと組織が今後の課題です。名瀬の場合は、農村地区の場合はかなり組織率いいんですけども、街中がほとんど遅れている状況ですので、そのへんの整備をしながらこの計画に対応していくという形で今後進めたいと思っています。

6番（平川久嘉君）　あまり時間ありませんけれども、(2)と(3)、同じような内容でありますので、国民保護法では地方自治体に対し国民保護の計画の作成、協議会の設置、消防団・自主防災組織の育成、支援などの取組が求められています。奄美市の現状を伺いますとありますが、今、少し話されましたので大体わかりました。

ここで、今言った消防団の育成で、少子高齢化とか社会の就業構造で消防団員の確保が困難になってきています。国民保護防災などの自分のまちは自分で守ると。消防団の維持・強化が求められている今、時代に応じた消防団の在り方など検討されておられると思いますけれども、このへんのところもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

提案になりますけれども、市行政は地域住民に一番近い自治体として、不測事態に住民への警報伝達、情報の収集、避難誘導、安否確認、救援など多くの役割を持っています。普段から実際の避難、救援などの場面を想定し、高齢者や障害者に対する配慮、都市部や農村部などの地域の特性に考慮した備えが必要です。既存の防災計画、危機管理計画との関連を検討し、同計画の「研修、訓練の実施」「消防団の育成」「防災無線の整備」など着実に推進し、これから策定する、恐らくまだしていないですね、奄美市保護計画が有事不測事態対処で十分に機能を発揮できるよう整備されることを提案いたします。

「あまみFM」とかというのがありますけども、これも区域がある程度決まって、発表になると笠利・住用のはじっこは届かない所もありますので、その辺の防災無線などの整備なども是非御検討いただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。

議長（前田幸男君）　以上で、南風会　平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時00分）

議長（前田幸男君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は41人です。

会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

この際、申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いします。

当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 保 宜夫君の発言を許可いたします。

17番（保 宜夫君） おはようございます。傍聴の皆さん、しっかり勉強してってください。無所属の保 宜夫でございます。

地球温暖化減少の影響で暖冬となったこの冬は、自然界においても異常気象があちこちで起こり、自然環境保護に対する警告を発しております。世界自然遺産登録に向けても官民一体となった自然保護の取組がなされなければなりません。

一方、世相においても、全国各地で相変わらず悲惨な事件、事故、そして談合や贈収賄による政治の乱れなどが発生し、社会全体のモラルの低下を痛感させられる今日この頃でございます。

当奄美市に目を向けた時に、明るいニュースとして、先日3日のひな祭りの日、当市の女性合唱団ラ・メールが、鹿児島市の県立文化センターにおいて「奄美の風を歌う」と題してコンサートを行い、大きな反響を呼びました。この公演は、鹿児島県文化振興財団による鹿児島夢舞台支援事業としての第1回目のものであり、多くの団体の中から選ばれました。大変意義あるものです。筑島団長はあいさつの中で、

「厳しい環境下におかれている奄美に生きる私たちこそが、奄美の現在と未来を担う志と勇気を持たなければならない。そのために、歴史と風土、文化が育んできた島人の心情を鹿児島の人たちに伝えたい」と切々と述べておられました。会場は立ち見席が出るほど満席で、熱気にあふれておりました。奄美出身者も大勢来ておられ、島の香り高い演奏に酔いしれて、感動と勇気を受け、惜しみない拍手をおくっておられました。さわやかな奄美の風が吹いた一日でした。

この奄美独特の伝統と文化こそが、地域活力の源であり、今を生きる私たちや奄美出身者に勇気と安らぎを与えてくれるものです。これを大事に伝えていくことも行政の大きな役割ではないでしょうか。

さて、奄美市が誕生して1年になります。市長は公約の中で「みんなが合併してよかったと実感できるまちづくりにしたい」と言っておられましたが、この厳しい財政状況では、現実に市民からは合併してよかったという声がなかなか聞こえてきません。

市長は、施政方針で平成19年度を「決断と実行」の年としておられますが、私はこれは遅きに失した感がありません。名瀬市長として3期11年のうちの早い時期に「決断と実行」を行っておれば、今のようないきなり厳しい財政状況にはならなかったのではないのでしょうか。ともあれ、今後、本気で決断と実行を実践されんことを強く望んで、通告に従って質問いたします。

今日は小学生も多く来ておられますので、当局におかれましてはわかりやすく簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

まず、施政方針についての4点であります。

最初に、奄美市の財政状況についてであります。

先般、奄美市の財政状況を包み隠さずホームページで公開した結果、全国に第二の夕張との報道がされて、市民や全国の奄美関係者に多くの不安をもたらしたことを真しに受け止めると市長はおっしゃっておりますが、この件に関しましてはそういう不安だけじゃなく、奄美のイメージを大きく損ったことは計り知れないものがあり、このような混乱を生じることを十分に検討することなく不用意に行った責任は、私は重大なものがあると思います。市長が熟慮することなく公表を容認したことを真しに受け止めるならば、不安やイメージダウンを取り除くためにも積極的に市民にわかりやすく具体的に説明すべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次からは質問席にて質問いたします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。先般来、議論を醸し出しております奄美市が第二の夕張になるのではないかという風評と申していいと思います、ございます。今、議員から不用意に公表したことに責任があるのではないかという御指摘だったと思います。その点は、不用意ということについてはいささか不満も感じますが、我々の思った以上の反響があったということは認めざるを得ないと思いますし、そのことが直接奄美の市民というよりも、全国的な流れの中で我々の意図するところと違った形で放送されたということは残念な思いもしますし、そのことで出身者及び関係者の皆さんに御心配をかけたことについては、大変申し訳ないとこのように思っております。心から遺憾に思うところであります。

しかし、このインターネットの情報開始に至るまでは、多くの皆さんに同じような情報が開示されております。議会の皆さんもその情報は受け取っておられると私は認識いたしております。そして、いくつかの出前講座を経て、かなり奄美市の財政の状況が理解できたということなどを踏まえながら、それでは市民にもこの情報を提供して、これからの奄美市の行く末をどう構築していくか、みんなで話し合いながら考えていこうじゃないかということが、まず第一点。

それと、財政のいわゆる18年度予算において、14億円という財源不足を来しているのは事実でございますから、この14億円の財源不足をどう解決するか、削減するかということは自ずから歳出の問題にかかってきます。その歳出の内容を市民に理解してもらって、削減していくのに協力を得なければならぬということで、これを一般に市民にも痛みを受け止めていただかなければならないという表現などもございますし、このことを我々はむしろ重要視すべきであるということで公表に踏み切った次第です。その点は十分に御理解を賜りたいと思いますし、そして、後々多くの団体が奄美市の財政について関心を持たれて勉強もされて、大きな点で私は前進があったものと市内においては評価をいたしております。今後もこのことを市民と共にどのような形で解決していくかということを、我々は取り組んでいく責任があるものこのように思っております。対応の仕方としては、3月の市政だよりも全容を開示してございますので、御参考していただきたいとこのように思います。今後、多くの機会の中で、奄美市の財政をどうするかということが議論されるだろうとこのように思っております。

どうぞ市民の皆さんも、自分たちの問題としてこの問題をとらえていただきますようにと心からお願いいしまして、答弁に代えたいと思います。

17番（保 宜夫君） 御答弁いただいたわけなんですけど、私は評価するのは評価するんですが、結果としてああいう形で意図せん報道になったかもしれませんが、その公表の仕方がやっぱりそういうのに飛びつくようなやり方をしたというのが、私は結果としてあったと思います。

それと、今、市長は出前講座とかホームページとかで市民には十分説明したと言っていますが、多くの市民はそんなもんじゃないんですよ。初めてテレビを見て、全国の人「あ、こんなに大変だ」ということで不安を持ったのが実態なんですよ。そして、広報紙でね、3月のこれでしましたと言いますけども、私はこれは今まで、言い方ちょっと悪いんですけどね、市長が11年間やった結果、例えば財源不足とか

人口が減少したとか公共施設をしました、そして起債を抱えて、また合併の結果になりましたとこれを書いているのは、私は裏を返せば、市長が11年間名瀬市の市政を預かった結果がこういう形になったとしか、これ見た限りでは読み取れないんですよ。だから、そういうことじゃなくて、もっと本当に市民が不安を持たないような形、それから今後は、また対策としては人件費とか運営費を減らしていきますとか、そういう暗いマイナスのことしか書いていないんですよ。そうじゃなくて、もっと企業誘致をしたり若者をもってきたり、観光をこういう形で具体的にやっていって財政を立て直しますよというぐらいの明るいことを示さないと、ますます公共事業費減らされ人件費が減られるとってまた市役所の職員も今騒いでいるでしょう。そういうことじゃなくて、もっと夢のある夢の持てるそういう施策を言葉じゃなくて、もう少し漫画チックに絵を描いて「将来、奄美はこうだから」というぐらいのことをやらないと、まだ奄美の人は不安を持っているし、また全国における奄美出身者も多くもっていて、よく外に出ている家族から「奄美大丈夫なの」という声が聞こえるということを支持した我々にも伝わってくるんですよ。そういう形でしていかないと、私は不安というのはなかなか取り除けないと思うんですが、いかがでしょうか。

市長（平田隆義君） まさにその通りでございまして、市長に就任して以来11年間、それに誠心誠意取り組んできたつもりです。かねてから申し上げますように、行財政改革によって名瀬市からの歳出削減をするということは、地域経済に大きな影響を及ぼすということの前提において、地域の経済をどのように活性化していくかということで、私は私なりに成果のあることはしてきたとこのように思っております。議員も8年間おつき合いましたわけですから、そのことは承知していることだと思います。最善の努力はしたと思います。不十分だという点だったら、それは容認せざるを得ないと思います。私も現状に、経済の活性化という点では満足はしておりません。御理解を賜りたいと思います。

17番（保 宜夫君） 私も、市長がされたことについては私も認識しているんですが、まだそういうことを市民とかがわからないんですよ。私は本当、その広報の仕方、奄美市の広報の仕方にも一ついろいろ工夫がいるんじゃないかと思うんですよ。だから、そういうことを是非、起きたことは結果としてこういうことになっていますので、やはりみんなが一丸となってこれをどう乗り切るか、そのためにはやはり夢を持って明るく希望を持った形で取り組んでいくということを私は望んでおります。

次に、行財政改革についてであります。財政の危機状況を乗り切るために、市長は自ら痛みを甘受すると言っていますが、私は市長の報酬カット12パーセントということが甘受って言っておられるのかと思うんですけど、私はもっと大胆な、いわゆる、おっしゃる「決断と実行」、そういうもっと市長が甘受するための大胆なそういうものが何かまだあるのかどうかお伺いします。

市長（平田隆義君） 市長が自ら痛みを甘受するということは、何も自分の報酬をカットすると言っているんじゃないんですよ。市民に多くの痛みを与えるということを私も同じ立場で苦しみ、そういったものを甘受すると。それを乗り越えていきたいということだということを理解賜りたいと思います。

17番（保 宜夫君） 確かにそうなんです。だから、管理職の報酬のカットするのも一つは私は甘受だと思うんですよ。市長がやっぱり痛みというのは、本当の痛みというのはやっぱりそれだと思うんですよ。財政の改革するための痛みというのは。市民にもいっぱいいろいろ値上げてしてもらったり、職員にも給料カットしてもらっている。だから、市長が自らカットするというなら、私はあえて言うなら12パーセントじゃなくて、それともう一つ先に戻りますけどあの時のテレビ報道の時にね、エレベーターを止めるとかあんなのじゃなくて、あの時に市長が自ら「私も報酬を30パーセントカットします。退職金はおりません」というぐらいのね、そういうぐらいのしておけば「あ、あの市長は大したもんだ」ということで全国的に報道されたと思うんですが、私があえてここで言うのは、それぐらいの痛みというのは市長もやっぱり持つぐらいの気概が私はここで甘受というので出てくるんじゃないかということで受け取ったもんだから、そのへんを市民も恐らくそういうことを思っているんじゃないかと思うので、甘受の仕

方も財政的なもの、精神的なものもあるでしょうけど、本当に市民と一緒に甘受して、これを乗り切ってほしいと思います。

次にですが、いろいろ人件費の削減の中で取り組んでいる中で管理職の手当、旧3市町村で今までバラバラというんですか差があったんですが、このへんはどういう形で見直そうとしているんですか、お伺いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 管理職手当につきましては、調整を終えました。4月1日から次のように改定をいたします。

まず、部長職でございますが、部長につきましては現行10パーセントです。これを調整後、今のベースを調整をして、そのあとカットするという。手順で申しますが、調整後同じく10パーセントです。これを最終的にこの行政改革期間6パーセント、これが最終段階の4月1日からの実施のパーセントです、ということにいたします。

それから課長職につきましては、本庁と総合支所を分けました。本庁の課長職、現行8パーセントです。これを調整いたしました後が8パーセント、それを4月1日からの実施を行革期間4パーセント、実施は4パーセントです。

それから、同じく本庁の参事がございます。全庁的に面倒をみる参事職がでございます。これは現行8パーセントです。それに対しまして調整後5パーセントにまず落とします。それを最終的に4月1日実施においては2パーセントで実施をするということです。

それから、支所のほうでございます。支所のほうにつきましては、これまで住用総合支所・笠利総合支所、対応が違っていました。住用総合支所についてまず現行を申しますと、課長職が1万円、一律です。それから、笠利総合支所は2パーセントでございました。これを調整後は両支所とも5パーセントに調整をいたしました。4月1日からこの5パーセントを2パーセントに落として実施をいたします、行革期間。これは課長職です。

それから、総合支所に一部参事職がでございます。参事職につきましては、住用は現行、特段の措置はございません。笠利総合支所が1パーセントというのが現行でございました。これを調整後におきましては3パーセントにいたしまして、4月1日から実際に実施するのは1パーセントということでございます。その削減の効果額としまして、合計で1,300万円余りを見込んでおるということでございます。

17番（保 宜夫君） 今、聞いていましたら、総合支所と支所の間の差があるということね。これはどういう意味かな。差をつけたというちょっと理由を聞かせください。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 本庁機能と総合支所の課長機能とは、職責が違いただろうと。同じ課長ではありますけれども。本庁は3総合支所間の調整機能、議会対応、それから全庁的に面倒をみていくという職責があるということで、総合支所の課長につきましては自らの支所の範囲内の職責だということで、職責からしてそれはパーセントを変えようということを前提に議論をして先ほどの調整結果に至った次第です。

17番（保 宜夫君） 笠利の人がここに来た時には、それなりの今言ったパーセントですということなんですね。私は思うには、やっぱり同じ課長なら、支所であろうが本庁であろうがやっぱりやってくるのは同じだと。ちょっとは差があるかもしれないけど、そのへんの差をつけるというのはやはり労働意欲というんですか。今までもどっちかという笠利とか住用は本庁の人たちより本俸というのは下がっているんですよ。そういう中で更に私は差をつけるというのは、少なくともそれをカバーするという意味においてもやりたいんですが、仮にこの1,300万円、これがみんな同じようなベースにしたときの差額というのはどのくらいになります、試算して。今、1,300万円の効果が出たと言いましたよね。これを全ていわゆる4パーセント、本庁並に総合支所の人たちも上げた場合のその差わかりますか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） その計算はいたしておりませんので、また委員会等ほかの機会に申し上げる機会があれば申し上げたいと思います。

17番（保 宜夫君） このへんのね、もう一回その差をつけるということに対するちょっと考えももうちょっと私、腑に落ちないのですが、そんなもんですかね。私が思うには、さっき言った通り、今までの差があった中で更にまた差がつくというのは、同一労働・同一賃金の意味からしても私はおかしいんじゃないかと。そのへんの配慮ぐらいいはしてあげていいんじゃないかと私は思うんですが、いかがですか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 同一労働でないということなんです。意欲の問題でもないということです。管理職手当ですので、職責で整理をするということを基本にいたしたということを御理解いただきたいと思います。

17番（保 宜夫君） 本当は親心があれば、それぐらいしてやるのがいいと思うんですが、お任せしましょう。

次に、職員の夏季休暇と盆休暇の件ですが、これは私が昨年の9月の議会においても、職員の夏季休暇が、あの時間いたら国家公務員3日も知らない課長だったんですが、国家公務員は3日に対して奄美市は7日もあることについて改善を求めました。盆休暇も含めて、国家公務員には盆休暇というのはありません。その後の対応についてお伺いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 現在、職員組合と協議をいたして継続交渉で進めている段階でございます。次の夏季休暇の時には、何らかの形で対応できるように組合のほうとも協議を継続して、今、進めている段階でございますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

17番（保 宜夫君） 是非、早い時期に、なるだけ。私が簡単にこれは試算したんですよ。これはちょっと数字が間違っているかわかりませんが、予算書から引いて、職員の平均年収770万円、それから1年間の休暇というのは145日あります。週休100日、年休20日、祝日13、年末年始6日、夏季休暇7日としたときに、出勤するのが220日ですよ。そうしたら一人当たり1日当たり約3万8,000円、これは手当も入っているからちょっと多くなりますけどね。これを1日を700人がとったとしたら、2,700万円、これが4日間、公務より4日間多くしたら1億円なんですよ、金に換算したら。これよりはちょっと手当を引くとあれですからね。私はだから行革をするんだったら、これも一つの行革なんですよ。これだけ時間外にしたときに、1億円までいかにしてもこういう多くの浪費というんですか、それがあるから私は早くあの時からずっと言っていたんですよ、おかしいと。皆さん方、何かするときは国家公務員並と言いながらね、こういうものについては国家公務員より以上な要求をしているもんだから、これがやっぱり市民にとってもやっぱり不満というんですかね、出ておりますので、こういうのは早急に対応してください。いいですか。

じゃあ次に、職員の意識改革にもつながるんですが、市長、その改革の2点目として「市民サービスの改革」を挙げておりますが、それには市民サービスの方法のみしか書いていませんが、やっぱり市民というのはよく聞かれるのは職員の意識改革ということなんです。これについて、施政方針に書いていないからうんぬんじゃないんだけど、私は施政方針の中でも強くこのへんもいれてほしかったと思うんですが、そのへんの御所見をお伺いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 意識改革につきましては、12月の議会以降、行政改革大綱の大きな柱として議論をいただいております、私たちもそのようにとらまえております。今、奄美市としての職員自ら喚起をしていくという市の五訓の制定に今取り組んでおりまして、そこの中で職員の今後の意識

改革を含めまして、市民のために頑張ろうという五訓になっていけばいいなと思って、今、年度内にそれを制定する予定にしておりますが、今回の行政改革大綱においてお示しました政策能力、財源創出能力、それから過去の慣例・前例にとらわれない事務対応の在り方、市民とともにという目線等々掲げておりますので、これらを実施計画の中でかなり具体化して提案をして実践をしようという形で、実施計画の中に数多くの項目を盛り込んでおります。今後、私たちのほうとしましては、一方では勤務評定制度を導入するという形で、制度としては整えながら職員の自己研修、それから勤務の接遇、そういった点を併せもって取り組んでまいるということで大きな柱にして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

17番（保 宜夫君） ちょっとまたむしろ返しますけど、私が前回の議会で市民サービスの立場になっていろいろ質問した中で、粗探し議員というそういうことまでも言う、結局はこれ職員が言っているんですから、このへんの意識も私は十分に変えてもらって、本当に市民サイドに立った公僕というとおかしいんですが、そういう精神でこういう時代を乗り切っていくということを是非、今おっしゃったようなことをする中で行ってほしいと思います。

次に、少子化対策についてであります。施政方針では、児童福祉対策ということはあるんですが、根本的な少子化対策というのが施政方針だけじゃないけど今までの施策の中で見えてこないんですよ。奄美市として本当に少子化問題について、その何が問題で、全国的なものもあるんですが、奄美市的なものもあるはずなんですよ。何が問題で、それをどうしていったらこの少子化対策になるのかというのを具体的なものを示さないと、ただ漠然と私が聞いておると、全国的な流れのことを奄美市でもこうやりたいというぐらいのことしか受け止められないんですよ。もう少し奄美市内で何が少子化対策に対する問題があって、これをどうしようとしているのか、そのへんをお伺いします。

福祉事務所長（伊東鉄郎君） ただいまの質問に答弁いたします。

少子化対策についてでございますが、議員が御指摘のとおり、児童福祉対策に関しましては国・県の施策を受けた制度としまして確立している事業が多くございますが、少子化対策につきましては、国・県の政策自体が広い観点からとらえているものでございまして、児童手当の増額支給とか子育て家庭支援に関するものなど、出生前から児童福祉に至るまでの全てを少子化対策の一環としております。

奄美市の少子化問題について何が問題で、今後の具体的な対策についてどうするのかということについての御質問でございますが、先ほど厚生労働省が発表いたしました2006年の人口動態統計によりますと、出生数112万2,278人、死亡数109万5,393人で、人口が差し引き2万6,885人の増加となっております。2005年、これ平成17年度人口動態統計ですが、初めて減少に転じておりましたけれども、2006年の人口動態統計では増加に転じております。したがって、2005年には15歳から49歳までの一人の女性が一生の間に産む平均子ども数の指標に用いられる合計特殊出生率、これが過去最低の1.26人に落ち込んだものの、厚生労働省によりますと2006年には6年ぶりに上向く見通しであるが、人口増は一時的現象に終わるとみているようでございます。

また、2006年の結婚数は、1万7,850組の増の74万8,017組であったとの発表をいたしております。

また、奄美市における出生数でございますが、旧3市町村の合計で平成13年が522名、平成14年が504名、平成15年が506名、平成16年が500名、平成17年は509名となっております。ほぼ横ばい状態で、平成17年は前年度と比較いたしますと9名の増加となっております。

奄美市を含めまして、全国的に出生率低下の要因であります社会的な背景としまして、子育て期にある30歳代男性の4人に1人は週60時間以上就業しております。子どもと向き合う時間が奪われていることや、男性の家事・育児に費す時間は世界的にみましても最低の水準であり、その負担は女性に集中している。このように職場の雰囲気から育児休業制度も十分に活用されないなどが挙げられます。

奄美市の問題とおっしゃいまして、今の鹿児島県が19年度に新しい少子化対策の施策として発表し

た事業がございます。その中で1月28日から「かごしま子育て支援サポート事業」，これを1月28日から奄美市もいち早く取り組んでおります。そのため，今後も国・県の施策と連動して実施をしてまいりたいと思います。

17番（保 宜夫君） そのへんは，僕が言っているのは国とか県がしているのはわかっているんですよ。だけど，奄美市として何かというのはやっぱり皆さん方は分析してやらんといかんと思うんですよ。私が今，直感的に思うのは，産まれてからも必要だけど，結婚適齢期の人が奄美には結婚していない人が私は多く感じるんですよ。そのへんをどう感じて，これを解決するためにはどうしたらいいかということも私は少子化対策の一つだと思うんですよ。例えばそのためには，集団見合いといえはおかしいんですけど，そういう場をつくるとか，ねるとんの場をつくるとかですね。そういうことも私は結婚できる環境をつくってあげるというのもやっていかないと，今，全国的には止まったと言いますけど，奄美的には人口減っているんでしょう。だから，そのへんも本当に国からのだけじゃなくて，市独自の少子化対策，これは言っちゃあれですが，市役所の職員でも結構適齢期の中で結婚されていない方も見受けられますからですね。そういう人たちが早く結婚してもらえば，奄美で一番恵まれた職場ですので，そういう場を何かの形でやっていって，やっぱり結婚してもらってということも少子化対策の一つだと思うんですが，そういう奄美市としてのそういう分析と言うんですが，何が問題でこのへんの結婚適齢期の方が多く結婚していないという状況をね，そのためにはどうしたらいいかという何か具体的なものがあつたらということを私は聞きたかったんですよ。全国的なものはもうわかっていますから。そのへんが何かありましたらお聞かせください。

福祉事務所長（伊東鉄郎君） 確かに議員がおっしゃるように，今後，若者の出会いの場の提供とか，あと結婚支援活動家の委員の養成とか，今後，県のほうでも同じような事業を推進していますので，奄美市も関係部課と連携をとりまして積極的に少子化対策に努めてまいりたいと思います。

17番（保 宜夫君） 私が言いたかったのは，そのへん聞きたかったのはね。やっぱり問題点というのは国からタタタッとするんじゃなくて，奄美市としてやっぱり何か問題がどんなのがあって，そうするためにはどうするかということを本当に真剣に取り組んでいってもらえれば，私はこの少子化対策というのが更に意義あるものになると思いますので，是非，今おっしゃったことの取組をよろしく願います。

次に，地域情報化の推進についてであります。

まず，奄美市のホームページが，先の鹿児島県広報協会が主催する「2006年度県広報コンクール」で，特選に選ばれたことを大変喜ばしい限りであります。やればできるんじゃないですか。関係者の皆様の御苦労に対し，まずもってお喜び申し上げます。

そこで，この地域情報化の推進には通信網のブロードバンド化というのがやっぱり大事だと思います。今，小宿・小湊がそのへん整備されていないんですけど，この地区におけるいわゆるADSLの拡大についてどのように考えておるか，お伺いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今申されましたように，ホームページのほうは県下のそのような賞をいただくことができました。皆様に私のほうからも御報告申し上げるとともに，これまでの御指導に感謝を申し上げて，またこれからもよろしく申し上げますということを付け加えさせていただきます。

今のブロードバンドの未開所地区につきましての今後の対応につきましてですが，奄美市のほうで今ISDN回線しか使えない地域は，小宿方面，それから小湊地区の方面，それから芦花部・有良地区の方面，あと東城地区，こういった地域がございます。

現在，それぞれの地区の住民に対しましてADSLに対するアンケート調査を実施しております。これの分析作業にとりかかっておりますが，それを参考に業者との協議等々を今後進めてブロードバンド化に

向けて、できるだけ進めていきたいということでございます。

ただ、自己負担が当然各家庭伴いますので、一定のグループエリアをつくらんといかんわけですけども、そのへんがどうなるかというのはまた住民側のサイドに残るんですけども、進める方向で私たちの行政サイドも努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

17番（保 宜夫君） 是非、結構小宿辺りはもうそこまで来ているんですけど、古い交換局であるばかりに拡大されていないということの要望も強いと思いますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、公共工事の一般競争入札の導入についてであります。私は昨年の12月議会において、公共工事にかかわる談合の防止、落札率の適正化など契約の透明性のためには一般競争入札の拡大をと提言してきましたが、当局は何かしらあの時は消極的だったと私は感じました。ここにきて総務省は、全国各地で公共工事の談合による不正行為が発生していることから、防止策として多数の業者が参加できる一般競争入札を全国自治体に導入することにしましたが、奄美市としての対応はどのようにするのかお伺いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 一般競争入札の件につきましては、12月議会で申し上げましたように、あの議会のあとに12月18日付けで全国知事会の「公共調達に関するプロジェクトチーム」というのがまとまりまして報告されました。この中で、一般競争入札の拡大、指名競争入札の原則禁止、これが盛り込まれました。原則として1,000万円以上の公共工事を一般競争入札と。それと併せまして、地域産業の育成、公正な競争の確保という欄の中で、「一般競争入札をする際の参加条件としての地域要件の設定」というのが併せて報告をされまして、その後の取組として今また埼玉県の総務部、国土交通省、総務省、それから各地方自治体のプロジェクトメンバーで別途また連絡会議を持ちまして、この議論が続けておるといのが現在の状況でございます。鹿児島県も御承知のように先般の新聞に出ましたように、1,000万円以上の一般競争入札導入という形の答弁もなされておる状況の中でございます。

本市におきましては、新年度から試行を含めた一般競争入札を一部導入するという形で今進めようと検討を始めたところでございます。新年度また新しい体制の中でこのことを進めていけるように努力をしていきたいというのが現状でございます。

17番（保 宜夫君） 全国的にもそういう流れになってきておりますし、よくこのへんがされたいきさつというのを吟味されて、いわゆる金のかかる政治がならないように、そして大事な税金が無駄にならないようにという形でのこれは施策ですから、奄美市においても早急に、もう試行といわずに早急に、これはやればできるはずですから取り組んでいってほしいと思います。

次に、印刷物の随意契約についてであります。これも前回の議会で質問したんですけど、ちょっと時間がなくて議論ができませんでしたので、再度、奄美市の印刷物の発注方法についてですね、再度説明していただければと思います。よろしくお願いします。

総務部参事（森 清光君） 印刷物の発注につきましては、特別な印刷物を除き、地元業者の皆さんに全てをお願いしている状況でございます。

印刷物発注の方法におきましては、二通りの方法で行っており、その一つとしては会計課において行っている競争入札に準じた見積書による入札でございます。もう一つは、版權を持っている特定の業者や特殊な印刷物を取り扱う団体等に対して、各課が独自で随意契約を行っている方法でございます。以上です。

17番（保 宜夫君） 適正にこれもしてもらいたいということと、この随意契約でちょっと私、気になったのはね、市長またこれも申し訳ないんですけどね、市長が理事を務めている広域事務組合、あそこの壁に電話連絡表というのがあるんですよ。タクシーは何番、文房具はどこどこ、そこに印刷物は広報社だけの電話番号しか書いていないんですよ。私は、このへんがやっぱり契約の在り方ね、恐らく皆さんも市長に気がつかって広報社の名前を書いているかもしれんですけど、ちょっとあれ私は問題が、他の人が見たら、私、前ちょっとたまたま行ってみたらそんなことを書いているんですよ。そのへん、総務部長があ

のときでしたが知っています。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 電話一覧があることは承知していますが、そこまで気付いたことはございません。どこかの時点で職員がそういう張り紙をしたんだと思いますが、目に付く所でございますし、気を付けていくように現場に伝えたいと思います。

17番（保 宜夫君） だから、そういうところが私がこの随意契約のうんぬんなんかをしたのも、このへんもあるもんだから、いわゆる透明じゃないんですね。是非このへんは透明になるような形の対応の仕方、よろしくお願いします。

次は、佐大熊併存住宅周辺の駐車についてですが、現在、佐大熊併存住宅周辺に駐車車両がありますが、実態はどうなっているのか。また、財源難の観点で、財源確保の観点からこれ有料化できないかと。と言いますのは、結構あそこ止めるのにただで止めているもんだから、先を争って紛争があったりということも聞くんですが、ちゃんと決めて有料化にすれば少しでも市の財政の足しにもなるし、そういう紛争にもならないと思うんですが、いかがでしょうか。

建設部長（川上和満君） 佐大熊併存住宅周辺の駐車についてお答えいたします。

併存住宅周辺には2か所駐車場がございます。一つは裏側にあります24台収容の駐車場でございます。これは国の補助事業をいただいて平成4年に整備をいたしております。しかし、平成7年度の耐震改修促進法、いわゆる耐震基準の変更に伴いまして併存住宅の診断を行った結果、基準に満たないということで、平成9年度から14年度にかけまして入居者全て40戸の方々の住み替えを行っております。それと同時に一応閉鎖をいたしております。

この駐車場につきましては、これまでこの有効活用と言いましょか、暫定的な活用はできないか、上・下の両佐大熊の駐車場協議会並びに地元自治会との交渉なども行いましたが、距離的な面、また周辺の民間駐車場との関係もありまして、進展せずに現在に至っております。補助事業を受けておりますので、目的外とか他使用にするためには、ちょっと用途の廃止を行わなければなりません。今後、近く用途廃止の手続きはとれる状況になりますので、これらを踏まえてまた考えてまいりたいと思います。

それから、御指摘のバス通り、前の駐車場につきましては、幅的にちょっと狭い幅で、軽の自動車でしたら当然駐車場等活用できますが、ただし1階のスペースを1法人4個人に分譲いたしておりますので、これらの店舗の前面でありますので、現時点での駐車場としての貸し出しは難しいというふうに考えております。したがって、今後、併存住宅の取り壊しの中で、用途廃止を行ったあとの取り壊し等の中で十分有料化についても、また土地の利用についても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

17番（保 宜夫君） 是非、検討をお願いしたいと思います。

申し訳ありませんでした。一つ飛ばしました。公共工事の一括丸投げですが、この件も12月議会で質問しましたが時間がなく、納得のいく議論ができなかったので再質問いたしますけど、「一括丸投げではないかということについては、提出書類等でしっかりとチェックしているので適正に施行されているものと判断しております」という答弁でしたんですが、これは私は本質をとらえていないと思います。なぜこういう一括丸投げ禁止がされているかについて、当局の認識ね、簡単にもうお願いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） その前に、先ほどの一般競争入札につきましては、制限付き一般競争入札で取り組みたいということを付け加えさせていただきます。

今の件ですが、その背景につきましては、実際の工事施行への責任の不明確化、丸投げが行われますとですね。中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化等が発生する、それから施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く等々の時代背景がございまして、そのような趣旨の法律体系ができたも

のという認識でございます。

17番（保 宜夫君） だから私が言ったのはそういうことでできている中で、私も実際現認したり書類を見た時に、「これはおかしい」というのが結構あるものですから、ちょっと最近聞いてみたら10月以降大分市のあれが厳しくなりましたと言っていました。ここでやっぱり我々が質問した効果じゃない、そうじゃないんですかな。厳しくなったから、あまりないということです。ただ、まだありますので、この間もちょっと部課長には説明してほしいということを、本当はこの場でしてもらいたかったけど、その現場代理人とか主任技術者の絡みの関係の書類だけではおかしいということもありましたので、これはもう時間がありませんのでまた別途お聞きします。

要は、さっき部長がおっしゃったように、この丸投げ禁止というのは今おっしゃったようなことを防止するためにやると。奄美市の業者に聞いてもやはり、そんなのはありますよと。例えば、昔はいいときは8割方で請負ったんだけど、この頃はもう市の査定も厳しいもんだから9割から8割5分で受けていますよということも聞いていますから、絶対にそういうことのないような取組をお願いします。

次、安心・安全まちづくりについてでございます。文化センター裏側の安全対策ね。文化センターでは大きな催しものがある時など、駐車場が溢れて長浜の小型船舶船だまり付近に駐車して、その人達が長浜の緑地公園を通っています。旧防波堤の通路は暗くて段差があり危険なので、街灯設置などの対応ができないか。また、その間に側溝がありますけど、その側溝に蓋でもして通路の確保はできないかお伺いするのと、もう時間がなから併せて、大熊の都市計画によって県道も整備されて本当に車両が多くなっているんですよ。そしてパーッと直線なものですから、スピードをよく出している車が見受けられます。近くには店があって、お年寄りが横断しているの、あそこにできれば専用の信号機、それが無理だとすればいわゆる速度制限ね、40キロメートルとかそういう速度制限の措置を関係機関にお願いできないかということをお伺いします。

建設部長（川上和満君） 文化センター裏側の安全対策についてお答えをいたします。

まず、御理解をいただきたいのは、防波堤それから前面の緑地、それから小型船舶船だまりの駐車場、これは県の港湾施設でありまして、第一義目的はいわゆる小型船利用で、港湾施設を利用するための駐車場ということでまず御理解をいただきたいと思えます。

そういう関係で、県のほうに確認をしましたところ、防波堤にあります階段、これは波高観測所が防波堤の途中にありまして、それに出入りするための通路ということで、したがって県のほうでは防護柵とか階段の設定は難しいということでありました。

それから、側溝につきましては、教育委員会管轄でありますけども、施設の利用上、安全上、問題があれば蓋板や防護柵など設置するとのことでありました。

それから、照明につきましては、利用者の安全を図るために必要と考えており、19年度に整備の予定とのことであります。これは併せて私のほうからお答えをさせていただきます。

それから、大熊地区内の県道の安全についてでありますけども、土地区画整理事業により地区内の市道や県道が整備され、車を利用する方々には大変便利になり、御指摘のように振興組合前の交差点については、信号機が設置をされておられません。信号機の設置及び速度の規制について、奄美警察署にお尋ねをしたところであります。信号機の設置及び車両の制限速度については、地元町内会からの要望がありますれば、交通量、それから横断する歩行者などの調査を行い検討するとのことでありました。なお、信号機の設置が必要と認められても、優先順位的に他にも設置する所がありますので、これらを考慮して設置することになるということでありましたので、お答えをいたします。

17番（保 宜夫君） じゃあ是非お願いします。

最後に、汚泥処理センターについて、もう簡単に言ってください。

アタカ大機が独占禁止法違反で排除措置命令と課徴金の納付金を命じられたことについて、奄美大島衛

生事務組合の理事長としての市長はどのように受け止めているのか。

大分県の中津市は、市発注のし尿処理施設の落札業者、アタカ工業（アタカ大機）に賠償請求をする方針のようですが、当組合として賠償請求、そういうものがあり得るのかどうか。簡単をお願いします。

総務部参事（伊集院平應君） 大島地区衛生組合からお答えいたします。

本土において、平成１６年と１７年に発注されましたし尿処理建設工事の入札参加業者に対して、公正取引委員会から排除勧告並びに課徴金の納付命令が出されております。他地域での事件とはいえ、誠に遺憾であり、本組合といたしましては昨年５月の刑事告発の時点で指名停止措置を行っております。

それから、中津の件は、今回談合の事実が確認された工事に含まれております。工事請負契約に基づいて損害賠償請求を行う方針であるとの報道を確認しておりますが、本組合工事の発注については、談合が行われた事実がありませんので、損害賠償の対象とはなりません。

議長（前田幸男君） 以上で、無所属 保 宜夫君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３３分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

次に、新生会 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

１２番（伊東隆吉君） 皆様、おはようございます。新生会の伊東隆吉です。よろしくお願いいたします。

さて、３市町村が合併して、新生奄美市が昨年３月２０日に誕生いたし、早や１年を迎えようとしております。行政の組織としては、平田市長の舵取りのもと二人の助役体制をとり、名瀬総合支所、これは本庁に包含されますが、住用総合支所、笠利総合支所方式でスタート。住用と笠利地区においては、昨年１０月には自治区長も就任いたし、合併の成功に向けて新生奄美市が早期に一体感を醸成できるべく、種々の問題に真しに取り組み、行政職員が一つとなって頑張ってきているものと確信いたしております。

新市の建設計画に基づき、均衡かつ未来の子どもたちが夢の持てる地域を創り上げるためには、本庁・支所間の一般職員はもとより、幹部職員の異動を含む思い切った組織編成等が不可欠ではないかと思うところでもあります。いかに推移しようと、将来「合併して良かった」との地域住民からの声が聞こえるよう、行政並びに我々議会も目的達成のために最大限努力を発揮すべきと考えるものです。

さて、平田市長はこの度、平成１９年度の施政方針と予算編成を示されました。「決断と実行の年」と位置づけ、財政危機の難局に対し、行政改革や財政効率化を積極的に進め、健全で自立可能な財政運営を目指す、このことが必要と述べております。

これを成就するには、市長はじめ特別職、一般職員はもちろんのこと、我々議会も等しく改革に取り組まなければなりません。この議会改革に関しましては、行財政改革特別委員会を立ち上げ、去る３月２６日の本会議において、議会自らが身を削る覚悟で取り組んでいかなければならないと一致、このような旨の報告がなされております。

改革は、当然痛みを伴うものでございます。平田市長は、方針の中で、「ひるむことなく、これまで以上に強い意思を持って」と固く表現されました。どうぞその強い意思を曲げることなく、改革に取り組んでいただきたいと思います。行政、そして議会の皆さん、共に頑張りましょう。

それでは、通告に従いまして質問に移ります。

初めに、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

市長は、施政方針で、平成１９年度は改革元年として「決断と実行」を掲げ、新年度予算は財政健全化予算そのものと述べております。この難局に対し「決断と実行」を成し得るには、いかなる強い姿勢で取り組むのか。また、新年度の一般会計は約２８４億９、０００万円で、前年対比９．３パーセント減、額にして２９億２、９３１万円の減額予算となっております。特に、投資的経費の普通建設事業は、前年度

比9.6パーセント、4億7,600万円の減額となっております。このような減額予算が、市民経済に与える影響をどのように考えておられるのか。影響がないのか、お示してください。

次からは発言席にて行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 伊東議員の平成19年度の予算編成についての質問でございます。

当初18年度の予算で、14億円の歳入欠損があるということで、これから約半分の基金繰戻しをすることができたことは、大変評価すべきかなと思うところですが、しかしまだ7億円近い予算の歳入の不足を来しております。このことの是正というのは、本当に身を削る思いで対応しなければならぬだろうなと思うところであります。と同時に、地域の経済が疲弊しているということで、多くの市民からその苦勞を耳にいたします。商店街の皆さんからは、売上げが2割も3割も減ったというような話なども耳にしております。そういう中で、せめてもの救いと申しますか、いろいろの団体等がイベント・催しを行っておりますが、それなりに市民参加の様子を見て、市民の皆さんにはその元気なところがまだあるのかなという思いです。したがって、この元気なところを大事にしていく形で取り組むということが一つのポイントになるんじゃないかなと思うところであります。そういった点では、どうしても経済活動での支えですね、これはどうしてもしていかなければならないという思いではございますが、市の予算編成となつてまいりますと、確実に歳入不足を来しておりますから、これを収支を合わす対応をしなきゃいけないだろうということで、予算編成に取り組んだところであります。

そういう中で、義務的経費の中の人件費と公債費の削減ということは、それぞれの立場にある者たちの努力によって解決できる点が多いのではないかなと思うところであります。そういう意味において、まず人件費の削減ということで、幹部職員はじめ三役・四役の報酬のカットと合わせて、職員にも応分の負担をお願いを今申し上げておるところであります。このことについても、行財政改革実施計画の間ということでお願いを申し上げているところですが、実際はそれだけで解決できるかどうかはまだ不確定な状況であります。このことが一番我々の悩みでもあります。依存財源の財政編成でございますので、国や県の地方への、また奄美市への財政の移行というのが、国・県支出金がどのように変わっていくのか。このことがなかなかつかみにくいということで苦勞をしているところであります。

それと同時に、公共事業のカットということになります。このことについては、かなり理解が進んだのではないかなと思うところですが、まだまだ誤解に基づく公共事業のカットということを言っている方がおられるんだなという思いであります。このことは、これからも十分に対応していかなければならないとこのように思います。具体的に申し上げますと、補助対象の公共事業においては、予算をカットすることによって国や県の財政の支出が比例して削減していきますから、私たちはこの地域の経済を支えるための公共事業の在り方、それはもちろん目的は公共施設を整備する、社会資本を整備するというのが目標ではありますが、現時点での地域経済の及ぼす影響ということも大事だということで、このことをとらえておるところです。

そういう中で、今後は補助事業についての削減ということも全体としては削減に向かわざるを得ないだろうと思うんですが、単独事業における事業の削減ということを考えていかなきゃならないだろうとこのように思います。このことは、単独事業の多くの事業が起債に賄われる事業が多いということでございます。起債残高を減らしていくという方向を示さないといけないだろうということで、この度は起債残高を減らしていけるような形での予算、公共事業の在り方ということをも十分に勘案しながら取り組まさせていただいたということが言えるのではないかなとこのように思います。

この公共事業の地域経済にどういった影響を及ぼすかということは、大変気になるところでありますが、これからの運営の在り方によって、今後どういう方向がいかを確実に資料に基づいて対応していく必要があるんじゃないかとこのように思っております。現時点で県のほうの試算等を参考にしますと、現在奄美市全体での市内の総生産高が1,343億144万円という数字が出ております。この数値をもとにし

ながら、公共事業が地域経済の影響をということをみましたときに、平成18年度の一般会計当初予算が314億1,000万円、占める割合が23.4パーセント、19年度の一般会計の当初予算が284億9,000万円で、占める割合は21.2パーセントとなっております。ただ、18年度の中には18億5,000万円という基金の積立てが入っておりますので、特殊要因ということで、この分を控除する必要がありますのではないかということからすれば、控除後の占める割合は22.0パーセントとなっております。大変大きな影響を及ぼすということの認識ができるのではないかと、このように思います。

そういうことで、今回は対18年度比較で0.8ポイントの数字で試算をできるということでもあります。ただ、一般会計と特別会計、企業会計を合算しますと、18年度が36.4パーセントの占める割合ですし、19年度が46.2億6,000万円ということで34.5パーセントとなり、この場合の影響額は1.9ポイントの地域経済への影響があるということになると思います。

こういうことを踏まえながら、就任以来申し上げているように、私たち奄美市の公共工事の削減をする中で大きく地域の影響があるということで、削減した分の補てんをどうするかということでは、やはり県や国の事業導入によって埋めていきたいということでもあります。19年度から名瀬港の埋立事業が始まりますし、また引き続いておがみ山ルートの公共工事、それから奄美高校の建設や奄美図書館の建設ということなどで、県・国の事業が確保されるものだとこのように思っているところです。

今後、この地域に及ぼす影響、そして我々の財政の収支ということとのバランスを考えながら対応していかなくやなりません、公共工事そのものが地域に及ぼす影響という点では100億円の公共事業をやりますと168億2,000万円という波及効果があるというのが県の試算のようです。そういうことでありますので、公共工事の果たす役割ということも十分に認識していかなくやならないだろうと思います。今後、いつも申し上げておりますように公共工事に頼ることではなくして、自力で地域の資源の活用を図って経済の活力を産んでいくということなどをして、人口の減少をどのように食い止めていくかという努力も併せてやっていかなくやならないだろうとこのように思います。予算編成でも申し上げましたように、地域力を付けること、地域の宝を生かすブランドをしっかりとしたものとして情報発信することが大事だと。そのためには、市民と行政との協働の精神、この三つの要素が大変重要だろうということで訴えておる次第であります。今後、厳しい財政状況であります、議会や市民の皆さんの温かい理解と御協力をいただきながら、何とかして地域経済を浮揚させていきたいとこう思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

12番（伊東隆吉君） 多岐にわたっての答弁、ありがとうございます。大変厳しい財政の中での予算組みだと思いますが、やはり私が申し上げたいのは、やはりこの公共工事を単なるハード事業というふうなとらえ方じゃなくて、今も市長の答弁にありましたが、やはりソフトの中身も考えながら地域に及ぼす影響が大きい、要するに地域一般経済の、いわゆる市民の台所、いわゆる経済の下支えと、こう言われるゆえんじゃないかと思っておりますので、そのへんをやっぱり第一に挙げながらいかに地域を活性化させるかということでは今の答弁のとおりだと思いますよ。そのへん、もう少し深く考えていただきたいと思います。

当然、今、資料のほう、今日は時間があまりないのでいろいろできませんが、群島の概況なんかによりますと、紬のほうはどんどんどんどん落ちております。当然これは、各家庭に潤すお金が入るところですけれども、こういうような状態。今いいのはもう黒糖焼酎、これが100億円企業、群島内では。サトウキビがだんだん減ってきたのが、最近少し上がっていると、こういう状況。水産業はもうちなみにもう減る一方ですよ。これが現状です、この地域の取り巻く環境は。そういう意味で、我々の経済の及ぼすのは非常に厳しいと。さっき総生産高1,343億円というようなことも申し述べていただきましたが、それだけのものがあってもやはり厳しい。いくら本土において非常にいいと言っても格差が激しくなる一方で、大手企業だけ業績がいいだけです。中小企業は大変厳しい。ましていわんや、この離島においてはもっと厳しい。外海離島というのはそういうハンディを負っていることもですね、やっぱり首長は考えて、市長はこれからの市政運営をやっていただきたいと思っています。

それでは次に移ります。次に、自治区長の件ですが、新奄美市が誕生しましたが、昨年10月1日に住

用のほうで森 米勝住用地域自治区長、それから朝山三千丸笠利地域自治区長が就任いたしております。以来まだ5か月ほどですけれども、各総合支所の職員、そして地域住民と接しられて区長として何を感じ取ったか。いろいろ感じ取っていることあると思いますので、所感を含めて示していただければと思います。

なお、併せて平成19年度の新年度予算に住用と笠利のそれぞれ自治区の要望がどれだけ組み込まれているのか、そのへんも含めて時間の関係があると思いますのでお答えいただきたいと思います。

どちらからでも結構です、どうぞ。

住用町地域自治区長（森 米勝君） おはようございます。所感ということでございますが、昨年10月1日付けに住用町自治区長の重責を拝命いたしまして、着任いたしました。先月の末でちょうど5か月ということになります。着任した10月1日にはちょうど日曜日にあたってございまして、住用町では敬老会、豊年相撲が行われておりました。その時に早速、市長のメッセージを携えて住用地区の各集落を回らせていただきました。その3日後でございますが、高齢者スポーツ大会、そしてその1週間後の8日には住用地区の体育大会ということで行事が重なりましたが、住用町の皆様方には温かく迎え入れていただきまして、ありがとうございます。

その後、各集落の嘱託員の皆様と意見交換を行いました。そして、更には11月20日から22日まで3日間、「むらおこし座談会」ということで、奄美市発足初めて住用町で開催させていただきました。その中で、むらおこし座談会の中で特に御意見で感じたことにつきましては、地域の皆様方が集落内の排水路の整備等々、道路等の整備などの生活環境の整備についての要望が多かったことと、更には農道整備、農業用水整備の産業基盤の整備の要望が結構あったというふうに記憶しております。

今後、このような住用地区の皆様方の要望をしっかりと受け止めて、できる限り努力をしていかなければならないと考えております。

また、そのほかに奄美市となりまして、組織が大きくなったと。その現在、大事なことで申しますと、情報の共有だと考えております。そのことにつきましては、現在取り組んでおります一例を申し上げますと、毎月25日に嘱託員会の定例会がございます。その中において、テーマを定めて奄美市全体の現状等々を御説明申し上げて、嘱託員の皆様の御意見を伺いながら、住用地区の各集落の現状等について意見交換を行うというふうな嘱託員会をしております。

今までに説明いたしましたことにつきましては、先日の財政状況のマスコミ報道について、その経緯と現実についてはこうでしたと説明いたしました。それと、奄美市の18年度の財政状況と国・県等の合併支援等の制度の問題、それと市町村合併の必要性和今までの市町村合併の沿革等々を嘱託員会で説明いたしました。それと同時に、その説明した事柄を今、庁内メールが発達していますので、庁内の全職員にメールで配信するという作業を行っております。

一方、住用総合支所の内部事務につきましては、現在、職員と一丸となって地域のために行政運営に努めておりますが、先日の決算特別委員会の中で議会の皆様から多くの御指摘を受けました。このことを十分に踏まえながら、住用総合支所の行政運営を行っていきたいと思っております。また、そのためには職員の意識改革が一番大事でございますので、そのことは重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新年度への要望ということでございますが、先ほど申し上げました「むらづくり座談会」の中で要望が多かった生活環境の整備について、集落内の排水路の整備、道路の路面の整備につきましては、他の事業に優先してでも整備していかなければならないと考えております。つきましては、今回、継続事業を実施しながらも、集落内の道路等の整備費を新年度予算に若干計上させていただいております。

ただ、その前になんですが、住用地区におきましては、従前では取り組んでいなかった市民サービスを合併により平成18年から実施した事業がございます。このことをまず周知、理解していただきまして、合併のメリットとして利活用していただきたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、生活環境の整備につきましては、街灯設置補助、それと街灯維持費、それと自主防災組織の助成事業等々がございます。更に、老人福祉費関係では、食の自立支援事業、それと寝たきり高齢者等理髪事業、家族介護用品事業、ホームヘルプサービス、高齢者住宅改造推進事業、はりきゅ

う、それと在宅身障者の介護人手当、寝具洗濯サービス等々が、従来サービスになかったものが合併により新たにサービスができたという経緯がございます。

次に、そのほかに環境対策関係でごみ処理機の購入事業等がございますが、先日、新聞報道にもありましたが、私どもＩターン・Ｕターンに関しては力を入れております。その結果、市中学校でございますが、存続が危ぐされた中学校の存続が可能になったという例もございます。

まずもって、合併により新しい住民サービスが始まりましたので、このことの周知を図り、利活用を図らなければならないと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

笠利町地域自治区長（朝山三千丸君） まず区長としての所感でございます。私は建設の技術職ということでの勤務が長かったということもありまして、不安と戸惑いの中で１０月１日の区長就任でございます。これまで一般職ということで、与えられた職務を遂行すれば良かったという立場から、特別職の区長就任ということで、笠利総合支所の責任者という立場を考えると、改めて職責の重さ・重大さを感じております。

区長就任後は、非常に行事が多いという時期と重なりまして、本地区の四大大行事をはじめ校区・集落など数多くの行事に出席をしました。こういったあらゆる機会を通して地域住民と接する中で、旧笠利町は飛び地での合併を選択したということで、取り残されるのではないかと住民の不安もありました。合併後１年が経過をしようとしておりますが、これまで合併後の笠利町の位置づけ、あるいは将来像、こういったものについて、地域の方々とコミュニケーションを図ってまいりました。このようなことから、少しずつではございますが一体感の醸成が図られつつあるものと思っております。今後なお一層、笠利地域の持つ特異性を最大限に生かしながら、笠利地域の活性化に取り組んでいる必要があるものと考えております。幸いにいたしまして、笠利町地域自治区におきましては駐在員制度というものが確立され、重要な役割を担っております。毎月開催されます駐在員会を通して、地域との意思の疎通を図れるということもありますので、地域と連携を密にしながら問題解決に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

また、職員の中にも合併をして組織が大きくなったと。それから、行政事務の進め方など多少戸惑いもございました。このようなことは、決算委員会等でいろいろと御指摘があったとおりでございます。今後はこのようなことを踏まえ、更に職員の意識の向上、改革を図り、職員一丸となって地域振興に努力をしたいとこのように考えておりますので、御指導・御協力をお願い申し上げます。

次に、笠利町地域自治区に関する新年度の予算の件でございますけれども、この件につきましては旧笠利町時代からの懸案事項でございました市道赤木名・笠利線の継続、そしてまた大笠利地区の浸水対策などが計上されております。現在継続している他の事業も併せて、おおむね要望どおりの予算が計上されているものと理解をしております。

その主なものについて申し上げますと、農業につきましては土層改良、これは県営畑地帯総合整備事業を屋仁地区に導入するための計画の策定、生産環境整備では赤木名地区の公共下水道事業の導入に向けた認可設計、また先ほど申しました大笠利地区の浸水対策事業として合併特例事業を活用した河川整備、交通体系の整備ではこれも先ほど申し上げましたが、赤木名・笠利線を市において引き続き事業を行うための調査費の計上、観光振興ではあやまる園地の施設整備、これに併せまして今年度中に北部大島の観光交流施設整備計画の策定が行われる予定になっております。そのほか教育関係では現在行っております大島北校の通学補助、３分の１ですがこれを３分の２に引き上げて北校の更なる活性化を図りたいということです。そのほかに本町独自の事業として、敬老祝金あるいは出産祝金などが引き続き計上されております。

以上、主なものを申し上げましたけれども、今後とも住民の方々と十分話し合いながら、そしてまた御理解・御協力をいただきながら住民生活の向上に努めてまいりたいとこのように考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

１２番（伊東隆吉君） 御丁寧にありがとうございます。時間の関係で進めても、その前に一応自治区長

は、私が思うにはもうその地域の頭でございます。要するに政治家ですよ、はっきり言えば。ですから、地域の取りまとめ、いろんな要望、いろんな政策もあると思います。今、言った中で庁内の環境整備、いわば職員の意識革命、これは当然のことでございますが、これは本庁からのいろんな指令も今後出てくると思いますけれども、私は地域と一緒にあって均衡した雇用をしなくちゃいけないというのがありますので、それまでお二人とも行政経験者の豊富な方です。どこが痛いところ、どこがいいところ、みんなわかると思いますので、そのへんを地域と頑張っていっていただきたいと思います。時間の関係でもう答弁いりませんが、端的にやる・やらないだけ。

住用町地域自治区長（森 米勝君） おっしゃるとおりでございます。今後、誠心誠意、力の限り頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく御指導お願いします。

笠利町地域自治区長（朝山三千丸君） 今申し上げました事業をとらまえながら、一生懸命職員と協力をして頑張っていきたいとこのように考えます。

12番（伊東隆吉君） 今、言いましたとおりでございますので、市長にたまには食ってかかって頑張ってくださいよ。お願いしますね。

次に移ります。次にスポーツ行政でございますけれど、このスポーツアイランド構想が平成4年の東京直行便、これの契機に始まっている、いわゆるスポーツ合宿を契機ということですかね。以来もう14年が経過しております。ここ数年、合宿の受け入れはもう陸上中心に右肩上がりということになっておりますが、大変喜ばしいことであります。これは担当課が関係者と共に地道な取組、このようなことが功を奏しているんじゃないかと思っております。

そこで、この間、奄美における経済効果をどのようにとらえたらいいのか。そしてまた、産振部長おられますが、部長が教育委員会の保健体育課のときにこのことが始まったと聞いております。そのへん、思いも含めまして、これからの受入れ拡大へ向けて将来展望はどうあるべきかをお示しください。

併せて、ちょっと問題点がありますので、今、合宿時に道路の改修工事が発生している。それで、選手のトレーニングに影響があるとの声が聞かれますが、担当課として感じていることがあればお尋ねいたします。

産業振興部長（山田忠憲君） スポーツ合宿は御承知のとおり、やはり平成4年の12月24日の東京直行便の開設が大きな契機になったんだろうと思っております。実際には平成5年の1月に東日本の実業団の監督さんが奄美を視察に来られて、それからが実際の始まりであつたんじゃないかなと思っております。早速、平成5年の3月には実業団の選手の方々が合宿に入っております。それと、平成8年の3月にスポーツアイランド構想が策定をいたしまして、それが一番大きな発展、展開の大きな契機になったんじゃないかなと思っております。初めてスポーツで癒す島づくり、そしてスポーツ観光という大きな取組の柱が出てまいりましたので、そういった観点で施設の整備、これは平成10年に雨天練習場が完成をいたしました。プロ野球の自主トレも誘致ができたのも、雨天練習場の完成であつたんじゃないかなと思っております。ダイエーの小久保選手とか大きないろんな方々の選手が御来島いただいております。それと、クロスカントリーの整備、これも北京オリンピックの陸上競技の強化センターに認定をされました。これも大きなスポーツ合宿の、今日の合宿の充実、発展に大きく寄与したんじゃないかなと思っております。オリンピックの金メダリストの野口みずきさんはじめ、多くの皆さんが活用をいたしております。

これまでの実績を申し上げますと、1万6,000人の選手がスポーツ合宿に来島いただいております。今年は、昨年を上回る96団体、1,600名の選手が合宿に来られます。予約も含めてですね。これは合宿が始まって以来の数字になります。担当のほうでこれまでの経済の波及効果など試算をいたしましたら、約60億円という数字が出ております。これも行政はもちろんですけども、宿泊所の受入れの体制の充実、そして市民の方々のやはり協力ですか。そしてまた、社交業の関係の皆さん方の協力も欠かせない

大きなものがあるじゃないかなと思っております。今後は、笠利・住用、合併をいたしましたので、もう御承知のとおり、住用では全日本の柔道の合宿も行われました。笠利ではボクシングの高山選手、チャンピオンですけども、合宿も行われております。そういった形で、幅の広い合宿の対応ができるんじゃないかなと思っておりますし、また四季を通した、一年を通した合宿の対応も今後できるんじゃないかなと思っております。

ちょうど御指摘いただきました県道の整備ですけども、県のほうで昨年の11月頃から両方の歩道を一斉にやっております、私どもホテルと三儀山陸上競技場に選手が走って行っておりますので、選手の安全面、けがはないか非常に心配をいたしております、県のほうにもいろいろと御要望を、スポーツアイランド協会長の名前で一応は文書でお願いをいたしております。今後、県の大島支庁のほうにも御理解をいただきまして、この時期だけでも是非外していただけるよう、また龍郷のロード、また小湊のロード、住用のロードもありますので、そういったことも併せて今後要望してまいりたいと思っています。

12番（伊東隆吉君） わかりました。経済効果60億円とおっしゃいましたですね。それで1万6,000人、累積。かなりの数でございますが、当初から比べたらどんどんどんどん上がっているのはもう皆様御承知だと思います。せんだっての新聞のほうにも出ておりました。対前よりも96、今言いましたけれどもね。それで、このこれを今後ですね、いろんな面で続けていくにはやはりこっちにも載っていましたが、なぜ増えていくのかというのは、そこに島の人情とかそういうもてなし、ホスピタリティというのは本当によく使われる言葉ですけど、当然、昔から我々が築いてきた根底に残っている思いが、そういう人情がそういう人たちを引きつけるんじゃないかと、そして拡大していつているんじゃないかと、このようなことも思いますので、特に山田部長さんはこの思いがひとしおあると思います。今年御退職だそうでございますが、インターネット、ホームページで見ましたら、奄美の合宿情報というのがありまして、2月2日に出ておりましたが、瀬古選手がわざわざ見えていると。なぜわざわざと言ったかと言いますと、ここに書いてあります。「山田部長は奄美が合宿を受けるため始めた当時の担当課ということでございまして、なおかつスポーツアイランドの協会長。産業振興部長が市役所を退職するために訪れた。」とここに書いてあるんですよ、わざわざ。私はここが言いたい。要するにどういうことか。やはり部長はじめ今、陸上の人たちに接している方、今、ありがたいことに社交のことも少しおっしゃってくださいましたが、やはり人情の島、それがこのスポーツアイランド構想の根底に流れているんじゃないかな、こういうことだと思いますので、部長、退官後も是非そのへんを引き継いでいってもらうように頑張ってくださいたいと、そのようにまたいついていただきたいと思います。

それから、例の工事の問題はやはり検討していただいて、県の工事、いろいろ予算等の問題、いろんな問題があると思いますが、その間はやはりこれでやっぱり島の一つの形になりますよ、経済になりますよということを是非念頭に入れながら、市の単独工事も含めまして配慮していただきたいとこのように思いますので、よろしくお願いします。別にもう答弁いりません。

次に移ります。次に、まちづくりについてお尋ねいたします。

末広・港土地区画整理事業、これが決定いたしました。本格的に事業がスタートするものと思いますが、これがスケジュールどおり進んでいきますと、工事完了は平成29年度、いわゆるもう10年後、こういう形になるわけでございます。現段階でこの区域の商店街がどのような構想にまとまるのかというのが、我々も含めて皆さんもやっぱり明快な形やイメージが湧かない、こういうのが実情だと思います。今後、この計画に基づいて進める中で、行政と当該地域、いわゆる商店街のそれぞれがどのような役割が必要と考えられるのか。その方向性をお尋ねいたします。

建設部長（川上和満君） まちづくり行政についてお答えをいたします。

末広・港土地区画整理事業につきましては、今年の1月の末に鹿児島県知事の認可をいただきまして、2月2日付けで事業計画の決定を行ったところであります。事業の内容につきましては、18年度・19年度にかけて減価補償に伴います土地の先行取得を実施いたします。20年度には土地の移動先を示す仮

換地の指定、その後、建物等の移転工事などに工事が着手をしまいたします。

なお、現時点での工事概成は、平成29年度を予定いたしております。

御質問にあります商店街の構想につきましては、地元商店街からまちの中の核となる施設、これを個性をもった店舗でつなぐ「2核（コア）ワンモール」という構想の提案をいただいております。市といたしましても、この構想に基づき、測候所跡地の活用や現在のA i A i 広場の活用をまちの核といたしまして、施設の計画なども検討をいたしているところでございます。

また、行政と地元の役割についてでございますが、この事業は中心市街地の活性化に向け行政だけで押し進めるものではなく、地域の皆様方との共同事業であると考えております。まちの活性化に向けましては、行政が取り組む土地区画整理事業などにより整備された環境を地元の皆様方がいかに生かし、いかに魅力ある商店街をつくり上げていくかなどが、今後、地元が主体となった取組が必要だと考えております。

例えて申し上げますと、この土地区画整理事業では、地権者の方々の意向によっては土地を並び替えることや数筆の土地をまとめて換地することも可能であります。この手法をうまく活用することにより、商業環境も有効に再編できるものと考えております。

また、地元におきましては、整備されたゆとりある歩道に片側アーケードを設置したり、より買物をしやすい環境をつくり上げたり、通りごとに建築協定を結び、建物の色や構造並びにお店の看板などを統一し、奄美らしい景観をつくり上げ、また一つの通りには紬のお店やおみやげ店など並べた奄美の特色ある通りをつくるなど、地元商店街の知恵と努力によって、より魅力ある商店街ができるものと考えております。行政といたしましても、今後、関係権利者、地元商店街をはじめ市民の皆様方の御意見を聞きながらお互い知恵を出し合い、奄美群島にふさわしい魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（伊東隆吉君） ありがとうございます。今、部長の答弁の中にそのイメージが少し出ております。やっぱりこのような2核（コア）ワンモールでしたね。そうでしたね。これも昨年いろいろこの議会のほうでもいろんな発言出ておりましたけれども、商店街のほうが提案されております。それに基づいていくということでございますけども。今これからその商店街とその景観づくりの中でいろいろ出てくると思いますので、今、部長がおっしゃったように、例えば商店の交換をしながら景観を順序よく並べていこうじゃないかと、そういうアイデアも出てくると思います。

そこのところを進める中で、早目の形ができ上がればいいなとこういうことでございますので、3月3日のいろんな説明会の中にもいろんな話もあったようでございますが、まだいろんな段階で尾を引くものもあると思います。ところが事業の決定で、皆さんでやろうというものを決定、もう県も決定しております。そういう意味で、部長においても部長も今度もう定年だとこのようなことでございますのでね。定年されてもこれは、部長時代にこれが認可された事業でございますので、また一般市民となっても是非協力をしていただければと思いますので、そのへんをよろしくお願いいたします。これには市長ね、市長のひとつ一言だけお伺いしたいんですが、この区画整理事業はやはり10年前から始まって、完成まであと10年、20年かかるんです。この20年を政治生命を懸けて、結局そのあと誰かまた継がなければいけない可能性もあるわけです。そうみますと、市長がこの最初につくったファンドでございますので、この規制的なものはやはり是非とも市長が自分の声を張り上げて、こうあるべきだ、こういうまちづくりをしようじゃないか、とイメージも正面にもう少し出てもいいんじゃないかとこのような気もいたしますので、機会がある事にそのへんをお願いしたいと思いますが、そのへんどう考えますか、もし答弁があれば。

市長（平田隆義君） 就任の時からということもあるんですが、議会にあるときから10年間、中心市街地をどう再生するかというのは多くの議員の皆さんの提案もございましたし、そういうことを踏まえて、たまたま市制50周年という節目を迎えて、これからの50年・100年に向けてのまちづくりというのはどうあるかということを議論をいたしまして、この商店街、中心市街地の再整備をしていこうということになったわけですので、その基本理念をしっかりと踏まえて、このまちが再生していくようにしてい

なければならないだろうなこう思っております。ただいま部長からもいろいろと思いを語っていただきましたが、都市計画のこの区画整理事業においては、担当職員は自分の持ち分しか話しませんので、その点が商店街や市民との議論のギャップがあったわけです。今後は具体化のときに入りましたので、そのギャップを埋める形でいろんな構想を打ち出していくのではないのかなこう思っております。

例えば、これまで、A i A i 広場どうするのということなどはほとんど議論にならなかったわけですが、今度はA i A i 広場をどうするのかということやら、民間の駐車場をどうするかとか、いろんな形での取組が出てまいりと思いますので、市民の期待も膨らんでいきやしないかこう願っております。

ただ、19年度の予算においては、公共用地として必要な土地の確保ということで予算が膨らんでおりますので、何かと誤解も生みやしないかなと思うところですが、どうしても区画整理事業の性質上、19年度に必要な公共用地の確保はしていかなければなりません。これをすることによって、事業の何と言うんですかね、担保と言うんですかね、ということも見えてくるんじゃないかこう思っておりますので、頑張ってまいりたいとこのように思います。今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

12番（伊東隆吉君） 意気込みを見せていただきまして、ありがとうございます。是非、率先していただきたいと思います。

次に移ります。環境のことですが、御存知のように知名瀬と根瀬部のその地域に、道路のほうは何か整備されているようですけれども、過去何年も不法投棄の放置自動車があります。これがかなり放置されたままになっている現状と思いますが、この放置自動車の整理処理を進めているのか。また、これは県のほうとの関係もあると思いますが、この状況は県は把握しているのか。また、その折衝等はちゃんと行われているのか、お尋ねいたしたいと思います。

市民福祉部長（中山成樹君） この問題、大方の議員の皆様も御承知の課題かと思っておりますけれども、知名瀬～根瀬部間の放置自動車の整理の処置についてということでございます。答弁させていただきます。

御質問のありました放置された使用済み自動車の不法投棄に関する問題につきましては、平成11年5月に根瀬部地区、その後、知名瀬地区にも同様の不法投棄を確認いたしました。この不法投棄、これは産廃でございます。この不法投棄につきましては、鹿児島県は二度にわたって当事者に対しまして撤去処理の命令を出しておりますけれども、根瀬部地区につきましては林道入口周辺におきましては一部の撤去をしたものの、大部分は放置したままとなっている状況でございます。こうした経過の中で、18年8月に根瀬部・知名瀬両地区の放置車両が何者かに持ち去られまして、無価値の鉄サビ及びプラスチック類が散乱する状況になったと。このような状況を踏まえまして、市として早期処理について複数回、県当局のほうに要望や協議をしまいったとこういうふうな経緯でございます。

自動車リサイクル法の施行というものがある面で私どもに追い風になったというふうに思いますが、またこれまでの本市のリサイクル問題に対する取組が評価されたというふうなこともあってだというふうに思っておりますけれども、財団法人自動車リサイクル促進センター、それから環境省もこの課題を受け止めてくれまして、撤去に向けて県当局も含めて協議を進めているとこういう状況でございます。

この場所が御案内のとおり、国定公園の範疇に入っております。現在、私どもとしましては、これを是非国立公園に格上げをして、更に世界自然遺産に結びつけたいとこういう状況でございますので、もう是非これは実現したいということで努力しておりますし、是非実現できるものだと思信をして努力していると、こういう状況でございます。

12番（伊東隆吉君） いい報告じゃないかと思うんですけれども、当然、県のほうも認知している、理解しているということですので、その廃材、結局、今の答弁の中にもありました車の一部持って行って残りがたくさんあると、これを整理しようということだと思うんですけれどね。確かにそのとおりで、この環境省とか財団法人リサイクル促進センターですか、そのへんのほうも理解されているようでございますので、是非これをきれいに、早期に新年度に向けて頑張っただきたいと思っております。

併せて、次にこれ絡んできますけれど、去る1月23日に奄美群島世界自然遺産登録推進協議会が発足し、大島支庁で初会合が開催されておるようですが、この協議会は今後どのような計画で進んでいくのか、簡略に御答弁ください。

市民福祉部長（中山成樹君） 世界自然遺産登録推進協議会についてでございますけども、これは1月23日に設置をされております。私流に解釈をしますと、世界自然遺産の登録に向けて地元の声を上げるための会だろうというふうな理解をしております。事務局につきましては、奄美群島広域事務組合の中に設置をしていると。それから、協議会の構成内容につきましては、群島内の全市町村長、群島選出の県議会議員、市町村議会、観光・商工・農政・林業・水産業代表、地域女性団体、PTA、NPO、教育事務局、鹿児島県の行政機関の各代表者等を網羅して構成されております。この協議会は、世界自然遺産の早期登録を推進するために設置をされている、そういう目的になっております。主に登録の課題となっております奄美群島の国立公園保護地域の指定について、政府及び関係機関に対する要請活動など、早期実現のために必要な活動を推進していくとそういうことになっております。

その一つといたしまして、19年4月からは奄美群島広域事務組合のほうに事務を移しまして、専任の担当配置をして郡内の連携等、意見調整を図りながら推進していく。こういう予定になっております。

それから、世界自然遺産登録につきましては、奄美群島を含む琉球列島が登録の対象になっておりますので、沖縄県と鹿児島県との連携が大きな要件になると思います。こうした中、近々3月10日、沖縄県宜野湾市におきまして、琉球弧自然フォーラムが開催されます。このフォーラムは、環境省、沖縄県、鹿児島県の主催によりまして、既に世界自然遺産に登録された世界的な価値ある地域の自然を未来に引き継ぐ取組としての世界自然遺産のフレーザー島や屋久島などの事例をもとに紹介しながら、鹿児島・沖縄両県の行政レベルとの話し合いも進められると。そういったことになっておりますので、期待して注意深く見守っていきたいと考えております。今後も県の担当部署でもあります環境保護課と連携を密にしながら進めていきたいというふうに思っております。もし必要でしたら、今後のスケジュールみたいなものもございまして、説明させていただきたいと思います。

12番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。答弁、特にいりませんけども、今、琉球・奄美という世界自然遺産、ネーミングは少し変化しているんじゃないかと思っておりますので、このへんはまた次の機会にいろいろ討議していきたいと思っております。

ちょっと時間がございせんけれども、最後の質問に移ります。

頑張る地方応援プログラムについてでございますけれども、目的として、国、総務省がやる気のある地方の自由に、独断の施策をとるということで出しております。これはまたホームページでも出ておりますよね。これに関して、この奄美市は何を提案するのか。

そして、その次のFMのコミュニティのことも含めて、答弁お願いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 2点、簡潔に申し上げます。

頑張る地方応援プログラム、非常にわかりやすい言葉で総務省がつくってくれました。安倍内閣の今度の柱の一つです。これは交付税で、頑張る地方に応援しようということで、10ぐらいメニューを示しているんですよ。市のほうでは奄美市地域力アッププロジェクト、これが例の一集落1ブランド、この事業で入れようかということです。2点目が雇用対策戦略プラン、3点目が交流人口拡大プロジェクト、4点目が市民労働推進プロジェクト、その他また今あれもこれも出したいなと思っているのをもちろんでおります。これは、1年間3,000万円を上限とした交付税ですので、3年間頑張ってみたいなということで私たちも重点項目として取り組んでみたいと思います。

最後のFM放送ですが、4月開局NPO「ディ！」です。24時間放送です。そのうちの午前7時から夜10時までがオリジナル放送です。市のほうではこちらのほうに防災無線をドッキングできたらなあと思って、今、折衝いたしております。なお、防災無線をしますとFMが奄美市全体に入れない、一部難視

聴地域がございます。これを今回、議会の皆様に御提案申し上げて、予算措置を単独事業でさせていただきまして、24万円だったと思いますが、それで入らない地域はどこなのかというのを調査した上で今後の対応策を考えてみたいということですので、よろしくお願いいたします。

議長（前田幸男君） 以上で新生会 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時46分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自由連合 栄 勝正君の発言を許可いたします。

23番（栄 勝正君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自由連合の栄 勝正です。質問に入る前に、所信を少しだけ述べたいと思います。

今年も年が明け、早や2か月余、歴史に残る合併をして1周年を迎えようとしています。今年の冬は世界各地、そして我が国、本市も例年になく温暖化が続き、その要因か海の潮位が高くなり、海に近い集落などではその対策に苦慮しているところでもあります。当局においては、災害や被害が起こらないように対策をお願いするものであります。

さて、合併して早や1年、何が変わったのか、何が良くなったのか、何が悪くなったのか。調整項目も多く、一体感も実感しないのが実情だと思います。東京を中心とした大都会では、大企業を中心に景気回復し好景気が持続していますが、我が外海離島の奄美では、ますます地域格差が広がり、働いても働いても生活保護の水準にも満たない月収、ワーキングプアと言われる人々が増えています。国においては、地域格差、個人格差是正のために全力で取り組んでもらいたいと思います。

また、最近、国内においては、親が子を殺す、子どもが親を殺す、夫が妻を殺す、妻が夫を殺すという悲惨な凶悪な犯罪が続発しています。幸いに、我が奄美市では凶悪の犯罪が発生しておらず、今後とも安心して安全なまちづくりを市民ぐるみで頑張りたいものだと思っています。

さて、我が奄美市、合併して2年目、市長は施政方針で「決断と実行の年」と位置づけ、行財政改革の推進として、市役所の改革、市民サービス改革、市民と行政の共生・協働力の3点を上げ全力で取り組むということ。市長は、昨年の施政方針で提案したことをどれくらい実現できたでしょうか。市内の状況を見回しますと、相変わらず生活が苦しく生活保護を申請する人々、家賃の安い公営住宅を申し込む人々、少子高齢化、教育問題、農業振興、観光振興など問題が山積している本市。市長はどのようなまちづくりを目指しているのでしょうか、御見解をお聞かせください。

最後になりましたが、3月末をもって退職される部課長をはじめ職員の皆さん、長い間、旧3市町村と新生奄美市発展と市民生活向上のため御尽力・御活躍されたことに対して、市民の一人として心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。これからは残された人生、自分の体を大事に、愛する家族を大事に余生を送ってください。そして、皆様方の長い間の行政経験を本市に御協力・御指導賜りますようお願いを申し上げます。

次の質問からは発言席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 栄議員の質問にお答えしますが、まず合併市としてのこれからの位置づけというか方向性というか、そういうことをどうするかということであろうとこのように思います。そういう意味では、まずこの市街地の位置づけということと併せて農村部の力をどうつけるかということでもありますから、市街地のことについては従来の方針を進めていくということからすれば、大きく舵を切り直すということはないだろうとこう思っております。

ただ、新しい市の特徴として先般も申し上げましたように、農村地区を抱える市になったということが大きく変わってきたとこのように私は思っております。そういった点では、農村部の皆さんが旧名瀬市のこの市街地との連携と都市としての機能をどのように生かしていくかということと併せて、また名瀬に在住する人たちからすれば、この農村部との連携をどうするかということだと思います。そういう意味においては、大きく要素が変わってきたことは農村部を大きな面積、そして相当の人口の農村部を抱えているということだと思いますので、ここに少し目のつけるところと申しますか、改善・改革しなきゃならないのはここではないかということで、農村部を今後大きく力強いものにしていくという方向を定めるために、「集落の新時代」という言葉を申し上げて、方向をやっていこうとこのように思っております。

冒頭に議員が所信として申し上げた中で、奄美市としても確かに厳しい状況でございます。生活保護受給者が全国でも上位のほうであります。約5,000人近くおるのではないかなとこう思っております。このことを無視するという意味ではございませんが、ここだけが市政運営の中で重要なことだということではないということだけは御理解賜りたいと思います。地域の経済を支えるまた一方の人たちもおりますから、この人たちにどういう形で元気をつけて地域の経済をリードしてもらうかということもやっていかなきゃならないと、こういう悩みもあるわけです。地方の都市として、今後の課題はそこらへんが最も重要なことではないのかなとこのように思うところです。心の優しいと言われるこの地域、人情味豊かな地域だと言われるこの地域の人々の生活感、そして毎日が安心して安全な形で生活できる状況、こういったものなどを考え併せますと、自ずから方向は定まっていくのではないかとこのように思っているところです。結果としては、バランスの良い行政運営ということになってしまわざるを得ないのかなというのが実感でございますので、御理解を賜りたいと思います。

23番（榮 勝正君） 合併して2年目、大変、住用・笠利・名瀬といろいろ違った地域の合併でありましたので難しい点もあろうかと思えますけども、やはり2年目になりますとどういう市民にわかりやすいようにですね、市長ですね、どういう市を目指していこうとしているのか。いろいろと施政方針にも書かれていますけれども、部門別にですね。よくよく読めばよくわかるんですけども。一口に言ってこういう市を目指したいというようなことが市長の口から出ないのかなと思うんですけども、例えば前総理大臣の小泉さんは「構造改革なくして景気回復なし」とか「郵政民営化」あるいは「道路公団民営化」とか「規制緩和」に取り組んで、それが良かったのか悪かったのかは私はわからないんですけども、そして現在の安倍さんは「美しい国づくり日本」というキャッチフレーズをしております。隣の県の東国原さんというユニークな県知事が宮崎県で誕生したんですけども、先頭に立っていろんな合宿所を回ったり、あるいはお土産に地鶏を持ってですね、先頭に立って知事が自ら宣伝をいたしております。そういうところであれば、去年掲げたこの「一集落1ブランド」、去年も掲げてありますけども、どのように推移しているのか。1年経って、やがて1年になりますけども、どこかの集落で1か所ぐらいはもう決まっているのか決まっていないのか、私たちもわからないんですけども、あるいは地産地消とかよく言われているんですけども、どのように取り組んでいるのかということなども是非示してもらいたいなと思います。

そこで、一口に聞きますけども、一集落1ブランドを去年大きく掲げて、ほとんどの議員も質問がずっと12月議会まであったんですけども、どのように今取り組まれているんですか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 一集落1ブランドにつきましては、各嘱託員会等々で呼びかけをいたしまして、その具体的な手続き、手順、そして今後のバックアップの方法等々説明をして、それぞれで持ち帰ってもらっているという今状況で、今おっしゃいました事例というのはまだ挙がってきておりません。一つきっかけが出てきますと、「ああ、こういうふうにすればいいんだな」という形で出てくると思いますので、その一つのどちらをこのモデルケースにまずつくってみるかということで、今もう一つ工夫がいるかなと思っております。先般、昨日もお話ししました屋仁のターマンが、タイモが非常にかなり屋仁で懇談会しまして盛り上がりまして、イメージとして屋仁のタイモを名瀬で今度は直売する、名瀬のレストランなりお店なりと提携をする。屋仁郵便局が今度は全国の郵便局ネットで展開をしていく。それか

らターマンを沖縄のやんばる地域のように、一つのレストランで御飯物からデザート物・お吸い物まで、ジュース類まで、ターマンを全部一つの総合メニューとして出すと。いろんな議論を行いました。そして、集落の集会場の看板を「一集落1ブランド推進」とかですね、その集会施設と合わせ看板を作るとか、いろんなことで今議論を進めておりますので、これ屋仁に限らずどこかで一つこのモデルケースを早くつくりたいと。そうすればあとは弾みがついてくるんじゃないかなというのが現状でございます。

23番（栄 勝正君） もう去年からの懸案事項でありますので、今年中には全集落とも一集落1ブランドが確立できるように取り組んでもらいたいと思います。

そして、市長にお願いするものは、やはり観光・農業いろいろ市には豊富な材料がありますので、一口にやはりこういう市を目指したいというようなですね、大変難しいことだろうと思いますけども、先ほど言いましたように「美しい国づくり」とかそういうこともありますので、是非、来年はそういうことができるようにお願いをしたいと思います。

次に進みたいと思います。次は、2番目のプロジェクトのチームの設置なんですけども、これはやはり今さっき述べましたように、この豊かな観光資源、あるいは農業、団塊の世代の定住促進などの取組ですね。各課各課で単独でやってもなかなか難しいこともあるだろうと思いますので、私としてはやはり700名余り職員がいるわけでございますので、その職員の中から各課を網羅したプロジェクトチームを作って、今述べたような企業誘致とか観光推進とか、団塊の世代の定住促進の取組をやって実効があるように、実が実るようにやってもらいたいというプロジェクトチームの創設なんですけども、どのように考えているかちょっと伺いたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） プロジェクトチームにつきましては、昨年の3月20日の専決におきまして、奄美市プロジェクトチームに関する規程、これを策定してございます。この目的は、今おっしゃいましたように、二つの課以上にまたがって創造的に企画・調査をする場合にその処理をするためにプロジェクトチームを置くということです。したがって、そのプロジェクトのリーダーは、プロジェクトのリーダーになる部署において事務局も置くということになっておりますので、今おっしゃいましたような案件とか、今朝も出ました少子化対策などは国のほうでも内閣府で所管大臣を置いて、厚生労働省だけでなく文部省、経済産業省それぞれ連携してやって少子化対策をやっているように、担当部局だけでなく総合的な角度から取り組むということなど、いくつかそういうテーマがこれから求められてくると思います。このプロジェクトチームで対応する部分と、昨日申しあげました調整会議というのがもう一つあるんですよね。一つの課に属さない事務を調整するという、この二つを戦略的な部分はプロジェクト、それから通常事務の調整とかいうものは調整会議、仕分けをして今後進めていく必要があるだろうというふうに考えておりますので、私どものほうで積極的に取り組んでいくという角度でお答えをさせていただきます。

23番（栄 勝正君） 行政には、市も県も国もだと思えますけども、隣の課に行くのには外国に行くより遠いというようなことも言われましてですね、なかなかこの補助金、縦割の行政の中で補助金制度がありまして難しい点もあるかと思えますけども、やはりこういう各課を網羅したプロジェクトを是非立ち上げてもらって、今あなたが述べました少子化対策などを含めてプロジェクトチームで取り組んで、来年のこの議会では本当に良かったと言われるように取り組んでもらいたいと、強く要望をいたしたいと思えます。何かその点、よろしいですか。これでよろしいですか。じゃお願いいたします。

次に、東京事務所、各地に派遣されている職員の在り方について質問したいと思います。

現在、東京事務所が設置されております。鹿児島県では、鹿屋市・薩摩川内市も今年中に、今年中じゃなくても廃止するという決まっております。鹿児島県ではそのほかには東京事務所が設置されている所はないと思いますが、やはり費用対効果という面と、ずっと述べられております夕張市のようなことにならないようにということで、やはりいろいろと財政改革なされているわけです。東京事務所の評価

は、各郷友会との連携やいろんなあるいは観光対策などにも大変評価される場所もあるかと思いますが、その費用を出す割に効果が上がっているのかなという検証もあるわけでございます。今後、全国5万以下の都市でこの東京事務所を設置している所があるのかなのかですね、わかりましたらお示し願いたいと思います。そして、今後、このように県内では廃止している所が多いんですけども、ずっと維持していこうとしているのかですね、お聞きしたいと思います。

それから、各地に何名ですかね、沖縄やら大阪、東京もですか、鹿児島、派遣されている職員がいるんですけども、この職員の皆さんが帰ってきていろいろなまたメリットもあるだろうと、メリットがないのをやらないわけですから、あるだろうとは思いますが、しかし、この財政の厳しい中、そのようなことでいいのかという私は疑問がありまして、今回質問をいたしました。これもほかのそういう5万都市の中でこのようにあちこちの県に、あるいは市に派遣している市があるのかなのかですね。そのへんをどのように今後、方向づけをしようとしているのか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 後段のほうから申し上げますが、5万都市以下で都道府県研修等々はあるだろうと思います。その5万都市以下でいくつあるんだろうかという調べはいたしてございませんが、それなりの努力をしていると思います。

私たちの場合の話ですが、もう財政健全化計画を作ってスタートしましたので、その意味から大阪事務所についてはもう2年間の期限がちょうどこの3月で終わりですので、継続派遣は取り止めるということにいたしております。それから、沖縄県の事務所につきましては、来年3月まで約束をして2年間という形にしておりますので、それが終わった時点でその後の継続はもう困難ということで対処をしてみようと思っているのが、まず一つでございます。

それから、東京事務所の件ですが、こちらのほうは昨年度も秋も議論いただきましたように、東京事務所は今後とも必要だということを前提に今議論をしております。日本復帰で奄美の復帰運動と共に、やっぱり東京のほうが一つの奄美会、官庁を含めて大きなうねりをして復帰ができたと同じで、今後とも経済、特にこれから東京の経済界と言うんですか、そういう人材が奄美をマッチングする場として、東京事務所の職員が機能していくというのはますます高まるだろうと思いますので、継続をしていくという形で今位置づけて、新年度もその旨予算を、措置をさせていただいたところです。東京事務所の今やっている活動等についてはもう御承知だと思いますので特段の申しませんが、東京事務所の事務分掌として今おっしゃいました中央官庁との関係、それから全国市長会、その他離島センター、いろんな団体等ございます。併せて奄美の経済をひっぱっていくという意味からの活躍の場もありますし、奄美に人口を誘導するというI・Uターンの一義的な拠点機能も果たしております。特に申し上げたいのは、今朝の議論で「頑張るプログラム」というのを推進しよう。こういった情報はITの発達でどんどん入るわけですね。やっぱり人と人との接触という面において言えば、やっぱりそこにどうしても市の職員の介在というか日常的に代理をして出席したり、代理をして相手方と接触をしたりという、この部分はやっぱり今後とも残っていくと思いますので、そういった事業の誘導をするという意味からしても必要であるということで、今、私たちのほうで議論を進めて対応しているところです。

23番（榮 勝正君） よくわかりましたけれども、やはりここにきて費用対効果という面で東京事務所の費用がその分だけ本当に効果が上がっているのかなと。財政が豊かであれば、それは今、部長が言うようなことでよろしいんですけども、このように厳しくなって市民にも痛みを分かち合っているわけでございます。職員も全ての人に厳しい中をやっているわけでございますので、やはりその中で本当に奄美市よりも規模の大きい2倍も人口がある鹿屋市や薩摩川内市が、東京事務所を廃止すると。そういう中で、奄美市はまだその必要性があるということで存続するということなんですけども、私としてはやはり財政が好転したらまた設置も可能かと思いますが、この何年間は大変厳しい、合併当初でありますので厳しい財政状況も続きますので、しばらくの間は完全に廃止じゃなくて休止ぐらいをしてやるべきじゃないかなと思うんですけども、考えなおす必要はないわけですか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 財政を消費する、支出するという場として東京事務所をとらえているわけでありません。財政を産む場所、経済振興を誘導する場所として、奄美の経済なり財政を産む拠点として東京事務所を位置づけるということでございまして、実態がどのくらい力を発揮されているのかということは別としまして、その能力アップを図るということも含めてそういう位置づけでとらえていかんといかんのじゃないかなと思っています。

23番（栄 勝正君） 職員の皆様がいちいち365日の行動までは聞きませんが、一生懸命頑張っているだろうなどは私も想像はいたしております。それなりに今言ったようないろんな奄美に財政を産むということでもやはり必要じゃないかなとも思っていますけども、財政が厳しいものですから、やはり東京事務所が全国各地で東京事務所を廃止している中で、この奄美市がいつまでも続けるのかなということが、やはり度々いろいろな人からも聞かれますしですね、今言ったようなことで存続ということであれば今後はやはり東京事務所があるお陰でこうなったとかというような結果が出る、成果が示されるような具体的にお陰でこのようになったという決算などでですね、成果が示されるような、是非やってもらいたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

市長（平田隆義君） 東京事務所の位置づけで、鹿屋・川内との比較が出ましたんですが、私たちはこれまでの基本的な姿勢として、奄振事業を抱えている都市でありまして、そして国土交通省には特別振興の課があります。そういう特殊なものを抱えておるということではございまして、そのことは大変重要な意味があるんじゃないかと思うように思っております。東京事務所を通じての連絡、その他のことなどで重要な働きをしているんじゃないかなと思うしております。一つの例を申しますと、実は那覇市が同じビルの向かいの部屋に長い間いたんです。一昨年、財政が厳しいということで引くということでしたのでいろいろ状況を聞いてみましたら、開発庁がもう既に沖縄の事務所があつて、もうしょっちゅうそこで用事が済むということなので、那覇市は引いたということなんです。しばらく様子を見ておりましたら、神奈川県厚木市が入ってきちゃったんです、そこに。これはまたどうしてなのかまだ聞いておりませんが、やはりそれなりの効果があるから入ってくるんだらうと、こういうことで我々もそのことは見届けてみたいところなんです。ですから一概に比較するということについてはどうだろうかと思うしております。ただ、あくまでも奄振法のある間の東京事務所ということで、全郡で経費をもてばいいんじゃないかという話も時々耳にするところですが、そういう状況であるということを御理解を賜りたいと思います。

それから、附属的にこの建物のいわゆる公共のあれは第3セクターみたいな建物ですから、家賃もかなり安いと、比較してですね、ということと、それから東京でのいろんな市長にくる集会に対して、東京事務所長が代理で出席して資料や情報をつなぐという役割も果たしているということなども御理解賜ればなと、こう思っております。

23番（栄 勝正君） 次に移ります。マングローブ公社の運営についてということで、質問をしたいと思います。

このマングローブ館は、大変奄美の観光にも役立っているものだろうと私も認識をいたしております。旧住用村が厳しい財政ではあったらうと思いますけれども、総事業費17億円を越すような中で建設をしたわけでありまして。現在でも19年度で1億1,000万円ぐらいの借金を返しているわけなんですけれども、奄美の一番の、奄美市の目玉と言っても私は過言じゃないんじゃないかなと思っています。そこでお聞きしたいんですけども、マングローブ公社に委託をしているわけですけども、この株式会社マングローブ公社に昨年度は850万円補助金、助成金だったんですけども、今年は内海のバンガロー館を入れて833万円ですか、という助成金を出すんですけども、厳しい財政状況の中からこのような助成金をなぜ出さなければいけないのかなと私は思っております。それで、初めから助成金ありというのが私には納得

いきませんので、お聞きしたいと思います。

それで、マングローブ公社の中でもいろいろ改革をなされていると思いますけども、一つひとつは聞きませんけれども、どういう去年と比べて改革がなされたのか、両方2点をお聞きしたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） マングローブ公社の19年度のですか、委託料の予定額といたしましては、先ほど議員が申し上げられた、これはほかの施設と一緒に委託料でございまして、マングローブだけの金額といたしましては688万3,000円を予定をいたしており、今議会に上程、お願いをいたしているところでございます。

マングローブパークの管理運営にかかわります委託料でございしますが、道の駅それと大規模な公園などの管理などを円滑に推進するために、管理運営にかかる経費を委託料として支出をいたしております。今後は、これまではマングローブパークの管理運営にかかる委託料の算定でございしますが、マングローブ公社の施設の管理運営に伴う事業計画に基づいて委託料を算定しておりますが、事業内容の見直し、そして経費の節減を図る方向で双方において協議をいたしまして、現在は委託料を計上いたしているところでございます。今後ともマングローブ公社の管理運営にかかる経費の節減を図りながら、委託料の節減に努めてまいりたいと考えているところでございますが、この委託にかかります支出の縮減、これはまだまだ精査しなければいけないものと思っておりますし、また節減の可能なものもあるんじゃないかなと思っておりますので、このことについては十分住用総合支所の担当課と含めまして、そしてまたマングローブ公社の職員を含めまして十分検討を進めてまいりたいと思っております。

23番（栄 勝正君） 17年度の決算書も私持っているんですけども、やはり改革をしたらこの688万円は今年はいらなかったんじゃないかと思うんですけども、このように厳しい本市の財政状況の中で、やはりこの助成金をやるほうにもその改革を求めなければいけないんじゃないかなと思います。いろいろと見てみますと、一つひとつはもう時間がありませんのでお聞きしますが、例えばマングローブ館のカヌーが毎日利用者がいるのか、あるいは入館者が毎日どれぐらいいるのかですね。そして職員はそれに対してどのような働きをしているのか。やはりそのようなことも精査しなければ、私はいけないんじゃないかなと思っております。例えば、清掃の件などについても外部に委託をしているんですけども、千何百万円という委託をしているんですけども、これもですね、やはりこの内部の職員でできるものはやれば清掃なども、いろんな例えばカヌーの担当、あるいは売店の担当、いろいろいますけども、所長、支配人いますけども、何でもある程度は一つの仕事をするだけじゃなくていろいろな仕事をするべきじゃないかなと私は思っております。そうしたら、このような助成金はいらないんじゃないかなとも思ったりもしているんですけども、是非このようなことも助成金をただあげると。あとはどう使うかわからないということじゃなくて、中の改革もしかと思分けてもらいたいと思います。

部長、今申しあげましたようなことを今後どのように生かそうと思っているのか、再度お聞きしたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） 先ほど申しあげましたとおり、改善すべき点も多々あると思っておりますので、その方向でいろいろと精査してまいりたいと思っております。歳出面ばかりじゃなくて、歳入の面も含めまして、確保に向けて努力してまいらなければならないと考えております。

23番（栄 勝正君） 将来は指定管理者というのも考えているだろうと思います。是非ですね、この前年度の売上を増やすように職員の資質を上げると同時に、やはり民間の会社では社長が掃除から最後の後片づけまでやっている所もいっぱいあります。何でもかんでもやっている、運転手でも何でもやっている所いっぱいあります。そのように厳しいわけです。このマングローブ公社はそういうことがないように、やはり支配人とあれども掃除もする、あるいは送り迎えもする。いろいろなことをする、草刈りもするというような位置づけを是非してもらって、来年度からは助成金はいらないよと。かえって売上が多くて、

収入が多くて少しは奄美市にも返納するよというぐらいの気持ちで頑張ってもらいたいと思いますので、是非指導をよろしくお願いいたします。それで、これは要望で置きたいと思います。

次に、時間がありますので進みます。次は、タラソの健康体験交流施設の現状ということで、昨日も平議員からいろいろ聞いておりますので、よくわかっているつもりであります。私も会員になりまして毎日体験いたしておりますけども、ほとんどの人に、初めて見る人に私は聞くんですよ。この施設はどうですかと。良かったですか悪かったですかという、100人中100人が、大変いい施設ができましたと。是非ずっとこの施設が持続するようにお願いしたいということを言うもんですから、でしたら赤字にならないように、この会社に委託を指定管理をしていますので、赤字にならないように一人でも多くの友だちを呼んで利用させてくださいと私はお願いしているんですけども、いろいろと職員も一生懸命やってもらって、だんだんだんだん人気も上がっているようであります。人数は聞きましたけれども、当初の見通しとそして現在の推移と、昨日は人数は聞きましたけど収入はどのくらいになっているのかわかりましたらお願いをしたいと思います。

そして、一緒に聞きますけども、課題として昨日から平議員も上げましたけども、笠利や住用へのバスの運行ということも書きました。この需要調査も市でやってもらって、もし笠利から週に何回か来たら30人〜40人ぐらい利用する人がおるということであれば、やはりバスを運行させるような方向でもお願いをしたいなど。ただ、バスを運行して乗る人が誰もいないとなるとこれは大変なことになりますのでですね。そういう需要調査も、芦花部・有良あるいは小湊なども旧名瀬地区も網羅して調査してもらいたいと思います。その2点お聞きしたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） 「奄美の竜宮」の売上についてでございますが、これはあくまでも概算でありますので、申し上げます。

12月が360万円、1月が1,058万円、2月が870万円、合わせて2,288万円ということで、これは水着のレンタル、ショップ関係、レストラン関係を含んだ数字でございます。それと、年間会員の一括払い5万5,000円ありますけれども、それも入っておりますので、1割ぐらいの誤差が生じるということでございます。今のところは、当初の計画どおりの推移をいたしているところでございます。

それと、この利用者の動向ですか、地域別のですね。これは是非やらないければ、昨日、平議員の質問にもお答えいたしましたけれども、今、バスの使っていらっしゃる利用者の皆さん方の動向も、そしてまたタラソを利用されている方々の動向もですね。それと形態なども十分調査して、今後は別な意味での取組の効果が上がるんじゃないかなと思っておりますので、その方向で進めさせていただきたいなと思っております。

23番（栄 勝正君） 通告はしてありませんけども、市長も何回か体験をしているようであります。利用していない人にも聞くんですけども、利用していない人もあいう施設を造った後、またお荷物にならないのかというような人はあまりいません。私も4年前ですか、この計画が出た時には、あいう施設を造ってお荷物になるんじゃないかと。塩の海水で浴びるということは、奄美は大変暖かいので3月から10月までは海に入っておれば変わりはないんじゃないとか私は質問した経緯があります。そういうことで、赤字になるんじゃないかなと懸念しておったんですけども、やはりこうしてオープンしてみますと、利用した人たちから大変好評を得ております。何々に効くとか何々に大変効きますよということは申し上げられないと思いますが、やはり肩こり・腰痛などには大変いい効果が表れているということをはほとんどの利用者から聞いております。時間がありますので、市長、体験した結果、市長がやはりどのように感想を持っているのか、そして自ら先頭に立って宣伝マンとしてもこのタラソセラピー「奄美の竜宮」を是非広めてもらいたいと思います。御感想を一言お願いします。

市長（平田隆義君） 私は海で育ったみたいなもんですから、高校時代なんか40日間、夏休み中、海に入っておったというぐらいですから、海の恵みの尊さというのはわかっているつもりです。ただ、この施

設については家屋の中でということでは、冬場の問題、それから夏場は子どもや大人に安全な施設になるだろうということと、もう一つは2～3の例を視察しまして、本土から来られる観光客にあの大浜の砂浜、それから塩、そういったものを体験していただくということは大変これからの観光産業に寄与するんじゃないかということなどを考えまして、何とか誘致したいということをお願いしていたところですが、国土交通省のほうがそのことを認めていただいて、補助対象にしたということで喜んでおります。既にJALさんのほうで何かツアーの募集を始めているようでございますから、効果が表れてくればなと期待しているところです。ただ、今、冬場で大変込んでいるが、夏場はどうなるのかなという心配をしながらでございますが、健康にいいということであれば十分に対応できるんじゃないかとこのように期待をしているところです。

23番（栄 勝正君） 昨日から言われていますように、健康税の減免、そして抑制にもつながるんじゃないかなと私は思っております。そこで福祉部長、健康増進、健康税の抑制という意味からちょっと御感想があれば簡単でいいです、一言でお願いします。

市民福祉部長（中山成樹君） 今、この問題につきましては市長からも言いましたことですし、それから担当の部長からも説明したとおりでございますけど、私のほうの担当としましてはせんえつですけれども就任以来、健康づくり、病気にならない人、それから介護にかからない人をどうやってつくっていくかというふうなことで一生懸命やってきましたんで、この施設につきましてはこと連携をとってやれば非常にうまく対市民につきましてはですね、いくんじゃないかというふうなことで、これから話を十分進めていって効果が上がるように努力したいというふうに思います。

23番（栄 勝正君） 是非ですね、もう稼働しているわけでございますので、なんじゃかんじゃ言うよりも一人でも多くの方が利用するように、大変いい施設でありますので、市長自ら先頭に立って、あるいは市民福祉部長も先頭に立って宣伝をしてもらいたいと要望しておきます。

次の6番はちょっと後回しにしてもらって、時間がありませんので2番目の大きな土木行政に移りたいと思います。

ここに1番から2番・3番書いてあります。この名瀬港本港地区の埋立てについて。もう現在、県のほうで工事が進んでいるんですけども、この需要調査はどのように見通しをされているのか。そして、利用計画はどのような利用計画をされているのか、お聞きしたいと思います。

建設部長（川上和満君） 名瀬港本港地区の埋立てについて、お答えを申し上げます。

名瀬港本港地区の土地需要調査につきましては、平成10年度に策定した「名瀬市中心市街地・マリンタウン地区整備計画」及び平成13年の「名瀬みなとまちづくり委員会」において、名瀬港の再開発整備により、港湾機能と都市機能とが一体となった新たな都市拠点の形成を図るマリンタウン地区と既存の中心市街地の活性化に向け、相互に補完し、かつ相乗効果を発揮するような一体性の高い広域的拠点づくりを目指した整備計画が検討されたのを受けまして、平成13年、平成14年の2回にわたり土地需要調査を実施いたしております。分譲予定面積、これは平成13年時点の分譲面積です、3万4,500平米に對しまして6万7,000平方メートル、約2倍の需要があるとうことの結果を得ております。平成16年3月に名瀬港の港湾計画が改定され、段階的整備となったのを受け、商港区と国有港湾施設用地3万9,000平方メートルを対象に今月末、3月末ですけれども奄美市公社が需要調査を実施する予定であります。

土地利用計画につきましては、機会あるごとにお答えしておりますが、中心市街地を補完する土地利用を念頭に置き、平成17年度に事業主体である開発公社の副理事長、助役ですけれども、委員長として理事、評議員を中心に地元経済界、中心商店街の代表などの委員15名の委員で名瀬港本港地区土地利用検討委員会を発足させ、これまで3回の委員会で検討を重ね、「みなとづくりとまちづくりの連携」という観点から、新しいまちの土地利用計画といたしまして、観光関連施設用地、交通関連施設用地、公共公益施設

用地，流通関連施設用地，娯楽サービス施設用地，住宅用地などにまとめております。土地の処分につきましても，この土地の処分検討委員会を発足させて，土地利用検討委員会の目的に沿うような方向で処分されるものだというふうに理解をいたしております。

23番（栄 勝正君） よくわかりました。2倍の需要があるという今の答弁なんですけれども，まさか市からは持ち出しはないものと思いますけれども，そのとおりでよろしいですね。開発公社があくまでもやるということ。

それから，もう一つは，このようにいろいろ今，部長が申し上げたように流通やら観光やらの用地として売り出すわけなんですけれども，その場合，例えば諸般の事情でそのような施設ができなくて賃貸をしたとか，あるいは売却をしたとか，その土地をですね。そのような歯止めがきくような条件を出すのか出さないのかですね。ちゃんとした条件を明記するのもしないのか，お聞きしたいと思います。

建設部長（川上和満君） これまでの旧名瀬市の開発公社でも基本的な考えは変わりませんけれども，それぞれ開発公社が埋立てをする場合は独立採算性で取り組んでおります。当然，今回スタートしております長浜地区の埋立て，今回の本港地区の埋立て，併せて独立採算という形で計画をいたしております。

それから，土地利用の制限でございますけれども，中心市街地を基本的に補完する土地利用ということで，平成18年度に都市計画法が改定されております。特別用途地域指定という用途なども張れますので，これらも含めて検討した形で土地利用計画を進めてまいりたいと考えております。また，契約後の転売などについても，過去の例では10年間，買い戻し特約という登記簿の条件なども付けておりますので，当然これらも含めて今回の土地についても処分時は検討されるものだというふうに理解をいたしております。

23番（栄 勝正君） 販売はしたけれども，その後転売などで違った用途に使われないようにですね，是非明記してもらいたいと思います。

次に移ります。山間～市間の市道のがけ崩れの件，戸玉集落の騒音・粉塵の調査の件，二つ一緒にお聞きしたいと思います。

この山間～市間の市道のがけ崩れの件は，10年ぐらい前から指摘をされているそうであります。そして，県議や県の職員あるいは市の職員，森区長もほとんどが視察をしているそうであります。私もこの間行って見てきましたけれども，私素人でありますのでどういう波が来たら，あるいはどういう集中豪雨が来たら崩れるのかわかりませんけれども，この通告をしてから説明を聞きますと，岩盤が強固なことがあるので当分は崩れないというようなことも聞いておりますけれども，しかしながら，素人目で見たら大きな台風が来たら崩れるんじゃないかなと心配をいたしております。

そこで，もし崩れたら市道にも影響があるわけでありましてですね，アクセス道路としてはありませんし，2車線ありますけれども片側が崩れれば片側で通行できますけれども，崩れないうちに何か対策を立てるべきじゃないかなと私は思っております。そういうことでお聞きをしたいと思います。

それから，戸玉集落の騒音・粉塵の調査は今までやったことがあるのかないのか。調査をやったらどういう結果が出たのか。集落民などに人体への被害などなかったのかあったのかまでお聞きしたいと思います。

建設部長（川上和満君） 山間～市間の市道のがけ崩れの件についてお答えをいたします。

市道山間・市線は，山間集落と市集落を結ぶ重要な幹線道路でございます。御指摘のとおり，市側の道路の路肩の下側のほうで海岸線が浸食されて崩壊をいたしております。現在のところ，道路自体には影響はありません。しかし，山間・市線については迂回路がありませんので，今後，重要な路線でありますので，随時道路点検パトロールを重点的に行って，道路に影響がある時には早々に対応がとれるような体制をとってまいりたいと思います。

市民福祉部長（中山成樹君） 戸玉集落の騒音・粉塵の調査についてということでございますけど、一応こういうことでございますので、申し上げたいと思います。

御質問にあります騒音・粉塵等の調査につきましては、平成15年度に鹿児島県と旧住用村で実施をいたしております、その結果は基準内ということになっており現在に至っております。

お伺いしますと、議員に対しましては戸玉集落の方々から苦情が寄せられているというふうなことでございますけども、測定器具の借用や運搬等の委託経費も含めまして、新年度にこのへんにつきましては協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、現段階で準備できる器材等の関係もありますので、実施できる項目は騒音と振動調査ということになりますけども、それ以外の粉塵等につきましては県の大気測定車が必要になりまして、県に対しましてこれまでも要望してまいりましたし、現在も要望して、是非測定をして現状を私たちにも教えてくださいと、そういったことをやっております。そういうことで、可能な努力はしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

23番（栄 勝正君） 先ほどの建設部長に再度お聞きしたいと思うんですけども、この住用湾には過去住用村の委託を受けて、漁業関係者かもしれませんけれどもシラヒゲウニとかトコブシとかイカシバとかですね、放流事業がなされていると思うんですけども、その追跡調査などをやったことがあるのかないのか。追跡調査の結果はどうなっているのか。

それから、福祉部長、是非定期的に、毎年1回以上は今言いましたように粉塵・振動・騒音・ほこり・大気汚染などを調査して集落に報告願いたいと思いますが、その2点をお聞きしたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） 昨年の7月に奄美漁協でシラヒゲウニの放流を行っております。また、今年の2月に国の補助事業ですが、離島漁業再生支援事業でイカシバの放流事業を行っております。今年の3月～4月にかけて産卵時期を迎えるようございまして、この事業で調査を行ってまいる計画でございます。

23番（栄 勝正君） じゃ、今からやるというわけですね。

先ほどの定期的に1年1回やるということは。

市民福祉部長（中山成樹君） 御指摘のことというのは大変大切なことだと思いますので、県とも相談してというふうなことになりますけども、可能な限りそのように努力したいと思います。

23番（栄 勝正君） 県と相談した上で努力をしたいということなんですけども、やはりそこには人が住んでいるわけです。昨日も同僚議員から青久の集落のことが出ておりました。一所帯二人が住んでおられるということであつたんですけども、やはりどこに住んでいようと市民でありますので、その市民の健康を守るということは行政の責任でも、そういう公害じゃないかもしれないです。ですけどもですね、ある程度責任もあると思いますので、是非1年に1回は調査をして、本当に問題がないのか、人体に影響がないのかあるのか、市民に集落民に地域住民に知らせてもらいたいと。検討してもらいたいんじゃないかと、必ずやってください。よろしく願いいたします。また来年こういうことが聞かれないようお願いしたいと思います。

時間がありませんので、先ほどからいろいろ聞いていることはまだ納得いかないところが多くありますので、予算委員会などでもう1回この漁獲高の問題やら先ほどのいろいろな問題をお聞きしたいとも思います。

最後に、教育問題の教育行政のことについて。もう不登校のことはわかりましたので、また委員会あたりでありましたらお聞きしたいと思います。

2番目の普通教室、教師へのパソコンの設置状況ということでお聞きしたいと思います。

文部科学省の方針で普通教室に1台ということで、パソコンの設置ということでなされていると思いますが、本市の状況はどのようになっているか。それから、交付税措置がなされていると思います。

それから、教師へのパソコンリースの件についてですね、やはり教師といえども奄美市の小学校・中学生を教えている先生でありますので、自分自分で購入をするという方々が大変多いわけでございます。やはりセキュリティの面からも、必要な教師にはパソコンをリースすべきじゃないかなと思っていますけども、お願いいたします。

教育長（徳永昭雄君） 普通教室のパソコン配置でございますが、13年度に文部省が示した「e-japan」では、普通教室に2台、特別教室に6台という1校当たりの整備目標があります。平成18年から22年までのIT改革戦略におきましては、教員1人のコンピュータ整備という目標値が設定されております。

市でございますが、現在のところ普通教室及び特別教室へは新規事業としての整備は行われておりません。ただ、学校備品として購入したもの、それからコンピュータ教室のリース期間が満了した場合には再利用するという方式をとっております。

18年度中に、地域イントラネット整備事業で光ファイバー回線が校内LANで動くようになりました。そうすることで、校内用パソコン50台の整備を図りました。19年度におきましては、予算計上をさせていただきましたが、校内パソコンで71台の整備をしております。

議員御指摘のとおり、教育の情報化は重要課題であると認識しておりますが、なかなか作業は進みませんが、できるだけリース切れパソコンの再利用も含めて整備を図っていきたいと考えております。

議長（前田幸男君） 以上で、自由連合 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

南風会 泉 伸之君の発言を許可します。

28番（泉 伸之君） 市民の皆さん、こんにちは。合併後初めて一般質問の登壇に立ちますが、よろしくお願いします。

それでは、一般質問に入ります。利率5パーセント以上の高金利地方債の償還方法について。

地方債残高約550億円、実質公債比率19.1パーセント、皆さん御存知のように実質公債比率とは自治体の借金返済の割合を示す指標で、水道などの公営企業の繰出金などを含めたのが特徴であります。

奄美市におきましては、平成19年度以降の財政健全化計画（案）で、平成23年度の5年間でも約30億円の財源不足が見込まれると指摘されております。しかし、合併時における財政シミュレーションでは、平成19年度からは黒字運営が見込まれるとの説明を受けたつもりが、平成23年度まで財源不足が生じるとなると、財政シミュレーションをどういうふうに作成したのかという疑問が生じます。が、今回は確実に縮減できると考えられる財政投融资資金の繰上償還について質問いたします。

財政投融资資金の繰上償還とは、政府が2007年度、今年度からですが、3年間の時限措置により地方自治体の財政投融资資金の繰上償還を行います。対象となる自治体の基準案としましては、1. 市町村合併で行政を効率化した自治体、2. 職員数の削減などで行政改革で一定の実績を上げた自治体、3. 債務の返済負担が重い自治体と基準が設けられており、この条件に当てはまる自治体は、補償金なしの繰上返済を一時的に認めるとあります。奄美市はこの条件の1と3に該当します。更に、対象となる地方債については、金利が5パーセント以上の貸付金であり、対象を決める基準には自治体の収入に占める借金の割合を示す実質公債比率などを用いると規定されております。これはあまりいいことではありませんが、奄美市の実質公債比率は19.1パーセントであり、該当することになると思います。

奄美市としましては、この財政投融资資金の繰上償還措置を利用して、地方債の債務を繰上償還する予定があるのか伺います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 泉議員の質問でございますが、議員が指摘したとおりの状況でございます。問題は、今先ほど申し上げましたように起債残高の削減を図っていこうというのが、今、奄美市の行財政改革のスタートの年度の課題として取り上げております。したがって、何とかしてこの繰上償還をしたいところ願っておるところですが、まだ具体的ところで明確にならないところもございます。そして、我々側としてもこの対応がどこまでいけるかということもまだ課題として残っておるわけです。

一応ちなみにこの制度を利用して繰上償還ができるということを見た場合に、一般会計分で7億円が大体対象になるようでございます。そして、将来に向けて1億8,000万円の利子の負担が軽減になるということですね。それと、特別会計のほうで公共下水道事業特別会計が33億3,000万円が対象になります。このことをそっくり繰上償還いたしますと、11億2,000万円の利子負担が軽減できるのではないかとこのように計算しております。それと、農業集落排水事業特別会計は約4,000万円で、利子負担は2,000万円が軽減されるだろうと。もう一つの簡易水道事業特別会計が3億2,000万円が対象になるだろうと。その全額を返済するとすれば、9,000万円の利子負担の軽減。それから水道事業会計は12億7,000万円が対象になり得るもので、利子負担の軽減が約3億2,000万円ということでございまして、特別会計合計が49億6,000万円が対象でございます。これらを全てクリアしたとすれば、15億6,000万円の利子負担の軽減という試算になります。

これはあくまでも試算でございまして、具体的ところでどういう形になるか、今後取り組む中で明確にしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

28番（泉 伸之君） 今、早すぎて全額を記載していないんですけども、平成17年度末現在5パーセント以上の金利の地方債の現状は大体302億円、それで大体49億6,000万円がその対象となります。ありますけども、この中で7パーセントから8.5パーセントという債務が約31億円ありますね。その6.5から7パーセントが12億6,000万円ぐらいあります。これも今、市長が説明した中に入っていると思うんですけども、これは対象となる債務額というのは利率の高い基準から入っているのか。そして、また先ほど債務額削減と照らし合わせると言いますけども、大体財政課の予想としてはいくらぐらい予定してしているのか伺います。

財政課長（則 敏光君） 一般会計で19年度末7パーセント以上の残高としましては、12億9,000円でございます。先ほど市長が、まだ細かい点までは決まっていないというような説明ございましたが、実は繰上償還ができるその内容について、まだ具体的な指示が来ておりません。いろんな要件、実質公債費比率で18パーセント以上とか、向こう3年間認めるとか、そういうおおまかなことは来ておりますが、具体的に来ておりません。一つ予測できますのは、向こう3年以内に償還が終わるものは除くというようなことは確実に要件になるであろうというふうに思っております。ということは、平成23年度以降に元利償還があるものということになりますので、更にその範囲が狭まってまいります。それぞれ申しますと、23年度以降、一般会計で5パーセント以上の元利償還があるものにつきましては7億500万円ということになります。と同じようにしましたら、下水道で33億2,900万円、その他農排・簡水・上水道、トータルで56億7,000万円あるということにはなります。それが全部、次にクリアすべき要件に該当するかどうかということになりますと、特別会計下水道事業などにつきましては非常に難しいんじゃないかというふうになりまして、一般会計の7億500万円については可能であろうというふうに考えております。

28番（泉 伸之君） まだ詳細は決まらないということですが、先ほどの説明のようにだいたい利息としてこれが利用されれば、49億6,000万円が利息だけで15億6,000万円ですか。それだけ削減されるということであれば、財政と相談してやはり最大限にこの措置を利用してもらいたいと思います。と言いますのは、やっぱり私たちも民間銀行から借り入れていますと、今現在では3パーセント前後だと思います。これはやはり7パーセントから8パーセントとありますと、4パーセント削減するだけで例えば21億円の4パーセント削減するだけで8,400万円、こういうふうに払わなくていい金を生みますので、最大限に利用してもらいたいと思います。

それでは、2番に入ります。旧3市町村の職員の給料の適正化について。

3市町村の給料は、運用方法の違いから格差が生じております。合併協定書には、合併後に調整すると思いますが、どのように調整するのか。またしたのであれば、どのようにしたのか伺います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今申されました合併協定書で、職員の給料問題の引継事項がございました。協定書におきましては、「旧職員の給料については、給与適正化の観点から新市において調整する」というものでございましたので、この二つについて調整がかなわなかったものとで上がりましたものと両方ありますので、順序よく説明をさせていただきたいと思います。

最初に、調整がかなわなかったもの、要するに現状どおりにするというこのことから説明をしたいと思います。今申されました給料の話です。給料はそれぞれの市役所に入ってから経験年数、最初の初任給で格付けがあります。そして経験年数に応じて上がっていくわけですが、それがそれぞれの役場、市役所間の違いがありまして、今日に至っているわけです。それで、どのようにこれを調整できるのかできないのかということで、まず先例地の調査にまいりました。先例地の調査の結果は、これは県内の先例地なんです、合併をする自治体職員に生じているお互いの給料の格差については調整しませんでしたという、全部そういう答えでございました。念のため、このことを県のほうにも問い合わせをいたしました。県のほうでは、給与制度については、合併による自治体間の職員給料の格差の調整については、行われるべきものではないということが県の見解でございます。と申しますのは、合併に伴って給料の格差是正をしようということは、あってはいけないし、またやってもいけないということでございます。ですので、答えとしては、それぞれの積み上げてきた過去についてはもう認め合ひましょうと。これから先、合併のあとをどうするかという、そこに話移っていくわけでございます。これがかなわなかった件でございます。

次に、合併をしてからじゃあどこまで一本化できるかということで調整し、一元化をした部分がございますので、そのことを申し上げたいと思います。結論としましては、旧住用村の職員の51名、旧笠利町職員の115名、私が今から申し上げる調整をしまして、今後のことについて一本化をしましたということの御説明を申し上げます。

具体的に申しますと、給料表の職務分類表というのがございます。1級から7級まであるんですが、職務分類表というのがございます。その一例で申し上げます。給料表でまず申し上げますが、1級から8級までの給料表で7級と8級、入ってすぐは1級から始まりますので、一番最後が7級・8級になるんですが、7級と8級、こちらのほうに旧名瀬市の課長級は8級、一番上の級ということです。でおりましたが、旧住用村と笠利町の課長級は7級と8級、要するに二つの級にまたがって課長級が散在していたと。また、課長補佐級につきましては、旧名瀬市は8級の一つ下の7級です。ということで個々の違ったところ、今申しました。これは旧名瀬市の格付けに統一すると、今後のことについて。ということで調整を行ったわけです。

それから、もうおわかりだと思いうという前提で申しますが、初任給についてはこの3市町村変わりございませんでしたので、調整はしなかったということでございます。以上、概括申し上げます。

28番（泉 伸之君） この問題は、私は合併協議会におきまして質問しております。第23回の合併協議会の会議録におきましても、同一労働、同一賃金、対等合併という立場から、そして同じ公務員として給料に格差が生じるのはおかしいと考えております。合併協定書を私は変更してでも、やはり合併後の給

料は統合の方向性を示しておくべきだと述べております。

一つ疑問があるんですが、赤近課長も合併協議会におりましたので、この課長の答弁ですよ。この答弁の中で、私がこの給与と給料の違い、これ9条の2ですね。一般職員の身分の取扱いという点で、給与はわかります、理解できますので。給料に関して、課長は738名の職員の給料の格差是正は、合併時までには難しいと。合併後に慎重に調整すると答えております。理由は、738名の職員の一人ひとりの在級年数とか格差がどれぐらいあるのかとか、どれぐらいの期間をかけてどのような調整できるかわからないと。よって、合併後にしか給料の格差是正は合併時までには難しく、合併後に調整すると答えております。この点におきまして、この質問をするにあたってはですね、合併後に調整する給料が去年の第4回定例議会の12月7日において、職員の手当関係とか給料制度については合併時までには全て統一してあり、給料の格差調整は考えていないと、全く異なる答弁をしているんですよ。その時、私も気付いて、どういう調整をしたのかということ、今、部長がおっしゃったように住用51名、そして笠利115名ですね。それを調整したと。これで終わりかなという感を持ちました。

これは、私はこの給料に関しましては、これは合併した時点でその自治体の財政は違います。財政は違いますが、同じ公務員としてやはり同じ仕事をしております、同じ仕事を。これをいつか調整しないと、いろんな弊害が出てくると思うんです。例えば、笠利町の50歳の職員が本所に課長として勤務した場合、旧名瀬市出身の職員42歳がその部下として係長になった場合ですよ、逆転現象が起こり得るんですよ。で、これ平成4年度の資料なんですけども、これは僕は合併協議会でも述べておるんですけど、旧名瀬市と笠利町の職員の給料を比較した場合ですね。38歳で名瀬市の職員さんが37万9000円、笠利町が30万1、300円で114万1、440円の差額が出るんですね。これをやはり運用の関係がありますから、これを全て統一せよということではないんです。もう一つ言いますけど、18歳で就職して59歳で退職するとしますと、名瀬市の職員と笠利町の職員で42年間で1、900万9、240円違うんですね。ですので、この格差をこのままもっていくのか。そして、部長は合併した市町村ではこれを調整した所はないと。県もその方針だと言っていますが、去年、長崎県の五島市に行きましてそれを聞いたところ、やはり5市町村が合併した時点でその給与格差というのを10年間に於いて、完璧じゃないですよ、ある程度調整しようという、これができると。級によっては統合できないかもしれないですけど、号においてある程度格差を是正していこうという話でありました。この点につきまして、どういう見解を持っているのか伺います。

総務課長（赤近善治君） 給料の格差の件につきましては、合併協で今、泉議員がおっしゃったとおり、私も発言をしております。その中で、もう一つは、まず先例地もまた見させてくださいと。先例地ですね。同じ市・町そのレベルの、先に合併した所も同じ悩みが問題があるということで見させていただきました。その結果につきましては、先ほど部長が話をしたんですけども。私どもその調整につきましては合併してみないとわからないよという話をしていたんですが、結局、県の指導も私どものほうの給料というのはもう自治法の定めがありまして、条例にでしかできないと。その条例の中でいわゆる初任給、昇格・昇給基準というのがございまして、昇給のことについても規定をされております。その中で昇給の場合は普通昇給、いわゆる1年に一遍の定期昇給ですね。それと特別昇給というのがあるんですけど、その二通りしかない。結局、合併を理由として給料の調整をすることはできませんよねというふうな見解でありました。そういうこともおきまして、私どもとしてはこの格差がある給料につきまして、一斉に昇給を名瀬市並に合わせるとかそういったことはできませんよというふうなことで、方向転換と言えればそれなんです、そういった情勢があつて私としては前回ですね、その制度による生じた給与格差はもうできませんよということにしてありますので、その付近を御理解をよろしくお願いいたします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 私のほうで4点付け加えますが、先ほどちょっと申し遅れたのが一つありまして、在級年数をおっしゃいましたね。在級年数は、旧名瀬市の場合はある級の場合ですね、18年かかるものを役場のほうに24年かかると。これは名瀬市のほうにこれから調整すると。これも終え

た分です。

それから、今おっしゃいました件で整理をしておきたいのは、これから入る職員ですね、奄美市になってから入る職員は全て同一ですね。

これまでの職員が今おっしゃったようなことなんですが、再計算はしません、できませんということなんですよね。今後、今、長崎のお話が出ましたが、これは多分いわば特別昇給というのが制度がございまして、優秀な職員があったときに普通の定期昇給に加えて昇給するという。これが交付税の基準財政需要額の中では15パーセント枠というのがずっとあるわけなんですけども、これを仮に利用するとしたら、今、総務課長申したようにそれを合併をしたことを原因で特別昇給という形にしたら、これはいけませんよというのが県のさっき言ったことですので、長崎の件は私どもおっしゃるように勉強はしてみますが、そのへんがどういうことになされたのかですね。勉強はしてみたいと思います。

28番（泉 伸之君） 時間ありませんので、再度確認です。合併に際して、この時点で給与の是正はできないということですか。短くお願いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） そういうことでございます。

28番（泉 伸之君） 私もこれ以上勉強していませんので、一応自分の感想を述べておきますけども、やはり私はこれは部長が言ったように何らかの形で給与の是正、できるのであればね、していかないとこれが例えば40歳の方々ですよ、40歳の方の職員として旧名瀬市、旧笠利町という是正がこれだけの金額あれば、これ20年ひっぱると思うんですね。そして、労働力の意欲にもまた相違が出てくると思うんです。やはり、課長になった方、係長になった方の給与逆転というのが必ず起きてくると思いますので、この点はまた執行部の皆さんで考えてですね。五島市の件も含めてどういうふうに行っているのかも参考までにして、もしできるのであれば少しでも格差是正をしてもらいたいと思います。

同様に賃金についてですけど、この賃金も3市町村の臨時職員の賃金において、給料と同様の職種において格差が生じております。平成19年度においても格差是正はしないで、現行どおりで行うのはなぜか、お伺いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今、答えまでおっしゃいましたけれども、臨時職員の賃金体系というのは旧3市町村それぞれの時代背景のもとで単価が違っておりました。これは臨時職員、何十種類もありますので全部申し上げるわけにはいきませんが、一般事務の補助だけ申しますと、旧名瀬市が5,700円、旧住用村と旧笠利町が同額で5,200円というのが現状でございます。こちらについて、この臨時職員の賃金をどうするかということと、それから身分をどうするかというこの二つについて検討を加えてきました。身分については、今それぞれの地区において委託職員と呼んでいたりと臨時職員と呼んでいたりといろいろございましたんで、4月1日から臨時職員に統一しようという形で調整を行って、新年度から臨時職員という形で、全て臨時という形でスタートいたします。

それから、今申されました賃金の開きがございまして、開きがございまして、今年度は調整しようという作業まではいきましたけれども、結果的にできませんでした。新年度は現年度の賃金体系で平成19年度まではいくという形にいたして、今回の予算書の構成はそうになっております。と申しますのは、それぞれの地域のこれまでの背景から生まれた賃金を、仮に名瀬のほうに集約するというにしますと、結果として今の財政健全計画との関連が出てきますし、逆なほうに合わせますとそのまた違う結果になってきますので、そのへんが非常に難しい作業となってきました、結果的に新年度までは現行どおり認め合おうという形で、新年度のまた検討事項に引き継ぐという形にいたしましたので、若干これが理由になるかということとはございまして、御理解をお願い申し上げたいと思います。

28番（泉 伸之君） 臨時職員として、賃金の差が出る。やはり行政改革の段階からとか、そういう立

場上からっておっしゃいますけども、やはりこの賃金というのは最初に統一すべき問題ではないですかね。同じ仕事をしていて、同じ奄美市の臨時職員で、笠利で働けば5,200円、名瀬市で働けば5,700円というのは、何か言葉は悪いんですけどちょっと差別されているような感じも受けているんですが、この点、皆さんもやりにくい点があると思うんですけども、こういうものこそ早くやらないと、次やりますので、これはやっぱり合併と同時にしくは早急にやるべきだと思いますが、どうですか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 思いは一緒です。それぞれの地域の民間ベースとの比較とか難しいんですよ。どこにこの結論を見出していくかなという形でいきましたんです。その賃金の体系、これは私たちのサイドからしますと、今、賃金のお話だけ出ていますけども、それ以外に一国2制度のようなそれぞれのやっぱり従来の持ち寄ったものをこれもどうしていくかなとか、もういろんな総合的にやっぱり判断をしていくという形にもなってきました、おっしゃる趣旨はよくわかりますし、私たちのほうもなるべく早くそういう調整がしていけるように努力をしていきたいと思います。

28番（泉 伸之君） 大体保健師で1日これ笠利が5,700円で名瀬市が6,900円、最大1,200円違うんですけども、市長が今年は決断と実行の年だという決意を持っていますので、これもやはり回りに差し支えあっても絶対やらなければならないことでありますので、やらなければならないことは早急にやったほうがいいと私は考えております。よろしくお願いします。

次に、公用車の整備状況、車検制度についてですけども、現在公用車の台数は普通車100台、軽自動車66台、特種車両25台、オートバイ34台、計225台とお聞きしております。この225台の整備状況についてであります、今回これ複雑です。旧名瀬市の整備状況についてだけお答え願いたいと思います。名瀬市についてどのような方式で車検が行われているのか、お伺いいたします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 公用車の車検についてでございますが、公用車の現在の台数が191台でございます。これがそれぞれ期限でもって車検を受けていくわけですけども、旧名瀬地区の今お話です。名瀬地区は会計課において、まず車検の整備に参加するための指名願いを受け付けます。資格審査をしまして、現在27業者が入札参加資格業者として登録を会計課においてしているわけです。その名簿をもとに、財政課で今、集中一括管理していますので、財政課のほうでそれぞれ車検の時期が来ました際に車検の見積もり依頼をいたします。これは6業者に見積もりを依頼をいたしております。それで、車検の場合は実際に車を見てもらわないといけませんので、整備箇所の確認をするために業者立ち合いをしていただいて、そうして見積書を提出していただきます。その見積書に基づき、最低価格の業者と随意契約するというのが今、手続きのやり方でございます。見積もりの依頼業者の件数を、旧笠利・住用が少し違っているだけで、あとやり方は一緒です。旧笠利・住用は地域総務課が同じような対応をしているということでございます。

28番（泉 伸之君） 私は、この資料は見積入札だと思って答弁を書いて、この間、担当課から電話があつて随意契約だということで驚いているんですけども、確か笠利町は見積入札だと思うんです。県もですね、もしかしたらこういうのがあるんじゃないかなと思ったんですが、県も見積入札なんですよ。そして、この最低価格、随意契約によって最低価格でさせますとこれは法律でも道路運送車両法というのがありますね、何キロ走った、何年経ったらここを換えないといけないという法律があるんですね。ここを見てるのかと。最低価格であれば、最低価格でやって本当に安全が確保されるのかと。そして、もう一つは、私には数業者来ています。最低価格で本当にやって安全性が確保できるのかと。自分達が修理したのが、公用車が事故を起こしたらどうなるんだということまでおっしゃっています。そして、適正なここを換えたほうがいい、ここを換えて、金額を書きますよ。当たらないと、随意契約はできないと。できないのであれば、もうやめましょうというふうになっていると思うんですよ。そして、その業者さんたちが言うのが、追加見積もりはないかと。要するに最低価格でとって、例えば足回りが悪いからこれも換えて

いいですかというのがないかということです。本当にこの最低価格でいいのかですね。この随意契約で。随意契約をした場合、最低価格でとった場合、５５業者いる旧名瀬市のその整備工場が一つや二つの業者に偏っていないのかまで伺います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 先ほどの２７業者と申し上げましたが、これは奄美市全体の登録です。そのうちの１８業者が名瀬地区の業者ですね。ということでまず整理をしておきたいと思います。

それから、もう一つの最低価格でよいのかという件については、今の仕様書の件も含めまして細かなことはまだ実務担当者でないとわかりませんので、委員会等でまた議論をしていただければいいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

２８番（泉 伸之君） いや、これ、私、一般質問で通告してしまして、担当から電話があつて随意契約ということでびっくりしてやっているんですけど、これ車検制度、該当していませんか、質問事項に。今答える義務があるんじゃないですか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今の件につきましては十分把握しておりませんので、大変申し訳ございません。今後勉強して、また別の機会に答弁させていただきます。

２８番（泉 伸之君） 部長、私が考えていたのは、例えば建設工事ですよ。建設工事の場合、１００万円の工事について最低制限価格って、業者さんに聞いてみますと品質を落とさないために大体７８パーセントから７３パーセントに設定されていると。そうすると、やはりそこで競争が生まれて、競争入札となると。そうしますとですね、この２００台近くの公用車におきましても、やはり安全性の確保から最低制限価格というのを４業者ぐらいずつ見積っているはずなんです。最低制限価格、そして道路運送車両法にもありますようにその年数、そして走ったキロ数によって足回りとかオイルとかタイヤとか換えなければならぬと。４～５年前までは３級整備士が名瀬市にいまして、これとこれは換えてくださいと。それで見積もってくださいということでやっていたんですけど、これが崩れているんですよ。そうすると、整備工場としてもきちっとした整備をするためには、これぐらいの金額は必要なんだと。しかし、最低価格で随意契約をしますと換えなくてもいいんですよ。換えなくていいのがいいから、そういう業者さんに流れているんじゃないかと。流れているのであれば、５５業者のうちの何業者かに集中しているんじゃないかと。そして、こう言いました。最低価格でとって、追加見積もりですよ。あとこれブレーキが悪すぎるから換えていいですかと。そうした場合、もう正規に見積もった業者は入らないということです。だから、それを改めてほしいと思います。

そして、この１台に対して４業者に見積もりさせた場合です。一つの案として、この業者さんたちが言うんですよ。誰が落としたのか、その４業者の見積もり業者には金額と随意契約をした業者を教えてください。そうしたら公明性があると。これできますか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今の件は私のほうに伝わっていますので、今朝も出ました印刷の件などはちゃんとどの業者がいくらでしたかというのは全部伝わるわけですよ。こちらのほうは伝わっていないようです、現在おっしゃいましたように。これからは見積もりした業者の方々に、どの業者がいくらでしたかというのを伝えますということに改めたいと思います。

市長（平田隆義君） 質問要旨については、幹部会で調整しておるわけです。この今の指摘については、私が前提として全然別の受け方をしておりましたので、是正をさせたいと思います。私の認識では、私たちは議員の時に決めたことは、まず何社かから見積もりをとりますと。見積もりをとって、見積もりを見て仕様書を作る。車検、やはり部品、交換すべき仕様書を作ると。仕様書を作って、もう１回見積もってもらおうという形で今もやっているもんだということで受け止めておりましたので、今、答弁を聞いてみて、

その仕様書を作るという段階が抜けているんじゃないかなとこう思いましたので、その件は是正させたいとこのように思います。議員のおっしゃるとおり、追加が出ないように、あとでこの部品はということがないように、お互いが何社かが見た形の状況で車検をさせるということにさせたいと思います。

財政課長（則 敏光君） ただいまの件でございますが、仕様書そのものについては今のところございません。ただし、担当の職員が各業者を集めまして、この部所と部所の部品は交換というような指定はいたします。そのへんの統一性はございます。ただ、そのへんで仕様書そのものの作成はしていないということは事実でございます。

28番（泉 伸之君） わかりました。4～5年前までは3級の整備士の方が見積ってこうやったと。これに戻してほしいと。そして随意契約をした業者さんとその金額を、見積もりをした業者さんには公表してほしいと。できますね。はい、わかりました。

それでは、最後のバイオエタノールの生産、研究、開発について伺います。

今、国が推進しているバイオエタノールの生産、研究、開発の原料となるサトウキビは、奄美市のみならず奄美群島で生産されております。市においても、バイオエタノールの生産、研究、開発の設置及び誘致計画はないのか伺います。これは、私の要望も入っていますので。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） バイオエタノールにつきましては御承知のように、「バイオマス・ニッポン総合戦略」が平成14年にできまして、各省庁が今、横断的に進めております。現在、諸外国でも取り組み行われておりますが、本市においては沖縄の伊江島と宮古島の実証実験に非常に注視をし関心を持ちながら、ただいま鹿児島大学がこの件に関心を持っていますので、鹿児島大学との連携を図っていくということで取り組んでまいりたいと思います。

28番（泉 伸之君） これは要望もありまして、自分も調べた結果お伺いしております。取り組んでほしいという前向きの気持ちで、話をさせてもらいたいと思います。

このバイオエタノール、ガソリン代替燃料についてであります。大きく分けてガソリン代替燃料として注目を集めている件と、これを使用すると地球温暖化防止に役立つという点からであります。国も平成18年度、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の6省での合計で約8,500億円の予算が付いております。平成19年度の概算要求でも1兆円を超しております。

そして、最初にバイオエタノールについて、国・県の取組について少し説明しますと、自動車燃料として利用されるが、原油ではなく木・とうもろこし・サトウキビ・大豆などの生物資源から生産されております。今、バイオエタノールはガソリンに代わる自動車燃料として世界的に注目されており、生産量も激増しております。

激増の原因は二つあり、一つは地球温暖化現象の抑制のためです。原油から生産された燃料を消費することにより、CO₂（二酸化炭素）が排出され、CO₂の増加が地球温暖化の原因になっております。生物資源であるバイオエタノール燃料の場合、例えばサトウキビを例にとりますと、成長過程で空気中の二酸化炭素を吸収して成長するため、燃焼しても大気中のCO₂は増えないとみなされており、地球温暖化防止のための燃料として注目を集めています。

二つには、原油価格の高騰に対応するための代替燃料としてであります。世界の燃料は50年内で枯渇すると予測されており、ガソリンに代わる燃料開発の必要があり、更に5～6年にかけて世界各国に著しい経済成長により原油の使用料の増大のため、価格が高騰している。そして、エタノール燃料を生産し、原油価格の安定化を図る狙いがあります。

以上の二つの理由により、政府は平成14年度からバイオエタノール燃料生産に積極的に取り組んでおります。そして、県におきましてもCO₂の削減を2004年レベルから2010年（平成22年）に1.1パーセント削減する目標を掲げているのであります。そして、これを私が奄美群島のサトウキビ、奄美

はサトウキビを原料を作らなくていいんですよ、原料はあるんです。黒糖を作った残りの糖蜜でバイオエタノールの燃料ができるんです。工場を造ればいいんですよ。これが製糖工場からいくら糖蜜がとれるかと言いますと、サトウキビの原料の3パーセントからとれます。そして、この計算は正確ではないかもしれませんが、種子島から与論島まで合わせて1万9,000トンの糖蜜が生産されます。今この糖蜜は、ウイスキーや配合飼料の原料になっております。その内訳は、種子島が6,800トン、奄美群島が1万2,200トンで1万9,000トンです。糖蜜1トン当たり280リッターの燃料の製造が可能なんです。本県でとれる糖蜜の1万9,000トンで5,320キロリットルの燃料生産が可能になります。そうしますと、この5,320キロリットルをガソリンに混ぜるのは3パーセントですので、17万7,333キロリットルのエタノールガソリンが生産されるんです。これは県内のガソリンの消費量の91万1,962キロリットル、消費量がですね、県内が。その2割に当たるんですね。ですので、私はもう原料は生産されていますので、あとは集めて製造工場を造るだけだと思います。これは、これだけの予算が国から来ていますと、やはり奄美市としても考えてもらいたい。そして、船を持っている業者さん、A業者さんですね。昭和40年前に糖蜜を、沖縄から奄美の糖蜜の権利を持っていたんですよ。ですので、集める集約も可能なんです。そして、試験もしないといけないんです。試験は、車の消費者がいる所でないと駄目なんです。奄美市が一番立地条件に適っていると思うんですね。そうでないと、宮古島でもりゅうせきが18億円かけてもう製造しております。試験もやっております。この地球温暖化のCO₂（二酸化炭素）削減においても、県と目的は一致しておりますので、やはりプロジェクト的に考えて、市でも早急に対応してもらいたいと思います。その点について、一言ありましたら。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） よく勉強になりました。これは世界競争なんです。バイオ資源の燃料確保。で、その中で私たちの今おっしゃいましたように今後の実証実験の積み重ねの成果、また我々とまた大学との連携の成果を元手に、投資を呼び込むという努力を是非していきたいもんだと思います。そのためにこそ、先ほど来議論がございました東京事務所が、今のようなおっしゃったような情報を発信して、仲介をしていくようなまた東京事務所にしていきたいというふうに考えております。

28番（泉 伸之君） これは京都議定書にもありますように、世界的にも注目されており、また国も1兆円を投入してくるということは、これはもう確実にこのバイオエタノールに関しましては将来的に有望だと思いますので、企画部長としても企画課としても考えて、積極的誘致ができましたらお願いしたいと思って、一般質問を終了いたします。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 泉 伸之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時43分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後4時00分）

先ほど答弁で訂正がありますので、許可いたします。

財政課長（則 敏光君） 先ほどの泉 伸之議員の車検の関係でございますが、私、車検整備の仕様書を作成していないと申し上げましたけども、仕様書は作成しております。作成いたしまして、各業者さんに仕様書と同時に見積書を提出させていただいております。なお、企画部長が申し上げました落札価格の公表につきましては、次回から早速取り組まさせていただきますと思います。

議長（前田幸男君） 引き続き一般質問を行います。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） こんにちは。最後、目ざましのつもりで聞いてください。19年度一般質問を行い

ます。日本共産党の三島 照です。

市長は、先の施政方針で、これまで以上に強い意思と「決断」を持ってあらゆる施策を「実行」していくと語っています。そして、未来ある子どもたちに自信と誇りが持て、大きな夢を与えること、そのことを政治の基本姿勢とする、「そういう奄美市のかたち」と言われました。しかし、私は、施政方針は39ページにわたってまさに美辞麗句が並べられていますが、実際の施策からは、昨日・今日の答弁の中でも市長は公共事業も大事だけど奄美の経済活性化、いわゆる所得の低い人やらが多いことにこだわらず、それをどう引き上げていくかということも大事な側面だと答弁されています。

しかし、この予算を見ていると、そういう実際の施策からは逆に教育予算や農林水産、商工費等のいわゆる一次産業、奄美の子育てを定着させる事業、こういった予算は、大幅に減額されています。例えば、商工水産課関係でもそれぞれ4億数千万円、教育費で4億4,700万円、商工関係合わせますと約4億9,000万円近い金額が減額されている。これでは実際に奄美市の現状とは逆行する考え方にしか見えません。

日本共産党は先の年末の新聞報道・マスコミ報道に見られる「第二の夕張」の報道以来、昨年12月21日に奄美市に対し、市長に対して、奄美市の財政再建について申入れをいたしました。市長は御覧になられているかどうか分かりませんが。若干その内容を少し申し上げたいと思います。

まず、6点にわたって申し入れいたしました。その第一は、市民生活を守る立場を優先して財政再建にあたってほしい。市民生活を守る防波堤としての地方自治体の役割からして、市民の暮らしや福祉を犠牲にして、再建のための数字合わせではなく、財政再建と住民サービスの維持・向上、民力の培養の両立を図ることを基本命題として、財政の健全化を策定することを求めています。社会保障が連続改悪され、来年度は、19年度からは更に庶民増税、住民税が10パーセントフラット化などが負いかぶさってくる中で、市民生活を守ることは何よりも優先されなければなりません。

二つ目は、財政危機の要因を市民に説明すること。本日の同僚議員の質問にもありました。「合併して三つの台所を一つにすれば少しはましになると思ったが、そうはいかなかった」、自治区長は議会答弁されています。多額の借金があり、基金も底をついた状態。経常収支はギリギリ使い切り、財政に余裕がない。「負の遺産」を吸収しきれなかったことだと思います。このことを率直に市民に説明すべきだと思います。助役二人制や特別職の区長制、そして議員は在任特例で43人のマンモス議会など、頭でっかちにしたために合併効果が生まれる余地がなくなったことなど、財政見通しが甘かったことなどを是正する方針を市民に示し、市民の意見を聞きながら財政再建化計画を立てることです。今回の施政方針演説の中でも、ほとんどこの是正する方針を市民に示されていないというふうに思います。

三つ目には、勇気を持って大型公共事業を見直す問題。四つ目には、一般競争入札など入札制度の改善。そして五つ目には地方債の借換えを、最後に市長のリーダーシップの発揮を申し入れしています。

そういう観点から立って質問に入ります。

今、公債費負担適正化措置として起債枠を一般会計30億円、特別会計で8億円以内に縮減された。これによって公共事業枠も財政計画で60億円と見込んでいた一般会計の投資的経費枠はいくらに圧縮しなければならないのか。

もう1点、特別会計は8億円以内に事業期間を遅らせて縮減できるのか。一般会計をどこをどう縮減するのか御答弁願います。あと発言席でいたします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 三島議員の質問に答弁いたしますが、質問の趣旨は、合併シミュレーションにおける投資的経費の普通建設事業費60億円の圧縮の在り方だろうと、このように受け止めます。

まず、一般会計の30億円、特別会計の8億円、38億円でどのような事業の削減ができるかということだろうとこのように思っております。本年度40数億円の事業予算を確保いたしました。これは、この38億円内の予算確保ということであります。ただ、既に着工しております事業をどういう形で縮減して

いくかということは難しいことではあります。しかし、１８年・１９年度で終結する事業もございます。そういった点では、新規の事業を抑制していくということになると思います。そういった点では、要望はこの数倍の要望が出ておりますから、その中から選択をしていかなきゃならないということです。その選択の時にやっぱり強い決意でもって選択をせざるを得ないだろうと、こういうことですので御理解を賜りたいと思います。

７番（三島 照君） 特別会計の事業と一般会計をどこをどう削るかという問題もあるんですけど、先日から市の市長の答弁では、いわゆるやらなければならないことがたくさんあったやつも取捨選択してやってきたと。しかし、そういう中で今回の縮減額は、ほとんど今までの事業が終わったためだけの縮減ですよ。やっぱり私は今言ったようなことは、この中でもっと思い切った対応ができなかったのか。今回の当初予算の説明の中でも、本当に今日の朝の市長の答弁の中で、いわゆる公共事業にとにかく反対するところもありますけどという言い方をされましたけど、私どもは公共事業そのものに反対した覚えはないと思います。同じ公共事業をやるんでしたら、もっともっと朝から市長言われているような地域の経済が本当に活性化されて、雇用や産業育成、そういったものにつながる事業。私は今回のこの事業でそういう立場から考えたときに、どこにそれが出てきていますか、どの事業に。お答えください。

市長（平田隆義君） 公共事業の在り方、生活基盤整備、産業基盤整備ということが言えると思います。そういった点では、道路においては農道・林道、これは産業基盤整備であります。その事業がまだ残っておりますから、引き続いてやっていこうと。議員はどうとらえておられるかわかりませんが、私は今、大きな議論になっております末広・港町への投資については産業基盤の整備と。いわゆる流通産業ですね。この整備という受け止め方をしております。この中心市街地をもっと賑いのある商店街を含めて地域に再生したいと。これは地域の産業を興すと。今のままでは衰退していくばかりではないのかという指摘もございますから、ここでもう一度見直して、前に向けるような条件整備をする基盤整備であるこのように私は考えております。

７番（三島 照君） ついうっかり先に飛ばして末広・港事業に入りそうになりましたけど、これは順番に回していきます。

市長、今回の財政再建というのは、私はこの３０億円・４０億円で今回予算を２９億円減らして、公債費を２６億円まで減らしたという苦労の一端は見られます。しかしですね、この２９億円のほとんどは今までの事業が終わっただけですよ。中心的には、そのほとんどは。私はやっぱり今の財政再建というのは、本当に全国からいろんな意味で何遍も言われていますように波紋を投げかけているわけなんです。この人たちに、今日も言いましたように本当に借金は減らせますよと、こうして減らしますよと、そうして新しい奄美市をこうつくりますとというのが見えないんですよ。あとで言いますが、私はまちづくりでそれが見えてくとは思っていません。その片方で、やっぱり収入も含めて増やしていこうと思ったらですね、今やっているだけのことで追いつかないと思うんです。本当に改革をしなければ。そこらへんで今回の圧縮していかなければならない事業はいっぱいあるし、それはまたあとで言いますが、朝の話が夢だと言われるかもわかりませんが、こういう奄美市をつくりたい、その中にやっぱり一次基幹産業。商工・水産、奄美で言えば観光。一次産業を活性化させること以外には、少子化対策も人口定住も、若い人が住み続けることもできないんですよ。そこが私には見えないんですけど、どう思われますか。

市長（平田隆義君） まず後段の産業の振興についての予算が見えないということなんですが、この産業振興に向けての投資額を是非見ていただきたいと思います。ただ、この基盤整備について、大きく仕事を増やせる状況ではないという認識で投資的経費の削減を図っているということですのでございますから、この従来にしかけている仕事を早く済ませると。これは産業基盤整備の公共事業ですよ。そういった点をしながら、新規の事業についてもこれは慎重に取り組んでいかなければならないとこのように思っているところ

ろです。

その起債残高の問題であります。３８億円の起債でこれから公共事業を進めていこうということで、大体、今年度の公債費で確か４０億円ぐらいだと思います。その差額１０数億円が年次ごとに減少をしています。それと合わせて先ほど質問ございましたように、繰上償還というのがどこまでやっていけるかということだろうとこのように思います。そういった点では、ちょっとおもしろい新聞記事がございましたので読ませてもらいますが、「国の方で借金は２００兆円、政府見通し７年度末１９９兆円と強調されています。しかし、内訳を見ると３３兆円余りは、国が地方交付税の財源として借入れたもので、国自身が国と地方の重複分をして国の借金に勘定しています」というくだりがございまして、「地方の起債残高は１４０兆円です。そのうち５０兆円余りは、減税や財源不足の補てんのための国の施策や制度変更による借金なので、返済の全額を国が補償しています」と。２００７年３月４日、新聞「赤旗」、このように書いてあります。

７番（三島 照君） 市長、もう１点だけ。私はいろいろありますが、今朝の答弁の中でいわゆる公共事業はこれからも国の補助が付く公共事業を中心に進めていきたいという答弁をされました。じゃあその片方で、私は国の公共事業、補助が付くといってもほとんど何割かは借金ですよ。極端に言えば、１０億円の仕事をやろうと思えば２億円から３億円借金が付いて回ります。その借金は、返さなくてもいい借金ではないんですよ。返していかなければならない。そういう中で、今回２６億数千万円の公債費で済んだと言いながら、更にそれを朝の市長の答弁でいけば、私は今後そういう形でやってきた結果が今の借金だと思っているんですよ。それを同じことを更に続けようとしているという問題は、これはもう聞き捨てならないと思っているんです、この問題は。そういうことを考えたときに、実際のところ更に起債枠、借金を減らすという問題とこの自主再建を前期５年でという話ありますけど、本当にできているんですか。やるためにどこをどうしようと思っているか、もう１回聞かせてください。

市長（平田隆義君） そういう質問はされるだろうと思ったから、これを読んだんですよ。この起債の中身を知っていただきたいということなんです。有利な起債をできるような体制ができた。これまで過疎債、辺地債、そこへ合併特例債というのが加わってきたわけですから、これらを有利に活用していつて地域の望む基盤整備を進めていつて、何とかこれで地域を活性化していただきたい。と同時に、現時点で公共事業の果たす役割ですね、地域の経済を下支えする。これを申し上げているところであります。聞き捨てならないんじゃないじゃなくて、どうか聞いてください。

７番（三島 照君） きりないから次いきます。

あと次に、私が今聞きたかったのは、起債枠を今後本当に縮減、減らしていこうとするために、この前の施政方針でも一部一般競争入札を導入するというふうに書いていますけど、この一部一般競争入札を導入するということはどういうことなのか。本来、自治体の入札契約は今、一般競争入札が原則として全国で広がっています。このこともどう思っているか。この２点聞かせてください。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今朝申し上げましたように、背景は全国知事会、そしてまた今、別のプロジェクトで進めておりますそのチームが整理をしておりますように、一般競争入札を推進するというのはおっしゃる原則ということなんです、それに対して一部地域事情を勘案してしましようというのが、この二つの哲学が入っているわけです。その場合に鹿児島県のほうも今回、今まで１０億円を一般競争の上限を下の１億円まで下げようとか、いろんなことをされるようです。その地域要件を加味して一般競争入札をしようということが、ここがどう成立するかというのが大事なことだろうと思います。その地域要件というのは何かと言いますと、一般競争入札だけパーッと走ってしまっていくと、今、全国事例でありますように、その地域の建設業者の数が３割増えたとか何割減ったとか議論になっていくわけです。これを今朝から公共事業で議論いただいておりますように、その地域の経済、建設業の経済に占める

力、雇用に対する力、そしてその波及効果、経済波及効果で、またその建設業界が地域の災害その他があった時に対応するボランティア活動とか、そういったのをあらゆる地域の力を一方で蓄えながら一般競争入札をするという形になりますと、今、先ほど来ございますように制限付き一般競争入札という形の哲学が出てくるわけです。今、東京、大都市周辺は一般、制限付きじゃなくてもほとんど企業は自由競争で横断的になっていますから大きい都市はいいんですけども、こういう地方は制限付き一般競争入札から入ろうということで、私たちもその線で事務作業を試行段階からという話も今朝しましたけれども、試行実施に向けて新年度の作業をまず初めてみようかということで一部という表現をしておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

7番（三島 照君） 一部一般競争入札というのは、どういうことなのかということなんですよ。どういう状況を一部とみているのか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今、念頭に置いていることと、これからいろんな自治体が走ってきますので、そこから参考になる両方あると思います。今、私どもの一部念頭に置いておりますのは、国の補助事業のことについて、奄美市の場合は3億円以上が制限付き一般競争入札、10億円以上が一般競争入札、そういうラインがございまして、こちらのほうを引き下げてこの奄美市の地域内の事業者で可能な金額との調整をして、そうしてこの奄美市の地域に、今私どもがやっているのは住所要件と事業所要件という二つを満たしている企業に、指名競争入札というんですが、その条件を付けて、制限付きですね、やるのが方法論としてありますねというのが一つです。それから、もう一つは、この事業導入の手がかりですが、新年度、皆様のお手元にもございます補助事業と市単独事業というのがございます。この中の市単独事業、ここいらあたりからまず始めていけるんじゃないのかなということはおおまかな今のイメージなんですけど、これに新年度入ってきますと、ほかの都市なりがどういう形でまた具体的に走っていくのか。そのへんがまた勉強にもなっていくと思いますので、総合的に勘案しながら進めるというつもりでございます。

7番（三島 照君） 私は、先ほど市長にも言いましたように、どういうふうにしたら一番財政再建に近づいてですね、大きな効果が発揮されるかということからこれは3番目に一般競争入札の問題を入れましたけど、本来、今、全国で一般競争入札、なぜそれが広がったかという、やっぱり福島や和歌山や宮崎各県で県の公共事業をめぐって官製談合が行われたと。知事が逮捕された。そういう中で、奄美市においても、平成17年度の工事落札状況というのは、談合の可能性が疑わしいとされる落札率95パーセント以上が8割なんですよ。これまでも入札制度の見直しは、繰り返し指摘されてきたと思います。そういう中で、この入札問題をこの申入れの時も指摘したら、これはあしき聖域だと、指摘したら助役はこんなことを言われたら頭にくると言わんばかりの言い方をしましたよね、あそこで座っていてね。それで、そういう中で一般競争入札した場合、地元業者育成ということにならないと。だから、指名競争入札でやって初めて地元業者に仕事が回り、雇用につながる。そういう中で、落札率が高いのは積算能力が向上したというのは部長もみんな言っていますよね、これ。この言い方。しかしですね、こんな大変なときにそれでいいのかということです。全国では例えば、県内でも薩摩川内は地元業者に限るなどの条件付きで一般競争入札を導入して、地元業者育成に配慮した改革をできると言っているんですよ。それをやろうと。奄美市では落札率が高いだけではないんですよ。ほとんどの工事が契約後、いわゆる設計変更などと言って契約を増やして、予算がいっぱい使われている。ほとんどが工事請負費が不用額ゼロになってきている。これが今の状況ですよ。そういう点で言えば、行政改革大綱で言っている民間の発想では私は到底考えられないことだと思っているんです。そういう点で、このやり方、入札やら契約の。ここに私は奄美市の最大の無駄遣いがここにある、数億円の無駄があると言いたいです。

それで一つだけ、これは市長も参加して、私びっくりしてお聞きしたことがあります。先日の衛生議会です、汚泥処理センターの建設費が予算14億61万8,000円が4億3,698万8,000円

になっていました。あまりにも建設費が下がったのでどうしてかと聞きましたら、事務局長はいわゆる今回は一般競争入札にした。その結果、落札率90.21パーセントになったと。これを変えただけで4億円ですよ。例えば奄美市の1,000万円以上の落札率というのは、ほとんど平均して96.21パーセント。年数によってちょっと違いますけど、なっているんですよ。これが96が5パーセント、90パーセントいなくて、91パーセント、5パーセントになったって、この公共事業40億円から考えたら2億円浮くんです。極端に言えば、新職員の給料5パーセント減らしたって1億3,000万円ほどでしょう。これだけでこんだけ浮くんです。もう1回答弁してください。どういうふうに考えているのか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 財政在りきだけで議論したらいけないんじゃないですかという、その大枠があるわけですよ。その行政改革大綱も切り口は財政から始まっているんですが、市民経済のパイを維持しながら守りながら、人口規模を維持しながら、昨日から議論出ていますように一方で財政をとこの議論ですので、庁内組織も昨日出ていますように緩やかにいこうとかいろんな議論が、そこを総合的に議論をして、この理論を位置付けると。

7番（三島 照君） 市民経済と言いますけど、今恐らく奄美市の市民経済に大きな経済効果を発揮している社会保障の費用・経費、恐らく人件費もそういうふうになっていっていると思います。そういう点で、やっぱり財政の問題からだけ言いますけど、全て地元業者が入札して落札してやっていくことは奄美の財政の問題、あとで言いますけど、つながっていくんですよ。

それともう一つ、これはもう一つだけ、契約後のさっきもちょっと言いました工事請負費の追加増額変更、これは私はやっぱり原則としてはやめるべきだと思うんです。これどう思いますか、これだけ。

建設部長（川上和満君） 契約後の工事請負費の追加増額は、原則としてやめるべきとの御指摘についてであります。補助事業の事業費につきましては国の内示を受け事業認可を得た後、事業を執行しております。当該年度の国からの補助金が決まっております。落札金額の執行残については工事の延長を追加するなど増額変更を行い、事業の促進を図っておるわけです。このことにより、工期、経費の節減を図ることができ、併せて事業全体の完了年度を圧縮することができます。なお、事業の最終年度で事業費が確定する場合は、不要となった金額を減額変更しております。当初の金額で事業が完了できる場合、これは主に災害復旧などでございます。具体的に申し上げます、既設管のブロックを入札をして発注した場合は増額変更はできませんので、当然、当初契約どおりでございまして。予測できない現場条件の変更により、当初の工事の目的を達成するために増額あるいは減額することを余儀なくされる場合、例えば既設管でも床掘りをして土質が変わった場合は、当然基礎を替えなければいけませんので、変更が必要になってくるということでございます。事業の目的を早期に達成するために行うものでありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

7番（三島 照君） 今そんなに言われましたけどね、執行済額と契約額の変更理由、もう答弁はいりませんけど、説明だけします。既存駐車場の2階と第三別館の市民の導線を考慮して、渡り階段を設置したことにより金額の増が出たと。1,743万円のうち73万4,700円が増額。バルコニー部分の立ち上がり部分が腐食による補修工事の追加による金額が28万1,000円とか。例えば法面崩壊の恐れがあるため、法面保護の追加とかね。本当にこんなもんは契約の時に、専門業者だったら本当にわかるんじゃないかと思うようなことが、額の大きい小さいじゃないんです。いっぱい出てきている問題。そういったことは、その契約時やいろんな中でできないのかということなんです。本来、まだそういうことを民間的発想、例えば私が何か改修する、家を直す。あとで言ったって契約額、そんなに途中で何十万円も変えられたら、金がないからできませんよ、そんなもん。そういうことを考えるのが民間的発想と違うんですかと言うんです。そういうことなんです。

建設部長（川上和満君） おっしゃるように、我々は決められた予算で幅広いの仕事をしたいわけですが、先ほどの渡り廊下の件につきましても法面にしましても。しかし、それだけの予算は当初持ち合わせていないわけでございます。したがって、入札残のこの金額をできるだけ有効活用して目的を少しでも達成しようというのが、変更の増額でございます。確かに理由の書き方については皆さんに理解できない部分があるかと思いますが、限られた予算を有効に活用して、少しでもいいものをつくるために変更しているということで御理解のほどをお願いいたします。

7 番（三島 照君） 市長、何かあったら。

市長（平田隆義君） 先ほどから申し上げておるんですが、補助事業については使途残を同じ率で、これ道路でしたら50メートルで発注したんですが、入札の結果、使途残が出たので51メートルまで延ばしましょうということはやっていると、私はそう思います。ただ、単独事業はそれをやっちゃいけませんよと強く申し上げておりますから、これは自分の金ですからね。ただもう一つ、民間的発想の中にちょっと違うことは、恐らく議員もあるうちの改修事業を例をとりました。こうやってみて、ここはどうしてもやっぱり今やったほうがいいですよというのは途中で出るということはあると思います。ですから、客観的な判断によってやるものはやるということになろうかと思しますので、そこはケースバイケースだろうと思います。

それと、先の汚泥処理センターのことも3年前に出した見積書、その後の情勢をみて、同じ処理量の汚泥処理場が全国いくつかありまして、それを見てみましたらかなり値段が下がってきたと、入札額がね。それをもとにして我々も設計、いわゆる仕様書を作り換えたということです。その必ずしも競争入札だけでなく、設計価格も見直したということも理解していただきたいと思います。

7 番（三島 照君） そんなことを今頃、何を言っているんですか。この前聞いた時は、そんなに言っていなかったですやん。衛生議会で何でこんなに下がったのかと言ったら、一般競争入札に切り換えてやった結果だと。んなもん、安いんやったら3年前の予算だと言うだったら、何で書き換えて予算を出さないんですか、んなもん。いい加減にしてください。

それじゃ次に移ります、今回は予算委員会もありますから。市長交際費についてです。

私は、市長交際費、全く不要とは思っていません。しかしですね、この15年から3年間のこの交際費の明細は、あまりにも黒塗りが多すぎる。なぜこうなるのかという問題が一つ。その理由と内容、時間をかけずに言ってください。

続けて言います。もう一つは、官官接待。もう私続けて言いますけど、あまりにも多いという問題ですね。官官接待の問題で言えば、結局、国土交通省を呼んでですね、15年、16年、17年と連続やられているんですよ、毎回。本来これはやっていいのかどうか。その必要性があったのか。

もう一つは、政党・政治家のパーティです。この公告など本来これは違法ではないのかと。私も確かに金子さんの就任パーティや与力雄さんのパーティ行きました。全部自分で払っています。何であんが行くんだと言うかしらんけど、行きました。しかし、こういった問題というのは、政治家とのかかわりではもう既に2002年の大阪高裁で違反だという判決が出ているんですよ。なぜこういうことが繰り返されているのか。いわゆる市長の交際費から特定の政治家や政党のパーティ、いわゆる15年の10月10日には自由民主党鹿児島県支部連合会懇親会、こんなものにも交際費が出ているんですよ。これでいいのかどうかという答弁ください。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 3点ございましたが、1点目の情報公開に基づいて申請されます時に、個人の氏名を黒塗りにして公開しているということです。これにつきましては、御承知のように奄美市の情報公開条例がございまして、この中で個人を特定することができる情報については、個人の権利、利益を害する恐れがあるものとみなし、氏名等の情報を除き開示するようになっておりますので、その旨

御理解をお願いしたいと思います。

それから2点目の今、官官接待という形で呼ばれたわけですが、そういうふうに分けつけないわけにはいかないでしょうというのが、今から説明をいたします。官官接待というのは、要するに上級官庁を予算の利益を得るとか、こういったので接待するというのが官官接待でございまして、今、御指摘の件はそれじゃないということです。今の件は、国土交通省に市の職員を派遣しておりますので、年1回なんですよ、インターバルとしては。1回、国土交通省の職員がほとんど昼間は一緒にできないもんだから、社会通念上の経費で夜の懇親会で研修生を受け入れている労いと、それから情報交換をやっているということで、今、私が申し上げましたような官官接待という定義で分けつけないわけにはいかないでしょうというのが結論です。

それから、次の政党、個人、いろんな形で出ますが、市長に案内が来ますときは、市長職として出席をしてあいさつしたりいろんなことをしますわけですので、これは公費で支出をします。先ほど来出ました経費は、要するに会費いくらかとして出席しますよね。その会費を交際費でみているということでございます。

それから、付け加えますが、交際費については今回の予算でも26パーセント削減をして、内部運用については更に吟味を厳しくしながら支出には努めていきたいと思っておりますのでよろしく御理解ください。

市長（平田隆義君） 誤解を生むのではないかと思います、この支出の判断は私がやるのではなくして係長や課長と相談してやっておるようです。それで、政党のパーティとかいう名前の付いたときは、旅費、パーティ券と言うんですか、これは全部私は自分で支払っていると。個人で支払っているという認識を持っておりますので、誤解がないようによろしくお願いいたします。

7番（三島 照君） あんまりあれだから、もうちょっと言います。官官接待は年1回ぐらいやっていると。いわゆる金がないと。そういう関係のところとはやっていませんと言いましたね、今ね。けど、平成15年の5月30日、6月10日、7月1日、11月7日、全部財務省と国土交通省、財務省、国土交通省、財務省の特別地域振興課、特別地域振興課、3万7,000円、4万3,000円、3万1,000円、5万3,000円と16万6,000円がこの15年だけでも使われていますし、16年も同じように国土交通省、参議院・国土交通省 諸井・中川氏との昼食会、懇談会、この同じことが宮原審議官とかね、全部同じことをやる。これは東京でやっているということですか。東京事務所がやっているということですか。それは官官接待ではないということですね。

それともう一つ、先ほど市長が自分の金で出していると思っていたということ自体、思っていることが何でこんな報告書に載っているのか、おかしいじゃないですか。一つずつ言いますと、いわゆる上から言います、平成17年県議個人の就任祝い、金子さんの。この広告料まで交際費ですよ、これ。金子万寿夫さんの議長就任祝いパーティ、全郡の町村議員が議会議長や町村長が公告祝い出していますよ。これも交際費で出ているんですよ。それで、あとと言いますとさっき言った自民党懇親会2,000円、4月10日金子万寿夫議長就任広告料、地元新聞南海と大島にそれぞれ1万500円、合計2万1,000円、4月25日は与 力雄議員20周年パーティ4,000円、29日は金子万寿夫就任パーティ5,000円、そしてもう一つわからないのは8月3日、17年ですよ、これ。8月3日、ちょうど選挙に入っていく前です、半年ぐらい。青年の群れ市政懇談会に1万4,685円、青年の群れって何ですか、これ。聞かせてください、あとで。そうしてあと同じ28日には、徳田 毅氏の当選祝いに3万1,500円、11月27日には当選激励会に1,000円。これが市長のポケットマネーから出ているんですか。これ三つみんなあるでしょう。これみんな見ていたらありますでしょう、これ全部。私はここから引き出したんですよ。これ東京からもらった資料ですよ、これ。答弁してください、どうなんですか、これ。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） まず、国土交通省との関係は、全て東京において会食を持って社会通念上、大体1人5,000円程度のものですが、今日まで先ほど申し上げた理由でやっていると。そ

れから、そのあと続けておっしゃいました個別のケースについては、一つ一つ整理をして私たちが吟味をしないとわかりませんので、別な機会に。

7番（三島 照君） それじゃまたあとで行きますから、ちゃんとどういうことかをはっきりさせてください。

本来、交際費というのは全て市民に公開できる。その項目ごとに使い方を明確にすべきであって、せめて鹿児島などがやっているように、鹿児島県では全部明らかにしているんですよ。知事は一つ一つ使い方を全部名前まで公表しています。資料の中でね。それで鹿児島市は千何百円まで予算執行の額がわかるように決済を取っているんです、みんな。そういうことが全国でやっていますから、例えばこれは市長の交際費です、17年度の。全部項目が書けるようになっていきます。どこになんば、誰々のどこの株式会社三役が見えてコーヒーを何杯とったと、全部出ているんですよ、これね。これが普通やん。鹿児島では予算執行伺い、山形屋社長三役来客1、885円、全部こんなにして出るんですよ。なんで奄美だけが名前消さないとならないの。公費を使うんだったら名前を消さないでも出せるようにちゃんとすべきだと私は思いますので、そここのところはやっぱり官官接待のさつき調査するということですから、やっぱりこういうものは交際費というものはもっと公正明朗に、市民の税金なんですから、市長のポケットマネーとかいうんだったら何も言いません。明らかにすべきだと思います。また、決算委員会・予算委員会等で結果はお聞きしますから、よろしく調査しておいてください。

次に入ります。末広・港の区画整理事業についてです。私はこの問題はですね、市長がいくら政治生命をかけた事業であっても、今の財政危機の中で何が何でも推進しなければならない事業なのか、私は再検討する必要があると思います。今年度だけでも15億円以上ですよ、40数億円のうちの15億円。それだけではないですね。何にどういう形で出たかということがありますが、まちづくり推進事業で2億4,700万円とかいう事業が行われようとしています。私は今、確かに中心市街地の活性化につながるというちゃんとした、それこそ部長がいつも言っている夢とロマンがそこから見えてきて、市民もああそうかと、こんなものができるのかと、こうなるのかということがわかれば、市民も納得しますよ。この会の説明会でこれだけ未だに人が集まっているということは、ほとんどわかっていないんですよ。あの説明会でもわかっていないんです。その上に借金を30億円以内に抑えなければならない、赤字財政が続く中で、この末広・港土地区画整理事業を強固していけば、一番求めている地域の老朽化した住宅や学校の建て替え、そして下水道事業、さつき言いました生活基盤の整備。そして、身近な環境整備、それで最も希望の多い小宿の区画整理事業などに金を回せなくなるんちがいますか、これ。だからさつき最初にちょっと言いましたように公共事業と言っても、いくらでもやらないといけない事業いっぱいあるんですよ。ここに15億円も、今後10年間で65億円も金を使わないとならないほどの余裕はないのと違いますかということなんです。もう短かく言ってください。

建設部長（川上和満君） 末広・港土地区画整理事業についてお答えをいたします。まず、財政問題からお答えをさせていただきます。

平成19年度の当初予算についてでございますが、15億円の予算につきましては事業に先行して実施します用地先行取得にかかる事業であります。施行内容としましては、道路や公園など公共施設へ充当する用地といたしまして、約3,900平米の土地の買収を行うものでございます。20年度に事業による土地の移動先を示す仮換地の指定を行う予定であり、そのためには18～19年度にかけて用地先行を取得しなければならないということでございます。公共事業の実施につきましては、「選択と集中」を基本に旧名瀬市時代から峻別をして取り組んでまいりました。具体的に申し上げます。議員は御存知かどうかわかりませんが、鳩浜線の休止があります。それから山田線の見直し、それから過去には農道・林道複数本整備をいたしておりましたが、現在それぞれ1本ずつ整備をしております。それから18年度で完了する事業が相当数ございます。知名瀬の港湾整備、この事業は18年で完了でございます。それから山田線、一部繰越しがありますけれども今年度で完了でございます。更に同じ区画整理事業では、大熊土地区画整理

事業，ここはほぼ工事が概成をいたします。こういった公共事業を峻別をして，実施計画の中で末広・港区画整理事業は計画をして実施しているものでございます。よろしくお願いいたします。

7 番（三島 照君） その峻別の仕方が間違っていると言っているんです，私は。金の使い方が。もういっぱい言いたいことありますけど，予算委員会でまたお聞きします。

最後に，教育行政について，一言でも。

まず，教育委員会は奄美市の今の現状をどうみているのか。児童・生徒の学力の問題，不登校やいじめ，非行の問題行動，児童・生徒の数の減少や今後の対策はどう検討されているのか。これを求めたいと思います。内容は，先月 27 日付けの新聞で教育長は，中学生・高校生となるにつれて学力が低下してきている。その背景として，奄美は高校入試倍率が低く，特に努力しなくてもほとんどが希望の高校に入学できてしまうため，生徒に向上心が薄れているのではないかと分析しているんです。今もそう思っているのか。また予算委員会で細かいことをお聞きしますので，今もこういう感覚で学力問題をみているのかどうかだけ答弁してください。

教育部長（重田茂之君） この件はですね，多分教育の考え方の一端を述べたと思ひまして，全てのことを考えて教育長は申しているんじゃないと思います。子どもたちが少なくて競争が少なくなったということをおっしゃりたかったんだとこのように思います。

7 番（三島 照君） そんな単純に言ってもらったら困るんです，これは。奄美の子どもの学力の問題をこの程度しかみていないのかということです。これは大変なことなんです。じゃまた予算委員会で聞きます。

今回退職される皆さん，御苦労さんでした。いろいろお世話になりましたけど，また退職されても奄美市の発展のために是非力を発揮してください。大勢の皆さんが退職するということですので，よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

議長（前田幸男君） 以上で，日本共産党 三島 照君の一般質問を終結します。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前 9 時 30 分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後 5 時 00 分）

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は41人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に、自由連合 世門 光君の発言を許可します。

37番（世門 光君） おはようございます。自由連合の世門でございます。後半の3日目に入りました。最後まできついと思いますが、よろしくお付き合いのほどお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

奄美市の財政が非常に厳しい状況であることは、誰もが認めることであります。財政を立て直すには、歳入を増やすか歳出を削るしかない。無駄な支出は削らなければならない。今の奄美市の財政危機は、過去の借金の返済が重なり、重くのしかかっている点が問題だというふうに思います。

一般の市民の家庭に例えれば、今、旦那の収入が少ないから、奥さんが何とかやりくりしてつつましく暮らしているけれども、昔つくった借金を返さなければいけないので、本当は切り詰めたくないところも切り詰めないとやっていけないほど、生活が苦しくなってきたということではないでしょうか。

現在の考えは、ややもすると「何々に金を使うのは無駄だからやめろ」といった話になりがちですが、それが本当に無駄なのか。減らして市民の生活への影響がないと言えるのか。政策を実行することによって、市民の生活、市の経済などにどのような影響があるのか考えなければならないと思っております。今後どうするかを真剣に議論し合っていかなければならない。市の施策に関して、市民参加の施策でなければならないと思いますが、当局の御見解を求めます。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今おっしゃいましたように、市の財政問題につきましては一般の方々から理解しづらい内容もたくさんございまして、これまで以上に今後まちづくり懇談会、市の出前講座、いろんな形を通して市の財政についての説明を行って、また公報紙、ホームページ等も駆使しまして財政分析に関する資料など積極的に公表してまいりたいと思います。特に今回定めました財政健全化計画、これの浸透を図っていく努力を重点的にしてみたいなと思っております。

今後のこととの関係でございしますが、3月の補正予算におきまして、公募による補助金評価委員会も設置をこれからいたします。補助金等に関する公益性、効果に関する評価、適格性、妥当性に関する評価、そういったこと等を通じて補助金の見直しも本年度末から着手をして、新年度予算の執行に間に合わせていくという体制を作ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

37番（世門 光君） そのような形で頑張りたいと思います。

次に、補償金なしの繰上償還についてお伺いします。この質問に対しましては、昨日、泉議員も質問されましたが、改めてお伺いしたいと思います。

今、全国多くの都道府県・市町村では、借金とそれに対する利子の支払いの重さに苦しんでおります。奄美市でも例外ではありません。国のほうもさすがにこの状態を放っておくと大変だと思ったのか、かねてから地方自治体から要望の多かった「補償金なし繰上償還」というのを、平成19年から3年間にかけて認めるということが新聞などでも報道されております。結局バブル時代やそれよりも前に借りた借金の高い利息の支払いが、各市町村にのしかかっているという状態になっているのではないのでしょうか。国も

ようやく重たい腰を上げてこれを認めたのでありますが、そこでお伺いしますが、国も今回のこの制度について無制限に認めるというのではなくいろいろな条件を付けると言っているようですが、どのような条件があるのかお伺いいたします。

財政課長（則 敏光君） 繰上償還ということでございます。昨日も御説明いたしましたけども、繰上償還の条件ということで、合併市町村の場合は実質公債費比率が15パーセントを超しているもの、かつ財政健全化計画を策定し実施しているものというようなことでございます。特別会計もまた同類のようなことでございます。その中で金利5パーセント以上ということに該当いたしますと、19年度末の残高で一般会計では12億9,000万円ほど残高がございます、金利5パーセント以上。その中で向こう3年以内に償還、平成23年度以降に償還があるものという条件が付くという情報を得ております。要するに23年度以降償還が残っているものでなければならないという条件が付くということになりますので、それで限定いたしますと、7億500万円程度しかないということになります。

37番（世門 光君） 昨日の泉議員の質問に対して、これを利用するというように答弁がありましたが、これを利用するとすれば財源はどうしようと思っているのか。この繰上償還に限って、民間金融機関から借替えができるというふうに伺っておりますが、この財源を借替えで行うのか。それともまた基金があるのか。こちらへんをもう一度お尋ねします。

財政課長（則 敏光君） この繰上償還につきましては、やり方が二通りございまして、独自の資金を元に繰上げて償還する方法と、資金がない場合には借替えをするという二通りの方法がございます。当然、独自の資金でもって繰上償還するという方法が一番理想的であります。繰上償還という形をとりたいということでございます。できるだけそのようにしたいというふうに思っております。

その財源がどうかということになりますが、一番てっとり早いのは減債基金ということになります。減債基金の残高を見ますと、19年度当初予算でもいくらか投入いたしますので、それでいきますと3億4,000万円ほどしか残っておりません。その他、地域振興基金、そういったものなどを加えますと29億円ほどあるわけでございますけども、基本的には減債基金ということになります。この3億4,000万円ですが、これをどうしても7億円までもっていきたいというふうに考えております。その方法といたしまして、18年度の最終専決予算で2億円を何とか積み戻したいと。5億4,000万円です。さらに、繰上償還というのは19年度末に実施いたしますので、その19年度中に更に1億6,000万円ほど、それで7億500万円ほどなりますので、19年度内に7億500万円を積んで、19年度中に繰上償還を即実施したいというような資金繰りを今考えております。

37番（世門 光君） 今のあれでわかりましたが、もし金融機関から借りた場合には、今現在が2パーセントですかね、利息が。利息がずんずん上がっていますが、そこらへんの心配するのは利息がまた元に戻ったら、戻ったらどうなるのかというのが一つ心配するところあります。

それからもう一つお尋ねしますが、市長が以前一般会計・特別会計合わせての起債発行を38億円に抑えるということでやっておりますが、もし基金からできればそうでもないんですが、これが銀行から借りた、先ほど言った利息の心配もあります。そこらへんが心配するところですが、そこらへんの兼ね合い、この30億円とのもし借入れした場合の絡み合い、それからもし返したときに実質公債費比率はどれぐらいなるのか。併せてお伺いします。

財政課長（則 敏光君） まず借替えの件でございます。先ほど7億円をつくって、7億円を繰上償還したいというのが理想でございます。もしできない場合には、借替えという形をとりたいと。その場合には御指摘のとおり金利上昇の時代に入っておりますので、今3パーセントで試算いたしましても1億円ほどの利率の効果しか見込めません。これが4パーセント、5パーセントとなりましたら、効果といたしまし

てはますます効果が薄くなってきます。そういったことなども考えますと、どうしても繰上償還という手法をとりたいというふうに思っているところです。

それと、一般会計30億円、特別会計8億円、合計38億円枠という設定ですが、確かに借替えてにしても繰上償還にいたしましても予算に計上いたしますので、歳入・歳出、起債の部分、あるいは公債費の部分、7億円ほど膨らむわけです。このへんが起債枠38億円枠が46億円枠になるというようなことになりますと、ちょっと問題があるんじゃないかという御指摘かと思いますが、この件につきましては、実質公債費比率を計算する場合などにおきましては、決算統計におきましても借替債あるいは繰上償還、これは計算式から控除するという手法になっておりまして、実質公債費比率の計算上控除されるものですから、そのへんは38億円枠から除外していいんじゃないかというふうに思っておりますが、そのへんは議員の皆様方も御理解をいただきたいと思います。

それと、実質公債費比率です。これにつきましては、7億500万円の繰上償還を実施いたしますと、毎年度約1億4千数百万円ずつ歳出の公債費が減少いたします。6年間減少をいたしますと約7億円になりまして、元はとれると。ただし、平成21年度から4年間ほど公債費が上昇する時期がございます。これはなぜかと申しますと、18年度に合併まちづくり基金18億5,000万円、これを借入れいたしますので、この償還が元金償還に入ってくる21年度以降ちょっと増額する時期がございます。25年度以降また減少に転じるわけですが、このへんの兼ね合いから実質公債費比率は繰上償還しても18パーセントにはならないだろうというふうに試算をいたしております。実際に効果が出るのは、平成24年ないしは25年度以降という形になろうかと思っております。

37番（世門 光君） 非常に厳しい財政状況を迎えておりますが、当局のほうで考えてしっかりと結論を出していただきたいと思いますが、それに併せまして、ミニ公募債ということにお尋ねします。

最近の地方自治体の財政をめぐる状況において、国や金融機関だけでなく一般市民から投資をしてもらって発行する公募地方債というのが財政規模の大きな都道府県や政令指定都市などに限られていましたが、国が小規模の自治体の発行をすすめ、発行を実施、検討する自治体が増えてきているというふうに理解をしております。

このミニ公募債は、販売対象は地元住民であり、資金の使い道は地元施設の建設など地域密着型の事業に限られているというものであります。これは、市の行う公共事業というものについて全く縁のなかった市民にとっても、市の事業に対して参加意識が向上するというメリットがあるのではないかとこのように思います。昨年、鹿児島県においても、「観光かごしまパワーアップ債」を発行したという動きもございます。テレビでも報道されておりました。

そこで、このミニ公募債の導入にあたっては検討されていないのか、また具体的な予定があるのかないのかまでお伺いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今おっしゃいましたように、ミニ公募債は御指摘の概念のように、市民が行政の中に債券を買うことで参加をして一緒に進めるという大きな概念がございます。この中で実際に発行してそれを進めるとなりますと、また多くの課題も残っております。今回の行政改革の市民参加という観点から、一つの大きなテーマとして私たちは位置付けました。実行にあたり今課題がいくつかございますので、それを若干説明をさせていただきます。

ミニ公募債につきましては、市の行う事業の財源として起債の借入れを行う場合に、現在奄美市では財政投融资資金などの公的資金、市内の民間金融機関からの借入れ、これを行っておるわけですが、これに対してミニ公募債ではおっしゃいましたように地元の住民から事業に対する投資をしていただく。そして、応募をしていただいた方には、投資していただいたお金に対する利息を支払うということで、満期の時に投資をしていただいた元金もお返しするという制度でございます。

課題につきましては、まず一つ目ですが、発行の経費が若干かかります。応募をするために住民に広く募集活動をまず行います。この経費が必要です。それから、投資をしていただいた方に先ほど申しました

元利金の払込みを確実に行わなければならないというその事務がございます。一般的には、今申し上げました事務を自治体で自ら行うというのは基本でございますが、行っている自治体は少ない。多くの自治体はこれらの事務の全部または一部を銀行・証券会社などの金融機関に委託をして事務を行っておるのが実情です。この場合に、金融機関等に支払う事務手数料という形での発行経費が重なってまいります。したがって、ミニ公募債は、借入れの利息を自治体が自ら決めるというメリットはございますが、支払利息と今申しましたような発行に関する事務経費が出てくると。

2点目につきましては、これまではミニ公募債は発売したら即完売という人気金融商品としてとらえられてきましたが、現在、売れ残りが出る自治体もあるということでございます。多くの自治体では、売れ残った場合、金融機関に引き取ってもらうという契約を先ほどの事務委託とは別途契約をしまして、売れ残りのリスクの回避をしているという実情も一方ではございます。この場合、金融機関にリスクを負担していただくということになりますので、このための手数料等を金融機関に支払うという必要も出てくるわけでございます。

以上のことから、市民の市の事業に対する参画意識が高まるという利点はございますが、実際に発行するとしますと、今申しました課題に対する吟味をしていかなければいけないということで、今後ミニ公募債を発行している先例地あるいは市内の金融機関との意見交換等々、情報交換を重ねながら進めていくとしたいと思っておりますので、前向きに進める姿勢でございますが、今言いましたような課題のクリアが必要ということでございます。

37番（世門 光君） いろいろと作業があるようですが、やはり市が行う事業に対して市民の参加のメリットということを考えながらも、やはり完売できるかどうかわからない。鹿児島のほうもその期日までに完売できなくて、また20何日か延ばしてやったというあれもありますが、やはり市民参加ということ。それから高い利息をまた銀行に支払うよりは、市民に参加してもらって、また市民に還元するというのも一つの手じゃないかなというふうに思っております。どうぞ前向きにまた検討していただければありがたいと思います。

次に、頑張る地方応援プログラムについてお尋ねします。この質問も昨日伊東議員にありましたが、ちょっと私も時間の関係でわからないこともあったものですから改めてお伺いしたいと思います。施政方針の中に「新集落時代」というのがありまして、その中において、安倍総理は本国会で「国の活力は地方の活力である。自ら考え実行する地方に対し、頑張る地方応援プログラムとして交付税で支援する」とあります。その内容についてお示しを願いたいと思います。また、どのような事業に取り組むのか、併せてお願いしたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 昨日若干触れましたんですが、小泉内閣から安倍内閣に代わりまして今後ますます進むと思われするのは、地方に対する国の姿勢として、頑張る自治体に重点投資をしてモデルケースをつくると。そのモデルケースです。その野がほかの自治体に広がって行って、日本国全体がボリュームアップするというこの姿勢がますます強まってくるだろうと思います。それで各省庁いろんな工夫をしてプログラムを作っていくわけですが、総務省が今回編み出したのが今申されましたような交付税で措置しようと、応援しようという、非常にうまい考えをやったもんだなと思っておるんですけども、総務省サイドからのできる地方応援ということが今回の位置付けじゃないんだろうかと思って受け止めております。

その総務省の予算枠としては年間3,000億円、これを3年間ということでございますが、それを地方に頑張る自治体に支援しますのは、1自治体3,000万円が上限。これを3年間ということです。初年度は予算枠の関係がございまして、1自治体2,200万円という枠になっているようでございますが、こういう形で支援しようとするわけですから、今の数字を逆算しますと全国自治体の大変な競争になっていくと。我々も我々という恐らく手を挙げてきますので、その中の熟度の高い自治体に決まってくるだろうなと思っております。

昨日申しましたいくつかのメニューにつきましては、事前に今度の国のほうが予算案を作る際に、昨年の秋に一応の総務省として全国の需要がどれだけあるかという、要望等がどれだけあるかという内調査をいたしました中で、私たちとしてはこのメニューこのメニューというので、総務省に資料を提出をしたということが昨日の経過でございまして、今おっしゃいました具体的なイメージなんですけども、奄美市の地域力アッププロジェクトという一つのプロジェクトを作って提出をいたしました。その中では一集落１ブランド事業、それから奄美の資源・食・健康・自然、こういった資源のブランド化、これは本年度内閣府で調査している水の資源、それから大島紬の原料のセイシンの資源、皆既日食、大浜の海水の活用とか、こういった等々の資源を活用するというブランド化でございまして。それから情報のパワーアップ、むらづくり推進、こういったのもこの中で抱き合わせをしてイメージとして今考えております。

もう一つプロジェクトがございまして、雇用対策戦略プラン、これは企業誘致を促進する事業を組み立て直してみようと。それからこれは今、生物資源調査が奄振等で行われましたが、奄美の中のまだ未利用資源たくさんございます。今、産業プラスターの協議会でそのことを進めておりますんですが、焼酎粕やらスズの花、海草、こういった研究に加えて昨日も出ましたバイオエタノール等々のテーマを一つのプロジェクトとして進めようと。

四つ目が交流人口拡大プロジェクトというプロジェクトをテーマにしているんですが、今のスポーツ合宿なり、それから今回の議会で議論いただきました文化産業戦略プラン、こういったものなり、看護福祉専門学校の人材育成を奄美で唯一高度教育をなさっているわけですが、こういったところの運営支援と。こういったのを一つのプロジェクトに仕上げていこうと。

もう一つが市民共同推進プランなんです。これは今進めているエコマナーを、今のエコマナーの形態を範囲もそれから熟度も広がったものにしていこうというプランやら男女共同参画とか、昨日出ました少子化対策も含めましてこういった形のプランが一ついけるんじゃないかなと思って出したところです。

なお、国のほうではいくつか事例として今申しましたプランを示しているわけですが、これ以外にこの交付税措置と別に関連事業というのがございます。関連事業の中で農林水産省が所管する関連事業、それから経済産業省と連携する関連事業、国土交通省と関連する事業、それ等々をそのプロジェクトに認定された自治体が行うときに、補助金これを優先して、その各省庁が補助金なり事業の認可なりをしていくというこういうプログラムでございまして、その関連事業にもチャレンジできるものはチャレンジしていきたいということで頑張ってみたいと思っております。

３７番（世門 光君） いろいろとプロジェクトということでしました、これは先ほども国に提出したということですかね。そして、これが認められたということですか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） そのことを申し遅れましたが、国のほうでは募集期間をこれからいたします、新年度予算決まってから。第１次募集、第２次募集、二つ分けるんですが、この期間が４月から９月の間で２回に分けて募集を設定しますので、その募集に間に合うように私どもの作業もピッチを上げてしていくという計画でございまして。

３７番（世門 光君） しつこいようですが、これを今から募集するということはいろいろとありました。昨年の一集落１ブランド、地域の活力から何やかや。地域ブランドということですね、地域力やら。このへんがもう入れて全て申し込んで、これから採用されるかどうかというのはこれからということですね。ひとつ頑張って、そしてまたお互いに理解し合えばいいんじゃないかなとこのように思っております。

次に、大熊・有良トンネルについて伺います。この件につきましては、冒頭に申し上げますが、平田市長がこの問題の発起人と言いますか、始まりです。これからこの問題大きくなってきまして今日に至っていますが、私はこの質問については１４年の第２回定例会でお尋ねしています。その中において、平成６年４月２２日、大熊公民館において「トンネル開通促進協議会」を発足しました。この間、自由民主党そしてまた大島支庁、龍郷町に陳情、いろいろと北大島に要請にまいりました。平成１０年の８月１６

日に大熊・有良トンネルの建設促進、総決起大会を行い、大きな夢を持って今日までまいりました。このようなことで質問いたしました、その答弁は、トンネルの距離が長くなり、国の採択基準が非常に厳しいのでトンネルを短くする方法を庁内で研究し、有良のほうの集落を突っ切って灯台の所を回って京の浦へ出て、そして最終的に大熊ということで、こうすることによって1か所のトンネルを開ければ1,500～1,600メートルぐらいのトンネルで済むのではないかとという構想で、市は交通マスタープランに載せているという答弁がありました。

それからいろいろありましたが、その後、平成17年6月、大熊の県道名瀬・龍郷線の大熊の境界の上で、墓の上でがけ崩れがあり1か月間通行止めになりました。その間、有良・芦花部・秋名の方々は国道58号線の龍郷回りで名瀬のほうに帰っておりました。このような不便を来しておって、その当時、また住民の方々はこのトンネル開通に対して、いつ頃になるのか、またどうなるのかということがありました。その後の経過について、また何かありましたら伺います。

市長（平田隆義君） おはようございます。世門議員の有良・大熊間のトンネルの整備についてですが、今、議員が申し上げたとおりの経過を踏んで今日にきております。この県道の改良事業、龍郷町役場から芦花部まではほとんど自転車で行けるようになってきているということは御承知のとおりで、これから有良と大熊の山越えをどうするか。特にこの有良・大熊間の県道においては、大熊川が自衛隊の力を借りて開設した道路ということと、それからその峠から有良までの所が最初は林道を開設して格上げして県道にもっていったという経過がございまして、どうしても山の峰々に道路を通すという基本的な方向がございまして、その結果としては大変厳しい道路線形を強いられているということでありますので、これを何としてでも一般の道路の規格に合ったような県道の改築をしていただきたいということからしてのこのトンネルの開設をやらないと、そのことは解決できないということでございます。しかし、県のほうも今、急峻な山越えではあるが、一応県の道路改良事業の整備は済んだもんだということで、今そこで攻めぎ合っているところでもあります。かねてから指摘しておりますように、急な坂道ということもあり、また地形的にもほとんどが西側を向いた山の傾斜地でございますので、西側を向く山の傾斜地というのは崩落が起こりやすいということでもありますから、今後もこういう大きな災害が発生する可能性は十分あると思っております。

その前に、年度は忘れましたが有良とゴルフ場の間で大きながけ崩れがあって、長い間通行止めになったということで、議員の指摘します17年6月の大熊地先の崩落は2回目でございます。もうちょっと小型なものまで言いますと4回目になります。そういうことで大変補修が要る道路でありますので、一日も早い開設をということで要望を行っているところであります。

特にこの地域は通常の交通ということと併せて芦花部のほうに芦穂の里の特別養護老人ホーム、秋名のほうに秋名の郷の中間施設、今度嘉渡のほうにまた同じく特別養護老人ホームが開設されます。それと同時に非常に高齢化の進んだ地域でございますので、救急体制という地域の安全を確保するということから、この勾配の高い道路の改善を図っていかねばならないということで考えております。

そしてこの度は有良地区に大島地区衛生組合の污泥処理場も開設・設置されますので、こういった点で車の交通量も増えていくものだとこのように考えております。現在、17年の12月に県のほうに知事宛て、この整備について要望を改めて行ったところです。今、龍郷町長とも話しているわけですが、県の道路計画の策定が進んでおりますので、何とかこの中にこのトンネルの位置付けをしていきたいということで現在取り組んでおるところです。投資がかなり大きな投資になろうかとこのように見積もっておりますので、奄振法の中でこの事業をしっかりと位置付けをして取り組んでまいりたいとこのように思います。

そういった点では改めて奄美市長・龍郷町長合わせて、またさっき申し上げました公共施設、そして民間の施設の皆さん、集落の代表の皆さんの名前をお借りして新たな要望書を提出しようということで今、龍郷町長と話を進めているところです。急がなければならないと思っておりますので、早急な対応を取りたいとこのように思いますので、また御理解や御指導を賜りたいとこのように思います。

37番（世門 光君） わかりました。去年の17年12月に県の要望を行ってということと、それから非常に今日嬉しかったのは、市長、龍郷町長はじめその施設の方々と一緒に新しい要望を入れていくと。奄振に取り込んでいくということで、あの時の答弁で、私たち生きているかなというふうにも思っていたんです。でもやはり、私たちが生きている間にこれも完成するんだなということで非常に喜んでおりますが、さっきも申し上げましたけどこの道路の有良・大熊間のこのトンネル構想、道路については市長が言い出しっぺなんです。それでみんなが力を合わせて動いてこの位置まで来たんですけど、平成6年ですね、これから始まってもう10年ちょっとなりますが、もしこれが開通となれば上方の地域の地元の方々は「平田トンネル」と言うんじゃないですかね。それぐらいの要望を持っているわけです。市長に期待を持っているわけなんです。どうぞこれからもこの要望についてのあれは、市長の決意のもとに進めていただければありがたいなとこのように思っております。

次に、地上デジタル放送について伺います。報道によりますと、昨年12月1日より県庁所在地においてデジタル放送が開始され、視聴可能世帯は全国で3,950万世帯と伺っております。約84パーセント。奄美群島では、これまで早期整備に向けて予算措置の確保を市町村長会、市町村議長会を通じて県や省庁、また国会への要望を実施してまいりましたことは、御案内のとおりでございます。2011年7月にはアナログ放送が中止され、完全デジタル化に全面移行するということが決定しております。中継局の整備やデジタル放送難視聴地域の対応はどのように考えているのか。まず伺いたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） 奄美群島における地上デジタル放送への移行に伴う中継局の開設の時期についてでございます。NHKが2008年から2010年までの間に奄美群島内の26局の開局を予定をいたしております。また、民間テレビ放送につきましては、これまで中継局の整備に多額の費用がかかることから、開設時期が明確に示されていない状況でございましたが、総務省の地域情報通信基盤整備促進推進事業で奄美地域における基幹中継局の整備が盛り込まれましたので、中之島、名瀬中継局の整備を19年度に実施する予定でございます。ほかの中継局につきましては、現在のところ開設時期について検討中でございますが、今後とも奄美群島における円滑なデジタル化に向けて、積極的に支援策を講じていただくよう要望してまいりたいと考えております。

37番（世門 光君） 今ほどNHKが19年度にということと民放ということがありますが、2007年度の今年度の当初予算に商工水産費に1億8,300万円が計上されておりますが、この内容を少し詳しく、この整備を進めるにあたっての内容を少し教えていただきたいと思います。

このデジタル放送の開設については、今までのアナログ放送については、私たち上方地区、それから名瀬市内にも以前も尋ねたんですけど難視聴地域があります。それで、NHKがミニサテライトですか、これを立ててずっと放送やってきましたが、これまで。やってきましたが、これでも追いつかず、地域の方々はケーブルテレビを利用して今視聴しています。その中において、今後のこのデジタル放送が開始されますと、難視聴地域がなくなると以前の答弁にもありましたが、この状況が改善されるのかと。そこまで、どうなっているのかまで伺います。

産業振興部長（山田忠憲君） 予算のことですが、今回の名瀬中継局の整備にかかる費用といたしましては、総事業費で3億6,741万1,000円となっております。これを国が4分の1、県が4分の1、放送事業者、これは民間テレビの4社でございますが2分の1となっております。奄美市のほうで申請の手続きを行いますので、国・県の負担額であります1億8,370万4,000円を今回の当初予算に予算を計上いたしているところでございます。

それと、中継局が浦上の上にもNHKのミニ中継局がございますが、その中継局が今度は設置されません、浦上についてはですね。と言いますのは、この基地局、デジタル化になりますとこの基地局、中継局の電波がアナログより非常に強力、強いということで要するに難視聴地域も随分カバーされるんじゃない

かなということでございます。NHKのほうも民間のテレビ局のほうもこの地域、要するに谷間谷間、難視聴地域ありますけども、いろいろとこれまでずっと調査を行っておられるようです。ということで、今、相当数のミニサテライト局がありますけども、それがなくなる所が多いです。上方地区を申し上げれば、鳩浜局ですね。それと名瀬の朝戸の基地局からの両方の電波で上方はカバーするという形になっております。と言いますのは、先ほど申し上げましたように、デジタル化になりますと十分この電波で対応できるという判断があるようです。いずれにいたしましても、この基地局を建設をいたしまして電波の状況など把握はしなければわからない点も十分あると思いますけれども、そういったことで問い合わせしてみましたらそういう御判断のようです。

37番（世門 光君） と言うと、その難視聴地域、これは心配なくていいというように今のところは理解してよろしいんですね。

産業振興部長（山田忠憲君） 難視聴地域ですか、これは要するに辺地の難視聴地域、笠利が屋仁・佐仁・喜瀬・用、旧名瀬市が知名瀬・有良・芦花部・根瀬部・伊津部勝・里・佐大熊、住用が役勝・西仲間、こういった所がこれまで難視聴地域ということで共同アンテナとか補助事業を用いていると中継のアンテナを設置をいたしております。この地域については、総務省のこの難視聴の辺地強調施設整備事業というのが今度新しく設けられまして、そういったのを活用していただきたいということを申し上げております。このことについても今後十分対応してまいらなければならないと思っております。

37番（世門 光君） 一つだけ伺いしますが、これであれですが、先ほどの総務省の難視聴地域と言うんですか、これをどういうふうにして、今答えられたら教えてください。なくすということに関しては。今伺いましたので、あれっと思ったんですが、どのような形でこれが進められるのかということだけお願いします。これからでしたら結構でございますが。対応をどうするのか。今言われました総務省の難視聴地域、私ちょっと聞き取れなかったんですけど、これで対応すると、総務省の。ということでありましたが、対応するということでしたら、これはどういう方向で進んでいくのかと。そのやり方ですよ。これは私も今聞いてあれですけど、もし答えられるんでしたら答えていただきたい。これからの問題でしたら、これで結構でございます。

市長（平田隆義君） この奄美大島の地域のデジタル放送の取組をどうするかということは、かねてからおっしゃるように国にずっと陳情して、県も動いてもらっていたところです。そこで、先般のアナログのときは国土交通省の難視聴解消の補助事業を入れたといういきさつもあって、これを国土交通省が窓口にするのかしないのが最も難しい議論になってきたところでした。しかし、国のほうはこの総務省の地域情報通信基盤整備推進事業というのは全国枠です。54億円かいくらぐらい、19年度予算要望していると思いますが、その中での対応ができないかということで総務省と国土交通省とが、いやそっちがやるべきだ、こっちがやるべきだ、ずっと議論が進まなかったんですが、昨年度の夏の奄振小委員会の頃になって、ようやくこの総務省の地域情報通信基盤整備推進事業を中心に総務省がやりましょうと一応話がついたわけで、さっき申し上げました1億いくらのあの予算はこのさっき言う予算です。今後、これを整備していったって、もし見にくい所があったり、それから予算の不足が生じたときは国土交通省のほうでカバーしていこうという話し合いがついているということです。さっき部長が話した電波の性格上アナログの中継局が要らなくなる可能性もあるし、別個にまたつくらなければならない可能性もあるということだと私たちは認識しておりますので、状況次第対応していくということですので御理解賜りたいと思います。

37番（世門 光君） この電波、このテレビに関してはやっぱりお年寄りが全てですので、そういうところがないようにということで願っているわけですが、今の御答弁で大体わかりました。これまた推移み

ながらやっていきたいとこのように思います。

次に、農業委員選挙についてお尋ねします。この農業委員いろいろと調べたら理解はしておりますが、農家の方々、有権者の方々がまだ理解しきれていないというところがあります。その二例だけをお尋ねしますが、有権者に対しての入場券の発送についてです。これがこれまであったのになかった。それから、耕地面積が笠利町にあって住居が名瀬にあるというようなことで、この入场券がなかったというようなことで、この入场券がなかったということで投票所まで調査に行った方もいます。これがやはり有権者に対して、その入场券の発送についてどのような手順で行われているのか。それから、どのような周知徹底を行っているかをお伺いしたいと思います。

選挙管理委員会委員長（久保忠義君） お答え申し上げます。ただいまの農業委員会委員選挙のことについてですが、これは農業委員会の選挙については、委員の選挙権及び被選挙権は次の三つの要件を満たさなければならないわけです。一つは、その選挙が行われる農業委員会の区域内に住所を有するということです。二番目は、満20歳以上の成年者であるということです。三番目は、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者である。この三つが条件になるわけです。

37番（世門 光君） ということは、その区域内の住所、それから10アール以上と、20歳以上とありますが、これはどのような方法で処置しているんですか。調べましたら、1月15日までに届け出て、それがあの方々に発送していると。今回の選挙じゃなくて前回の選挙は、その前にやった方ということになっておりますが、ここらへんの周知ですね。そこらへんまでやって、それからするのか。調査をやっていますよね、毎年。この時にはこの通知はしないか。ここらへんが私たちも有権者に対して徹底して広報しているかというのに関しては、それがされている、されていないということによって、入场券が届く、届かない。農家の方わからないわけなんですよ。そこらへんをちょっと徹底していただきたい。

それから併せてお伺いしますが、立候補者の名前がその投票の際に記載されていなかったということを知り、どなたを書けばいいかわからないというのが1件だけありました。それでほかの所を聞きますと、立候補者の名前が掲示されている所もあった。それから、1か所の投票所では、あったのに何かかんとかと横のテーブルの上にあった。こういうふうになっていたものですから、そこらへんを正確に教えていただきたいと思います。

選挙管理委員会委員長（久保忠義君） 前半の分につきましては、本人が自己申告をいたしまして、それを農業委員会に提出してするようになっております。登録制でございます。

それから、後半のほうにつきましては、投票所における立候補者名が記載されていなかったというお尋ねでございますが、農業委員会選挙では一般の選挙と違って記載台への氏名等の掲示については、公職選挙法175条は準用されず、氏名等の規程がありません。しかしながら、選挙人から立候補者の名がわからないという要望がありまして立候補者名を準備しておりましたが、これは選挙事務従事者説明会においてその趣旨を説明を行い、一部の投票所で記載台に立候補者名が別々に置かれていたということを指摘がありました。即座に事務従事者に注意をいたしました。今後そのようなことがないように気を付けたいと思います。

議長（前田幸男君） 以上で、自由連合 世門 光君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、南風会 奥 輝人君の発言を許可します。

2番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。本日の2番目、南風会の奥 輝人です。あらかじめ通告してあります一般質問を行います。まず質問に入ります前に、少々時間をいただきたいと思います。

農家の皆さん、毎日の農作業、大変お疲れ様です。あまりいませんけれど、特にサトウキビ農家の皆さんには、毎日の収穫作業、そして春植えの植付け作業に忙しい日々を送っていることで、製糖時期、植付け時期も残り一月余りとなりましたが、健康に留意されて頑張ってくださいと思います。

今期のサトウキビ生産見込量は、昨年の大干ばつ7月から11月までの間の影響で当初は2万5,500トンでありましたが、11月以降の雨や干ばつ時のかん水対策、スプリンクラーの散水制限解除の影響などで、また節田地区むらづくり推進委員会主催の雨ごい祭の効果などで約3,000トン増の2万8,500トン前後、これは2月27日現在、最終的には3万トンの可能性が見えてきている期待の持てる状況であります。この3,000トンの増とは、面積にして夏植えで8トンの反収で40町歩の面積の増であります。これは大きな大きな収穫であります。もし大干ばつがなかったら、と考えますと今年は3万トンの大台に軽く達成したと推測されます。私もハーベスタのオペレーターをしています、スプリンクラー設置圃場のキビは水回りがいいもので、夏植えや春植え・株出し共に生育が良好で収量も高い。しかしながら、スプリンクラー設置圃場以外のキビは、生育に若干のバラつきがあるものの比較的に伸長している状態です。しかし、春植えや株出しにはまだ若干の生育不良等が見受けられます。また、やせ地、地力のないほ場などにも生育不良が見受けられます。キビは水が一番大事であると思いますが、それと同様に地力のあるほ場は大干ばつでも地割れやヒビ割れが少ないために、それなりに収量が上がっているのが実情であります。今後は地力増進のために、土づくりにも取り組んでいかなければならない必要があります。また、糖度のほうも平均で14.8度と高く、品質も良好であります。このことは農家の所得向上につながっていきます。今回は台風被害が全くなく、折損や倒伏、また腐れや病気などもないことが、そして天候が良好だったことが糖度の上昇の要因であります。このように、今期のサトウキビは当初こそは収量の低下や反収の低下など多く心配されてきましたが、ここにきてどうかその不安を払拭することがきる状況になり、明るい見通しであります。奄美の基幹作物であるサトウキビ、このサトウキビ産業を活性化させるために農家の皆さん、そしてキビ参入業者の皆さん、これからも増産に向けて関係機関と一体となって頑張っていきましょう。

では一般質問に入ります。精脱葉機デトラッシャーの使用料について。

現在、富国製糖内敷地において、デトラッシャーの設置整備が急ピッチで行われています。3月末までにはほぼ完成の予定であります。本年度の稼働は若干はできると思いますが、本格的な稼働は来年からとなります。このデトラッシャーの活用でハーベスタの収穫原料がクリーンになり、品質の上昇、また歩留りの状況に、そして富国製糖の機械類の維持・管理の軽減が期待できることとなります。このデトラッシャーの使用料については、富国製糖、ハーベスタ組合、JA奄美、行政など関係機関が協議をし、昨年試算値が決定されたところでありました。内容は、デトラッシャーの使用料は試算値でトン当たり800円に設定されました。800円の内訳には、ハーベスタ組合が50パーセント負担、関係機関その他で50パーセント負担ということで話を進めているところで現在もあります。私たちハーベスタ組合は400円を負担します。富国製糖さんが150円を負担することが大筋で合意されているところであります。しかし、残額の250円がまだ未定のままであります。基幹産業のサトウキビ、行政側からのいくらかの助成ができないものかを伺いたいと思います。次の質問からは発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

産業振興部長（山田忠憲君） 精脱葉機デトラッシャーの使用料についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、ハーベスタで収穫された原料はトラッシュ、これは泥とかハカマ類などでございます。そういったものが多く、製糖歩留りの低下や圧搾機械の故障などをきたしやすく、操業停止などの原因にもなっております。この解消対策としてデトラッシャーを導入したところではありますが、本来、製糖工場に搬入される原料はクリーンケーン、これはきれくするということです。クリーンケーンを出荷す

ることが製糖会社と農協の間に交された一元集荷契約にうたわれております。

質問のデトラッシャーの使用料については、試算の段階ではありますが1トン当たり約800円を予定しており、これをハーベスタ組合が400円、富国製糖が150円、それぞれ負担することとしており、残りの250円をどこが負担するのかということについては、今のところ未定でございます。しかしながら、デトラッシャーの使用料の負担につきましては、原則として農家と製糖会社で解決すべき問題であると考えておりまして、このことにつきましては今後引き続き関係団体と協議してまいりたいと考えております。

参考までに、喜界島及び徳之島の使用料負担の状況でございますが、喜界島では経費が570円のうち7割相当の400円が農家負担、残り3割の171円が製糖会社負担となっております。また、徳之島におきましては、デトラッシャー施設自体を製糖会社で設置し運営していることから、ハーベスタ組合が100円、生産者が100円の負担となっております。以上でございます。

2番（奥 輝人君） ただいまの答弁でよくわかりました。今、喜界島と徳之島の例を答弁していただきましたけれど、私、奄美市のサトウキビ農家と喜界島・徳之島のサトウキビのその規模や環境も全然異なっています。これ昨年の喜界島の新聞でも農家負担が400円とか書かれていましたけれど、実際に喜界島の実情から言いますと、喜界島の場合は約7万トン以上の原料があるんですよ。奄美市はまだ今年で約3万トンあるかないかぐらいの原料でありまして、また喜界島の場合はハーベスタ組合、これはもうハーベスタ組合もありますけど、ほとんどトン5,800円というそういった一律の金額も設定されていない、原料が多いせいで5,000円から中型ハーベスタでも4,800円ぐらいのそのような料金が設定されています。また、トン受けやら反受けとか、そういった複雑な使用料の料金を今取っているのが喜界島であります。

私たち奄美市の場合は、トン当たり5,800円という一律の利用料金も設定されています。それで私たちは、昨年度の協議の中では100円の農家負担がゼロになるように無料に設定するために、私たちハーベスタ組合は800円の試算値のうちの5割負担400円を支出するということで申し合わせで今までなされているところであります。私たちハーベスタ組合もトン当たり5,800円で取ればもうかりますよ。しかしながら400円負担するということは、1,000トンのハーベスタを収穫作業した場合、400円負担するの結構大きい出費なんです。1,000トンやったとしても40万円ぐらいの出費がかさむんですよ、ハーベスタ組合も。今の燃料の高騰やいろいろな機械の維持・管理やらそういうことを考えれば40万円というのは本当に大きい。しかしながら、私たちは農家の負担を軽減するために農家所得を低下させないために、またサトウキビの生産意欲を低下させないために、どうにか私たちハーベスタ組合は農家に負担させないためにこうやって400円を設定しました。そのような関係で、先ほど答弁にあったようにこれは農家さんとあと富国製糖さんと、もう行政は関係ないというような答弁でありましたけれど、そこらあたりはサトウキビが7万トンとか8万トンとか増えてきた場合は、そういった喜界島のような方法、対策も導入することは私たちも考えているところでもあります。

今、言いたいのは、農家の負担をこれ以上増やした場合ですね、農家にまた100円負担してくださいとかになった場合には、農家の給料が下がるということなんですよ、サトウキビ農家が。そこらあたりもこれからの奄美市のサトウキビを活性化させていく上で、なるべくならば行政からも、これ私個人の意見じゃないですけどもハーベスタ組合、そして農家からの意見としてやはり試算値が800円でありますけれど、どうにか断定的な期間を設けて、1年の見直しでもいいと思うんですよ。来年度からこの新しいデトラッシャーがもう入ります。この新しいデトラッシャーが入ったということで、どのような今度は試算値がまた変わっていくのかもわからない初めてのデトラッシャーでありますので、そこらあたりを勘案していただいてどうにか行政からでも、はっきり言って数字的に言えばトン当たり200円でも行政としてはどうにかサトウキビのことを考えていただき、そのぐらいの助成をしていただきたいというのが私たちハーベスタ組合の思いでもありますし願いでもあります。これからあと半年、来年までまだ期間がありますけれど、100円の助成としてでも今ハーベスタの原料が年間1万5,000トンぐらいです。約50

パーセントがハーベスタの収穫であります。約1万5,000トンとしてでも200円でトン計算してでも約300万円ぐらいの助成ということでもあります。そう大きな金額ではないと私は感じています。農家に100円を負担させるのか、それとも農家の意欲を低下させないために行政がある程度、奄美市はこれぐらい農家のことを思って助成してくれるんだなというそのぐらいの気持ちですよ、意気込みですよ。それを私は行政をお願いをしたいと思うんですけど、できれば250円は宙ぶらりんになっていますけど、そのうちの200円でもと私は考えています。そこらあたりの見解を伺いたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） 行政は関係ないとは私は申し上げておりませんで、これまでもサトウキビの振興については相当な助成、補助の関係も行っておりますし、このデトラッシャーの購入に対しても2,000万円余りの助成をいたしております。昨年からの検討委員会ですか、これは諏訪 東課長が委員長になっておりますけれども、何回もこのことについては話し合っておられます。これをいろいろと皆さんが納得いくように再度何回もですね、まだ時間もありますので話し合っただけませんか。これは奄美市ばかりの問題じゃありません。これは龍郷町もかかわっている問題で、これまでの数回の4回ごとの会議の中で、行政としては多分難しいことですよということでも話をいたしておられたようです。そういったことがありますので、龍郷の課長も副委員長になっておりますので、もう十分富国製糖さんもハーベスタ組合の方々も農家の方々もこの検討委員会の委員ですので、十分話し合っただけでいいように話し合っただきたいなと思っております。

2番（奥 輝人君） 私は奄美市から提言しているのであって、龍郷町というのはまた別であります、これは。行政が違いますので、奄美市のサトウキビをということで私は今デトラッシャーのその使用料については言っています。龍郷町は龍郷町でまだハーベスタが1台稼働していますけれど、そこあたりはまた龍郷町でまた協議してもらえれば私はいいと思うんですよ。私が言いたいのは、財政が厳しいから補助金の削減やら助成金の削減やら、そういったのも結構でありますけれど、やはり補助金も助成金も必要などころでは増額でもいいですので、やっぱり提供していくのが行政の務めと言えば悪いかわかりませんが、補助金の見直しも必要でもありますけれど、やはり必要と思うところにはそのぐらいやってもらえるぐらいの心構えが私は必要だと思うんですよ。やはり農業振興ということで考えれば。

いろいろサトウキビや畜産に関しては、いろんな補助事業や助成等が結構あります。農家にしてみれば裕福な農業経営をやっている農家も結構いると思いますけれど、今回こういったデトラッシャーが出てきた関係上、これをずっと200円を負担してくださいというわけではないんですよ。サトウキビが今回3万トンとなりますけれど、来年あたり3万5,000トンぐらいになってきたら、私たちハーベスタ組合も考えますよ。農家に負担させないように。だったら私たちも500円でも、100円アップして農家負担させないために500円負担しますよというぐらいに、サトウキビの量が増えてきたらそういう方法ができるんですよ。まずは1年目、2年目というのが一番大事なんですよ。やはりそれぐらいの農家負担をした場合、ハーベスタ組合にまで出費して給料が下がって「キビんきや作らん」となった場合は、これはまた大変なことになりますので、やはりこの試算値というのは年々変わっていくと思いますから、そこらあたりを時間がかかりますけど今後協議をしていきますよ、私も。できればそういった方向で、キビが増産できる方向で、増産ができる方法というのはそういった農家の負担を軽減することが一番なんです。そこあたりを理解していただき、今後のハーベスタの料金の設定については真剣に取り組んでいただきたいと思います。市長、よろしくお願ひしたいと思います。特に朝山 毅助役さん、奄美市笠利町ですよ。農業立町の島ですよ。サトウキビや畜産なしでは食べてもいけない状況になったら困りますので、どうか農家の救いでありますので、そこあたり真剣に考えていただきたいと思います。

では、次にいきたいと思います。次にですね、たい肥の助成について。

笠利有農センターのたい肥の生産量が年間約1,200トン、生産販売量が約700トンでありました。これは昨年です。まだ約500トンぐらいの残が残っている状況であります。畑にたい肥を投入することによって、地力の増進や収穫量の増進につながっていきます。まず基本は土づくりでもあります。この土

づくりは、旧笠利町においては土層改良事業や客土整備事業などで若干土づくりを推進してきたところがあります。事業を活用しての土づくりをしてきたつもりではありますが、まだまだ追いついていないのが現状であります。現在は笠利町の東海岸地帯においては事業も完了し、新年度からは西海岸地帯へ畑総整備事業等が移動していくことになっています。旧笠利町においては、土づくりについては重点を置いていますが、伸び率も低いのが現状。まだまだ土づくりのためにたい肥の投入が必要であります。たい肥の販売金額については、旧笠利町ではこれまでばらたい肥でトン当たり8,000円、4トン以上購入すると1万円の助成がありました。土づくりの基本であるこのたい肥、重要な肥料であります。農家がたい肥を安価で購入できるような対策、または助成等はできないのか伺いたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） たい肥の助成につきましては、これまで旧3市町村で異なった助成制度が実施されておりましたが、それぞれの助成案を比較検討いたしまして協議を重ねました結果、19年度から新たな制度を実施する予定にいたしております。その内容でございますが、笠利の有機農業支援センター及び名瀬のたい肥センターのたい肥を1回当たり1トン以上購入した農家に対して、一般農家については300キログラム、認定農業者については400キログラムを上乗せして現物支給しようとするものでございます。たい肥の価格につきましては、これまでどおり有機農業支援センターが1トン当たり8,000円、名瀬たい肥センターが1トン当たり7,350円となっておりますが、この価格は両センター共に生産原料費や施設維持費など厳しい運営状況の中で、農家の負担軽減も考慮して設定されている価格でありますことを御理解いただきたいと思います。農家の皆さん方にとって土づくりは大変重要であり、その分経費もかかるところでありますが、来年度からの新たな制度はたい肥を上乗せして現物支給することにより、更に土づくりが推進され、反収及び所得の向上に寄与するものであると考えております。当面、この実施しながら効果を検証しつつ、改正すべき点があれば見直しをしてまいりたいと考えております。

2番（奥 輝人君） このたい肥の件については、今度の議案でも出ていました。また先日行われた産経の中でも、その説明を受けていました。新年度からの議案の中では現物支給ということでありました。しかしながらですね、この現物支給についても考える余地があるのではないかと私は考えています。なぜならばですね、たい肥というのは反当たり4トンぐらいが目安なんです、基準的に。4トンということは、認定農家さんにはキロ当たり400キログラムです。一般農家には300キログラムという説明もありましたけれど、そのトン当たり8,000円というのがネックになるんです。私も先ほど家でちょっと試算をしたんですけど、現物支給は400キロ、私も認定農家でありますけれど、反収に反当たり4トンを投入するとした場合、8,000円プラスのその400キロの4掛けで1トン600ですね。合計で5トン600キロぐらいになるんです。それが反当たり8,000円となった場合は、3万2,000円ですね。そういったたい肥の投入の仕方をするんじゃなくて、そのまま現物はなくてですよ、このたい肥の単価を5,000円ぐらいに下げて、現物支給なしの1トン当たり5,000円ぐらいに引き下げて農家に還元させるほうが農家としても喜ぶと思うんです。これはもう自分の考えでもありますけども、農家の意見も聞かなければならないけれど、基準の反収4トンたい肥を投入することによって、また現物支給の1トン600も加算されると。そういったことがまた面倒くさい農家もありますし、それを差し引いた2トン700ぐらいを注文して、あとの差額を現物でやって4トンにするとかそういった細々した計算などをするよりも、できればもう5,000円でも統一して、安くでトン当たり5,000円で販売しますよというそういった方向も考えてもらいたいと私は思うんです。そうしなければ農家もちっと困るところもありますので、またサトウキビの場合は基準当たりの4トン以上でも構いませんけれど、地力の効いている畑とか葉物とか野菜類を作った場合は、4トンまで入れたら今度は逆に野菜類が葉膨れになって、収穫時期の時に今度は障害を起こしてしまい、また花実分化等も遅れがちになり、またそういったたい肥の投入のしすぎで障害が出る可能性もありますので、そこあたりを考えてもうトンならトンは5,000円で販売しますとかいった場合は、まだまだ農家のほうも飛びつきやすいし購入しやすいと思うんですけど、そこあたりをどう考えているのかお願いしたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君）　たい肥の販売価格については、生産量の拡大、そういったもので十分今後見直しができるんじゃないかなと思っておりますけども、もう現物支給ということについては、私自身はやはり農家の育成、農業の振興のためには現物支給が適当な妥当なやり方だと思っております。この18年度の笠利の有機農業支援センターの実績を見てみますと、これは4トン以上買った方に1万円現金を支給していますけども、今年が見込まれるのは32件です。当初はですね、150件の予算化が、150万円予算化あります。そういったことで、まだ半分にも満たない状況なんです。それよりも1トン当たりの300キロという一般農家にそういった現物支給のほうが農家の育成にもなりますし、農業の振興にもなるんじゃないかなと思っております。

2番（奥　輝人君）　それでも構いませんよ、現物支給でも私は構わないと思います。ただ私が言いたいのは、現物支給を受け取らない農家などに対して、現物支給を引いた金額で、金額を引けで5,200円ぐらい、認定農家が4,800円ですよ。一般の方が5,600円になるんですよ、現物支給を引いた金額だったら。そこあたり現物支給を引いたたい肥の販売ですよ。それも同じことですので、考え方は。8,000円で現物支給をもらうのと、5,000円で現物支給をもらわないで買うのと同じ仕組みですので、そこらあたりも考えて、現物支給をもらわない農家にはこうやって安価の5,000円ぐらいの販売できる方法も導入してほしいということでもありますので、そこあたりをお願いしたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君）　そのようなやり方では、やはり先ほど申し上げましたように農家の育成、農業の振興には私はならないと思っております。

2番（奥　輝人君）　農家の育成とかそういうのが本当に大事なんですよ、これ。そういうことを言ったら農家は、はっきり言って戸惑うだけなんです。わかるでしょう、私が今言っていることは。現物支給もらう農家もいれば、今度は安価の単価で現物はいらなくて5,000円で。それも導入してくださいということですよ。これは協議して検討していただきたいと私は思います。これ以上言えばあれですので。

また、このたい肥については、たい肥を投入することによってその地力も増進されます。そして、去年の大干ばつの場合はひび割れも地割れもないんですよ。ひび割れや地割れが起きることによってサトウキビの根が切られて、そのままの状態で1本立ちで全然生育しないわけですよ。だから、そのたい肥はやはり必要ということで考えてください。このたい肥を購入した今度はあとですよ、あと。農家さんがどうやってたい肥を4トン買った場合ばらまくのか。そこあたりもマニアスプレッターでばらまくとか言っていますけど、そういった機械がない農家とか、笠利町の畑というのは1枚畑でも3反歩ありますからね。そこあたりはどうやってまくんですか。そのまき方の方法とかもありますので、そこあたりはどう考えているのか。お願いしたいと思います。

笠利地域産業振興課長（諏訪　東君）　お答えいたします。マニアスプレッターを利用するという方々は本当に専業農家ということで、それぞれ小規模農家あるいは専業農家と異なってきます。ですので、これは農家によってマニアスプレッターを利用する方は申し込むであろうと。当然ながらこれを全部がまくというのは大変でございますので、これは行政としまして有農センターでマニアスプレッターの貸出しを行いまして散乱するという方法をとりたいと思っています。

2番（奥　輝人君）　そのマニアスプレッターがちゃんと有効活用できるように、高齢農家がその手間隙が省けるようなたい肥の散布をお願いしたいと思います。

有農センターについては、昨年度は県のコンクールでも最優秀賞農家の賞をいただいております。まだまだ有農センターのたい肥の生産販売は1,200トンでありますけど、3,000トンぐらいの量の生産ができる可能な施設でもあります。宝の持ち腐れにならないようにたい肥をいっぱい販売して、安価で農家に配布できるような方法・対策を講じていただきたいと私から切にお願いしたいと思います。

次に、日・豪EPA対策について。この日・豪EPA対策というのは、国において、日本と豪州（オーストラリア）の2国間でEPA交渉が今年から開始することで合意がなされています。EPAとは、農畜産物の関税の撤廃や削減を交渉する協定であります。このEPA交渉が決定された場合、日本の農業、鹿児島県の農業、そして奄美の農業が崩壊的なダメージに陥ることが確実視されている交渉であります。国としても日本の農業を守るために、軽率な態度や行動を起こしてはほしくない。このEPA問題は、全国各地で拡大しつつあります。この日・豪経済連携協定EPA交渉について、国の最新の動向を伺いたいと思います。

市長（平田隆義君） この日・豪EPAのいわゆる経済連携協定については、いち早く伊藤知事も反対を表明されております。私たちのこの奄美においても、大きな影響があるものだとこう認識しておりますので、これからのこの奄美大島地域の一次産業の振興、特にとりわけ農業振興、そしてその中でのサトウキビ等についての対応ということから考えますと、どうしても我々もこれに反対せざるを得ないと思うっております。県と歩調を合わせて対応してまいりたいとこのように思っております。

この日・豪EPAは昨年12月に、2007年の交渉を進めるということでありましたが、第1回の交渉の日程もまだ決まっていないようでございまして、今後の推移を見守りたいと思います。状況としましては、特にEPAの影響を強く受ける鹿児島県や北海道をはじめ、農業が盛んな自治体や団体等の強い反発があって、政府与党内でも慎重論が高まってきていると伺っております。今後、農水省は経済財政諮問会議に設置された経済連携協定、いわゆるEPAと農業に関する作業部会で関税などの国境措置を撤廃した場合に、国内農業に与える影響の試算などを公表しております。

この試算によりますと、国内農業生産は、総生産額に対しての総産出額が42パーセントに当たり、約3兆6,000億円が減少し、現在40パーセントの食糧自給率は12パーセントに急落するだろうとこう推測をしているようです。全ての輸入農産物の関税をゼロにした場合は、安価な農産物の輸入が激増し、米や小麦、ジャガイモなどの主要農作物のほかに砂糖、乳製品、牛肉などもほぼ壊滅状態となる恐れがあると提起しております。特にそういった点では、砂糖、牛肉、ジャガイモ、こういった点が奄美に直接関係する農作物ではないかとこのように思っております。鹿児島県においても、昨年12月の県議会、農林水産委員会において、主要農畜産物である砂糖、牛肉、乳製品の3品目で関税が撤廃された場合、関連産業や地域経済を含めて約1,727億円の影響を受けるとこのように試算をしております。

このような中で、日・豪EPA交渉において、農業団体は、米、小麦、乳製品、牛肉、砂糖など高関税で保護している重要品目の関税撤廃が議論されることを警戒して、重要品目の交渉対象からの除外もしくは先送りを求めているという状況であります。鹿児島県議会も昨年の11月29日付けで、日・豪経済連携協定交渉を開始しないことを求める意見書を採択して、政府に提出しているようです。県農政課は、今後の交渉の進ちょくに当たっては、離島を抱える地域特性を踏まえて鹿児島の実情を明確にしながら、関係機関・団体と連携し、国に対して強く働きかけていくということでありますので、本市といたしましても今後、県と歩調を合わせて対応に努めてまいりたいとこのように考えておりますので、御指導よろしく願いいたします。

2番（奥 輝人君） ただいまの答弁でよくわかりました。国としても多分参議院選挙後、7月以降ですね、この交渉に決めていくことだろうと思います。この交渉が奄美の場合、畜産やサトウキビに最もかかりますので、この交渉の時点で例外として、枠外ですね、ただし書きでもいいです。そういうふうにしなれば、牛肉でも約38パーセントの関税がかかっています。砂糖にしてもキロ当たり71円が関税がかかってます。そこらあたりが全部全廃された場合、削減された場合は、私たちのこの奄美の農業は本当に成り立ちませんので、この安価な牛肉やまた砂糖が入ってくることによって農家は太刀打ちできません。市長もそうやって県と連携しながら対応していくという答弁もありましたので、これからまた日・豪EPAについては、まだまだ勉強しながら、できれば対象外になれるような交渉を国に強く求めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

産振部長さんには今回で定年ということで、私も農業を約4回ぐらい一般質問しましたがけれど、いろいろ勉強したことも多々あったと思いますので、今度、赤木名に帰られて農業の振興にサトウキビ作りに頑張ってくださいよ。期待していますので。そういうことで次の質問に入りたいと思います。

当初予算について。一般会計の当初予算（案）が前年度より約29億円減の約284億円でありました。前年度も厳しい予算編成で、今年もなお財政が厳しく、精一杯の緊縮型であることが一目瞭然であります。合併をし、向こう10年間を見据えての予算編成であり、歳出の削減や抑制をなお一層見直さなければならない事態であります。平成19年度から平成23年度までの5年間を特別重点期間と位置付け、財政健全化に向けて取り組んでいかなければならない。10年間のシミュレーションに沿った形で、これを超えていってもらいたいと思います。昨年の暮れに第二の夕張市騒動が発生し、市民や住民の方々も財政についての興味を持ち、また関心を持ち、奄美市の将来を真剣に考えることとなり、緊迫感のある奄美市であるように今は思っています。市民や住民と連携しながら、この特別重点期間、そして向こう10年間を超えていきたいと期待をして、当初予算について一般質問に入ります。

まず、基金繰入金についてであります。昨年度は財源不足として約14億7,000万円が基金からの繰入れをしています。今回は約8億円相当が繰入れされていますが、今年度の末では約7億円が基金に繰戻しされるという話も聞いていますけれど、このように基金からの8億円を繰入れした場合、本年度の末でまた同額ぐらいの基金がまた基金に繰戻しされるのか伺いたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 新年度の予算の中での基金繰入金のお話でございますが、平成19年度の一般会計当初予算、今、御指摘ございましたように7億9,419万2,000円、この中で財政補てん分として7億7,669万2,000円を基金から繰入れをして今、予算計上を御提案申し上げております。今後の最終的なイメージのお尋ねでございますが、今後新年度入りましてからの市税等の自主財源の確保、経常経費の節減等々を通じまして、今申されました約8億円の半分程度の繰戻しを目指して努力してまいるということで進めてまいろうかと考えておりますので、よろしくお願いします。

2番（奥 輝人君） 約8億円の約4億円ぐらいの繰戻しを予定しているということでもありますね。基金もあれば有効活用してもらい、いろいろ資金に充当することが本当はベターであるかと思います。この基金が底をつかないような方法で、今後またこの特別重点期間である5年間は基金をなるべく運用しないような予算を編成できないものか、そこあたりはどう考えているのかお願いしたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今この議会で議論しておりますように、基金の繰入れをいきなりしなくなるとなりますと、市の予算規模、そしてそれに市の支出を通じて市民経済回っていますから、その市民経済への反響それから雇用の問題、人口規模の問題、ここにかかわってきますので、この10年間財政運営というのは基金の繰入れをどういう形で進めながらするかというのは非常に大きな、技術的にも大きなテーマです。繰入れをなるべく少なくするという趣旨では、総枠ではいいんですけども、この議会でも議論を続けておられますように、緩やかにこの10年後に向けて移行していくということでやっぱり大枠として念頭に置いて財政運営を考えまじやないかと思っておりますので、そういう意味では基金の繰入れをその言った緩やかな移行という形の中で、基金の繰入れについても年度ごとにあてはめて運営をしていくということを基本にすべきじゃないかなと思っております。

2番（奥 輝人君） わかりました。基金もあるなら有効活用というのが私の建前でありますけれど、基金に繰戻しができるのであれば、有効活用しながらやっていただきたいと思います。私は思います。

次、地方債と公債費についてであります。一般会計で30億円、特別会計で8億円と地方債の借入れが設定されております。本年度の一般会計で約26億円が計上されていますが、特別会計への地方債はどのくらいあったのか伺いたいと思います。

財政課長（則 敏光君） 一般会計は今御指摘の数字でございますが、特別会計につきましてはトータルで9億180万円になりまして、8億円を突破いたしております。この状況はしばらくは、事業がなかなか採択になった事業をいきなりやめるというのができませんので、しばらくは続くかと思えます。一般会計と合わせましたら38億円枠の範囲内には入ります。が、特別会計は8億円はちょっと難しいと、しばらくですね、ということでございます。

2番（奥 輝人君） 特別会計で約9億ということで、合計でも38億円未満であり、26億円と9億円を足しても約35億円、3億円近くが設定されている金額に不足しています。その約3億円の不足している地方債ですけど、これは言い換えればこれはもう削減ということに受け止めてよろしいのか伺いたしたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 不足という言い方よりも抑えているという、投資的経費をですね、ということなんです。今申されましたことにつきましては、この残る新年度入りしましたからの話なんです。当初予算は今おっしゃいましたような数字ですが、今後の事業の増減が出てくることもございます。それから、災害等の突発的な事業が起きてくるという可能性もございますので、そういうことも考慮に入れて留保しておくということで、起債枠は一定程度確保していくという考え方で御提案を申し上げておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2番（奥 輝人君） その3億円ぐらいが今後流用するということは補正等でまた災害があった場合に利用していくという方法であります。やはり実質公債費比率がこの38億円を向こう10年間続けた場合は、実質公債費比率も10年後には17パーセント台まで落ちるということで、財政の健全化がされるということでもあります。突発的な災害等が起きるそれはわかりませんが、できれば事業枠の38億円をできればめいっぱい使って、いろんな事業やらそういった建設事業、投資的経費にでも回してやっぱり利用していったほうが今後の奄美市の発展のためにもなろうかと思えます。ただそうやって財政が厳しい厳しいだけでは済まされない点もありますので、やはり使うものは使っていくと。新しい事業をやるには、やっぱり住民のサービス向上の意味でも、切り詰めるだけはいけないと思うんですよ。新しいものには金をつぎ込んでいって住民へのサービスをまだまだ向上させるというのも手法でありますので、第二の夕張市に私はならないと思っていますから、10年後にはまた人件費等でも結構削減されていくシミュレーションも出ています。繰越金も出ていくというシミュレーションも私の頭の中では立てていますけど、8年後から9年後に関しては繰越金も多分出てくると思われまして、そこあたりははっきりまだ自分の試算ではありますが、その8年後とか10年後に向けての繰越金等がでてくるのか、そこあたりを勘案しての地方債の借入れをしているのかをちょっと伺いたしたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 10年後のイメージをどうするかと深くかかわってくるわけですが、10年後、国が財政支援をはっきり約束しているのは10年ですね。その10年からその次の5年間で緩やかに移行して、15年後にはもう合併しなかった5万人の自治体と同じレベルになるというのが国の考え方でございますので、そのようなことからしますと向こう10年後には財政的に自立をしているという状況に組み立てをしていかないといかんわけです。自立をしているということはどういうことなのかというと、赤字決算もしない。そして、今おっしゃった基金もある程度は積み立てられるという、やはりこのへんのことを念頭に置きながら進めないといかんだろうと思っております。そのような財政健全化計画の大枠のシミュレーション等々は9月頃をめどに策定して、またお示しできるかと思えますが、その中で今おっしゃいましたこの起債枠があるのをめいっぱい使う。これは今のお話、今を考えますとそれでいいんですけども、今後このシミュレーションが難しいのは、今の5万人の人口規模、それから今の市内の経済力、経済規模、これで今シミュレーションをするしかないわけですね。そうしますと、向こう10年で何が起きてくるかと言いますと、この経済規模が変わるかもしれない。人口も変わるかもしれない。とい

うことも念頭に置きますと、今おっしゃいました18パーセント以下に実質公債比率をもっていくというのはもう基本であるわけです。その基本を前提としながら、先ほどの要素も念頭に置きながら事業実施の規模を考えていかないといけませんので、その両方を念頭に置きながら進めていくという形で御理解をお願いしたいなと思っているところです。

2番（奥 輝人君） やはりシミュレーションというのは大事であります。また計画ということで大事でありますので、やはりそういった計画を実行・断行できるような予算の編成をしてもらいたいと思います。そうすることによってまた住民も納得のいく奄美市の財政が透明化できる方向に気持ちも和やかになっていくと思いますので、住民にそういった配慮も必要であるかと思っておりますので、シミュレーション等を作成されて、また新しい最新のシミュレーションがあるのであれば、10年後はこうなるといった先ほど部長が言ったいろいろな中には障害とか、5年後・6年後にはまたいろいろ人口の増減やら給料の人件費の削減等いろいろありますので、そこあたりも組み入れて市民・住民にわからせるようなシミュレーションを提供していただきたいと思っております。

それと次に繰出金についてですけれど、特別会計への繰出金が約30億円であります。13の特別会計と企業会計があり、特別会計は独立採算性が基本ではありますが、非常に厳しい現実であります。繰出金の抑制や削減を図る意味から、事業の見直しや事業の調整等、更には指定管理者制度の導入の検討も早期に開催しなければならないと考えています。一般会計からの繰出金の抑制について、今後10年間どのぐらい、来年度に向けての抑制が図られていくのか。そこあたりを伺いたいと思っております。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 繰出金の関係につきましても、今後の財政を考えるうえで大きなテーマであるわけで、現在の状況は今おっしゃいましたように、医療費、公債費等々の増で繰出金も増加傾向にあるということでございます。これを抑えていかなきゃいけない。繰出金をですね。というのが今後そのシミュレーションも含めまして問われるところなんですけど、これの抑えていく方法として今おっしゃいました指定管理者、民間移譲等々も一つの視野に入れながら、経常経費の削減、医療費の適正化のための事業の強化、それから投資事業をはじめとする事務事業の選別、地域の人たちの健康づくり、こういった等々の政策も合わせながらそのような努力をしていく必要があると思います。それからもう一つは、住民の皆さん方の受益者負担、これの適正化というテーマやら税の使用料の徴収体制の強化、こういったことから通じまして繰出金を抑制していく努力を重ねていくということでございます。

今おっしゃいました独立採算のことにつきましては、私ども今回の行政改革大綱の実施計画におきまして、特別会計の分野につきましては独立採算を目指す、独立採算にもっていくというそこを強調して文言を入れておりますので、おっしゃいましたような姿勢で私たちも臨んでいきたいというふうに考えております。

2番（奥 輝人君） やはり特別会計もこの奄美市にとっては重要な会計でもあります。歳出抑制をするのもいいと思われますけども、やはり特別会計で携わっている職員、そういった職員の皆さんの努力ですよ。いろんな徴収やら滞納金を出さないような方法の徴収などを指導を徹底していただいて、特別会計になるべく一般会計からの繰出金がいかないう方法で今後また協議をしながら、また検討しながらやってもらいたいと私は思います。繰出金がないほうが本当は一般会計のほうでは、投資的経費やら自分の個人でできるいろんな事業とかできますので、繰出金の抑制に向けてもなお一層の取り計らいをやってもらいたいと私は思います。

以上でありますけれど、今後は奄美市の育成として市長が言われているように、今度の末広・港土地区画整理事業のことについてもありますが、やはり今後新しい奄美市をつくるとなれば、やはり近代的なそういった発想も必要であろうかと思います。やはり新しい所に行って新しいものを知ると。奄美市だけじゃなくてほかの県などに行っているいろいろなものを見て、こういったことがすばらしいんだということを導入して、この奄美市の商店街やらそこらあたりが発展できるような方法で、方策を講じながら住民になる

ようにお願いしたいと思います。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 奥 輝人君の一般質問を終結します。

暫時休憩いたします。（午前 11 時 46 分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後 1 時 30 分）

午前に引き続き一般質問を行います。

南風会 橋口和仁君の発言を許可します。

4 番（橋口和仁君） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。お昼の眠たい時間ではありますが、1 時間のおつきあいのほどよろしくお願いいたします。

平成 19 年第 1 回定例会が開会されるにあたり一般質問を行います。

早いもので昨年 3 月 20 日に 3 市町村が合併いたし、やがて 1 年になろうとしています。月日の経つのは早いもので、10 年一昔という言葉もありますが、しっかりと 1 年 1 年計画を立てていかなければならないものと己自身に深く刻みつけている昨今であります。市民の皆様には、この 1 年をどのような思いで振り返られたでしょうか。合併による効果が見えてこない、いやこの点は良かった、悪かったと賛否ありますが、新しいまちづくりに大いに論議を尽くし、奄美の未来のために共に力を合わせて頑張っていきたいものであります。

安倍総理が誕生いたし 6 か月になろうとしています。その間、小泉総理の構造改革路線を引き継ぎ、景気回復に努め、格差社会の取組、そして教育問題、憲法改正なども重要事項として位置付け、美しい国日本の再生に向けて取り組んでいるところであります。しかし、小泉政権下の構造改革により多くの格差社会が発生し、なかなか是正されずに今日に至っているところであります。

国民が安全で安心して暮らせる社会の構築、その一つとして社会保障問題があります。少子高齢化のまった中において、年金、医療、介護問題であります。私の身近においても、これから先、介護年金、医療については日々かわり合うことが多く出てくるものと思います。高齢者にとって健康であることは、人生最大の喜びであり、そのために自己管理をされ、家族等の協力を得ながら健康に留意しているところであります。そして、そのために医療施設を利用されているのが現状ではないのでしょうか。

通告いたしましたふれあいの郷の現状について、また今後の取組において、一昨日の答弁である程度は理解をいたしました。しかし、昨日の地元新聞紙上で笠利診療所の入院廃止という記事を見て、また施政方針の中にも述べてありますが、市長は答弁において、これは昨日の答弁であります。診療所を中心として保険や福祉との連携をとり、機能を高めて維持に向けて取り組むと述べています。機能を高めていきたいということは、来院だけを重点的にされるということで、入院は今後もとらないということなののでしょうか。今現在、民間病院も満床状態だということでもあります。これから先、住民の地域医療に対しての不安、また現在入院となると名瀬の病院までいかなければならない。そのことにより、家計に与える負担は大きなものがあります。このことを考えるときに、今後もとらないのでしょうか。安全で安心して暮らせる社会の構築に取り組むべきことが、本市の基本姿勢ではないかと思います。市長の御所見をお伺いいたします。あとは発言席にて再度質問いたします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 橋口議員の質問の笠利のふれあいの郷の昨日来の答弁に対する質問だと受け止めておりますが、診療所の会計内容についてまだ十分な調査はいたしておりませんが、まず第一に多額の赤字が出てしまったということを考え併せたときに、どのような運営にしていこうかということは当然問われるだろうこう思っております。そういった点では、いわゆる二人での医療体制ということについての負担が少し大きすぎるのではないだろうかという思いもいたしております。それと同時に、市内の個人診療所、

19床以下の診療所の皆さんが、これまで積極的に入院患者をとって運営をされていたわけですが、多くの診療所でこの入院を中止するという状況でございます。このことを考え併せしますと、やはり入院をとるということの経営上の問題ですね。これは、医療制度が改革されて以来のことでもありますから、根本的な問題ではなかろうかということのように思っております。入院は大きな病院でという国の方向に示されておりますから、そのような状況になってきたんではないのかなということのように思っております。そういった点では、この診療所の赤字があまりにも大きくのしかかってくるということで、市民全体を見渡した医療費制度の在り方ということから判断すれば、このふれあいの郷の入院措置の仕方については改善していかなくやならないんじゃないかということで、まずは休止にしようという結論に至ったところです。

今後はそういう意味において、地域の特に高齢者、農村におられます高齢者の医療や健康、そして福祉の面を充実していく、連携を密にしていくということで、診療所の機能を高めるということで解決をしたいと思っておりますので、是非御理解を賜りたいとこのように思います。

4番（橋口和仁君） ある程度は理解いたしますが、先ほども申しましたけれども、地域の最先端医療施設にして、これからますます高齢化率は非常に上がってくるわけですね。そうなった場合に、地域の中で入院をしたいと。また、この名瀬のほうにおもむいた場合は非常に家計に及ぼす影響、非常に大きいわけですよ。所得においては非常に低い状態、140何万円ですかね。そういう中で医療費がかさみ、またそして名瀬に行く交通費、医療費と考えた場合には非常に厳しい状況が考えられるわけでもありますので、そのあたりを民間企業もあります、アマンディもあります。笠利にもあります。その民間医療との協力体制を図りながら、ある程度道筋つけられるまでは今ベッド数が19床ですか。入院の措置をできるのが7床ということであるならば、そのあたりある程度道筋ができるまでできないものか。そのあたり、もう一度。

市長（平田隆義君） 恐らく入院措置をとるとなると、もう一人のお医者さんが必要だという結論になると思います。従来二人でやっていたわけですが、一人の方が任期を終えて帰りますので、補充がきかないということがまず第一にあるわけです。そういった点などを勘案しまして、地域の皆さんの思いもむらづくり懇談会でお伺いしまして、本当に直接私が答弁するのをもうはばかりの多いというか、本当に身を切られる思いでありましたんですが、やっぱり帰ってきてみて担当やいろんな皆さんの意見を聞いて、これはもうやむを得ない措置であろうということで決断をさせていただいたということでもあります。恐らく続けたとすれば、昨年度、本年度の見込まれている赤字がまた出るだろうと。それを誰が補うかということになってまいりますと、そういうことでの対応をしなかった私の責任も問われそうな思いがいたしましたので、結論を出させていただいたということです。是非御理解賜りたいとこのように思います。そして、入院患者の皆さんについても、この話はどうかという話はもう数か月前に聞いておりましたので、時間をかけて退院された方の行き先というか、そういったものはしっかり見届けたいという担当の話もございましたので、そのことは重々願いますということでやっております。今後もそこへんのところが問われるのが多いことだと思いますので、民間の病院との連携ということも当然に考えていかなきゃならないだろうと、このように思っているところです。

4番（橋口和仁君） 理解いたしましたが、それでは今後診療所においては7,000万円という大きな赤字出ております。昨年までは3,000万円近くだと。これから先、市の財政から繰り入れられる分というのが大きなまた負担を考えた場合には、今後直営されていかれるのか。また、指定管理者にもっていかれるのか。そのあたりの判断が非常に微妙な点であろうかと思いますけれども、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

市長（平田隆義君） 担当者の情報というか所見などをお伺いしまして、いわゆる患者さんがどのぐらい確保されるかということが一つのポイントになってくるだろうと思いますので、もうしばらくこの一人体

制の医療体制でみながら決断を下したほうがよかろうという思いであります。どういう形がいいのかというのもこれから十分検討してまいりませんと、一概には言えない点がありはしないかと。少々の赤字というのを覚悟すべきなのか。それとも、そうでない形がとれるのか。また、利用される人たちの利便性や信頼性とかいろんなのが重なってまいりと思います。そういった点では、もうしばらく様子を見ながら決断をしなければならないのではないのかなとこう考えておるところでありますので、御理解賜りたいと思います。

4 番（橋口和仁君） これはこれとしてまた受け止めますけども、お医者さんが昨年は9月まで二人体制ということで、10月から一人体制ということになっているところであります。笠利の診療所は笠寿園もまた持っておりますし、また訪問介護もされているという体制の中で、非常に一人体制は厳しい状況だと思います。そのときに医者が今回一人になった。その一人の体制で、もしそのお医者さんが辞めたいというときの補充の可能性はあるのかどうか。そのあたりちょっとお伺いいたします。

国民健康保険課長（福山 治君） 今御質問のこの仮定の話ですが、そういう状況になりましたらそれは当然その一人につきましては補充するという考えでございます。要するに医者不在ということとはならないような体制を確保したいという考えであります。

4 番（橋口和仁君） お一人でこの6か月間、いろんな所に赴いてやっているわけです。その方をやっぱり鹿児島県においても非常にお医者さん不足と。県病院においてもまた同等ということであるならば、まずその方を何かの形で支援していくという方向もあろうかと思っておりますけれども、今後またいろいろと厳しいものがありますが、ひとつ第一に医療の地域医療の体制をしっかりとまた取り組んでいただきたいと思います。

じゃ次に移らせていただきます。今回、ふれあいの郷の雇用の状況であります。本土においては、好景気を反映して雇用状況が改善されつつあります。まだまだ地域において格差があるようではあります、本市においてはハローワークの調査で依然として脆弱な経済環境下であると。また、就業機会が少ないというデータがあります。今回の措置において、パート、臨時の雇用の解約があったと聞いております。合併して1年を待たずにこのようなことがなされたことに対し、先行きが非常に心配であります。地域経済が冷えている今、今後このような改革路線が進むにしたがって失職がますます増えるものだろうと思います。政治は光の当たらない所に光を当てて、弱者に手を差し伸べるのが政治だと思います。地域力の振興の上で、今後のふれあいの郷で就業されている方々の雇用状況の改善策と。また、公的機関並びに地域経済の雇用状況をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

市民福祉部長（中山成樹君） 地域医療についてというふうな流れでの雇用状況の改善ということでございますけども、これにつきましては先ほど来、市長からも話ありましたようなことで、この診療所につきましては考えております。つまり入院病床の廃止、それから歯科医療の縮小ということに伴いまして、余剰人員というのが生じてきます。ほかの施設等で雇用ができないかどうか、そのへんなども申し上げました事象のことを全体といたしまして、適切に今後の問題として対応していきたいとそういうふう考えております。

4 番（橋口和仁君） わかりました。ひとつ今後の対応をよろしくお伺いいたします。

次に、あやまる荘の跡地の構想の進ちょく状況であります。昨年の答弁に、3月までにはそれなりのビジョンができ上がるものだと。そして、今回の施政方針であやまる台地の利用計画を含めた北部大島の観光交流拠点施設整備計画の策定に努めると述べておりますが、どのような拠点施設なのか。まずはお聞きしたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） この3月で基本構想を策定する予定でございます。その後の状況についてでございますが、株式会社鹿児島地域総合研究所に今調査の委託をしまして、これは内閣府の調査事業をそのままひっぱってきてまして、コンサルタントに委託をして進めるという形にいたしております。地元の委員として11名で構成をしまして、その委員会で今検討を加えているところです。座長が鹿児島大学工学部の木方助教授で進めておりまして、今月、近くこの会議が開かれるわけですが、せっかくですので今おっしゃいました考え方を少し述べてみたいと思います。

今、議論の結果はどうなるかわかりませんが、笠利のほうでそのあやまる岬を、あやまる荘の跡地利用を含めまして歴史文化ゾーン、景観保全ゾーン、交流ゾーン、歩行者散策ゾーンに分けようということが一つの考え方でございます。それから、台地のほうですね、国民宿舎の。跡地のほうに総合案内所的なイメージのもの。それから、寄り合いができるようなミニ集会と言うんですか、一緒にたむろできるような場所。それから飲食、売店、待合いができるような、そんなイメージでどうかなという形で座長のほうから提案が2～3日前試案として来まして、これらがもとになって今後議論されていくんだろうと思います。それからもう一つは、人工ビーチのほうにビーチハウスとかなどの一つとビーチと接点を持つ施設なども要るんじゃないかというような話も今して、パターゴルフその他の施設整備もそうなんです、そういう形で今議論が進んでいくんだろうかなという、この話のネタと言うんですかね、そういう段階ですが、申し上げたほうがいいだろうと思って申し上げさせていただきました。

今後これの構想を取りまとめまして、今考えていますのは奄振事業のほうでこちらの整備を図っていただけたら、非公共事業で。そういうもくろみで、まず年度内の一つの構想をしっかりと仕上げてみたいと思っておるところでございます。

4番（橋口和仁君） 今の時点では構想段階だということで認識をしてよろしいでしょうか。あやまる荘が解体されて1年と6か月が経過いたしました。その間、慶事において民間の施設の利用が図られてきましたが、しかし何百人規模の結婚式とかお祝ごとになった場合には、どうしても名瀬のほうに赴かないといけない状況なんですよ。それで、その時にもし笠利の地にそういう施設があるならば、遅くまで当事者の家に帰ってお祝ごとができるだろうと。また、こっちに来た場合には非常にまたその地域の方々の負担というのが大きいものがありますので、なるべくなら大きな施設をという形でできないものか。公設民営化というのがありますけれども、地域住民が利活用できるような公の施設というの私は大事ではないかなと思うところであります。

せんだって台地のほうに赴いていきますと、非常に360度のパノラマという状況なんですよ。もしそこに人が介するのであるならば、また新たな観光の拠点として位置付けられてくるんじゃないかと。例えばまたそこにサタ宿りとか、また今、和野のほうにしております地産地消の一環として向こうに野菜直売所みたいなのを置けば、またその周回の観光の方が入ってくるんじゃないかなと思うところであります。できるだけ地域経済に与えるという意味においても、大きな施設整備ができないものか。そのあたりちょっと伺いたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今のパノラマを展望した大きな施設につきましては、私どもが聞いている議論している範囲では、旧笠利町において民間投資を呼ぶような大きな施設ですね。要するにあやまる荘に代わる施設みたいな、そういうイメージの議論は行われていないというか、パブリックな要するに公でできる範囲での園地整備という議論が続けられてきたというのを受けて、今、進めているというのが状況でございます。民間投資を生むという、それは公設民営化というような議論は今のところなされていないということが現状でございます。

それから、もう一つの直売所なりサタ宿り、そういったものは今後地域の集落とコミュニケーションを図る媒体として非常に工夫のしがいがあるという施設だろうと思いますので、そのものがあるかどうかは別としまして何らかのそこのソフトも入れられるようなものは今後工夫していく、議論をしてまいりたいと思っております。

市長（平田隆義君） 私が、その構想に口出しをするというわけじゃございませんが、早くこれを奄美市の宝としてしっかりしたものにする必要があるんじゃないかということで、何とか奄振の次の非公共事業として組み込めないかということを提案させていただいております。

思いましたことが、このあやまる岬の景観のすばらしさ、さんご礁に碎ける白波、そして潮が引いた時のさんご礁のあの景観、これは旅行された方が東京に帰られてからもよく、名前はしっかり覚えていないんですが何とかという岬すばらしいねという話をよくなさるんですよ。ですから、それはあやまる岬でしょうと言ったら、そうだそうだということで話題になるんですが、本州の東端である犬坊崎、それから沖縄のほうの最西端である与那国島ですかね。向こうの見晴らし台等も行ったことがございますが、それらと比較しても、それ以上のものがあるような気がしてなりません。ですから、これはやっぱり奄美市の宝として大事にしていっていくということで、ここらへんに多くの人たちが訪れるような形、それから下のほうに非常に大きなグラウンドと言うんですか、土地を抱えておりますので、これらを地域たちと一体に使えるようなそういう交流の場というか、そういうをつくるということが大事ではなかろうかなとこう思っております。議員の今御提案いただいたそういうまた施設ということについては、今、部長が話しましたように民間の投資を誘導することができればとかそういうようなことなども思いながらであります。いろいろと御提案をしていただくということはありがたいことだとこのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

4 番（橋口和仁君） あの去年から部長も考えております、また市長も考えております、北部地域の観光振興としての拠点としてのあやまる台地の位置付け、そういうことを考えた場合、民間力の協力があるのであれば大きなイメージで、北部振興のまた大きな観光拠点としていろんな面で取り組んでいただきたいと思います。

それで、むらづくり座談会がありましたが、各集落からいろんなものが出てきたと思います。その一環として、一集落1ブランドという目に見えない部分もあろうかと思いたすけれども、一つの提案として、私は集落ごとに看板の設置が図れないものか。例えば、私の所は大島紬の男物の産地でありまして、紬に関するその由来とか、そしてまた集落の人口、そしてまた戸数とか、いっしょなんですけれども、そういう形で集落ごとに看板を設置することによって訪れる方が、この集落はこういうところがあるんだなど。屋仁だったら屋仁のターマンとか、笠利は大島紬の集落だなという顔の見えるような一つの取組をしていたければなど思っています。そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今おっしゃいました看板なりサイン板は、もう集落ブランドの基本線です。これを今朝申しました頑張る応援プロジェクトのああいふ一つの事業の中で、この通りを通っている方の主な施設とか誘導する看板と言うんですか、それはもう是非必要ですので、そういう事業の中で取り組んでいくということで位置付けたいと思いますので、そのように御理解お願い申し上げます。

なお、先ほどこのあやまるの調査が内閣府の調査と私申しましたが、市の単独調査だそうですので、訂正をさせていただきます。

4 番（橋口和仁君） ひとつよろしく願いいたします。

次に農業振興についてであります。午前中の奥議員のように専門的なあれがないんですけども、一般的なことで質問させていただきたいと思います。

まず、北大島の今後の農業の取組はどのように方向付けを持っておられるのか、お伺いいたします。

産業振興部長（山田忠憲君） 今朝も新聞に出ておりましたけども、基幹作物であるサトウキビが3万トンに上方修正ということであったということで、これはもう大変農家の皆様方そしてまた生産者の皆様方に本当に敬意を表したいと考えているところです。そういった中で、今後ともこのサトウキビの増産そし

て反収のアップ、拡大はもちろん図ってまいらなければなりませんし、今、笠利のほうではやはり畜産がそれに併せて盛んになっております。この畜産の関連からも今後推進していかなければならない一つの農業の振興じゃないかなと思っております。それと今、パッション関係、これが旧名瀬を超えまして笠利のほうのパッションの生産額、生産高とも上回っております。こういった高収益の上がるそういった作物についても今後、積極的に推進すべきじゃないかなと思っているところでございます。やはり、旧笠利、名瀬、住用、それぞれの地域性を持った農業の振興に今後とも努めてまいらなければならぬと考えているところでございます。

4番（橋口和仁君） こっちに「奄美農林業の動向」というのがあります。これは平成16年度の冊子でありまして、その中でサトウキビの1日当たりの生産費、また労働報酬というのがあります。平成13年度が2万4,000トン、1日当たりの労働報酬が7,860円と。それで平成16年度が3万561トン、そして1日当たりの労働報酬が2,236円となっております。これを考えた場合に、これだけ基幹作物のサトウキビに関してEPAとか入ったときに、非常に今は厳しい状況になるのではと。そうなった場合にはサトウキビと併せての複合農業というのは大事じゃないかと思うところであります。その中で先ほど部長がお話しされました時計草、そしてまたせんだつて徳之島においては赤土バレイショ、そして永良部においてもバレイショが2年間で非常な伸びを示しているんですよね。平成16年度で徳之島の場合は3,000トン、5億円の共販と。今年度が6,000トンの10億円ということを見た場合には、このキビとバレイショとのそういう複合農業というのも今後は位置付けていかなければいけないんじゃないかと思うところでありますが、まずそのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） 先ほど申し上げましたとおりサトウキビはもう基幹作物ということで、これをとにかく大事にしながら、今議員がおっしゃった作物の振興も当然努めていかなければなりませんけれども、この奄美市の重点振興作物を果樹ではタンカン・スモモ・パッションフルーツ・マンゴー、そして野菜ではカボチャ・バレイショ・ニガウリ・トマト・軟弱野菜と定めております。そういったことで、これらの生産拡大を図るために、笠利の営農支援センターではパシヨクフルーツそしてカボチャ・トマトなどの優良種苗の生産供給を行っております、適期植付け、規模拡大等の支援を行っているところでございます。今後とも農業改良普及所、JAあまみ、それぞれ関係機関で連携をしながら生産流通の研修会を実施しながら経営の安定に努めていかなければならないものと考えているところでございます。

4番（橋口和仁君） 次に、営農センターにおける研修生のことでありますが、現在新規就農者、また担い手の栽培技術取得に向けて、営農センターにおいて研修生制度がなされております。2年間の研修を終了し、新規就農者として青雲の志高く園芸のリーダーとして取り組んでいるところであります。しかし、研修を終え、いざ自分で立ち上げるに際しハードルが幾重にもあり、資金面、栽培面において、また立ち上げから販路までの道のりは非常に高く、途中離農される方もおられます。

現在、住用地域においては生産から販路までの一貫したショウガ栽培が新たな基幹産業へと移行しております。住用地域のように、園芸作物のブランド化、奄美のブランド化はできないものか。

また現在、3名ずつの研修生ではありますが、多くの新規就農者・担い手に門戸を開く上で、研修生の人員増を図る考えはないのか。重ねてお伺いいたします。

産業振興部長（山田忠憲君） 園芸作物のブランド化についてでございますが、先ほど申し上げました重点振興作物のブランド化に向けた取組といたしまして、県の園芸振興協議会や奄美市農政技術員連絡協議会などで実証ほの設置、そして各種補助事業などの導入を図りながら今現在取り組んでいるところでございます。また、ブランド化を図るためには品質はもとより定時・定量を重視した共同生産、それと共同出荷が必要不可欠でございますので、これからは生産者、JAあまみ、そして関係機関と連携を図りながらブランド化に向けた取組を推進してまいらなければならぬと考えております。

それと、もう1点目の研修生の人数を増やすことはできないかという質問でございますが、この研修用のハウス、ハウス整備の規模からみまして現在の研修生は4名以内が適正な人員だと判断をいたしているところです。今2名で、重なり合ひまして4名になりますので、これが一番のハウスの規模からみて適正ではないかなと考えているところでございます。

それとまた、農業の技術的な研修についてはその都度、研修センターに足を運ばれて技術の指導を含めてまして、そういったことも取り行っておりますので、そういった方法でのまた活用もしていただければなと思っておりますし、私どもの名瀬の研修センターとも連携をとりながら、希望される方がありましたら何とか対応できるんじゃないかと思っております。先ほど申し上げましたハウスのことを言いましたけれども、露地を使われての研修の実施、そういったことなどやっぱり幅広い対応も可能じゃないかなと思っております。ハウスが足りないから4名がいい規模じゃないかなと申し上げましたけれども、ろ地を使った研修ということも今後は考えていく方向で取り組んでいかなければいけないなと思っております。

4番（橋口和仁君） 新規就農者が幅広く増えるように、また取り組んでいただきたいと思います。

次に、市長は施政方針の中で、農政部門の組織再編を図り生産体制の強化を努めると共に、優れた担い手農家の育成・確保を図るために、技術研修、営農指導及び経営指導に努めると述べております。一昨日の南風会の平・渡両議員の答弁である程度は理解いたしました。再度伺いいたします。機構の上でありますけれども、まだまだ課題があると思います。本市の農業を基幹産業と位置付けるならば、産業振興部、農業関係を笠利町の地に持ってくる構想はないのか伺いいたします。

市長（平田隆義君） 今、奄美市の産業振興部の中における農政課、それから笠利支所・住用支所にそれぞれ担当者が置いてあるところですが、この部の設置ということでも今検討もしながらありますが、いろんな面で意見を聞いておりますと、農業に直接携わるということもさることながら、今後を見越した大きな構想を練ったり、それから県や国との接触とかそういった点を置くと、一概に笠利に置く方がいいのかどうかという点がやっぱり疑問に残る点が多々あるようであります。今そこのところをどうしようかと。ただ、産業振興部の中における農政関係の組織、人員の強化は図っていくということで、今、内々話してはいるところです。その組織として向こうに持っていくところに若干の問題が生じるんじゃないかということで、今、指摘を受けているところでもあります。そこらへん、今後、人事を通じてどうするかということで対応していきたいと思っております。

4番（橋口和仁君） 先般、部長のほうから周辺部の課は住民と一番接する最前線だと聞いております。本市の基幹産業でありますサトウキビにおいても、産業のグローバル化の中でどのような体制になるのか、今現在予断を許さない状況であります。このような観点から、身近に対応できる体制づくり、そして笠利町は農をもって立町のもととすることを基本理念として取り組んできたものと認識しております。本市においても、基本にあるものは第一次産業の繁栄であり、第一次産業なくして二次産業の活性化は図られないものだと思います。そういう観点から、最前線の体制を最大限に図っていただきたい。そして、助成がありますが、資金的助成そして制度的助成、人的助成といろいろありますが、特に人的助成においては、以前は民間のほうで行き届いた支援をなされておりました。しかし合併により、この合理化がなされ、支援が行き届かない状況下であります。まさに農家は今現在、暗中模索の状態ではなかろうかと思っております。そういうことを考えた場合、支所に部長が最前線だとおっしゃるのであれば、今こそ人を配して臨むべきではないかと思うところでありますが、それに対して御所見をお伺いしたいと思います。

市長（平田隆義君） 関係担当のほうでいろいろと議論を重ねているところでありますが、今指摘のありました人的対応ということが、奄美市においてもとっていかなきゃならない課題だろうと思っております。いろいろな方法があると思います。旧名瀬市においては、タンカンを担当・専任みたいな形で職員を配置したケースもございます。どういう形で最もいいのか、そこらへんを考えながら対応していこうということで今進めているところでありますので、御理解賜りたいと思っております。

4 番（橋口和仁君） ひとつまた特段の配慮をもって取り組んでいただきたいと思います。

次に、住宅事業についてであります。平成 21 年までは、旧笠利町の建設計画を元に奄美市においても住宅建設がなされることが、先般のむらおこし座談会において説明がありました。若者の定住促進事業として住宅建設は是非必要であります。また、奄美市建設計画において人口の定着と拡大を図るために、公営住宅の建設、建替え等の整備を進めるとあります。このことは、今後の地域力、また一集落 1 ブランドの推進においても進めていただきたいと思います。若者が定住すること、人口が拡大することに地域の活力が芽生え、新たな地域力向上が図られるものだと思います。住宅建設に際し、一極集中的な建設事業ではなく、公平に配慮されるような建設事業を進めていただきたいと思います。今後 21 年以降の奄美市での住宅建設事業の取組はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

建設部長（川上和満君） 住宅事業についてお答えをいたします。

21 年度までの公営住宅整備事業につきましては、旧笠利町・旧名瀬市において策定をいたしました地域住宅計画を奄美市に引き継ぎ、その執行に努めているところでございます。具体的な内容につきましては、初日の平 高市議員にお答えをいたしましたとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

22 年度以降につきましては、奄美市として地域住宅計画を新たな計画を作成する必要があります。計画策定におきましては、新設、建替え、改善並びに地域需要等も十分考慮し、財政的な面も含めて検討を行い、総合的な判断で計画策定を行わなければならないものだというふうに判断をいたしておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

4 番（橋口和仁君） 総合的ということでもありますけれども、一番その時に需要度が高いという所が一番大きなことではありますよね。けれども、やっぱり市長が掲げている地域の活性化ということを考えれば、そこに若者が定住すること、また I ターン・U ターン者の方が定住することがまた地域の更なる活性化が図られるものだと思います。そういう意味においても、地方に厚く配慮していただきたいものだと思います。

それでは、現在空き家等が見受けられますが、改修などの計画はないものかお伺いいたします。また、民間力の推進を使った改修など、そのあたりまでちょっとお伺いいたしたいと思います。

建設部長（川上和満君） 民間力という点から先に答えさせていただきます。民間の力を借りて住宅を建設するということは、非常に好ましいことでございます。名瀬地区では中心市街地の活性計画の中でも測候所跡地に市が土地を保有いたしております。その中で都市型住宅という形で建設の構想なども持っておりまして、平成 19 年度に企画調整課も含めまして建設部も含めましてこういった検討会なども予定がされております。また、近年農村地区等においても、マンション・アパートなどもちらほら我々も建設を見ております。そういった意味では情報の提供という面で、十分努力をしまいたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、改修については担当課長の方から説明させますので、よろしくお願いいたします。

建設課長補佐（島名 享君） 笠利支所管内の計画についてお答えいたします。

現在、笠利支所で空いた住宅、空き家ですけれども 10 戸ありまして、こういった老朽化した住宅等を含めまして 22 年以降に改修計画も検討しております。先ほど部長からありましたように、財政面、それから地域の活性化面、そういった面も含めながら 22 年度以降に計画を考えております。

4 番（橋口和仁君） ひとつ地域の活性化へ向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上の 4 点ですが、安倍総理は、地域の活力なくして国の活力はあり得ないと、地域の発展に向けた方向性を打ち出しております。奄美市の目指す方向性が先ほどもいろいろと述べましたが、見えてこ

ないというのがあります。合併して財政問題等が先走りしている感があります。市民は、雇用の確保、そのためには産業の創出、企業誘致、新たなる地域の宝の掘り起こしによる産業興しに向けた取組をなさっております。長いスパンで市民がいかにして所得増が図られるのか、また幸せを感じるのか、そのためには足腰の強い産業基盤に向けた取組をしていただきたいと思います。

まず、一次産業の発展なくして二次産業、三次産業の繁栄はないものだと思います。昭和60年代に大島紬の200億円、また公共事業においても大きな財政規模があったと、投資があったと。その両輪で島の繁栄はあったと思います。地域の大島紬は衰退していく中、また公共事業がだんだんと目減りしていく中、島における経済は非常に厳しいものがあります。それに代わるものは、やっぱり内需指導型の産業育成が急務ではないかと思います。そういう意味においても第一次産業の振興において、強く取り組んでいただきたい。その上でまた観光、また公共事業というのも繁栄があるものだろうと思います。ひとつ市長のいろんな4期の施政にもありますけども、取り組んでいただき新しい19年度のこの奄美市が更なる活性化が図られることをお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

それと、この3月で定年退職をなされます皆様には、長い間本当にお疲れ様でございました。これから先はやっぱり地域のまた一つの大きなリーダーとして活躍されることを期待しておりますので、ひとつ今後ともよろしくお願いしたいと思います。終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時27分）

○

議長（前田幸男君） 再開します。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

南風会 師玉敏代君の発言を許可いたします。

8番（師玉敏代君） 奄美市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。一般質問も3日目に入り、私で最後となりました。与えられた1時間、精一杯頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、19年度第1回定例会の開会にあたり一般質問に入ります前に、一言述べさせていただきたいと思います。

昨年の12月13日、スポーツ紙「日刊スポーツ」に、奄美市第二の夕張市SOS宣言と大きく取り沙汰され、同日にTBSの全国版情報人気番組にも取り上げられ報道されたことは、奄美市のイメージダウンはもとより、情報社会において、外向的分野、産業取引にも多少なり影響を与えたことは必至であります。津々浦々に在住する島出身者や親戚の方々、島を離れていつか島に帰って錦を飾ると夢と希望を持って働いている子どもたち、苦学しながらも卒業して島で働くんだと勉学にいそむ子どもたち、どちらかの誰からか皆さんも「奄美は大丈夫ね」電話なりをいただいたはずである。そして、「このまま何もなかったら、放っておいたらのことよ。大丈夫、心配しないで」などとその場をどうにか乗り切ったことと思います。

これを受け、市長は、第二の夕張の表現に対しては財政運営の在り方などから単純に比べられるものではないと主張。さらに、一時借入金などに対する標準財政規模比率など夕張市とは大きく異なることを挙げて、ホームページ上の資料公開については市民の意識を高めるために公開したと述べております。一方、財政運営上ここまで厳しくなった要因については、地方交付税の削減と住用の財政の悪化を吸収しきれなかったことが原因であるとコメントしております。合併して1年も経たないうちに非常事態宣言をして、その原因の一端が住用の財政にあることを述べております。吸収しきったから今があるのではないのでしょうか。合併から住用の財政の悪さは承知していたはずである。合併前に何のために何度も何度も事務上のすり合わせ作業をしてきたのか。吸収しきれなかったなどという言葉は、完全破綻、あとがない時に最後につかう言葉であり、今後共に歩み行く合併した相手を名指しして言うことではなかった不適切な言動であると思います。う余曲折を経て他町村が相次ぎ合併協から離脱する中、私たちは合併にこぎつけたので

ある。地域の特性を生かし、均衡ある発展を目指し合併したのである。その時の初心を忘れてほしくないと思います。この件については、私自身いつか発言する機会あらばと願っておりまして、この場をお借りして言わせていただきましたが、とにかくこの一連の報道がただのセンセーショナルの出来事で終わることなく、また市民の不安をあおるだけのものでもなく、全てを教訓にいたし、合併の初期の目的が達成できますよう、今こそ行政・議会・市民が一体となって奄美市の危機を取り組んでいかなければならないと痛感しております。

では、通告してあります4点について、順次質問をしていきたいと思います。

市長は、年頭より年始式においても「決断の年という言葉が一番ふさわしい。皆さんも市の行く末を願って決断しなければならない」と職員を前に仕事始め式でもあいさつの中で打ち出しました。新年早々、「決断・実行の年」と地元紙の一面の見出しに力強いものを感じたし、何を決断し実行するのか、この難局をどう乗り切るのか期待しているところであります。決断と実行の年と位置付けた19年度の重点施策は何か、お示しいただきたいと思います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 答弁いたします。まず、議員の前段のところで大変口はばったいことですが、弁解ととれるかもわかりませんが触れてみたいと思います。

私は、この度の行財政改革の方向を示すための財政状況の資料のホームページ開示に対しては、あおるつもりは全くございません。むしろ、あおる人がいるように感じて戸惑っている一人であります。そのことは理解していただきたいと思います。冷静にこの問題は解決していきませんと解決できる問題ではないということで、一人でも多くの人に内容をわかってもらいたいとこういうことでございますので、よろしくお願いします。

それから、住用のせいだと言ったのは、私もこれはある新聞にその記事が載っておりまして、憤りを感じております。言葉一つとって、そういう表現ってないんじゃないのかと。これもあおりの一つじゃないかなと私は思っているところです。冷静にやっぱり受け止めていかないと、いくつかのずっと並べた要因、合併したときの内容はどうですかと聞かれたときに、財政の話になって想定外のものであったということをおし上げただけでありますから、あまりこのことには触れたくないと思っております。一日も早く一体感を醸すためにどうするかということで、昨日区長の所信の中にもありましたように、新しい施策を展開して住用の皆さんが住みよい地域づくりに取りかかれるようにと、このように頑張っておるところであります。どうぞ御理解を賜りたいとこのように思います。

もちろん、本市の財政危機があることはお察しのとおりでございます。このことを乗り切らないことには、あとがないと、先が見えないということだろうと思います。そういった点においては、本年度のまず重点的な施策と申しますと、行財政改革であります。財政の立て直し、行政のスリム化、そして合併した事務事業の統一、そして地域住民の一体感となるような地域の雰囲気づくり、こういうことが大事だとこのように思っております。そういう中でそれらを推進していくためには所信表明、施政方針の中にも示したように、お年寄りのことを大事にしていこうということでもありますし、観光産業を興して地域の経済の活性化を図っていこうということでもありますし、住みよい地域、環境に恵まれたこの私たちの郷土を、伝統文化というのを大事にしていこうということなどを申しているところです。それらにかかわる事業について、予算を何とかして付けていこうということでも取り組んでおることをまず御理解を賜りたいと思います。昨日も申し上げましたように、いわゆる自分の思い、心の痛みを感受しながら決断をしていかなければならないだろうということを申し上げておるところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

そして、もう一つの柱であります農業農村地域をどうするか。このことがまた大きな課題でもあるし、解決しなければならない大きな問題でもあるとこのように受け止めております。そのためには、一集落1ブランドという形で何とか地域の活性化を図れたらなということでも取り組んでおるところでございます。まだ具体的になっておりませんが、そのことを十分に受け止めて取り組んでまいりたいとこのように思い

ます。

そういう中で、議員のかかわることで住用のサン奄美さんがこの度農林大臣賞を受賞したということは、住用の皆さんの喜びだけでなくして、奄美市民の喜びとして受け止めていきたいとこのように思っております。頑張った皆さんに心からの拍手を贈りたいと思いますし、今後一層リーダーとして頑張っていたきたいなとこのように思うところでもあります。これから集落をどうするかというところの一つの柱が見えてくるのではないかなとこのように思います。先般もお邪魔した時に、タケノコがちょっと気になっていましたのでタケノコはどうかという話をしましたら、キムチを作ったら大変好評だということで試食させていただきました。私も何も舌が肥えているというわけじゃないんですが、これなら本土の人に食させる味、歯ごたえだなということなども申し上げてきたところです。大事にしてこれをやっぱり育てていくことによって、これまでの出ていなかったタケノコで生産を増やそうという住用村時代のものが芽が出て、また伸びていくんじゃないかなという思いがしました。そういうことで、サン奄美さんがそれぞれの地域の物産を大事にして取り組んでいくということで、地域が活性化していくということになるとこのように思っておりますので、そういうことで取り組んでまいりたいとこのように思います。

今後、決してどこがどう、向こうがどうということではなくして、互いが頑張っていけるようなそういう力を合わせたやり方をしていかないと、やっていけないのではないかとこのように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。少しきついことも申し上げましたが、お許しいただきたいと思います。

8番（師玉敏代君） 決断と実行の年ということで、先ほど市長からサン奄美の農林水産大臣賞の受賞のことをお褒めいただきました。このサン奄美にしても、立ち上げ時代、一つの企業グループ、自分たちで立ち上げて自立の道でここまで私は発展してきたと思います。私自身もショウガのほうも、皆さん自分たちの力で、それでもできないときはお互いに助け合って、今このショウガ研究会も今頑張っているところでもあります。

その決断と実行の年の市長の施政方針の中には、お互いに助け合う協働のまちづくりということも提言されております。そういった中でやはり昨年11月ですか、行革推進委員会、民間サイドの公募を募って学識経験者、そういう方々の大綱原案、骨子案が平田市長に提言されたわけです。そのあとにその原案の中で行革普請、その中で協働・互助・助け合い、または家普請・道普請というもともとの奄美の集落の精神、お互いに助け合うという精神ですね。そういったことと従来の自治会のお互いの自主的な運営、そういったものをやはり協働のまちづくりというのをもう一つ施政方針に出ています。そういったものを、この間も行政改革の議員の中でも南議員が言っていましたけど、当局のほうが行政を頼らないむらづくり、その言葉は行政から言うべきではないと。これは市民自ら行政を頼らないむらづくりと発するのならわかるんだけど、行政から言うてくれるなというすかさず意見が出たんですけども、確かにこの行政を頼らないむらづくりというのは柳田集落の豊重さん、この方が自発的にやっていますけども、そういったことを勘案して施政方針の中の協働のまちづくり、これは補助金の支給基準とかはっきりとした目的のその周知徹底、これをどのように市民に認識させていくか。それに対して行政がどのようにサポートしていくのか。そのへんをお伺いしたいと思います。いかがですか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 補助金のことですか。

8番（師玉敏代君） この市長の施政方針に決断と実行の年と載っていますね。その中の位置付けがやはりその中の施政方針の中に行政改革大綱の原案、これを策定してこれをまた実施するわけですね。その中に協働のまちづくり、これをよく提言されているんですよ。その協働のまちづくりは、今、行政が言っているわけですね。これは市民はわからないですよ。財政が悪くなった。はい、皆さんで頑張りましょうと丸投げされても市民は受け入れられないですよ。何をどうしていいか。はっきり言えば、行政におんぶにだっこ型でしたよね、依存型で。おんぶしている子どもをおろして、だっこしている子どもをおろして、はい一人で歩きなさいと言ったってどこにどう歩いていけばいいかわかりませんから、私が言い

たいのは協働のまちづくりというのをどのように市民に認識させていくのか。さっきの集落の1ブランドもそうですよ。まだ1年経って何もみえていないものですから、これを言う以上はそういう構想はないんですかということです。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） よくわかりました。今、行政改革大綱と実施計画を策定します、3月に。そのあと市民の方々にその方向で今おっしゃいましたような浸透を図っていくという作業が続くわけです。その際の基本は、今回の財政議論でおわかりのように市の財政規模は今の5万人人口、今の経済規模を基本にしますと10年後は8割になりますと、おおむね。正式なのは9月のシミュレーションで告示しをするわけですが、イメージとして、そして職員数は200名減りますと。じゃあその200名職員が減って、その分市民のサービス力が落ちていくのか。財政規模が減って市民の経済規模、人口規模はそれに沿って落ちていくのか。こういうことをしてはいけませんよねと。職員が減った分は、市民と協働で今の市民サービスの力を落とさない、維持するということを頑張りましょうと。予算が落ちた分はそれを市民と行政の協働でまず持久力の向上を図りましょうと。自分の中の地域でできる生産物を増やしましょうと。外からくる金をもっともっと入れましょうと。団塊世代、Iターンを含めまして人口の誘導を図りましょうと。今の5万人規模を守りましょうというのをお互いです。これが成功するかしないかですよという、イメージとしてはそういうことを訴えていきたいと思います。

その実行するためには、今の協働推進室は企画部の中にだけありますが、各担当課に市民との協働担当を自分たちのエリア、自分たちのポジションはここは市民とこの協働をせんといかんという、それぞれの職場で併任になるかと思いますが、そういう発令をして、その人を中心にして自分の持ち分と市民との協働を開発していくと、力を付けていくと。同時に今回の行革の中で打ち出したのは、それぞれの地域でその地域担当の職員も併任をしておいて、地域といつも連絡を取れる。今おっしゃった一集落1ブランドなどもそうなのですが、そういった体制をして私たちのほうの職員体制は職員一人が一人分の仕事をやるんじゃないかと。市民の100人とパートナーシップをとって、市民の100人を職員がプレーンにして、また市の職員が市民の方々のプレーンにもなるという、そういうつながりを持つ協働体制を作っていく。これが成功するかしないかが、今度の10年間の奄美市のこの今おっしゃった協働力とのすきまをどう構築していくかというキーワードです。今イメージ的に申し上げましたが、そういうことを市民の方々と十分意を尽くして構築するために話の機会をつくっていきたいと思っていますところでございます。新年度にどこまでそれが進めるか進めないかはまたこれからの作業になりますけれども、そういう方向で進めていけたらなと思っていますところで。

8番（師玉敏代君） 先ほどの一集落1ブランドも市長の公約に掲げて、もうやがて1年経ちます。そしてまた更に協働のまちづくりということを施政方針の中でも言うので、そういったものがやはり施政方針にもあります。それがどうしても具体的にですね、具体的というか具現化というか、それがどこにも見えてきていないものですから、はっきり言えばもう1年経ったら、これも予算化している部分があるんですよね。このまちづくり交付金事業というのは、こういったものにもかかわってこないんですか。例えばこの協働のまちづくりには、どうなんですか。

一応ですね、一集落1ブランドにしても、特に住用・笠利においては集落というのが個々に独立して小さな小自治体として運営しているところがほとんどなんですね。豊年祭なりで1年間の運営資金を稼いで集落で、そして3日3晩時間をつぶしてそういう奉仕作業やらお客さんを郷友会招いて、そして運営資金を賄います。そういった資金で各団体・婦人会・育成会・老人クラブ、そういった諸々の壮青年団の運営資金としてまた割り当てて、それぞれがそれぞれ活動します。そういったように小さな自治体ですね。そして、その中で住用の見里の場合はむらづくり委員会といって自主防災組織から環境整備部会、そして広報部会、営農生産部会、総務部といろいろ作って、それぞれが分担をして、集落内でできることは集落でしようというて今、これが自立なんですね。それを自分たちでやってお互い助け合ってやっている。これは笠利もあると思います。名瀬の中にも自治会として昔から、小湊方面とかちょっと離れた所はそういう

組織になっていると思います。全くその自治会組織が運営がなっていない、その温度差があると思うんですね、名瀬市でも。やっぱり温度差のあるそういったところを行政がやはりサポートして、やはり組織というのは大事なんです。小単位の下からのまちの皆さんからのうねりというのが、行政に活気があるんですね。行政からの、あしなさいこうしなさいというのは続かないんですよ。自分たちが必要性を感じなければ、やはりこれは継続していけないもんですから、そこを言っているんですね。せっかくそういう協働のまちづくりを提唱するのであれば、やはり市民の皆さんのところに下りて行ってやっぱりそういったものを立ち上げてほしいと思ひまして、この市長の決断・実行の年に是非これを反映していただければなと思ひまして質問いたしました。

では次に、末広・港土地区画整理事業について質問をいたします。

本定例会2日前に担当職員より急きよ、末広・港土地区画整理事業の概要説明がありました。平成8年度から名瀬市の都市構想を発表され、10年を経て1月県の認可が下り、2月2日に末広・港土地区画整理事業の計画が決定したところでありますが、私自身もですが旧住用の議員でありまして、この経緯というのはよくわかりません。そして、ちょっと明るくなりまして県の認可が下り決定したというところにいるんですけども、この事業の私自身が漠然として、話を聞きましたけどイメージが湧かないんですね。それでこの事業の必要性、この将来像、ビジョンをお示しいただきたいと思ひます。

建設部長（川上和満君） 末広・港土地区画整理事業についてお答えをいたします。

この末広・港土地区画整理事業は、御質問にもありましたように平成8年度の旧名瀬市の都市構想によりスタートいたしまして、その後中心市街地活性化基本計画、まちづくり総合支援事業などの多くの調査や計画において、行政、市民、地元商店街、商工会議所、各種団体などを含めて多くの方々の議論をいただき、中には委員会を設置して議論をいただいたものであります。そういった中で、優先すべき事業ということで事業化がスタートいたしております。

特にビジョンの件でございますが、中心市街地活性化基本計画、こういう計画を平成13年度に作っております。これは、ここで言う中心市街地というのは現在の末広・港の区画整理事業を区域を拡大した中心市街地約40ヘクタールでございますけれども、そのビジョンがまずこの計画で示されております。各商店街に通りがとの成り立ち及び機能、集積状況、この付近を考慮しまして、まず中央通りは商業メインストリート、奄美本通りはアメニティ商業ゾーン、銀座通りは界限型商業ゾーン、末広通りはシンボル商業ゾーンとこういう通りがとの将来ビジョンを作っております。このシンボル商業ゾーンに基づいて末広・港土地区画整理事業の幹線道路は位置付けがされております。また、地元商店街からまちなかの核となる施設をつくって、その施設間を魅力ある商店で結ぶ「ツーコア・ワンモール」という構想なども地元商店街から提案されております。さらに昨年度は地元商店街並びに各種団体の代表、女性や若者の皆さん、一般公募の市民の皆さんを交えた総勢32名の参加のもと中心市街地再生に関するワークショップなども開催して、幅広く市民の皆様の意見を聞いております。こういった構想の中でまちづくり交付金などの交付などを受けて、奄美群島の群島にふさわしい魅力ある中心市街地の整備と商業環境の再編を図って取り組んでいる事業でありますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

8番（師玉敏代君） 昨夜7時半から市役所4階でこの説明会を私も聞いてきたんですけど、3日にも開催されており、その時よりも人数が少なく、そこで賛否両論の意見というのはあまり出なかったですね。出たほうがいいのか出ないほうがいいのかは別として、私自身もこれを見ても16メートル道路、4.5、4.5の歩道と7メートルの道路で16メートル歩道と聞いていますけれども、その歩道が結局その商店街、まちなみを分断しているようにしか見えないんですね。結局、既存に残る商店街がありますよ。要するにアーケード街のあそこは残るわけですね。その商店街は残って、だいわのあの辺から元浜口とか宝屋のあの辺からは直線に港湾ですね。道路まで突き抜けるわけですけども、そこを分断をしてされた所のその活性化ですね。ここで何を見出しているのかなと思うんですけども、何も見えてこないんですよ。この間、伊仙のこういうふうなまちづくり交付金事業でこういうふうな健康ゾーン施設など未来予想図ですね、で

きたての。完成予想図ですね。こういったものはお示ししたことがありますか。

建設部長（川上和満君） まず分断路についてお答えを申し上げます。

現在の末広本通りは、御承知のとおり車と歩行者が混在している状況にあります。そのような状況の中で、車道幅員現在6メートルですけども、1メートル広げて両方に歩道をつくるということになります。まず歩行者と自動車が分離されて安全で安心して買物ができるロードが両方にできるというふうに認識をいたします。それから、よくこの分断路については我々も今まで議論してきたんですけども、通行車両、奄美大島においてのいわゆる通過交通、確かに南から空港に急ぐ車があるかと思います。その車は、恐らくおがみ山ルートから出てきたところで右折で空港に向かう車だと思います。あとは魅力ある商店街ができますれば、寄って買い物をしたり燃料を入れたり買物をしたりする経済活動に結びつく車は入ってくると私は思います。こういった外海離島の通過交通というのは、ごく一部だというふうに認識をいたしております。周辺近隣町村も含めて幹線道路が集落を外れた場所はいくつかあるように私は思っております。

それから、将来構想につきましては、具体的にモデルをつくって表示したことはございませんが、写真をちょっと活用した形である程度まちの区画整理区域を取り込んだ絵図などは十分提案をいたしております。以上であります。

8番（師玉敏代君） 住用の体験交流館も建設するときには反対・賛成あったんですね。でも、こういう完成予想図を見て反対した人も、まあいいかと思った人もいたんですよ。ただ一番わかりやすいのは、こういった完成予想図、そこに何があるのか。そして、そこに何が見出せるのか。例えば施政方針にも産業育成なり、雇用の場があるのかとかね。そして、これにもまちづくり交付金事業を連動して行うということを知っているんですよ。その中にA i A i 広場の整備、そして末広永田橋市場のまたこの辺も整備していくという。その辺の道路の景観も整備されていって、混雑していますよね。道路に入るのも入りにくいんですよ、車で。あそこがきれいになればいいというのはいつもあるんですよ。私たちが帰りながらタイヨーで買物して帰るんですよ。降りないんです、あっちに。なぜかという、車が入りにくいし目的がある時しかいかないんです。やっぱりそこに道路があって、だからですね、結局、授乳室があり、この間意見もありましたけど、授産婦さんの授乳室を、おっぱいを飲ませる場所とか年寄りが休めるベンチがあるとかいろいろ夢のあるそういう予想ですよ、それを立てながらの反対・賛成ですね。そこがないと全く土台がない。

それと、これについては補償金の問題、移転先の問題、そのへんを口頭で担当職員が言っていましたけど、ああいうのは明文化して、そういうのはきちんと地権者には渡すのもうかなと思いますけど、一言、簡単に。

建設部長（川上和満君） まず、街並みの状況の完成予想図ということでもありますけども、公共施設につきましては当然市が責任を持って建設計画をいたしておりますので、交流センター、測候所跡地、それから都市型住宅、これはもう大分前に作って我々も資料として持っております、あらゆる会合で出しております。

あと区画整理事業は個人の換地を更に並び替えて渡すわけでございます。いわゆる民生活を促進する事業でございます。いわゆる補償金そういった面は、当然補償費に絡む補償金額については当然、事業の中でもって、これを個人の家主さんに補償費としてお渡しをして、その人のセンスでまた新しいものをつくるというのがこの土地区画整理でございます。そういった意味では、昨日申し上げたように建築協定を結んで特色のあるまちづくりをするためには、絶好のチャンスだというふうに私は思っております。

8番（師玉敏代君） やはり物事をやるときには、夢と希望を与えられることをまず市民に言ってください。行政が在りきでやるんじゃないくて、やはりそのへんも帰りながら年寄りが言いましたよ、10年かかってさらに10年。自分たちは生きとるかいと。それを心配しておりました。やっぱり補償の問題、移転

の問題が一番地権者とかいろんなのがありますので、この件につきましては一般会計予算委員会の中でも新たにまた審議していきたいと思いますので、次に質問いたします。

次は、学校給食の未納問題について質問いたします。

文部科学省は1月24日、2005年学校給食費未納額は全国で約22億円、全児童・生徒の1パーセントにあたる約9万9,000人の給食の未納である実態を明らかにした。払わぬ親が増加し、未納の主な原因の6割が保護者の責任感や規範意識と答えており、経済的に余裕があっても払わない親が増加していることを示しています。奄美市においても、児童・生徒の1.6パーセントにあたる84人の給食費が未納だったことが1月25日わかりました。学校給食費総額の0.7パーセントにあたる約184万円の未納分があったことは明らかになりましたが、これも大きな社会問題となっている給食費の未納分、合併後3地区別の給食費未納分はどれだけあるのか、また徴収対策、徴収方法はどのように講じているのか伺います。

教育部長（重田茂之君） 学校給食の未納につきまして、各地区の状況、17年度でございますが、住用・笠利地区それぞれ2名、旧名瀬地区が80名というふうになっております。

学校給食の関係につきましては、ちょうど私も10年前、学校給食の主管課長をしております、議会の度にいろいろと指摘をされておりました。そのころは96から97パーセントということで、自校方式である関係上、それぞれの学校での会計処理の仕方、徴収の仕方もそれぞればらばらでございましたので、国税徴収方法の例にならしまして徴収マニュアルというのを作りました。そういうことで市P連の研修会とか各学校のPTAの役員会の研修会の時にまいりまして、給食費の処理の仕方、納入の仕方につきましていろいろ検証したところでございます。そういうこともございまして、17年度99.3パーセントという収納率でございます。

住用と旧名瀬は自校方式でございますので、それぞれのPTA会計と同じような処理の方式でございますが、学校長を中心にしまして会計処理担当、それからまた滞納されている方につきましては、PTAの役員の方々が協力をして夜間の訪問をしたりということで、相応の実績を上げてきております。一番やっぱり大きいのは給食会計担当者の力でございまして、これまで名瀬市街地の大きな学校で滞納がございましたが、ある中学校では100パーセント収納ということで相応の成果を上げてきております。18年度は合併してすぐでございましたので、旧名瀬地区の会計担当者、給食担当の方々に集まっていたいてこれまでの研修をずっと重ねてきましたが、笠利地区と住用地区はもう実施しておりませんで、19年度からまた笠利・住用を含めて共通認識のもとで学校給食の滞納がないように努めてまいりたいと思います。

8番（師玉敏代君） この件については、先日、肥後笑子議員が質問いたしましたけども、私なりの視点から質問します。この主の払わない理由はやはり経済的な理由なんですか。それと、滞納の最長、一番長い期間でどのくらいありますか。

教育部長（重田茂之君） 奄美市の場合は、新聞報道でされていますような悪質なそういう滞納じゃなくて、経済的な困窮というのが主たる要因でございます。それから、滞納の一番長い人は、10年前でしたら5～6年というのがございましたが、2年間で17年度の、聞き取り調査ですけど2年間の方が最長ということでございました。

8番（師玉敏代君） 私の中では給食というのは、住宅を使ったら住宅使用料、水を飲んだら水道使用料で、子どもたちが食べたものに対して払うのは給食費当然払うものだと思いますね。やはり学校にお世話になっていて私自ら子どもを育てながら、特に夏休みの40日間の昼食のことはいつも働きながら心配していたことあります。そして、給食がどんなにありがたいか、あのころは痛切に感謝しております。そういった中で、給食費のその主な原因が経済的理由ということであれば、やはりこれを長い期間に滞納させないためにも、そういう実態調査をしてこういうのを早急に手を打つ。溜まれば誰でも払えなくなるんで

すね。なおさら払えなくなるんですよ。本当なら悪質だったら沖縄のほうなどは法的措置を講じているんですね。またそこに不納欠損金などはここにあったかどうかなんて書きましたけど、これ今まで住用の会計決算でもそういうものはなかったんですね、不納欠損金というのは。実際に別会計なものですから、そこで私がここで言いたいのは結局払わなかった分で例えば給食費で賄おうと、調理も材料も。払わなかったことに対してはどういうふうにして賄っているか、簡単をお願いします。

教育部長（重田茂之君） 収納率が99.3パーセントですから、中には学校を休む子どもたちもいらっしやいます。そういったことや、それぞれ各学校で工夫をして栄養価に影響がないように対応をしているということでございます。

8番（師玉敏代君） 奄美市においては、悪質な滞納者とかそういうふうに学校の給食の事務員の方を困らせるような方はいないというところですね。今のところはですね。やっぱりこれが社会的な今、問題になっておりますので、やはりこれが沖縄のほうがすごい一番日本で滞納が多いですね。南国に行けば行くほど。経済的な理由というのが多くて、ここでも格差社会というんですかね、生活困窮者が出てきたというのが問題ではないだろうかということも言われています。モラルの欠如じゃなくても、もうモラルの問題もないと。それだけ本当に生活に困っている人がいるかもしれませんので、やはりそれは段階的な補助なり減免、軽減措置というのが給食費にもあるんですか。

教育部長（重田茂之君） 今、御指摘のそういった軽減措置はありません。ありませんが、できるだけ滞納をされている方々の家庭に足を運んでお願いをするということでございます。それから、やはり一番大事なことは、この給食の滞納は子どもたちには責任と申しましょうか、ないことですので、子どもたちの人権にかかわることでございますから、そのことがよその子どもに知れて不登校とかそういうことにもなりかねませんので、そこらへんの徴収、子どもたちへの呼びかけの仕方についても細かく徴収の仕方の中で徹底をして指導をしているところでございますので、今後とも学校給食の収納方につきましては御父兄の皆さん方もよろしくお願いをしたいと思います。

8番（師玉敏代君） 学校の自主運営ではどうにもならない状態にならないように、やはり学校給食で子どもたちの栄養価の問題、カロリーを計算して栄養士の方が毎日おいしい給食を作ってくださいるわけですね。やっぱりその納めなかった人のために献立がまづくならないように、やはりこれは一番これも問題になっているんですね。それで賄っているもんですから、材料が買えないので給食がまづくなったという実例もありますので、これはちょっと言いすぎかも知れませんが、やはり口にする育ち盛りの子どもたちの給食費ですので、やはり教育委員会もこのへんには目を向けて現時点でどうなっているのか、これはやはり普通の教育行政の一環として目を向けていただきたいと思います。

次に、児童福祉について質問いたします。

国は、子ども・子育て応援プランに基づき18年4月から21年までに保育所待機児童50人以上の市町村を中心に受け入れ、児童数を拡大する方針を示しました。待機児童が50人以上して、保育事業供給計画の策定が義務付けられる市町村を対象に奄美市がなっているのか否かは別として、認可保育所の待機児童の実態・現況をお示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（伊東鉄郎君） 答弁申し上げます。認可保育所の待機児童の実態、現況をお示しいただきたいということでございます。保育所の数値、待機の多い児童年齢別に申し上げます。

まず、入所待機の状況を生じておりますのは、名瀬地区の認可保育所のみでございまして7か所ございます。そのうち、平成19年2月1日現在、小浜保育所が14名、金久保育所1名、輪内保育所31名、春日保育園1名、朝仁保育園3名、以上5か所の合計50名が待機をしていることでございます。待機児童50名のうち年齢別に申し上げますと、0歳児が7名、1歳児が13名、3歳児10名、2歳児と4歳

児それぞれ9名、5歳児2名となっております。

8番（師玉敏代君） こうして見ると一番、輪内保育所の待機児童が多いわけですね。そして年齢的には一番多いのが1歳児ですね。これは、まず保育所に入りたい時には入所申込みの際にこれは希望の保育所、第1希望、第2希望とかそのへんはどのようになっているんですか。募って、手いっぱい入れないのか。その第1希望が入れないためにこの待機なのか。ちょっとそのへんをお聞かせいただきたい。

福祉事務所長（伊東鉄郎君） 希望の保育所に入所できないことからの待機なのか、定員いっぱいでの待機なのかということでございますが、待機児童のほとんどが第1希望をいたしております。その保育所に入所できないことが第1原因でございまして、その上に3歳未満児の希望が特に多うございます。それと保育室の確保が現在の施設希望では確保できないことも要因かと思えます。

8番（師玉敏代君） 第1希望、第2希望の保育所に入れないということの待機ということですね。では、行政側としては、今のところはもうほとんど7か所は全部満席ということですかね、定員。そういうことになりますね。入る余地がないというわけですね。では、これをなんですが、申し込みから審査決定までというのは大体どのくらい期間を有するのか。その審査基準までちょっと教えていただければありがたいですけど。

福祉事務所長（伊東鉄郎君） その審査基準と決定までの期間でございしますが、原則としまして前月の20日までの申し込みに対しまして、翌月の中旬に審査をしております。申込者の実情に配慮いたしまして、審査前日までの申し込みでありましても申請書類が整っている場合には審査対象としております。審査決定までの期間でございしますが、判定ののちに保育所と受託が可能であるかどうかの協議などを行った上で決定をいたしております。短かい方では約10日、長い方では一月程度で対応をいたしております。

それと審査基準ですが、新年度の保育所入所募集案内の中で掲載いたしましたように、保護者の家庭内外におきます就労形態、出産、疾病などの母の状態及び病人看護など家庭の状況などによりまして点数化を項目に母子家庭や母のお産、または育児期間の終了、更には母が障害者たるかどうかなどの調整基準などの加算、減算の要因点数を加えております。多項目にわたる評価項目の合計点数で判定をいたしております。なお、緊急と認められる場合は、月の途中の申し込みでありましても臨時に審査をいたしまして判定をするように心がけている状況でございます。

8番（師玉敏代君） よくわかりました。審査基準に対しては、やはり就労とか疾病、病人看護、そういった緊急に要したときにはその限りではないという今の御答弁でありますけど、やはりこれだけ待機がいて、これだけの優先順位もありますけれども、今は子どもが産まれまして6か月ぐらいまでお母さんのおっぱいをいただくんですけど、1歳を過ぎると周りに小さな同じ年頃の子どもがいない。遊ぶ相手がいない。遊ぶ場所がない。そういう集団生活をさせたくて預けたいお母さんもいらっしゃるんですね。仕事が理由じゃなく。そういうものではなく、近くに同年齢の子どもがいない。そういう環境でない人たちもいまして、やはり集団生活という中で子どもというのは育ちますので、成長過程の中では一番大事なことということで、そういった理由で預けたいお母さんもいると思います。仕事が一番ですね、生活の糧となる仕事、またいろんな緊急を要する事項もありますけど、それ以外にも子どものためにある程度子どもたちとは遊ばせたいというお母さんも入所の理由になります。今後、これだけ待機児童がいたら、こういう人たちは多分あと回しになりますけども、今後これだけの待機の児童がいますけども行政としてはこういった待機児童のためにどういった対策、解消策を講じていかれるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

福祉事務所長（伊東鉄郎君） まず待機児童の解消策につきましてですけども、厚生労働省の保育所への

入所の円滑化に関する指針というのがございます。その中で、年度当初においてはおおむね認可定員の15パーセントの範囲内で増、年度の途中においてはおおむね認可定員の25パーセント範囲内の増で保育を実施しても差し支えないということになっておりますことから、これまでの名瀬地区の保育所についてはこの指針に基づいて定員の弾力化を図って増員を図っているところでございます。更に、児童の年齢別に保育所の配置数、保育室等、児童福祉施設の最低基準を満たす必要がございまして、認可定員の25パーセント範囲内でありまして年齢構成とかクラス編成で受け入れることができないということもございます。

それと今後の対策でございますが、先ほど保育所ごとの待機児童数を申し上げましたように、平成19年2月現在で最も待機児童が多いのが輪内保育所でございます。民間の輪内保育所でございますので、特に輪内地区におきましては名瀬地区の新興住宅地域にございまして、公務員共済住宅、需要を見越した民間アパートも多々ございます。共働き世帯、現役世代の増加に伴いまして、入所希望が特に多くなっております。このような状況から、この解消を図るために保育士の確保に向けて可能な限り努力をいたしておりますけれども、年度途中での保育士確保が思うようにできず待機児童の解消がすすまない要因の一つとなっております。今後、定員増となりますと新たに保育士の確保とか施設の増改築、建設費のほかに当然のこととしまして地域の出生数の動向、将来の人口推計に基づいた受託見込数など、保育所運営計画を見直す必要がございまして、したがって、現時点におきましては名瀬地区におきます人口減少、少子化に歯止めがかからない地区内の動向から、名瀬地区の七つの認可保育所でおおむね対応できると考えております。第2、第3希望のほうに利用を促進していきますように、引き続き努力を図ってまいりたいと思っております。

8番（師玉敏代君） 先ほど言いました輪内保育所ですね、新興住宅、今も待機児童が多い中で更にまた待機児童の需要が望めるところだと思います。今ある既存の施設を最大限に有効利用して、一人でも児童が解消するように行政はよろしく願いいたします。

では次に、最後に農業振興についてですが、たい肥助成については昨年、私は6月定例会においても質しましたが、18年度住用地区が50万円、笠利地区は150万円を予算化し、名瀬地区・笠利・住用と3地区の助成に格差が生じておりました。これは今後、当分の間は現行どおり、その後、実施して調整するという部長の御答弁をいただきましたけれども、現行どおり実際実施しているのか。16年度予算に対して実績は現在どのようになっているかをお伺いいたします。

産業振興部長（山田忠憲君） まず、住用地区から説明をいたしたいと思っております。議員の御指摘のとおり、JAのフレコンたい肥500キログラムで1袋購入に対し2,000円の助成をしておりますが、予算が足りませんでした、50万円の。そういったことで、この3月議会で20万円の増額補正をいたしております。ということでは是非対応をしたいと思っております。笠利のほうです。これ4トン以上買った場合に1万円の助成ということでしたけれども、これは逆に予算額が150万円でしたけれども32件の32万円ぐらいで収まりそうでしたので、今度の議会で減額の補正をいたしております。名瀬地区の場合は、100トンを見込んでおりましたけれども、50万円で予算が足りませんでしたので、20万円増額しまして70万円の予算で最終的には助成をしたいということでございます。

8番（師玉敏代君） このことを申しましたのはですね、12月に予算がないと打ち切ったということを知ったもんですから、年度途中でですね。だから、これは聞いていないわけですよ、農家は。予算がないから打ち切ったんじゃないくて、やはり年度末までは同じような助成をしてほしいと。財政の厳しいこともありますが、やはり農家の公平性を保つということで今回この問題を取り上げたんです。補正予算でマイナス130万円というのがありましたので、それをどうにか住用に持ってこれなかったのかななどと思ったものですから質問したんですけれども。

それと今、住用の場合はフレコンたい肥なんですけれども、今回の有農センターですか、笠利の。そのの

料金の改定の制定が上がってきていますよね。やはりその関係と、住用の今のフレコンたい肥との値段を合わせたとき、助成金をもらったとしてしたとき、どこが割安か割高なるのかということを計算したら、質とも量とも笠利の有農センターのほうがいいんですね。やはり、こういった情報も農家のほうに周知徹底というか、一部の農家じゃなくて、有農センターは今度知事賞で最優秀賞をもらっています。ただの完熟たい肥じゃなくてEM菌、土着菌ですね。ああいった培養をして、大変いいたい肥ですので、それを農家のほうに知らしめてこのたい肥の利用を是非周知徹底していただきたいと思います。

産業振興部長（山田忠憲君） 20万円の補正で住用の場合は十分、今年度については助成は対応できるということでの20万円の補正でございます。このフレコンのことについては、また農家へ十分周知徹底を図りたいと思っております。

8番（師玉敏代君） どうもありがとうございました。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時46分）

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は41人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 向井俊夫君の発言を許可いたします。

30番（向井俊夫君） おはようございます。私は、党籍は自由民主党、市議会の会派は無所属の向井俊夫でございます。

平成18年3月20日に、旧名瀬市、旧笠利町、旧住用村の3市町村が合併して、新生奄美市がスタートして早くも1年が過ぎ去ろうとしております。この合併は、当初は約4万2,000人の旧名瀬市、約6,800名の旧笠利町、約1,800名の住用村の1市1町1村という人口、財政規模で言うなら大・中・小、そして全国でも14例しかなく、県下では初めての旧笠利町の飛び地という新設対等合併でございました。合併までに、旧3市町村でお互いに共通することや大きな理解が伴わない項目は、比較的スムーズに調整が進んだようではございますが、約800近くの未調整項目を残したまま合併がスタートしたわけでございます。

私は、旧名瀬市議会の市町村合併問題調査特別委員会委員長でありましたし、最後まで合併協委員として合併協議会に立ち会った者として、残りの調整項目の進ちょく状況には大変関心を持っているところでございます。合併1年目は、市民の皆様にとりましては、特に大きな変化はないというのがほとんどの方々の感想ではないかと思われます。しかし、本庁、笠利総合支所、住用総合支所の市職員の皆様におかれましては、従来からの慣習、制度、地域間の生活環境の違いから、同じ市条例のもとであっても解釈の違いで、混乱が生じたのではとお察し申し上げます。

さて、いよいよ合併2年目に入ってくるわけでございますが、市職員、議会はもとより市民の皆様にとりましても、これからが正念場ではないかと思われます。なぜなら、各種使用料の改定や負担金の見直し・調整が本格化していくわけでございます。市長におかれましては、この合併は緩やかな合併を進めたいと申されております。私も全く同感でございます。がしかし、そういう中であっても、早急に対応せねばならないことが多々あるかと思われます。市長におかれましては、旧名瀬市時代は一人の助役しかいらっしやいませんでしたが、この奄美市におきましてはお二人の助役、そしてお二人の自治区長と4名の補佐役がいらっしやいます。市長の的確な御判断のもと、決断と実行でこの合併が「将来、夢のある奄美市」となりますよう私も最大限の協力を惜しみません。

それでは、通告に従いまして順次質問に入ります。それでは、施政方針の1でございます。

まず羨の3月20日で合併1周年を迎えるわけでございますが、この1年の合併後の総括をお願いしたいと思ひます。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） おはようございます。今おっしゃいましたように、合併1周年を間もなく過ぎまして、25日に記念式典・祝賀会を迎えます。この1年間、この議会でも市民の間でも多く語られましたことは、均衡ある発展、一体感の醸成、合併してよかったと思えるまちづくり、こういったのをお互いスローガンにしてこの1年間歩んできたと思ひます。その中で今申されました397項目の調整事項を私ども引き継いだわけですが、現在までに幹部会で処理いたしました事項が192項目、近々幹部会でまとめますのが103項目。若干残りますが、年度内にほぼ全て終了しまして、新年度に持ち越し

ていく予定のものは、あとあとの話なんです。市の庁舎の位置、それから来年度予定をしております男女共同参画の計画、同じく来年度予定しております市の総合計画、これに伴いますキャッチフレーズ、こういったものをもうほぼ残すのみという形で今推移をいたしてまいりました。当初は向こう3年間を当分の間という形でとらまえておりましたが、できるだけ早いピッチで処理をしたということはお認めいただきたいと思います。ただ、そのためにと申しますか、この調整事項のかなりの部分が当分現行どおりという調整であったという項目も結構ございます。ですので、このあとの財政健全化計画その他の推移をみながら、当分の間現行のままというものを再度見直すという必要性がいずれまた迫られてくるんだろうかなと思いつつ調整をいたしたところです。それから、今その中で急いで解決する課題と、それから機が熟するのを少し待ってみようというそういう課題とそれぞれ振り分けをしたつもりでございますので、そのことをまた新年度の予算審議、今後のまた議会との議論の中で皆様のほうからまた御提供いただいたり御指導をお願いしたいと思います。

この調整項目のほかの項目としましては、指定管理者制度のスタートでございました。これはのちほど申し上げますが、かなり順調にいったものと認識しております。それから、行政改革大綱実施計画も、民間委員会の皆様から行政改革普請という言葉いただきまして、それをキャッチフレーズにしまして今進めようという段階にきました。市政懇談会につきましては、住用・笠利から始めたわけですが、むらづくり懇談会と称して市長以下各部長全部揃ってまいりました関係で、非常に各校区とも温かい歓迎を受けまして、腹を割って率直に話ができてきたものと思います。若干スケジュールがまだ残されておりますが、新年度にそれを引き継いでまいりたいと思います。

それから、財政事情の公表をめくりましては、インターネット時代の情報発信の威力と同時に怖さも知るということを経験いたしました。

また、合併効果としまして、大島北校の生徒数の確保とか笠利の水不足への対処とか、住用の名瀬のほうからの予算の付け替えとかいろいろな事態を処理する中で、ああ、こういう効果があったねということをお今振り返っております。

一方、民間のほうでは、民間組織が緩やかな連合体も含めまして次々立ち上がっていただきまして、行政の動きと民間の動きとか今マッチングしているのではないかなと思っております。特に民間の方々が、「合併記念祝賀」というタイトルでいろんなイベントを打っていただきました。これは私どもも非常に勢いづけられまして、大変ありがたかったなと思っております。いよいよ新しい年度に向かうわけですが、今申しました行政改革普請という言葉で、この間議論いただきました道普請・家普請の結い・自助・互助・扶助、この精神で2年目のエンジンを動かせるように頑張っていきたいなと思っています。来る25日にはこの1年間を総括する記念式典・祝賀会がございますので、この日を今の話に含めてお互い盃も交しながら意義ある日にしたいもんだなと思っていますところでございます。

30番（向井俊夫君） ありがとうございます。今のお話の中で調整項目が大体片付いてきたと。ただし、そういう中で、現行通りという項目がかなりあるというお話でございました。確かに使用料とか市民の皆さんがどうしても金銭的な形で負担が伴うような、それが一気に調定進むとかなり負担が出るんじゃないのかという部分は心配しておりました。それを徐々に段階的にやっていくなり、年次的に今年はこれ、次年度はこれというような形で、負担をできるだけなだらかな形で進めていけたらなという思いがあります。そこら辺は十分検討しながら残りの、現行どおりであってもあとは全部見直していかないとけないということだと思います。ですから、実質的にはまだまだ険しい道のりが残っているという感がいたします。そういう意味では慎重に、できるだけ市民の皆さんに急激な無理を、負担をかけることのないような進め方、それをお願いしておきたいと思います。

次に進めさせていただきます。次に、2番目の意識・組織・機能ということで最初述べましたが、これは職員やこの市役所というようなとらえ方でよろしいかと思います。市職員の意識、そして組織、機能はどのように変わり、新年度はどのように生かされるのか。また、本庁・総合支所間の職員の連帯感はできているのか。そこらへんをお伺いしてみたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） この１年間、職員の間でまずお互いに合併してから顔を知る、趣味を知る、お互いの職員同士のものの見方、考え方、世界解釈を知るという交流から始めました。縦割の部長会、課長会、補佐会、係長会という３市町村の連帯の会を持ったり、また横断的な研修会を持ったり、いろんな形で組み合わせをしてみいました。それらの中で特に工夫しましたのが、庁内の職員に一斉にメールがいくという庁内LANというのを設けましたので、ある事項について、伝達力というのはものすごく瞬時に全職員に伝わるようになったことは、非常に大きかったなと思っております。

それから、組織の関係でございますが、やっぱり名瀬のほうは割と一人の職員の守備範囲が専門的で深くという、町村のほうはどうしても一人の守備範囲が広くて、広く浅くということになりますが、そういうそれぞれの特性がございました。これを同じテーマでも一緒に議論するときも、そのへんの過去の今おっしゃいました慣習なりというのがずっと体に染みついておりますので、そのへんの克服がこれからの人事異動等々で克服していかなきゃいけない課題もいっぱいあるなと思っております。それはお互いに町村のほうが非常に住民のほうに接点を持って深く深く浸透しているいい面もありますし、名瀬地区の専門的な力というのもまたいい面もありますし、そのへんの融合が今後の課題だなと思っております。

それから、支所と本庁の関係、先般からも議論が出ておりますが、どうしてもやっぱりスタート段階では自分たちの旧エリアですね、総合支所なり自分たちの旧地域を守り発展させるという、その角度から出発していくわけです。ですけど、長い目で見ますとこの奄美市という中での職員ですので、奄美市全体を発展させることでその総合支所もその地域も発展するという、このへんのマクロの視点というのがまだまだこれからの克服すべき課題じゃないかなと思っております。今後そのへんの留意を払いながら、また研修その他に努めてまいりたいと思っております。特に今後、この１０年間で２００名職員が減っていく中で市民サービスを質的に確保していくというこの大テーマがございますので、これまでのお互いの職場の慣行に従ってやるだけではもう足りないと思います。そのへんの工夫が今後求められますので、今度の行政改革で百人力という言葉も使うわけですけども、力を合わせて一人の職員の守備範囲のパイを大きくしていくような工夫を更にしていかなきゃいけないという課題が残っていることも付け加えさせていただきます。

３０番（向井俊夫君） 今お答えいただいたように、まさにそれぞれの旧自治体、それをいかに職員としてはまず守っていくかという意識が強いではなかろうかと思えます。そういう中で、共通の意識としてはやはり奄美市の職員であるということでございます。私も民間の人間にしましては、その行政のですね、私は観光業なんですけどその垣根というのはですね、本当にもう昔から取っ払ってお互いに町村という垣根を乗り越えて協力し合って仕事をしております。そういうみんなですらやっぱり勉強しながら頑張っているという意識をいかに植えつけていくか。ただ、そういう縄張り意識というんですか、それをこれからどう取り払っていくかということが大事じゃないのかなと。というのは、もう一つ私も監査という立場で、笠利・住用の総合支所のほうにまいります。どうしてもやはり、そういう中でやり取りするとそういう雰囲気というのを感じるわけですね。これはまだまだそういう意味での一体感というのにはほど遠いという感じがしないでもありません。

そういう意味におきましては、これからいかに奄美市の職員としてお互いに協力し合いながら、まずそれには職員間でやはり我が我がというんじゃなくて感謝という気持ち、ありがとうという気持ち、それをやっぱり持っていく必要があるんじゃないのかなと。私はうちの社員にも言います。１日５回、私は１日１０回、心の中でお客以外に社員に対しても家族に対しても知り合いに対しても「ありがとう」ということを心の中で言いなさいと。そうしますと、やはり周りに対しての感謝の気持ち、周りの人がいるから今日仕事ができているんだという感謝の気持ちが出てくるという話をいつもしております。お互いにそういう気持ちを持ち合いながら、力を合わせてやっていくということも精神面では大事なことではなかろうかなという思いがいたします。

こころへんは、今、部長がおっしゃいましたように旧名瀬市の職員の専門的な知識ですね、自分の受け

持ちに関する。そして、私はまた感心するのは、笠利・住用の職員の皆さんが本当にその地域の皆さんのことを自分のことのように一生懸命走り回るといふその地元を大事にしようというその気持ち。それは、私は旧名瀬市の職員もやっぱり見習うべき点があるんじゃないのかなと。逆にそういう中で、甘さがまた出てきている部分もありはしないかと。そういうところはそういうところで旧名瀬市の職員のきちっと一線を引いた形の、仕事は仕事ということでの接し方というのも見習うべきだなと。良いところをお互いに取っていけば、すばらしい奄美市の職員、これが誕生していくんじゃないのかなという思いがあります。精神面でのお話でございます。そういうことで、これから特に自治区の区長におかれましては、そこらへんの教育のほうもしっかりしていただきたいという思いがございます。

次に進めさせていただきます。3番目の新年度において二人助役、4月からはまた今度の議案で副市長というような形になるかと思いますが、その制度。そして、自治区長制度を100パーセント生かすにはどうするのか、御所見をお伺いしたいと思います。これは先ほども述べましたが、旧名瀬市時代は助役はお一人でございました。今お二人の助役制度、そして更に旧笠利地区、そして住用地区に自治区長という形で、実質それぞれ専門的な形のお二人を加えて4名という補佐役がいるわけです。これだけのメンバーがいるということに関しまして、市長はやっぱり4名の方々をフルに的確な判断のもとに御指示いただきましてやっていく必要があるんじゃないかという思いからの質問でございます。

市長（平田隆義君） おはようございます。向井議員の質問になります二人助役、二人の区長の職務また権限、仕事の在り方等についての御質問だったと思います。助役を二人まずお願いを申し上げたところで、かねて旧名瀬市においても、収入役制を廃して助役二人を置いたらどうかと提言が議会等でもかなりございました。その点では、私もある程度は理解できる場所を持っておりましたので、そのような方向がとれないかということをお自分なりに検討したいきさつもございます。そういうことを踏みながら、この度合併をしたということで、地域の広がりにおける市長の負担というのが出てくるだろうなということと、一つは地方自治法の改正が予定されておりましたから、4月1日から施行される予定で、そのときに副市長という呼称を使ってもいいと。そして、人口5万人以下の自治体においては収入役を置かなくてもいいという方向が示されたわけでございます。そういう点では、収入役を廃して副市長を二人制にさせていただけないかこう思ってお願いを申し上げたところです。

現在この副市長におけるシステムが、また二人制が十分に発揮されていない点はあるかとこのように受け止めております。予想以上に、合併して奄美市長の職務の広がりというのを今、実感しております。と申しますのは、笠利町長が大島郡内での町村会での中での責任を持たされていた会合のその長を、奄美市長が当然に引き受けると。それから、県下のそういう町村会の役目の仕事も奄美市長に移譲されたということなどが広がってきております。当然にその他の会合においても、これまでも市長としてのあて役が十分に果たされていなかったという思いがございましたものですから、その点を補っていただくということであります。

そういう中でこれから仕分けをていきたいと思っているんですが、市長がすべきこと、副市長に任すべきもの、これを仕分けをしていくのは新年度からになろうと思います。その中でこの度の大きなポイントは、項の中で、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画を司ることと同時に、長の権限に属する事務の一部について、その委任を受けてその事務を執行することができるといふ規定が出ておりますから、今回はこの委任をする部門をどう扱うかということで今検討を進めさせているところです。副市長が委任を受けて、全面的な責任を持って事業を遂行するという形になろうと思います。もちろん最終の責任は市長になるだろうところは思っているところですが、日常の執行体制をそういう形で具体的なものでお願いするということだろうと思います。

そういうことにおいて、組織内におけるよくトップマネジメントの機能の強化ということが、この地方分権の時代に地方自治体に求められるとこう言われているわけですが、このトップマネジメントの機能をどうするかということは、この委任体制をすることによってかなり明確に出てくるんじゃないかなとこう思ったりもして期待もしているところです。そういうことでは市長を中心にして、副市長においては事務

を責任を持って役割を果たしてもらうという体制をとっていきたくてこう思っているところです。今後、このことが事務の委任、それから広域的な団体における点まで伸ばすことができればなと思ったりもしておるわけですが、第3セクターの問題等などもこの中で検討してみたいとこう思っているところです。

だから、両区長においてはあくまでも地域の実情を掌握して市長に十分対応ができるような、そういう調整役をお願いしよう。これは外部に総合事務所内と直接住民とかかわる問題、全てを網羅していくということになると思います。このことがやはり緩やかな合併をもっていこうという考えの中のいわゆる地域住民と行政のかかわりという点で、やはり安心感を持っていただく必要があるんじゃないかということも感じましたので、この自治区の在り方ですね。自治区というものを持って合併をしようということでございましたから、その自治区の責任者ということで区長を配置していこうということで御理解を賜りたいと思います。仕事としては、市長が行くべき式典とか行事への出席などもあろうと思いますが、総合支所としての内部での重要な政策を推進していくという立場、そして地域の人たちと連携をしながら地域の問題を解決していくということなどが進められることだとこのように思っております。

限定された期間内ではありますが、十分に機能するようにと私たちもこのことを進めていきたいとこのように思います。このことも含めながら、これからの副市長・区長の職務権限をより明確にし、より目に見えた形で評価できるようにしていきたいとこのように思っておりますので、どうかひとつ御理解賜りまして御指導のほうをよろしく願いしたいとこのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。これをもって答弁に代えたいと思います。

30番（向井俊夫君） 二人助役制度、明確な役割分担ということをやはりきちっとしていくということが肝心じゃなかろうかという思いがあります。それと今、事務委任をどうするかというお話がございました。ということは、従来の市長の役割に匹敵するようなやはり権限という形なのかなというふうに受け取っております。ということは、かなりやはり責任の重い立場になってまいります。最終的には市長が責任をとるといっても、それぞれのやはりお二人の助役におかれましては責任を十分感じていただきまして、職責を果たしていただきたいという思いがあります。

それと、区長におかれましては地域の住民、また総合庁舎の皆さん、それのお考えとか意向をまた市長のほうに持っていくというパイプ役的な役割、それと各自治区の庁舎における陣頭指揮をとるという責任の重さですね。ややもしたらもう本当に仲良し小良しで終わらないで、やはりきちっとした役職としての一線を引いた陣頭指揮というのをお願いしたいなという思いがございます。

それともう一つお願いとなりますと、私は前、旧名瀬市議会が一番最後の議会でだったと思います。旧名瀬市の場合は、部長・課長制度という形になっておりましたが、そこの部なりの課なりの責任者が自分の部下がどのような仕事を今日一日するのか、朝きちっと掌握するということ。そして、一日終わってからどれだけの仕事を今日こなしのかと。明日はどのような形をとればいいのかというようなやはりミーティングなり会議なりというのをやはりきちっとやっていかないと、これからのそういう組織の動かし方というのはできないとそう思っております。今は本当に島の言葉で言えば、たむだめ（それぞれ）出てきて、終わればたむだめ（それぞれ）帰って、ややもしたらそこの上司に何々君はと聞いたならあれっというような所在もわからないと。逆に上司はと聞くと、あれっどこに行ったんだろうというような状態がややもしたらあります。そういう意味で大変、何だこの庁舎はという思いを何回も何回もいたしております。ですから、各職場におかれましては、管理職という立場できちっとやはり部下の掌握、仕事の掌握、それをやっていくということの大事さ、これを改めて認識していただきたいなと思います。それは、市長、助役、区長、きちっとしたやはり陣頭指揮をとるということをお願いしたいとそう思います。

次に移りたいと思います。今4番目の新年度におけるリーディング産業と長期計画におけるリーディング産業ということでございます。本土の大都市におきましては好景気と言われております。しかし、地方、特にこの離島の奄美においてはなかなかそのような影響が及びません。「市民の皆さん、元気を出してください」と激励するためにも、新年度におけるリーディング産業は何を考え、また長期計画においては5年・10年とかけて何をリーディング産業とお考えか、御所見をお伺いいたします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 国において、日本の離島を位置付けておりますのが多自然居住、それから島で癒すというアイランドセラピーという、この二つが大きな日本の島をエンジンかけるという、この二つの奄美はモデルになっていくという心構えでリーディング産業をとらえてきたところでございます。特に、この中で観光分野におきまして、12月に国のほうで観光立国推進法、法律ができましたのでこれから恐らく全国レベルの旅行会社と地元の旅行会社なり、地元の観光ガイド業なり、かなり綿密に連携をとれるバックアップ法律になったものと思います。これに基づきまして、今後、世界自然遺産を視野に入れた取組ですので、スポーツ合宿の文化版であります文化戦略産業、それから花粉症をはじめとする転地療養、沖縄・奄美を連携したお金持ちのリッチ観光、半定住日域居住のロングステイ、併せまして目的型観光、これは失恋をしている人とか癒し疲れの人とか、それから恋愛に熱中している人とか、それから受験勉強に疲れている人。この目的に合わせたワンツーマーケティングをかけていくという観光。これはいくらでも開拓できる分野だと思います。それから黒糖焼酎分野におきましては、もう海外進出の緒につきましたので、このへんが期待されるんじゃないかと思っています。それから、農業につきましては今度の行革で自立的発展、持久力の向上というのを前面に出しましたので、これに対する農業の役割はますます力をつけていかなきゃいけないと思っています。特にサトウキビにつきましては、るる農工連携がありましたけれども、今ガーデニング用の液肥、これをサトウキビの絞りをもっと絞ってという話もございすし、このへんも開拓の分野だろうと思います。大島紬は、いったん海外に出して逆輸入するという話が今出てきていますので、そのへんの話がうまく回転していけばいいなと思っています。特に情報産業につきましては、中国の海南島に学べと言われているんですが、リゾート地に情報産業が集積しますと自然も壊さない、そして働く人もリゾート地ですので安心して心地よい仕事ができるという、このへんのメリットはこれからの私たちのまたIT集積は取り組む大きなリーディング産業となります。このほかに多品種少量型の素材、薬用植物の関係、畜産、果樹、こういったのはホームラン産業とまではいきませんが、ヒット産業という形でこれを合わせて一つのリーディング産業にしていくという、そういった取組が必要だろうと思います。

これらを推進していくためにどうするかということなんですが、これまでの奄美のリーディング産業が全国ブランドになった大島紬とスポーツ合宿、このスポーツアイランド構想の二つに学ぶという姿勢が必要だろうと思います。何を学ぶかと言いますと、やっぱり奄美の持つ素材力を磨くという、磨いた結果、全国ブランドになったということと、奄美の地元の人材と集散地の問屋の人材、小売店の人材、そしてその地域のマスコミなり消費者との人材マッチングというのが非常に成功して大島紬やスポーツ合宿はできたわけですので、ほかのリーディング産業についてもこれらを応用していくという姿勢が今後必要であるなと思っています。

30番（向井俊夫君） 多岐にわたる御答弁ありがとうございます。ただ申し上げておきたいのは、総花的に本当にあれしたら駄目だということです。的を絞ってやっていかないと、本当に最後の結果としては1〜2年で終わってしまうということです。大島紬の場合は長い歴史の中でのブランド確立でしたね。私も取り上げておりますスポーツ合宿、これにしたって、ああ何とか形になったなと思ったのはやっぱり10年目ですよ。そして、冬場の一施設での合宿客の受入れ、今年は私の所では6,000パックということです。これは実質的にパック数で言ったら、小さいけど日本一と言われております。そこまでするにはやはり長い年月かけて一つのことをコツコツコツコツやっていくしかない。これは前も申し上げます。ですから、ややもしたら本当お役所という表現を使いますと大変失礼になりますが、総花的な形のそういう構想じゃなくて、何か一つやっぱり絞り込んだことをきちっと位置付けていくというのが大事なのかなと。

先ほどちょっと観光立国推進法というお話でありました。いろんな基本構想とか基本法とか新しい法律が出ておりますが、立国という2文字が入れているのはこの観光立国推進法だけなんです、立国という、国を挙げてやろうという形です。ですから、そういう意味では国の政策にしっかりとついていく

ということも大事なのかなという思いもあります。観光客は、私の長い経験の中で、地元の我々がここで生活する人の約10倍の消費能力を持っているということで、やはり交流人口の拡大ということは、地域経済を大変大きく潤していくと。即戦力で地域の経済を潤す形がとれるんじゃないのかなという思いもあります。そこらへん、また時間がありませんので、しっかりこれから論議交しながら形づくりができればなという思いもあります。観光は総合産業と言われております。そういうことで、これからもほかの産業に対する波及効果というのでも大事なのかなという思いがあります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それともう1点は、3月1日から法改正がありました宝島・奄美大島間の沿海区域化、これを生かさない手はないかと思います。というのが、トカラ列島というのは本当に今まで秘境と言われておりました。これを何らかの形で生かして、もちろんこれから5年先～10年先というのは貨物輸送の部分においても船の検査料の軽減化で、かなり経済的な効果というのでも出てくるんじゃないのかなという思いがあります。それと、まず今度の2年後の2009年の7月22日、皆既日食がございますね。そこらへんでもこの法律が改正になったというので、かなり経済効果が出るのかなという思いもあります。そこらへんも含めて、今後の検討材料ということでお願いしておきたいと思います。

5番目の財政見通しと一時借入枠でございます。これは、財政の質問をたくさんの議員がなさっております。そこらへんは私も重々に承知いたしております。そういう意味におきまして、この一時借入枠、これについてお伺いします。旧名瀬市時代は30億円という形でございました。合併しまして50億円という形に条例を書き替えたわけですが、実際この18年度でいくら借り入れ、利息はいくらぐらい払ったのか。また、年度内にこれが全て返済、償還できるのか。そこらへんをまずお伺いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 一時借入金につきましては、目安としまして起債額の約9割、国・県補助金の約3分の1程度を枠として設定をしているということがまず一つです。18年度の借入残高の実績は、2月9日現在ですが17億円、返済時の利子額が106万円余りでございます。今後の見込みにつきましてですが、一般会計で32億円の一時借入を行う、資金不足に対応する予定でございます。これを合わせまして本年度49億円という数字になります。前年度17年度の旧名瀬市の実績で71億円の借入額をしましたが、この合計利息が200万円となっております。この17年度は合併前に基金を整理統合する必要、それから3月20日の合併という特殊要因で資金不足の不確定要素が多かった面、借入金も多かったわけでございます。

償還につきましては、一時借入金は年度内に償還することが条件ですので、全ての借入金、利息分を出納閉鎖期間内に償還しております。また、年度途中で不足の額が生じたときは、基金の繰替え運用を行いまして利子の軽減を図っているということで、新しい19年度の予算に関しましては、7億7,000万円の財源不足でございますが、今後自主財源の確保等々を目指してまいりたいと思っております。以上でございます。

30番（向井俊夫君） 大体、出納閉鎖までに返済できるということなんで、まあ一安心かなというところでございます。我々民間の事業者にしても、運転資金というような、つなぎ資金という形ですね。国・県の支出金が年度末しか入らないということで、確かにこれを地元のできるだけ金融機関、安い金利で借り上げて活用していくということも大事なのかなという思いがあります。そこらへんは有効に使いながらやっていていただきたいと思います。時間がありませんので、次に進んでいきます。

公的医療体制の在り方ということで、笠利診療所、住用診療所の方向性ということでございます。これは多くの議員が質問いたしております。あらかた方向と言うんですか、そこらへんも見えてきたのかなという思いはありますが、お願いしておきたいのは、やはり地域に密着して一生懸命それぞれのお医者さんがなさってきたということでございます。そういう意味では、地元の方々も大変やはり診療所でないという思いもあるかに伺っております。そういう意味ではやはり大事にしながら、いかに赤字を圧縮していくかということに尽きるのかなと。そういう中で、特に笠利診療所の場合は、所長は民間の病院のほうでもなさっていたということで、やはり所長は所長なりの赤字解消ということもいろいろあるかと思います。

そこらへんをもっと私は感じている分では、要するに行政サイドとの意思の疎通、そこらへんに欠けているのかなという思いがあります。なかなか所長サイドからいろいろお願いを上げて、上のほうに通じていないということを度々聞きます。また今度ＣＴの機械の電球が切れたということで、年間にしますと約３００名近くのＣＴの患者がいます。月にすると２０名から３０名ということです。一人大体１万円ぐらいの診療報酬ということから考えますと、その分のもとを取るには約１年半から２年ぐらいかかるんじゃないのかなということではございますが、実は私も４年ぐらい前に一度病院であまり頭が痛いもんですから行ったら、じゃＣＴ撮ってみましょうということで、頭をずっと輪切りされてそのレントゲンを見せてもらいました。どうもないよということで、ホッと安心したこともあります。そういう意味におきましては、やはり大事な医療機関ということで今後とも検討していただけたらという、これはお願いにとどめておきます。

次、鹿児島北ふ頭対応について、現状と今後の見通しを簡単にお聞かせください。

産業振興部長（山田忠憲君） 現在、県が進めております鹿児島本港区の南ふ頭、これが１８年度で完成をいたしまして、４月から供用開始される予定でございます。現在この北ふ頭を利用いたしております高速艇のトッピー、この高速艇が南ふ頭に移転をいたしますので、この沖縄・奄美航路が北ふ頭へ移転できる環境が整ったということになります。そういったことを踏まえまして、奄美群島の航路対策協議会では北ふ頭への奄美航路移転について、昨年１１月８日には県へ要望を提出いたしまして、更に１１月２７日は船会社との北ふ頭への移転に関しての意見交換会を開催をいたしております。船会社といたしましては、潮流や風の関係、操船上の安全性や荷さばき場の問題と、様々な課題を提起されております。これらの経過を踏まえまして、今年の２月２２日に県の港湾課へ奄美群島航路対策協議会や奄美群島市町村長会、議長会の皆さんが北ふ頭への奄美航路移転要望を行ってまいってきたところでございます。今後とも非常に大事なことでございますので、引き続き運行業者を含めまして要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

３０番（向井俊夫君） 時間がありませんので、私の思いをちょっと述べさせていただきたいと思います。実は、ここのところ頻繁にちょっと鹿児島に足を運ぶ所用がありまして、船を使うことがしばしばございます。特に雨の日などは、名瀬から乗る場合はボーリングブリッジがありますので大変楽です。ところが鹿児島から乗り降りする場合、本当に雨の日とか荷物を持って、ああこれは本当に大変だな、お年寄りは大変だなと。途中で止まり止まり乗り降りなさっている。それと、やはり待ち合いの環境とかいろんな意味において、できればやはりきれいな新しい所がいいのかなと。船のそういう性能とかいろんな条件等が許すならば、できるだけ早く移していただきたいなという思いがあります。観光ということで、特に新幹線が開通したら鹿児島中央駅から船を使つての観光客の誘致ということも考えられます。そういう意味におきましては、今の現状では大変なことだなという思いがあります。そういう意味では、県のほうとも協議をなさって前向きに早急に取り組んでいただきたいという思いがあります。

次に移ります。指定管理者制度の現状とそれと第３セクターに絡んでの質問でございます。先ほど進ちょく状況、進んでいるということでございました。１点だけちょっと絞って答弁いただきたいと思います。三義山の運動公園の指定管理者の協定書とか、そこらのすり合わせとかはどうなっているのか。そこらへん、ちょっとお伺いいたします。

教育部長（重田茂之君） 今、御指摘のございました三義山の指定管理者の指定でございますが、昨年１２月の議会におきまして、指定管理者へ１２月２５日付けで通知をいたしました。現在、４月１日からの維持管理移行に向けて、市民の方々に迷惑をかけずに円滑な事務の事業が引き継げるよう、指定管理者と協定書類の内容調整をしているところでございます。現在の状況はそういう状況でございます。

３０番（向井俊夫君） これは私も担当の職員、そして部長ともちょっと話したんですが、そこらへんが

ちょっと遅れているんじゃないのかなと。私ども民間がもし新しい仕事に取りかかるにあたって、1年ぐらい前から準備しますしね。半年前にはシミュレーション化します。そして、実際に3か月ぐらい前から現場に入って、現場の状況というのを見ていくわけです。それにおいて、未だにまだ協定書の中身の段階というんでは、ちょっとおかしいなと。これはもう早急に全力を上げて取り組んでいただきたいと。でないと、民間のほうに大変御迷惑をおかけするということになります。よろしくお願い申し上げます。

それとですね、企業広告導入とかそういうのはお考えなのかどうか。これからそういう施設において、民間サイドでできることだと思うが、そこらへんちょっとまた。

教育部長（重田茂之君） 御指摘の施設を活用しての企業広告、それからそのほかに三儀山ではいろんなスポーツ少年団等がスポーツ活動しております。三儀山のコミュニティースポーツクラブとか、そういう新しい事業につきましても、取り組めるように行政としても取り組んでまいりたいとこのように考えております。

30番（向井俊夫君） 今年のそういう広告収入って240～250万円ぐらいですかね。予算化されていたと思います。そのほかに、できることなら本来ですと去年からスタートしているはずなんですよ、今年度18年度から。全然なされていないということで、これは早急に取組をお願いをいたします。

それと、あと第3セクターにおける行政の監督責任、これはまた直接企画のほうにでもお伺いして答弁いただきたいと思います。

5のスポーツアイランド構想ですが、伊東議員の質問の中で今年度過去最高ということで、60億円近い経済効果があるという答弁がありました。道路工事もその時期を避けてやっていきたいという県の意向があるということでございました。ただ、本当に気をつけなきゃいけないのは、もしオリンピック選手だ何だというのはけがでもさせたときに補償問題とかね、発生したら本当に今まで公園でけがした10何万円、20万円というような額では済まないということだけは頭に入れておいていただきたい。企業によっては広告塔みたいなものですから、何千万円、何億円という損害賠償というのが発生する場合がありますので、そこらへんも重々考えていただきたいと思います。

あと、このスポーツ合宿に当初から取り組んでいただきました部長のほうから、この合宿に関して所見ございましたら一言お願いします。

産業振興部長（山田忠憲君） このスポーツ合宿は、民間と行政が一体となり協力し合って連携し合って成功させた大きなホームラン産業の一つじゃないかなと私自身は思っているところでございます。ちょうど平成5年から始まった合宿でございますが、平成5年と言いますと日本復帰40周年記念の奄美県体があった年です。もう大変忙しい中での取組でございましたけれども、このような形で実を結んで本当に良かったなと思っております。やはりIT時代と言われておりますけれども、やはりスポーツ合宿の誘致には人と人とのつながりが非常に大事なことであります。今後そういったことを踏まえまして取り組んでいければ、まだまだ伸びる産業の事業の一つじゃないかなと思っております。

30番（向井俊夫君） 大変ありがとうございました。そういう意味におきまして、3月をもちまして退職なさる先輩方、本当に御苦勞様でした。今、部長からその人と人とのつながりと。それを大事にしないといけないというお話ございました。庁舎内においてもやはり人間関係を大事にしながらすばらしい奄美市ができることをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（前田幸男君） 以上で、無所属 向井俊夫君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（前田幸男君） 再開します。（午前10時46分）

引き続き一般質問を行います。

次に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

13番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。16番目となるといろいろと先に質問があって、当局の考えも大体わかってくるなという感じがしておりますけれども、先ほどは自民党の向井俊夫さんが質問されました。同じような内容がありますけれども、やっぱり中身はちょっと違っているだなというふうに思いますので、共産党の崎田信正として質問をさせていただきたいと思います。

今、小泉、安倍内閣と続く大企業中心の異常な政治の下で、貧困と社会的格差が広がっております。このことについては、先に登壇された議員の皆さん方も言っているわけです。NHKテレビでは、「ワーキングプア」という特集番組がありました。こういうことがNHKのテレビ番組で特集で組まれるということについても、異常な社会だなということを感じるわけです。真面目に働いても生活保護水準以下の生活しかできない貧困層が激増しているんだということです。地方の外海離島である奄美市はより深刻な状況もあるかと思います。私たちの周りを見渡すだけでも、今の生活苦は一部の国民だけの問題ではないということがよくわかります。病気・介護・老いなどの身近な出来事がきっかけで、国民の誰にも起こり得る状況だということです。それは若者であっても、女性・高齢者・自営業者・農漁民など国民の全てに表れているというのが現状ではないのでしょうか。こういう状況の中で正に今、地域住民の命と安全を守ることを目的とする地方自治体がそのことを自覚をし、予算施策に生かさなければなりません。その立場で、通告に従って順次質問を行いたいと思います。

まず最初に市長の政治姿勢についてですが、よろしく願いをいたします。

向井議員も言われましたけれども、合併して1年が経過しようとしております。この議会でも多くの議員より、合併して良かったと言える状況ではない、それぞれが市民の皆さんと対話をする中で市民の大方の感想ではないかと思うわけです。先ほども出ましたが、今月25日は祝賀会も準備をされているようです。合併在りきの強引なやり方が、在任特例のマンモス議会の問題や職員給与などの問題など、混乱をもたらしているのは明らかであります。祝賀会というよりも、このような手法がどうだったのか、反省会としたほうがよいのではないかと思える状況ではないのでしょうか。

さて、合併市長選挙では、市長は選挙公報で大きく八つの公約を示されました。その一つに、質の高い行政サービスがうたわれております。大変心強い公約だと私も思います。というのも、冒頭申し上げましたように、今、市民の暮らしは生活保護世帯の増加にみられるように大変な状況に追い込まれているわけです。介護保険は高い保険料に苦しめられておりますし、国民健康保険税も払い切れず保険証を持たない市民も多い。そのうえ障害者自立支援法では、障害をもつ方がサービスを受けることは利益を享受することだということで、利用料金をとるといいういゆる応益負担が導入をされているわけです。このような状況の下で、少しでもまともな生活を望みたいというのは市民の率直な気持ちだろうと思います。この公約というのは選挙公報で全世帯に配布をされているわけです。これを見て1票を投じた有権者ももちろんいると思うんですね。ただ、質の高い行政サービスと言っただけではよくわかりませんので、いろんな行政サービスがありますけれども、私が冒頭言ったように今生活苦が大変な状況だから、こちらにシフトを移してほしいという思いで、具体的に何を指しているのか、またそのことが達成できているのか、示させていただきたいと思います。次からは発言席から行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 崎田議員の質問、市長の選挙の公約の中の一つに、質の高い行政サービスということがうたわれているということですが、このことにつきましては10年余にわたって市政を運営させていただいたわけですが、常に考え、その場その場その時々において、私なりに努力を重ねてきたつもりでございます。しかしながら、十分という状況ではないという感じは持っております。そのことを念頭に置きながら今後の私の努力の大きな柱に据えたいところなんです。質の高い行政サービスということ

については、サービスを提供するというサービスの内容にもよりますし、またサービスを支えるというか施行するというか、職員の資質の向上ということにもなるだろうとこのように思っております。

施政方針の中でも民間の手法と言うんですかね、これなどがございますが、本当は先ほど向井議員の質問を聞きながらこの答弁は崎田さんにすればもうそっくり私は答弁する必要がないんじゃないかなと思って、全部メモをとらせたところです。職員の資質の向上という点では、やっぱり職員が感謝の気持ちを持つということはまず第一に大事じゃないかなと。これは自分のことだけではなくして、社会の中、そして公務員としての立場にあるということの思いを常に持つということが大事ではないのかなとこう思っておりますし、それから職員の減少を計画しております。削減を計画しておりますから、指定管理者制度の導入ということにもなってきます。そうなってまいりますと、指定管理者に仕事を与えたんだからもうあそこの責任ではないわけなんで、あくまでも指定管理者と職員がタイアップして、常にいい質のサービスをする。いい質のサービスというのは恐らくそれを利用する人、かかわる人たちがどれだけ満足いくものになったかということが、その尺度ではないのかなとこう思っております。そういった点では、職員のマネジメントの件ですね。これが大きく問われるだろうと思います。各課ごとのミーティング、日程等も把握できないような在り方ではやっぱりまずいと私も向井議員が指摘するように思っておりますから、このことなどもしっかりとした形で地域と個々の職員が住民とかかわるものを係長、補佐、課長がしっかりと押えているということはこれはもう基本だろうと思いますので、そういった点などがまだ足りないとすれば補っていききたいとこのように思います。

そして、議員の質問の住民の生活保護費に満たない人たちというか、非常に収入の低い人たちの問題、この問題がかねてもう私は議員のときから耳にしている問題です。ボーダーラインの人たちをどうするんだという点が常にこの減免だとか減額とか、それからサービスする時に必ずついてくる問題です。このところは確かに頭の痛い問題であります。先般、最低賃金の話が出まして、東京の最低賃金が770円かな、鹿児島県が600いくらかで大体84パーセントぐらいですね。そういう中で、生活保護の基準というのがやっぱり全国レベルである程度やれるから、そのかい離というのがあるのかもわかりません。それにしましても、行政を進めていく中でいろいろな御負担をお願いするわけですが、奄美における所得が低い人たちがどうしても層としては多い。このことを念頭に置きながら行政を進めていかないと、うまくいかないと。これは国保会計のことはもう言うまでもなく一番感じ取っておられるでしょうから、もう吸い上げるまでもないんですが、これは確かに低いということと、もう一つ行政で我々が対応しなきゃならないのは、民間の働く人たちのそういう給料が低いんじゃないのかということだと思います。これをどう引き上げるかということが産業の振興でないとダメだと。行財政改革というのは行政からのサービスの削減だけじゃなくて、民間の人たちが豊かな暮らしができるようにする。それがやっぱり経済を活性化していくことだということでもありますので、こういった点があいまってこそ質の高いサービスということが期待できるんじゃないかこう思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

13番（崎田信正君） 奄美市の財政状況や市民の生活実態をよく知って、判断をして、行政サービスにあたっていただきたいということで、今、答弁の中でも職員の資質の向上、そういった言葉も出てきました。それで次の質問になるわけです。職員の意識改革の言葉をどのように受け止めているかということですが、この言葉が頻繁に使われます、いろんな場所で。つまり今のままでは駄目ですよというんでしょう、今の職員の意識では。だから意識改革だということになるわけですが、言葉だけが一人歩きしないと。つまり意識改革というともう言葉は裏腹ですよ。実行と決断と言っても何を実行・決断するのかによっては大変な違いが出てきますので、市長がこの言葉をどのように受け止めているのか、まずお伺いしたいという質問になっているんですが、先ほどの答弁と違うところがあります。これは市長に聞いています。市長がどう受け止めているかということですから、花井部長が手を挙げる必要はありません。

市長（平田隆義君） 一言で申し上げますと、いろいろと職員が決裁に回ってきます。意地悪じゃないが、この結果どうなるんですかこう聞いて的確に答え切れない職員がおります。次にはその職員がなかなか

表れないので、それじゃいけないんじゃないのかなと思っておるところです。

13番(崎田信正君) 施政方針もよく見ました。そこには、職員にも市民の目線に立ち、自ら改革の歯車としての役割を担い痛みを分かち合ってもら必要がありますというふうに書かれていますね。これは言い換えれば、市民は痛みを受けているから職員も同じように痛みを受けろというふうにも取れるわけです。市民の痛みをどう解消するのかという気構えは、この文章からは感じられないんですね。そこで、職員に望みたいということで、意識改革をしてもらいたいということなんですが、これは兵庫県に福崎町という所があります。

ここの町長さんは、最初に当選した時に職員に三つのお願いをしたということなんです。その一つは、住民に対して親切にしてほしい。二つ目には研修に励んでほしい。制度に精通していること。住民が窓口に来た時に、十分な知識で対応してもらうこと。これは先ほど市長も言われた中身だと思いますけれども、徹底が不足だというのはお互い感じているわけですね。三つ目には、予算編成はずうっと住民の生活をみておいて、今一番必要なものを見極め、それを予算案に盛り込むようにということを職員に三つのお願いとしてやっているわけですね。なぜこのことを言うかと言いますと、私も議員として多くの市民から相談を受けます。その中には、市役所職員の対応についての苦情も残念ながらあるんですね。実際私も同席をする中で、そのように感じる場合もあります。もちろん市民の訴えをよく聞いて、適切に対応されて喜ばれている職員もおられます。これが全ての職員に広がっていくことが必要だと思うんですが、職員の意識改革と言ったときに、この立場で市長はじめ幹部職員はもちろん全職員がこの立場に立つということが必要だと思いますけれども、この特に予算のところですね。市民の暮らしをきちんと見て、それを予算に生かそうという立場での意識改革を求めているのだと思いますけれども、そのことについて市長、所見があれば。

市長(平田隆義君) 私が見ておる感じでは、職員はそれぞれ市民と対峙しますから、その意見を聞いて何とかその事務事業を進めていきたいということで、真剣に取り組んでいるんじゃないのかなと思います。それが予算編成の第1段階にきたときの予算枠とっております。何十億円という予算を一次査定、二次査定、三次査定、四次査定ということで、今の状況ではとてもじゃないけどできない、財政とあわせてできないということで今日きております。それでも7億円という歳入不足を来した予算編成ですので、私としては正に議員がおっしゃるようなことは前提として予算枠を削らなきゃいけない。いわゆる右肩上がりの感覚ではなくして、行財政改革の時代の感覚も持ち合わさないと駄目ですよということもこの中には含んでおります。相二つあると思ってください。裏表でとらえられますと議論が進まないと思いますので、御理解賜りたいと思います。

13番(崎田信正君) 行革大綱案では「稼ぐ市役所」などという言葉もあります。先ほど市長も民間の手法ということがありますがけれども、これはやっぱりきちっと正しい方法と言いますかね、取り入れて、それも職員の意識とも噛み合ってくるんですよね。民間の手法だとかいった場合、市民をお客さんみたいな感じでやってもらっても困るし、公的なサービスもお金をもってサービスを受けるのが当たり前だというような職員になってもらったら困るわけですよ。あくまでも市民は主権者だということを、事あるごとにあちこちで意識、そんなふうに意識改革できるようにお願いをしたいと思います。

さらに市長、19年度、改革元年と位置付けられておりますね。そうであれば、失礼ながら市長の意識改革も是非お願いしたいと思うんですが、例えば思い切ったガラス張りの市政にしてはどうかと。ガラス張りと言っても市長室を1階に下ろしてガラスで囲えということではありません。それでできればいいんですけどね。そういうことじゃなくて、例えば尼崎市の白井市長はガラス張りの市政ということで、幹部会議の一般公開をやったということなんです。これは17年の4月20日から始めているということですが、これは市長ら特別職と局長クラス、計19人で協議をする経営推進会議というのですが、市長も改革元年だということを言っておられるわけですし、特に今回はいろんな議員が言っていますけれども、各

部長さんそろって退職ですね。部長だけじゃなくて、お世話になった川畑 等事務局長も今度退職だと。そのほかにも一般職員の方も退職されるという方がおられますけれども、これまでの御苦勞に敬意を表したいと思います。

そういう状況の中で、人身が一新する機会にこういうことも取り組んでみてはどうかと。今までやっていないからすぐにはできませんが、こういうことはできるのかどうかという検討を始める気はありませんか。これは埼玉県でもやっている、傍聴者が少ないということもあるようですけれども、それは奄美市ではこんなふうやってうまく成功したという事例をつくる意気込みがあってもいいのではないかと思いますけれども、御所見があればお願いいたします。

市長（平田隆義君） 初めて聞きましたので、ちょっと戸惑っておるんですが、全てガラス張りでも何でもやっていこうということになると、結局のところはまだ公表できない問題の議論というのがありますから、屋上屋になりかねないなという思いもするし、今ちょっと思いついたのが先般のホームページでさえもあいう形で混乱してくるわけですから、それはやっぱり行政としてはしっかりした方向を定めて、これでいきたいからということで議会の皆さんの御意見を聞き、市民の意見を聞いて調整すべきものは調整していくというほうがより能率的・効率的ではないのかなと今感じたところはそうです。

13番（崎田信正君） 情報公開がここまで進んでいるので、幹部会も一般公開ということから始まっているようですので、全てが公開をということじゃなくていろいろと議論を重ねてやれることはやってみようと、こういう方向でやってみようということです、是非検討していただきたいと思います。

これは当初準備をしておりませんでしたけれども、この間のずっと同僚議員の質問の中で、花井部長から勤務評定の導入を検討したいとか、政府の頑張る地方応援プログラムの答弁ではこれはうまい考えだというようなことも言われましたよね。私は職員の意識改革で、トップの意識改革が必要だと言っているわけですが、このことについてちょっと触れておきたいと思います。

今、国の政治の失敗のつげが地方自治体の財政難に追いやっていると。このことは施政方針でも、地方と都市の格差拡大につながりかねないとの懸念が残されていますというふうに表現をされているわけです。しかし、この間、今いろんな制度が出て職員の方も大変だったろうと思いますけれども、介護保険、障害者自立支援法では、当局は私、再三質問している中で、低所得者対策がされているので独自軽減は考えていないという答弁もあるわけです。しかし、ほかの自治体では国の対策では住民の暮らしを守ることはできないとして、独自の軽減策をとっている所は少なからずあるのは御存知ですよ。それらの対策と国民の切実な要求運動があったからこそ、介護保険では保険料の区分が当初の5段階から6段階になっている。それ以上にしている自治体もある。障害者自立支援法でも、不十分ながら特別対策を打ち出さざるを得なくなっていると。これも各自自治体の独自対策と。それから障害者の切実な要求運動で、国の政策を変えるところまでいっているという状況だと思うんです。

つまり、国や県言いなりでは住民の暮らしを守ることはできないという証しなんですね。そこで小さな話かも知れませんが、頑張る地方応援プログラムといったときに、こういう制度があるからそれを活用するという気持ちはわかりますよ。活用せんといかんとも思いますけれども、これをうまい考えだという評価はできないんじゃないかなと。というのは、今どこの自治体でも財政難ですよ。だから頑張らない自治体なんていうのはありませんよ。このプログラムは、総務省が出生率とか転入者人口、それから行政改革などを指標として、この評価を誰がどうするのかということが明確ではないんですね。こういう問題点も指摘をされております。何よりも、財源不足の自治体には公平に配分しなければならないと定められている地方の固有財源である交付税の算定を、国が評価基準を決めて成果指標をもとに配分するのはおかしいという指摘もあるんですね。応援をするなら国の財源である国庫補助金でやるべきもので、成果主義とも言えるべき成果指標で交付税を配分することは、交付税を補助金化してしまうものであり、うまい考えなどと言えるものではない。競争させるということじゃないですか。子どもの学力などでも国連から異常な競争社会を子どもにもち込ませるといって是正勧告までされている。同じようなことですよ。そ

れに続いて勤務評定制度というのは、同じ立場に立つのではないかなというふうに思っているわけです。誰がどのように勤務を評定するのか、公平公正の面から問題があるということだけを指摘をして、次の質問に移りたいと思います。

2番目、後期高齢者医療制度でありますけれども、これも新しい制度なんですね。もう本当に職員の方、振り回されているんじゃないかなというふうに思いますけれども、昨年12月の議会で私は鹿児島県後期高齢者医療広域連合の設立について反対をいたしました。反対討論も行いました。それは、来年の4月から始まる後期高齢者制度には問題点があつて、その改善の必要性を感じているからであります。その第1は、現在の国保制度でも滞納者には保険証の取り上げが行われております。これについては我々は反対ですよね。いろいろと問題点が指摘されている資格証明書の発行が義務付けられているけれども、それでも医療の必要性などかんがみて、資格証明書を発行してはならないという規定もあるんですね。これまでは75歳以上の人や65歳以上の寝たきりの人など、老人保険制度の対象者は国民健康保険料を滞納しても資格証明書の発行対象から除外されるよう、国民健康保険法の第9条で規定をされております。滞納していいということじゃありませんよ。これはもう当然のことですが、しかしこの後期高齢者医療制度は保険料の滞納者には保険証は出さない資格証明書の発行となるわけです。年金から保険料は天引きだということですから、これは滞納にはなりませんけれども、そうでないところですね。そこでまず3点について伺いをしたいと思います。

この高齢者医療保険制度の適用となる対象者の世帯数と人数はどの程度予想されているのか。そのうち、新たに保険料負担が必要となる人は何人程度と予想されているかですね。今の親を社会保険などで、健康保険ですね、扶養している方については、その人は保険料負担がありません。だけど、この制度が実施をされるとそこから外されるわけですね。保険料負担が出てきますので、新たに保険料負担になる人、どの程度予想されているのか。保険料負担は、平均保険料は政府の試算では月額6,200円と。年間7万4,400円が年金から天引きということになりますけれども、これ平均だと言っていますから、鹿児島県ではどの程度予想されるのか、お示しをいただきたいと思います。まずこれから先に答弁お願いいたします。

市民福祉部長（中山成樹君） お答えいたします。平成20年4月から後期高齢者医療制度というのが施行されます。御案内のとおりでございますけれども、この後期高齢者医療制度の対象者といましては、現在の老人保険医療対象者がそのまま移行することになりますので、平成19年度1月末現在で6,215名となっております。なお、世帯数につきましては、対象者が個人単位となっております関係上、把握できない状況でございます。また、新たに保険料負担が必要となる対象者でございますが、社会保険、共済組合等の被扶養者等が考えられますが、平成19年1月末現在では943名程度となっております。保険料につきましては、医療給付費等から算出するため、現時点で試算は行っていないようでございますが、5月下旬から6月下旬にかけて広域連合議会議員選挙を実施をする予定となっておりますので、その後、その広域連合議会において議論されることとなっております。

13番（崎田信正君） 今、部長から答弁がありましたけれど、その広域連合議会ですね、5月に設置をされるということですが、この議員の定数が非常に少ない。各自治体から一人も出せないという状況であります。議員も各市町村の首長さんや議員に限られているわけです。当事者である後期高齢者の意見を直接反映できる仕組みにはなっていないわけですね。ですから、当事者の声を直接聴取する恒常的な機関、例えば保険者協議会の設置とか公聴会を開催をするとか、そういったのが反映されなければならないと思いますが、まだ議会もできていない状況でね。だけれども今からきちんと要望としては出しておかないと、こういったことが反映されるかどうか非常に心配するわけですから、ちょっと時期がまだ早いかなと思いますが、質問に取り上げているわけです。

第2は、一定の基準を設けて業務報告とか財務報告など各市町村議会に報告することを義務付けてもらいたい。第3は、今、住民に対する情報公開は当然のことであつて、徹底されるよう義務付けることが求められますけれども、実現させることができるのかお伺いします。私は、この議会の議員として当選できるような実力があればそこで言いたいわけですが、なかなかそれは保証されませんので、まず当

局の見解をお伺いいたします。

市民福祉部長（中山成樹君） これから進めていく話でございますけども、今、議員からもお話ありましたように、恒常的機関の設置、市議会への業務・財務報告の義務化、情報公開の徹底等、これは非常にこの制度を円滑に運営していくために必要なことですので、今の時点では私どもとしては一生懸命努力をしまして、この制度がうまく進んでいくように、また地域の高齢者医療の充実に資するような、意見が反映されるように努力をしますと、こういうお答えしかできないと思います。

13番（崎田信正君） この医療制度ですけれども資格証明書の問題、それから診療報酬が定額制となるために医療が制限をされたり、医療内容が低下する心配があるということも一面では言われております。都道府県に医療費適正化計画を策定をさせ、5年ごとに結果を検証するということが正しいんですが、この中で平均在院日数の短縮とかが適正化計画の数値目標になるんだということも聞いております。奄美は所得の低い所でもありますし、独自の保険料減免もこの制度の中では作られないのではないかと。一般会計からの補てんということもどうなるのか心配ですので、負担できるような保険料、あるいは減免制度が作られるように是非御尽力いただきたいと思います。

次に介護保険制度についてですが、根本的な解決を図らなければいけませんけれどもなかなかそこまでいきませんので、介護保険制度の一番大きな問題はやはり生活を脅かす保険料の高さと利用料の負担であります。国が、国民の介護問題については、真剣にその責任を果たす制度改善を実施をすることがまず前提だと思うんですが、それが実現されるまでは自治体独自に軽減策を実施することが求められていると。実際実行している自治体はたくさんあります。このことについてはほとんど毎回の議会で取り上げておりますけれども、なかなか実現しないんですね。このことについては予算委員会もありますからそこで議論をしたいと思いますが、今回は部分的なことでありましてけれども2点について質問したいと。

一つは、特定高齢者の実態はどうなっているのかということです。介護保険制度は、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化も進んできています。また、働きに出る女性も増えるなど家族だけで介護することは難しくなっています。そこで、こうした介護を社会全体で支える介護保険制度が新たに生まれたというのが、最初のパフレットの内容ですね。このことからみれば、介護予防事業を保険適用にして保険料を負担させるということは、制度発足の趣旨に反してきているなどという感じもするわけです。全国で続発する介護に関する悲惨な事件があとを絶たないことが、この制度の欠陥を表している。しかし昨年改訂では、予防重視型のシステムに重点が置かれ、新設された地域包括支援センターで地域支援事業が取り組まれております。まず、新予防給付のケアプランの作成状況、実施状況をお示しいただきたいこと。厚生労働省は、介護予備軍となる特定高齢者は5パーセントを想定しておりますけれども、特定高齢者の把握はどのようにされているのか。把握から漏れるということはないのかですね。本市の状況がどうなっているのか、お示しをいただきたいと。

二つ目には、介護ベッド及び福祉用具の利用制限緩和の周知徹底がされているかということですが、介護保険制度が昨年改正、我々は改悪だと言っておりますけれども、軽度者の介護ベッド料が制限をされ、これまで利用していた人が利用できなくなり返却を迫られる、全国では「貸しはがし」という言葉も出てくるようですが、こういう事態が広がっております。このことに対して、日本共産党は昨年8月に高齢者からの介護取り上げをやめさせるための緊急要求の中で、福祉用具の取り上げをやめ、福祉用具の貸与の是非を判断する際には、ケアマネジャー・主治医らの判断を最大限尊重すべきだと求めてきています。厚生労働省は、要支援1・2、それと要介護1の利用制限を緩和するということですが、是非周知徹底をしていただきたいと思いますが、今はどういう状況になっているのか。この2点について、お示しをいただきたい。

市民福祉部長（中山成樹君） 介護保険制度について2点お尋ねでございましたので、お答えをしたいと思います。

1 点目、特定高齢者の実態はどうなっているかということでございますが、介護保険の基本理念である自立支援をより徹底する観点から昨年4月に制度改正がなされました。要支援1と要介護1のうち、状態の維持・改善の可能性の高い方を要支援2とし、新予防給付の対象者として地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行いまして、ケアプランこれを作成しております。1月末現在、新予防給付のケアプランの作成者数は、介護報酬請求別で630件となっております。そのうち指定介護予防支援事業者への委託件数が532件でございます。また、要介護認定者を除く高齢者のうち要支援・要介護になる恐れの高い、ここで特定高齢者でございますけれども、その把握につきましては老人保険事業における基本健診受診者や訪問による実態調査及び医療機関と関係機関からの連絡、また家族や民生委員の方々からの相談等により随時把握に努めておりますので、ほぼ把握はなされていくというふうに考えております。これまで、308名の実態調査を行い、114名が特定高齢者の候補になるのではないかと。そういうふうな把握をいたしております。特定高齢者のうち運動機能の向上が望まれる方で、心臓疾患や主治医の意見等により参加できない方を除く23名に対しまして、週1回程度、個別の支援プログラムによって機能回復訓練、そういったことをやって一定の効果が出ているところでございます。

2 点目でございます。介護ベッド及び福祉用具の利用制限緩和の周知についてということでございますけれども、このことにつきましては軽介護認定者の介護ベッド及び福祉用具貸与につきましては、これまで保険者をはじめとして福祉用具貸与事業者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など関係機関が連携をしまして、それぞれの役割を果たすことで新制度への円滑な移行に向けて啓発を行い、周知徹底を図ってきているところでございます。御質問の利用制限緩和につきましては、一部新聞に平成19年4月から実施される旨報道されているところでございますが、平成19年2月28日現在、厚生労働省よりの通知がありません。厚生労働省よりの通知または指導を受理いたしましたら、速やかに利用制限緩和についての周知を奄美市介護保険事業所連絡協議会等を通して実施をしたいというふうに考えております。以上でございます。

13番（崎田信正君） その連絡が来たら、すぐに取り組めるように準備をしていただきたいと思います。この特定高齢者についても、これも条件緩和が4月からされますね。この間、厳しい条件があつて認定されないという状況で、全国的には厚労省が目標にした5パーセントも遥かに及ばないということで緩和をしてですね、対象者を広げようということにもなっておりますので、この件についてもしっかりした対応を取っていただきたいというふうに思います。

次に、福祉行政についてです。高額療養費の窓口払い免除についてですが、これは前進の方向でいい内容だと思うんですが、医療費の患者負担を一定額以上支払った場合、あとから払い戻しを受ける高額療養費制度が来月4月から改善をされることになります。70歳未満の入院患者さんについてで対象になるわけですが、限度額を超えた分は医療機関での窓口払いが免除されると。70歳未満となっているのは、70歳以上の方については既に2002年の10月から導入をされているからであります。この制度を利用するには、所得に応じた自己負担額、つまり低所得者は3万5,400円、一般の方は8万100円プラスアルファがあります。上位所得者は、月収53万円以上ということですが15万円、これもプラスアルファとなる認定証の交付を受けることが必要となります。認定証を受け取るには、国保では市町村の窓口、政管健保は社会保険の事務所、組合健保ではそれぞれの組合に申請する必要があるということですが、これまで入院費支払いのために借金をするケースなどもございます。窓口負担の軽減が望まれていたものでありますけれども、この制度の周知徹底を含め、その準備状況はどうなっているのかお伺いをしたい。

また、この制度で心配されることについてでありますけれども、この認定証の交付については原則として国税の滞納がない世帯となっております。全国的に高い国税で、払いたくても払えないというために国保証が発行されず、先ほども問題にしました資格証明書が発行されるケースが増えており、今日家出がけに朝のテレビでこのことが何か特集をされるというようなことがあつて見たかったんですが、時間がないので出てきましたけれども、全国的に問題なんですね、これは。奄美市でもこの資格証明書が発行されております。この人たちが入院が必要となったとき、当然10割負担ではとても入院治療を受けること

はできません。借金をするなどして、短期の保険証を取得するケースが実際にございます。この人たちに認定証が交付されないとなると、入院治療費の3割の窓口負担となり、短期保険証を取得してもですね。これまた借金を重ねてしまうと、多重債務に陥る入口に立たされるわけであります。今年1月19日の全国厚生労働関係部局長会議というところでは、保険料の滞納につき特別な事情がある場合、その他保険者が適当と認める場合に限り認定証を交付するものとしているわけです。つまり、明らかな悪質なものを除いては、せめてこの認定証は交付されるべきものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

市民福祉部長（中山成樹君） 高額療養費の窓口払いの免除に関しまして、ポイントは3点ほどあったと思いますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

これまで、高額療養費につきましては御指摘のとおり自己負担分をいったん医療機関に支払ったあと、高額療養費の払い戻しを受けるということになっておりました。今回、関係法令の改正によりまして、平成19年4月から限度額適用認定証を提出することにより、それぞれの所得分に応じて限度額のみを医療機関に支払うこととなりまして、これまでの支払い時の負担、利便性が軽減されたというふうに考えております。準備状況ということでございますが、その取扱いについてまだ正式な通知がなされていない状況でございますけれども、県等を通して情報の収集を図りながら準備を進めているとそういうことでございます。御案内のとおり、この制度を利用する際には事前に限度額適用認定証の申請を行うことが必要でございますので、今後、文書案内、広報紙、医療機関等を通じて市民の皆様へ周知を図りながら、4月の施行に遺漏のないように準備を進めてまいりたいと考えています。

次に、認定証の交付についてでございますが、国保税の滞納世帯の中での特別な事情がある場合、保険者が適当と認める場合の取扱いについては、申請者それぞれの状況を十分に認識することがまず必要と考えております。その上で制度の趣旨等も十分勘案しながら、適正な制度の運用に努めてまいりたいと考えておりますので、是非御理解いただきたいと思います。

13番（崎田信正君） まだ国から通知が来ないということは、これこの間いろんなことでもう同様な状況、もう本当に市役所職員の皆さんの頭の痛いことだろうと思いますけれども、国のほうがもっと責任を持ってやるべきだというふうに思いますけれども、是非悪質なものを除くということで、これは幅広く受け止めて認定証を交付されるべきだと思いますので、その立場で頑張っていただきたいと思います。

先ほど答弁言いかけてはありますが、現在、高額療養費の貸付制度があるわけですが、これは一体どうするのかということですね。ここまでお伺いをしたいと思います。

市民福祉部長（中山成樹君） そのことにつきましては、基本的に必要ないこととなりますけれども、請求遅れ等による申請、こういったことも考えられますので、平成19年度においてはこれまでどおり制度を残して対応したいというふうに考えております。

13番（崎田信正君） よろしくお願いたします。窓口払いということで、一歩前進だという受け止めですが、ほかにもこの制度が求められているのがいっぱいありますね。例えば乳幼児医療費、それから重度心身障害者の医療費の払い戻し、これも払い戻し制度です。償還制度ですね。それに加えて一人親家庭の医療費もありますけれども、こちらのほうは窓口無料化の実現ができないのか、お伺いをしたいと思います。

福祉事務所長（伊東鉄郎君） 今お尋ねの三つの医療費につきましては窓口無料化の件でございますが、この医療費につきましては健康保険適用分の自己負担の助成制度を行っているわけでございます。現在助成金の受給資格者が医療機関におきまして自己負担を支払っていただいて、そののちに市の窓口で申請をしていただいて助成金を支払う制度となっておりますが、この中から乳幼児医療助成事業につきましては鹿児島県の乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱、この改正がございまして、本市におきましても平成

19年3月1日診療分から自動償還方式を導入いたしております。この自動償還方式と申しますのは、多くの助成対象者が利用している県内の医療機関に限りますけども、これまでのように助成対象者が医療機関の支払い証明を受けまして、市の担当課の窓口で助成申請手続きを行う必要がございましたけれども、この手続きに要する時間、経済的負担の軽減が図られまして、加えまして申請漏れがなくなり助成金が少額でありまして確実に寄附されるなど、いまだ窓口無料化、いわゆる現物給付方式までには至っておりませんが、これまでに比べ大幅に改善されております。

御質問の窓口での無料化でございますけども、これにつきましてはこの窓口無料化を実施いたしますと受給資格者が助成を受けられる医療機関の対象が全国の医療機関となっておりますので、全国の医療機関、医師会の御協力をいただくことが必要となります。また、奄美市民が全国の医療機関で受診した診療報酬明細書、レセプトの中から受給資格者の明細書を選び出す必要がございます。それと助成金のデータを作ることになりますので、膨大な事務量の増加が予想されております。仮にこの事務を外部団体に委託いたしますと、多額の費用が発生することになります。また、窓口無料化を実施いたしますと、国保の国庫負担金が減額され、本市の財政負担の増加が予想されます。したがって、現時点におきましては利用者の利便性向上のために新たな多額の費用を負担することは、費用対効果、それと本市の厳しい財政状況下では困難ではないかと考えております。また、県内におきましてもこの窓口無料化を実施している自治体はございません。しかしながら、助成対象者の立場に立ちましたこの医療費助成事業費の窓口負担化の御質問の十分理解できますので、今後県単事業としまして県の施策が検討されないかどうか、県への改善要望等も検討してまいりたいと思います。以上です。

13番（崎田信正君） 医療機関は全国にあるということで、なかなかその対応は難しいということですから、乳幼児医療費のほうは国の制度として無料化に、各県、各市町村ですと広がっているし、対象枠も小学校6年までとか、ある所では中学校までやっているという所もありますので、一番は国の制度としてやるのが一番なんですね。財政が厳しいと言いつつも、余計なところでいっぱい金を使っているわけですから、こういったところにきちんとお金を回すということが必要だということがあると思います。

それで、最後に住宅政策について伺いをいたします。上佐大熊住宅の敷地内階段手すりですが、これは本当に喜ばれていますよね。ずっと要求してきたのが実現をしたと。こういう事業をどんどん広げていただければ市民も喜んでもらえるというふうなものです。一つ下佐大熊住宅敷地内ですね。これ住宅政策と直接関係あるのかどうか分かりませんが、あそこは何か所かにスクラップ化した放置自転車がそのままあります。中にはテレビも置いてあるんですね。そのへんについて、どうするのか。

もう1点は、これまでもほかの議員さんも取り上げているわけですが、答弁では空き部屋は二つしかないというのが答弁されておりました。崎原で1戸、それから新芦花部で1戸の2戸だというふうに思うんですが、ただ住民の方からいろいろ話聞く中で、あそこはずっと空いているのに何でかという話を聞くことがありますけれども、こういった実態が把握されているのか。そういうのが実際あるのかですね。その点。

それから今申し込みにいっても、3年待っても入れないというのが実態だと思うんですが、この空き家待ちの改善策をどうするのかですね、お聞きをしたいと思います。

建設部長（川上和満君） 下佐大熊住宅敷地内のスクラップ化した放置自転車について、お答えをいたします。

御指摘の自転車などの放置につきましては、5号棟・7号棟・10号棟に多く放置されていることを確認をいたしております。市営住宅における不燃物、粗大ごみを含めたあらゆるごみは、一般の住宅と同様居住者の責任において処理することになっております。下佐大熊地域におきましても、平成13年ごろまでは自治会を中心として年1回程度一斉清掃を行って処理をいたしておりましたが、平成14年度以降自治会運営の衰退また休眠状況により、自治会主導による共同作業も実施されておらず現状に至っております。

市といたしまして、居住者のモラル低下等に歯止めをかけるべく、度々張り紙等なども実施して啓発を行ってまいりましたが、改善されていない状況にあります。先ほど述べましたように、ごみの処理につきましては居住者が責任を持って行わないといけませんが、自治会がないこの地域につきまして、市民協働推進室など関係課と連携を密にしまして、自治会の組織の再生、また管理人を通して不法投棄防止の呼びかけなどを行ってまいりたいというふうに考えております。この地域では以前、街灯の設置がありまして電気代の関係で切れたということで、管理人等集めて現在最小限の措置をいたしております。今後この放置自転車につきましても、管理人等を集めて管理人などが主体となった形で市が協力する形でできないか検討してまいりたいと考えております。

次に、御指摘の問題となっている住宅についてであります。これは法的な措置を受けたが畳の表替えとかふすまの張り替えとか家財道具とかこういったのが処理されていない住宅、また行方不明になっている住宅ということだというふうに認識をいたしております。把握をいたしております。名瀬総合支所管内で9戸、それから住用総合支所管内で1戸、計で10戸の住宅を把握いたしております。強制執行退去者、名瀬総合支所管内で17年度に3件、18年度に1件実施をしておりまして、そのうち1件についてはやむなく畳の表替え、襖の張り替えなどの公費等を投入して、空き家待ちの方を入居させた例があります。なお、行方不明等の方には、中には保証人・親・兄弟とも連絡を取れず、困難を極めている例もあります。また、位牌とか仏壇などを残したまま行方不明の方もおり、大変対応に苦慮しているところでもあります。どうしても親族関係に委ねなければならないところもありまして、苦慮しておりますが、できるだけ解決をして一人でも多くの方が入居できるように対応してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（前田幸男君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。（午前11時47分）

○

議長（前田幸男君） 再開します。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

公明党 叶 幸与君の発言を許可いたします。

14番（叶 幸与君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。公明党の叶 幸与でございます。今定例会一般質問、私を含めましてあと二人になりました。眠気のくる時間ではありますが、気合を入れて頑張っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

昨年3月20日に3市町村合併し、新生奄美市がスタートいたし1年が過ぎようとしております。14億7,000万円の赤字予算で厳しい船出でありました。しかも追い打ちをかけるかのように、昨年暮れには第二の夕張報道があり、奄美市が一躍全国的に知れ渡ることになりました。風評被害があったかもしれませんが、私は逆に申し上げれば、逆転の発想で全国的に奄美市を売り込むためのPRになったと考えております。このことを利用して、情報発信の好機到来ととらえていくことだと思います。市長は平成19年度の施政方針に、本年を改革元年、決断と実行の年と銘打たれました。「災い転じて福となす」とのことわざがあるとおり、昨年暮れの報道を福となす改革を実行していく年にしていきたいと考えます。

それでは、まず市長の施政方針について。昨年3月20日に奄美大島6市町村の合併協から最終的に3市町村の合併にこぎつけ、船出して早や1年目を迎えようとしております。三位一体の改革で地方交付税の減額が続く中、ばら色の新市になるどころか昨年暮れには「奄美市、第二夕張、SOS」と全国に報道され、本土在住の親戚・友人・知人から多くの心配や激励の電話がかかってきたほどでございました。このような状況の中で、市長はこの1年間の総括心境をどのように感じておられるのか。また、公約に示されたマニフェストの進行状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。自民党・共産党・社会党と多くの議員から質問がございまして、あらかた出てまいりましたので私の質問もなくなりましたが、簡単にこの1年間を振り返って、市長の心境なり感想を簡単にお聞かせしたいと思います。あとの質問は発言

席からいたします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 叶議員の質問に答弁いたしますが、言うまでもないことだと思うんですが、マニフェストという言葉が公式の場で発言していいのかどうか戸惑っているところです。公約ということで理解をさせていただきたいと思います。

やがて1年になろうといたしておりますが、合併して本当にそれぞれの市町村の行政事務をつき合わせをしていく中で、かなりのそごがあるだろうという覚悟というか思いは持っていたわけですが、少し予想を超えるような感じでいろんな問題が噴出してきたような気がしてなりません。これは先般来答弁しておりますように、合併の期日を定めて何とかして合併するなら、その期日内に間に合わそうというみんなの努力のお陰だと思って喜んでおるところであります。その結果、多くの未調整の事項を残してきたということになろうかと思えます。そういうそれ以後、職員をはじめ地域の皆さんが、何とか合併を成功させたいという基本的な考えは変わっていないんだという思いをいたしております。その中でのごことはあるわけですが、いろいろとそれぞれのお立場もあるようでございまして、これの調整をどうするかということがやはり難しい問題だなということと、いずれは方向を示して決断しなければならないことだなという思いをしながら毎日を過ごしてきたところです。

新しい市になって新しい息吹をとということが、何としてでも進めて取り組んでいかなきゃならないという思いをしながら、解決を図るにしても一歩でも二歩でも前進するような形で解決したいということまで心がけてきたつもりであります。間違いのない判断をしたいということではございますが、何分にも新しい前例のないケースも多々ございまして、判断に苦労したというのが率直な私の感想ではないかなと思っております。正月以来あたりから少しずつ気分的にも落ち着きが出てきたのかなと思っております。新しい予算編成、人事異動等もまだ大きな荷物であります。何とか乗り越えて、新市の新年度のスタートをしていきたいと思っております。

そういう中で、立候補に際して八つの大きな項目を掲げて選挙戦に臨んだわけでございます。この地域力をつけること、市民との協働の社会づくりという点では、従来の各集落、農村地区をどうするかということが大きな課題でもありますし、この市街地の自治会の組織の在り方ということなどがやはり大きな課題として残るんだなとこのように思っております。市民との協働のまちづくりと、言葉はやさしいがなかなかうまくいかない。これから苦労を重ねていかなきゃならないだろうなとこのように思っております。行政がやってくれるものだというその気持ちというのはまだまだ市民には残っておりますし、それから右肩上がりの成長期の気持ちというんですかね、こういったものがまだ残っているんだという思いがいたしております。ですから、行革をするということと、財政の縮小を図らなければならないという時代にこのギャップというのはかなり大きいな点、この協働のまちづくりということの難しさを感じておるところです。今後NPOの設立、それから市民のそれぞれの活動している組織を統合しながら、自治会という横のつながり、そういう団体の縦のつながりということなどを組み合わせながら取り組んでまいりたいとこのように思っているところです。

また、もう一つの地域ブランドを生かした産業の振興ということは、これはもう奄美の特徴と言うんですかね、特異性を発揮するということの基本でございます。そういう中で、地域ブランドとしての本場奄美大島紬が認定をしたと、できたということなどは大変喜んでおるところです。これまで長い間の歴史の中で、鹿児島産地との問題が常に頭を出して悩ましいケースもございましたが、この本場奄美大島紬という地域ブランドを掲げることによって、明確な答えが出てきたのではないかなとこう思っております。ただし、このことにおいて鹿児島産地との共同協調をやめるということじゃなくて、それぞれの良さがあるわけですので、その良さを併せもって紬の振興にあたらないかなとこれは忘れてはならないことだと常に自分にも言い聞かせておるところです。

それから、地域の一集落1ブランドについては今取り組んでおるところですが、多くの関心をもって見

守っているところですが、一つひとつ選定をしていくという作業が残っているようでございますので、何とかこれを促進したいなと今思っているところです。

その次のIT産業については、まずは誘致いたしました光通信のコールセンター、これが非常にいい状況にあるということで、目標の10億円の売上も決して夢ではないということで先般、社長から報告を受けたところです。そして今取り組んでいるところは、職員の募集予定に対して充足できないということが悩みのようでございます。そういうことで、これまで年齢にある程度制限をしないで募集したわけですが、今後は40歳以上の方々にターゲットを絞って、いわゆるインターネットが苦手だとかパソコンが苦手だとか、こういう世代があるんじゃないかということで、こういう世代に絞った仕事を重点的にしてもらおうということで、この人たちの採用をしていきたいということで先般相談がございましたので、是非そのような形で進んでくださいということでお話を申し上げたところです。その他、市内にいくつかありますインターネットの関連の会社のほうでも鋭意事業の拡張に取り組んでおりますし、SOHO事業のほうもちょっと鈍いような感じもしないでもないんですが、確実に事業を進めているということでございますので、安心しておれるんじゃないかなと。

それから高等教育機関の環境の整備というこれが大きな今後の課題でございますが、鹿児島大学との包括連携協定を結ぶことができました。鹿大がより奄美に目を向けていただけるんじゃないかなとこう思っております。サテライト教室のほうも、数がちょっと少ないので気にしているんですが、年々入学する方がおりますので、大事にしていかなきゃならないとこのように思っております。それと放送大学のほうが奄美地区は特に人口比率にしても高いようでございます。今度できます県立の奄美図書館の一角に放送大学のスペースを確保することができたということで、喜んでいるところでございます。今後こういった点と併せて、引き続いて福祉専門学校の支援はしていくわけでございますが、これに代わる高等教育機関の誘致というのが、今度機会がある度に積極的に取り組んでいきたいとこのように思っております。そういった点では、学校そのものもですが、研究施設をとという要望もございますので、こういった点が課題になるんじゃないのかなとこのように思っております。

そして、安全で安心なまちづくりということですが、これについては先般来申し上げておりますように、広報関係の整備ということではFMラジオ等のことなどが利用できて、災害通報システムができ上がらないか今模索しているところであります。

まちづくり推進・拡充については、道路の改築事業や知名瀬港の改修事業、山間や市線などの道路改築事業も本年度で終わる予定でございます。そういった点では、末広・港土地区画整理事業が新たに組み込むことができて、大変喜んでいるところであります。今後は、農業農村の農業集落排水事業や簡易水道の再編ということが大きな事業が残っていると認識をいたしております。一つ一つ快適な生活環境の整備に取り組んでまいりたいと思います。

最後の8番目の行財政改革につきましても、鋭意、改革大綱がもう既に作成されましたので、今後はこの実施計画に取り組むときになりました。多くの皆さんと意見を交しながら、みんなでこの難関の財政危機を乗り越えていくということで取り組んでまいりたいとこのように思います。先般来、議論になっております職員の意識の向上ということと併せて、これからの人事での評価システムを有効に活用して職員の資質の向上も図っていききたいとこのように考えておるところです。この行財政改革は何よりも難しく、厳しい作業ではあらうと思っておるところですが、取り組んでまいりますので議員の皆さんの御理解と御協力もお願い申し上げます。答弁といたしたいと思います。よろしく願いいたします。

14番（叶 幸与君） どうもありがとうございました。伊藤知事は自分のマニフェストに対して、今20パーセントうんぬんというふうなそういうふうな話等がありましたんですが、この1年間で今おっしゃいましたところを達成率として大体、自分で考えまして何パーセントぐらいか。そのへんちょっとお伺いいたします。

市長（平田隆義君） 4年間の間で努力目標という公約でございますから、それぞれで対応しておりました。

て、4分の1と理解していただければいいんじゃないかと思うように思います。

14番（叶 幸与君） 4分の1ということでございます。いろいろこれは議論を尽くされて、もうこの一般質問の中でも多くの議員から出ていましたのでもうよろしいと思いますが、まずやっぱり財政改革、この決断と実行というふうなことでございますので、この行財政改革の促進に大いに努めていただきたいと。そしてまた、その中では職員の意識の改革、あるいはまた職員間のレベルアップ、こういったところを図りながら、また市民への負担は極力抑えていくようなそういう努力をしていただきたいと思います。

次に、新たに助役制を廃止して副市長制になりますが、職務はどのようになるんでしょうかというふうなことでございますが、これは向井議員の質問の中でいろいろと聞いていますが、地方自治法の一部改正というふうなことで4月からの助役制廃止の副市長ということでございますが、助役と副市長、ここのその制度はどのように違うのかということも、先ほど午前中の向井議員の中では委任をする部分、そして責任のある役割、その部分が違うようなそういうふうな話でございましたね。そのとおりであるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、今、行財政改革特別議会の中の委員会の中でも二人助役制の見直し、そういった意見等も多数ございまして、午前中の話の中でもある程度わかりはするんですが、行革のこういう中で二人の助役、それにまたさらに区長がお二人いるというふうなそういうふうな中で、この幹部ばかりというふうなそういうふうな話もありますので、ここの部分を今一度ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 助役の二人制についてでございますが、合併をしてその後の変化を含めまして、助役を二人にしてエンジンを推進するほうが市政として効果的に効率的に行えるということで今二人制にしたわけですけども、主な状況と言うんですか、理由と言うんですか、少し申し上げますとまず行政区域が拡大をして人口が増加をして、それぞれの市民需要が広がってきたと。これに対処する行政側の対応が求められているというのが1点です。もう1点は、この3地域の産業構成が違うということが上げられると思います。この産業構成が違うところをそれぞれの特徴を出し合いながら今回の議会で出ましたようにいろんなコンビネーションをして融合して、という組み立てが必要になってくるということが政策上の2点目の点じゃないかなと思います。3点目は、均衡ある発展という、この3地域の。それに一体感の醸成ということに移行していくという今大切な時代でありまして、この3地域に均衡発展をするというマネジメントをする中でも、どうしてもやっぱりトップライダーの存在が必要だということが3点目。4点目は、群都の機能を発揮するという部分が、市町村合併が進めば進むほど奄美市の群島におけるポジションというのは、位置というのは今高まっていきつつあります。これは地元からみてもそうですし、東京のほうからみても中央のほうからみてもそうなんです。ですので、東京事務所の議論もなったわけですけども、この群都機能を発揮するという点において、市長一人、副市長を一人という体制ではやはり奄美群島の群都としての機能が十分でない。最後の5点目が外郭団体、今回の議論でもそのことも出ましたけども、広域行政それから市内の民間の連合体等々、市長がトップになっている外郭団体が相当数あるわけですが、やっぱりこれらを助役のほうに委任するなり手分けするなり、新副市長にですね。そのへんをしませんと、奄美市としてのトップマネジメント機能というんですけども、経営管理がきちっとリーダーシップを発揮されて政治力を発揮されていないという、これどうしても助役の二人制というのは今後必要性が高まっていくという上に、さっきおっしゃいました市長の権限を委任することでその役割は高まっていくということで、御理解お願いしたいという気持ちであります。

14番（叶 幸与君） 大体わかります。今現在、その機能はこの1年間十分果たされているとこう考えますか、どうでしょうか。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 私たち実務レベルでは解決できない問題を、助役が手分けをして政治の側から解決するというのがトップマネジメントなんですけども、そこは非常にその役割は果たしていただ

いているというふうに認識をしております。副市長の体制になれば、なおさらその機能を発揮できる環境が出てくるということでございます。

14番(叶 幸与君) その中で今現在、自治区長制を導入されて、4年間というふうなお話ですが、助役の機能として住民との調整役というふうな話、また住民とのかかわりにおいての安心感を醸す。そして、長い目でいけば自治区制をとっていく。そういう中で、必要というふうな形で午前中の向井議員の答弁にございました。その中で、いわば確かに広域的にみても離島の中の離島が点在していますし、将来的にはやっぱり一つにまとまっていくようなそういうふうな可能性もはらんでいるというふうに考えれば、やっぱり副市長は十分生かせるんじゃないかなというふうにも考えるところなんです。今現在この中で本当に5名、それだけの方が必要であるかなと。その部分で言えば、自治区長等はもう4年じゃなくても2年で打ち切りというようなそういうふうな形にもっていったらいかがだろうかというふうに考えますが、その点は。

総務部長兼企画部長(花井恒三君) 区長と助役の任務は自ずから違ひまして、助役は全庁的な政治力という分野でのトップ機能を果たすということなんです。区長はそれぞれの守備範囲の地域の支所のまとめ役をしていくということが基本ですので、今おっしゃいました特別職であるか一般職にするかという議論につきましては、合併協議会で最高4年という申し合わせをいただいて引き継いでいるわけですので、この任期を2年という形で皆様のほうに議決をしていただきましたので、この2年間の間でまたな議論が行われていけばいいんじゃないかと。その後のことについてはですね、というふうに考えます。

14番(叶 幸与君) わかりました。じゃ次にいきます。3番目の行財政改革の推進というふうなことでございますが、これは幅広くもたしたので実質は同僚議員からたくさん質問が出ていますが、1点だけお尋ねいたします。

今定例会に上程されておりますように、市長・助役・教育長・区長の特別職の報酬が減額されます。退職金については、どのように考えておられるのでしょうか。昨年暮れの新聞テレビ報道以来、行政改革に向けて取り組んでおられるところでございますが、市民生活への負担を求める前に市長自らが身を削って率先垂範の行動を示さなければ、職員報酬の5パーセントカットもおぼつかないというふうに考えます。市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

総務部長兼企画部長(花井恒三君) 特別職の退職金につきましては、県の市町村の退職手当組合というのに今入っておりますので、退職手当をカットした場合にこの奄美市の財源に対してそれなりのメリットがあるかどうか。要するに退手組合でプールしてやりますのでね。ということで、内部の議論を重ねてまいりました。その結果、退職金を払ったあとに清算事務というのが毎年退職手当組合に一定の割合で負担金を払っていくわけですが、実際払った額に対してあとで清算をするという手続きでございますので、その清算段階で何らかの奄美市にとっても、退職金を下げた場合は下げたなりのメリットがあるのではないかという議論に今到達しつつございます。今後、県の退職手当組合とシミュレーションをしたりしていろんな角度から判断をしたいと思ひまして、今回の行政改革大綱実施計画において退職手当についても検討していくという形で位置付けましたので、まずはこの4月1日からスタートする給与関係を整理をしましたが、退職金につきましては4月以降、今言ったシミュレーションも含めまして検討するという形に位置付けておりますので、御理解をお願い申し上げます。

14番(叶 幸与君) 2月23日の読売紙上に、「大口市の市長の退職金半額へ」というふうなそういうふうな記事がございました。市長は半額、また助役・教育長等は33パーセント減額というふうなことで、やっぱりこういう厳しい中でリーダーが率先してやっていかなければ、市民へ対してのそういう負担の増というのは求められないというふうなところでございます。そういう中で、いわば現在四役の退職金ですね、ここの部分。4年に1回は出てまいりますものですから、その部分、金額にしてもやっぱ

り4, 500万円ぐらいになるんじゃないかなとこう考えますが、ここもやっぱり見直しをしていく中に市民に対しての負担もお願いできるんじゃないかなとこういうふうに考えるとところでございます。さっき労組のアンケート、職員のアンケートの中にも、特別職の報酬等・議員の報酬・普通建設事業費の減額とか職員の定数とかというふうなそういうふうな記事がありますんですが、そういう中で行政自らが身を削っていく。その中に市民への負担、今回、国民健康保険の負担増じゃございません。もともと名瀬市の税率に合わすというふうなのがございしますが、市民から受け止めるほうに関しては笠利・住用の市民の方は、実際去年までの税率と今年からの税率は大いに違ってくるわけですから、結局やっぱり自分達の負担にかかわってくると。またあとから議論しますが、下水道の15パーセントほどの増になってくるというふうなそういうふうな中で、今、市民は本当に塗炭の苦しみをしていく。そういうふうな中で、確かに行財政改革をしていけばその部分も手をつけざるを得ないというふうには考えますが、まずリーダーから身を律していくというふうなのが大事でなかろうかとこういうふうに考えるとところでございます。それでは続きまして、奄振法の延長に向けて市長はどのような構想を持っておられるかをお伺いします。奄振法もあと残り2年となつてまいりました。もう奄振法は要らないという御意見を持つ方々が多く話も聞こえてまいります。しかし、まだまだ必要であると私は考える一人でもあります。しかし、この50数年間の事業をみますれば、近年奄美の自然景観を損ねる事業が多く目立ってまいりまして、先に申した無用論につながるように思われます。しかし、まだ必要な基盤整備も残っております。ここらあたりで奄振法を抜本的に見直した、そういうふうな考えはないものだろうか。例えば機構の在り方とか中身の問題、補助金から交付金化へというふうなその進め方とか、ハードからソフト面へといろいろと考えられます。全郡的に奄美市の市長が、これは先頭切ってリードすべきだとかいうふうに思いますが、市長は次期奄振延長に向けてどのような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

また、次期奄振法へ向けたこのガイドラインと申しましょうか、ヒアリング等そういった基本計画、こはもうなされているのかどうか。それまで併せてお願いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 奄振法につきましては、今おっしゃいましたように新しい年度に総合調査、これから次なる奄振のスタートラインが始まります。私たちのほうとしまして、奄振法を延長していただくように要望していくという前提で動くことになるかなと思っております。総合調査の結果にもよるんですけども、その総合調査は今、群島民アンケート、それから群島外の出身者の方々、あるいは奄美への来訪者の方々へのアンケート等々の下準備を今しはじめておりまして、そういうアンケートを元手に今後議論が進むということになります。その中で、奄振法の主たる目的が自立的発展というのが新しいこの2～3年前の奄振延長のことでございましたので、この自立的発展という今回の奄振の概念が引き続いてその次のステップに、新たな奄振延長に向かっていきますように頑張っていきたいもんだと思っています。そのために産業を創出する、雇用を確保する、自然・文化・歴史の資源を生かして国民に提供すると、こういった流れの中でとらまえておるところです。特に今回の奄振の中でかなり進みました人材の育成、このへんは私たちのほうも更に強調していかないといかん一面だろうと思っております。

それから、今ハードからソフトの話なんですが、産業基盤の面がどの地域の懇談会に行きましても産業基盤の話が大半でございしますので、これはやっぱり引き続き奄振の活用を願ってハードの整備を進めていくということに今後とも変わりはないものと思っています。ただ、奄振全体のクレームというんですか、枠の中では網野子のトンネルとかそれから沖永良部の地下ダムとか、徳之島のかんがい整備とか、こういったのが全体の中の大きい金額としてはなつて300億円少しになっているんですけども、私ども地元の方の要望をきちっと位置付けて来年度の総合調査に臨んでいきたいと思います。特に今回の現行奄振法で強調されました奄美群島、離島の不利性から有利性への転換、奄美群島が持っている資源の優位性を国内に向けて発揮するということの概念は基本的に変わっていかないもんだと。それを発展させたいという気持ちでございします。

なお、ハードからソフトへ、あるいは交付金、この関係につきましては現行の奄振のときもかなり議論がありましたが、国全体から申しますと奄振のまた母法と言うんですかね、農林水産省とか国土交通省の。

基本的な法律体系がそのように向かわないと、この国の中からみると奄振法というのも一つの地域立法に過ぎないわけですから、基本的な枠組の中でやっぱり議論をしていただくのが根本にあるということをわきまえながら、この奄振のソフトの論議、交付金の論議もあるわけですが、交付金の関係につきましては国のほうでも一部交付金がハードの関係でもありますけれども、国全体としてはなかなかそういうふうな動きにはなっていないという現実を踏まえながら対応していかないといけないということで、基本的な枠組は今の枠組が踏襲されていくことが基本になるのかなとは思っておりますけど、今おっしゃいましたソフトのプロジェクト的なものを軸にして、そこにハードもソフトもくっつけるといういろんな議論の余地がありますので、いろんな角度から総合的に議論をしてまいりたいと思っております。

14番（叶 幸与君） これまた来年、再来年度というふうなことでございますが、やっぱり12市町村力を合わせて交付金化に向かって、もっと声を大に張り上げていかなきゃいけないんじゃないかというふうにも考えます。

ちょっと時間がございせんので、次、下水道事業について。下水道料金が平成19年7月1日から旧名瀬市の下水道料金が改定なされます。基本料金が500円から200円アップの700円と。これはもう大幅なアップになっているんじゃないかなというふうに思います。従量料金と合わせると平均で15.4パーセントアップというふうなことで、市民の懐に重くのしかかってまいります。しかもこの水道使用の多い夏場の値上げで余計重税感がくるものと思われそうですが、その経過をお尋ねいたします。

また、農業集落排水料金との兼ね合いはどのようになっているんでしょうか。

建設部長（川上和満君） 下水道料金の改定についてお答えをいたします。

下水道は、市民に安全で快適な生活を確保し、河川、海域及び公共用水域の水質汚濁防止のため、重要な役割を果たすとともに、良好な水環境を創造するために必要不可欠な生活基盤施設であります。

名瀬地区の下水道使用料金につきましては、昭和58年度の供用開始後、平成13年度に一度改定を行っておりますが、それ以降改定されておられません。平成12年の下水道事業運営調査会の答申の付帯決議において、下水道使用料金については3年から5年ごとに緩やかな値上げ幅で改定すべしとの答申を受けた経緯がございます。この答申を受け、17年度に下水道事業運営調査会を開催した結果、下水道料金値上げはやむを得ないとの答申を受けた次第であります。平成18年度の下水道事業運営調査会において、下水道使用料金の改定幅はどうあるべきかを審議していただいた結果、次のような結論に達した次第であります。

現行の下水道使用料金は平成13年度に改定されましたが、歳入歳出のバランスが取れていないのが現状である。普及率、水洗化率とも92.4パーセント近くに達した現在、使用料収入は緩やかな伸びにとどまりつつある。一方、施設の老朽化に伴う改築更新などの維持管理費や起債償還費は年々増加の傾向にあることから、現在の使用料のもとでは事業を運営するためには一般会計からの繰入金が増えることになり、健全な下水道事業運営ができない。以上の理由により、平均15.4パーセントの値上げはやむを得ないとの答申を得たところであります。この値上げ幅は、1か月当たり20トンの下水道を使用する標準的な家庭におきましては、消費税込みで現行では2,131円が2,520円となり、389円のアップとなります。今回、市といたしましては、これらの答申を踏まえ、健全な下水道事業の運営を行うため、下水道使用料の改定をお願いする次第であります。

なお、名瀬地区における農業集落排水使用料、笠利地区における特定環境公共下水道使用料及び農業集落排水使用料、住用地区における農業集落排水使用料については、従来どおりとし、平成22年度までに3地区の下水道使用料及び農業集落排水使用料の統一を図っていくことになっておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

14番（叶 幸与君） ずっと値上げがなかったというふうなことでございまして、今回、値上げせざるを得ないという答申のもとに上げたというふうなことでございます。ただ、一番使用料の大きい夏場か

らなぜ上げるのかというふうな、また値上げをすることによって起債の返済を含めたビジョンというか、どれぐらいつまっていくのか。そこの部分をもう一度ちょっと。

建設部長（川上和満君） 料金改定の条例につきましては、今議会にお願いをいたしております。議決後、周知期間、やっぱり市民の皆様いろいろな周知を図る期間をもくろみますと7月1日あたりが適当ということで、7月1日からお願いをいたしております。なお、今回の使用料の改定によりまして、増収が図られる金額といたしまして、約7,000万円を見込んでおります。以上であります。

14番（叶 幸与君） 次に移りたいと思います。（2）の公的資金の繰上償還を利用できないかというふうなことは3名の同僚議員の質問がございましたので、この繰上償還が可能になったというふうな等のいきさつだけをちょっと話していきたいと。総務省の平成19年度地方財政対策の中で、公的資金の繰上償還による公債費負担の軽減策が盛り込まれました。行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金、財政融資資金・郵政公社資金・公庫資金、こういった資金の繰上償還（補償金なし）を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減するものであります。このことは、旧名瀬市議会でも随分論議されてきたことでありますが、国の方針が変わらなければ難しいとのことでありました。しかし、これは昨年臨時国会における総務委員会、平成18年12月5日に行われましたが、ここで公明党の沢 雄二参議院議員の主張で実現した公明党の実績でございます。沢議員は、国会質問で、地方団体がかつて高金利時代に借りたその負債の金利のコストに今苦しんでいる現状を訴え、救済措置を政府に求め、ようやく平成19年度から3年間の時限措置として2007年度予算原案に盛り込まれました。この対象地方債に、下水道の5パーセント以上の金利の地方債が含まれておりますが、このことが昨日の中でもお話を聞いてございますので、ちょっとそこの部分はもうよろしいんですが、何か聞きますと四つの条件があるうんぬんというふうな話を聞きましたので、この質問を入れたんですが、建設部長の話は前の過去のことであって、今年度は別というようなことでございます。そういった面で、今年度新しい条件というふうなそこの部分はどういうふうになっているのか、今一度、そこの部分だけでよろしいですから、ちょっとお願いします。

下水道課長（岡 優雄君） それでは、平成18年度までの条件として、まず1番目に、事業の供用開始年度が52年度以降であること。それと、2番目に、使用料対象資本費単価が1立米当たり45円以上であること。3番目に、使用料単価が1立米当たり131円以上であることでございます。旧名瀬市の下水道事業におきましては、1と2の条件をクリアしておりますが、3番目の使用料単価が107円と低く、国の基準に満たしておりませんので、繰上償還ができない状況です。現在までの情報としては、まだ通達とかそのへんがまだ来ていませんので、情報が仕入れ次第、その繰上償還について適合した場合にはしていきたいと思っています。

以上でございます。

14番（叶 幸与君） わかりました。ちょっとそこの部分をまた調べていただきたいと思います。

次に、中心商店街の活性化策というようなことでございますが、昔は寿屋がありましたときには結構集客力があつたというふうにお聞きしております。今、だいわがございまして、この商店街の事業が、港・末広の整備事業が入ってきますと、このお店ももう戻ってこないというようなそういうふうなお話等もございまして、やっぱり集客力を活性化するためには、何らかのそういうふうな集客力のある大型店舗を誘致しなければいけないんじゃないかというふうに思っております。ずっと昔、話を聞いたんですが、これが立ち上げるころに話がございましたジャスコとそういった話がございましたが、今どういうふうになっているのか。今後またそういうふうなところまで誘致に向けた計画・検討、そういったものはなされないのか。あるのかどうか、そこのところだけちょっとお聞かせください。

産業振興部長（山田忠憲君） 大型店舗の誘致についてでございますが、議員の質問の中にだいわが戻ってこないという話を聞いたということがありましたが、私自身、今初めて耳にいたしましたところでございます。だいわにつきましては、これまで中心商店街の集客効果を十分担ってこれ、商店街には欠かせない大型店舗でございます。今後ともこれまでどおり商店街の中で営業を続けていかれるものと考えているところでございます。そのようなことから、大型店舗の誘致についてはまだ動きはみられませんが、常に商店街の動向などを十分把握しながら、今後とも情報の収集などに努めてまいりたいと考えているところでございます。

14番（叶 幸与君） 次に、二つのコア構想についてでございます。現在あるA i A i 広場と港町の測候所跡地を利用した2核（コア）ワンモール構想、これについて大きい道路を造りましたと。いつまで経っても前とかわらない、そういう閑散たるそういったことではいけないんじゃないかなと。多額の金をどぶに捨てるようなものでしょうというふうなことで、商店街の皆様の自助努力はもちろんであるとも考えます。けれど、それだけで活性化はみえてこないんじゃないかと。もう少し全体的な具体的な都計と同時進行で活性化策を考えていかなければならないというふうに考えますが、昨日の師玉議員の質問の中から、ある程度その形がみえてきたんじゃないかなというふうな感じはいたします。けれど、もう少しビジョンというか、その部分を明確にして、都計と同時に活性化に何をどういうふうに行っていったらその事業がよりもっと効果的に生かせるか、その部分を真剣に考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います、ここのところを今一度お願いします。

産業振興部長（山田忠憲君） 2核（コア）ワンモール構想につきましては、平成17年度に名瀬市通商連合会から「まちづくり提言書」ということで提案がございました。その内容につきましては、二つの核をA i A i 広場跡地と測候所跡地に想定をいたしまして、それぞれ観光交流センター、奄美市交流センターを位置付けて商店街の活性化に向けての御提言でございます。これらの提言を受けまして、具体的な取組を19年度から実施したい。これはまちづくり交付金を活用しての取組でございます。民間を主体といたしました組織作り、そして測候所跡地の利用、A i A i 広場の集客施設の事業内容などを具体的に検討に入りたいと考えているところでございます。

14番（叶 幸与君） ありがとうございます。これもずっと各議員の質問等にございまして、もう次に進めたいと思います。

教育行政について。特別支援教育支援員の拡充について。昨年6月、学校教育法が改正されて、小中学校等に在席する教育特別の支援を必要とする障害のある児童・生徒に対しての障害による困難を克服するための教育、これ特別支援教育を行うことが法律上明白に位置付けられました。今回の改正で時に通級指導の対象にLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、あるいは高機能自閉症が位置付けられたということは、教育関係者からも高く評価されております。そこで、平成19年度の主要施策の概要にこういったものが見受けられませんでしたので、お聞きします。奄美市のほうは今どういうふうに取り組まれているのか、ちょっと教育長、お願いします。

教育長（徳永昭雄君） お答えをいたします。奄美市教育委員会で行っております小学校・中学校の実態調査の結果では、小学校で現在155人、これは小学校数の5パーセント、それから中学校では61人、中学校在席の生徒の4パーセントが支援の必要な児童・生徒の報告と聞いております。市内各学校におきましては校内委員会を設置しまして、特別支援教育コーディネーターを中心に組織的な支援体制の整備を進めるとともに、支援の必要な児童・生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成を行って一人ひとりのニーズに応じた教育を進めております。委員がおっしゃいました予算の面でございますが、現在、19年度から特別支援教育支援員ということで交付税措置がなされるようでございますので、そのへんを見極めてからということになるかと思っております。よろしく願いいたします。

14番（叶 幸与君） まだこれはやっていないというようなことで、今後やっていくというふうに理解してよろしいと思いますが、それでは次に移りたいと思います。市民生活の火葬場の休憩待合室の増室について。

葬送儀礼は、人生で最も重大で厳かな儀式の一つでございます。祝い事は欠かしても葬儀だけは絶対に欠かすなとはよく世間で言われる言葉でありまして、そういう中で今年の1月18日に親戚に悔やみがあり、久方振りに市営斎場に行きました。その日は一日5件の利用があつて、5分遅れで入ったために3時間待たされた。そういうふうな経験がございまして、そういう中でこの待合室、寒い日でございましたので、待合室のない中でずっと立っていたというふうなそういうふうなところがございました。そういうところで、待合室が今3室ございますが、あと1室の増設ができないのか。あるいは、それをするためには釜があと1部屋あるんですが、そこにどう入れればあと一つできるというふうなところで、ここの部分をこの前の厚生委員会では陳情が上がった中で継続審議ともいうふうにもありましたんですが、ここの改善を含めてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

市民福祉部長（中山成樹君） ただいまおっしゃっていただきました待合室、それから炉の増設、そのへんについてはよく事情は承知をしておりますので、これは老朽化しました設備の更新、これも併せて検討させていただきたいというふうに思っているのです、十分承知をしておりますので検討をさせていただきたいと思います。

議長（前田幸男君） 以上で、公明党 叶 幸与君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（前田幸男君） 再開します。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

社会民主党 西村タカ子君の発言を許可いたします。

38番（西村タカ子君） 市民の皆さん、こんにちは。社会民主党の西村タカ子でございます。平成19年度第1回、一般質問の4日目、最後になりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

通告によりまして順次質問いたします。まず始めに、市長の施政方針についてであります。今回、平田市長は施政方針で、合併2年目の奄美市は未来を見据えた市の骨組を構築する年であり、しっかりとした土台を築くことで未来にも揺ぎない骨組に支えられた奄美市が築かれるものと確信していると述べられ、市職員と一丸になって「自然・人・文化が共につくるきよらの郷」の実現に向け力を注ぎ意欲を示されました。また、平成19年度の予算編成は、一般会計予算284億9,057万1,000円で、合併まちづくり基金18億5,000万円を計上した合併初年度の当初予算と比較するとマイナス9.3パーセントの29億2,931万7,000円減額、特別会計、企業会計の合計は208億2,855万9,000円、対前年度の当初予算に対し2.0パーセントの増の4億744万5,000円の増額で、予算総額は493億1,913万円で、対前年度の当初予算に対しマイナス4.9パーセント、25億2,187万2,000円の減額となっています。当局の出前講座資料で、平成18年度当初予算編成の基本的考え方で、合併初年度にあたり一体感の醸成を図りながら、合併して良かったと思えるような予算編成に心がけるとあります。また、平成19年度以降の財政健全化計画案の基本的事項の中でも、合併初年度の平成18年度当初予算において14億7,000万円の財政不足を生じ、今後の財政運営に大きな支障を生じたことにかんがみ、市民の皆さんに合併して良かったと思えるように早期に財政の健全化を図るとあります。合併したからには、地域振興の打開策として、夢と希望を持って地域が生かされ、声が市政に反映されなければなりません。合併から2年目に入りますが、合併して本当に良かったと思えるような予算編成ができたのかどうか、お伺いいたします。次の質問からは発言席で行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 西村議員の質問に答弁いたしますが、合併して良かったと言えるような予算編成ができたかということなのですが、先般来申し上げておりますように7億円の歳入不足を来しております。そういった点では十分なと言いますか、思い切ったというか予算編成は難しかったと。切り詰められるだけ切り詰めて予算編成をしたということですので、とらえ方によっては不満足な点が残るのではないのかなとこう思っております。合併して良かったと言われる中で、18年度にもあったわけですが、18億5,000万円の基金を造成することができたわけですし、それから6億円余にわたって市内のイントラネットの整備ができたということですね。これは名瀬市街地だけではなくして住用町の隅々まで、笠利町の集落のそれぞれまで、全てに光ファイバー網を付設したということは、これは明らかに先行投資であります。ですから、その先行投資をどのように生かしていくかということで合併して良かったということが言えるんじゃないかと思います。これは合併促進債の対応があったからできたわけですね。合併特例債や合併を促進するための国の支援があったからできたわけです。このことがまだ十分に理解されているのか、もう去年のことだから忘れられているんじゃないかなと思って私心配しているんですが、これからこれが生きてくると思うんです。このことは大事なことだと思います。このイントラネットを敷設するにおいて、合併しない町村が果たしてどこまでできるだろうかということを考えたときには、よそごとながら奄美はそれができたことは大きく自負しておりますので、これを生かして何とか地域興しをしたいとこう思っております。

また、基盤整備という点で大きな前進があったということで担当のほうからも答弁がありましたが、これまで災害防止に河川のはん濫と言うんですかね、はん濫とまでは言わないかもわかりませんが、越波があつたり増水した時に川の水が溢れ出て、むらやまちが水浸しになるということなどで、このことをどうしようかというのは長い間の懸案事項です。いわゆる補助対象になりにくいという点でありましたから、このたび、これを一举に合併特例債を生かしてこれに19年度予算で対応いたしております。これなどは本当に喜んでいただけるのではないのかなとこのようにも思っております。そういった点も併せながら、今後、戸籍の電算化だとかいうことあたりが目に見えて進んでまいりますと、合併したことの合理化・能率化が目に見えてくるのではないのかなとこのように思っております。今後も合併特例債を生かした事業を取り組みながら、もちろん起債残高のバランスということも考えなきゃいけないんですが、この有利な起債を活用してまちの整備をしていきたいとこう思っております。奄美市においては、これから過疎債とそれから辺地債、合併特例債という三つの有利な起債ができますから、これが十分に生かされるようなまちづくりにしていきたいとこういうことであります。今後の合併まちづくり基金の活用方法も集落の活性化のために重点的に使っていこうという方向が示されておりますので、必ずその成果が生まれるものだともこのように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

38番（西村タカ子君） ただいま市長から答弁をいただきましたけども、やはり合併のメリット、真価と言いますか、そういったのは一朝一夕ででき上がるものじゃないと思っております。市の財政も然りですが、やっぱり市民が日々の暮らしの中で、本当に合併して良かったと実感できる予算編成を今後、特に市民生活向上という点で力を注いでいってほしいと思います。

私がすぐ思ったことは、合併して良かったと一つ言えると言うんですか、教育長が就任直後と言いますか、県のほうに行かれて大島北校の存続問題で県とのタイアップをされたということ。これは私はやっぱり合併したからではないかなと思いました。それと、今回の予算にもありますが、学校の存続に向けて大島北校の進学費の補助金がありますよね、3分の2。笠利町以外の生徒の通学費。3分の2の補助があるということなどを考えたときには、やはり商店街でも聞かれますので、こういったことが小さいことのようにけれども合併のメリットとしては上げられるかなということ、私は聞かれたときにはそういったことを話しておりますけども、大きな意味で20年以降、19年度以降ですけども、合併のメリットが出せ

る予算編成を期待したいと思います。

それでは2番目のほうにいきます。奄美市の最重要課題の財政再建策についてであります。ここで財政再建策と書いたんですけども、通告したんですけども、奄美市がホームページで公開した、このまま放っておくと大変なことになるという出された資料を見て、大変私も危機感を持つ一人としてこういう通告にしたんですけども、このままだと第二の夕張になるんじゃないかと訴えているホームページでありましたので、大変深刻さもありますし、また風評もありますけども、厳しい財政状況に直面していることは変わりありませんので、この通り質問させていただきます。

当局は合併特例期間である10年間のうち、平成19年度から23年度までは特に厳しい財政運営が予測されていると言われておりますが、住民サービスの維持・向上の両立を図る市民本位の行政を実現していくために、住民と一体となった財政再建策をお伺いいたします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 私どものほうは財政再建じゃなくて財政健全化という言葉で前向きに表現させていただきますので、御了解をお願い申し上げたいと思います。

今回の財政健全化計画につきましては、特別職並びに一般職の給与の減額抑制、それから補助金等の適正化、併せまして公共事業枠、公債費等々につきまして各年度ごとの新規起債発行額を一般会計30億円、特別会計8億円の合計38億円を設定して、その範囲内で公共事業を進めると。それから、公債費の圧縮を図るために平成19年度から21年度の3年間、利率5パーセント以上の起債については繰上償還、低金利への借替えを実施するという形で進めるわけですが、この10年間の健全化計画の中の最初の5年間、前半、こちらが非常に大事な期間だろうと思って重点期間にいたしてございます。職員が700名から500名に10年後に減っていきますが、その最初の5年はまだかなりの職員がおる時代でございますので、このへんの財政面における対応というのが非常に厳しいということで15年計画をしたところです。今後、私たちのほうで配慮していかないといけませんのは、今申しました2割、10年後に予算規模で減っていくとしますと、このことが市民活動や経済活動に萎縮を与えないようにという、ここの配慮が最も大事だろうと思います。

そこで私たち職員の側が問われますのは、この計画を遂行する際に行政改革で市役所の改革と市民の改革、合わせて2割カットしていくわけですね。これを市民協働がいかにカバーできるかという視点が大事であるわけです。市民協働の一翼を職員が担うわけですけども、そのためには市民協働を進めるために市民ファンド、市民の活動の基金をお互いにつくろうじゃないかと。イメージとしては、一つの課の一つぐらいそういう基金があれば、市民のそれぞれの活動と提携できるわけですので、そういったものをいろんな方々の応援を得て基金を設置していきたい。それから一集落1ブランドで申し上げましたように、国・県の事業を職員が積極的に取り込んでいくという、こちらのほうにいくという力。それから市民協働をコーディネートする力。

昨日から心配しておりますのは、職員から市民に協働を呼びかけたらどうのこうのと議論がございました。私たちの職員の側からの資質として市役所の寅さん、市民が頼みもしないのにこっちからおせっかい焼いて、市民が満足するのを見て喜んでいただいて、それを満足する職員という、この集団をいくつもつくって、そこが協働しはじめて、そしたら市民の方々がこれはおもしろい市役所集団ということで活力が生まれて、市民との協働の関係でものづくり・人づくり・まちづくりが進んでいくという、そのへんの職員の側の力が持てるかどうかというのが非常に大きな課題だろうと思います。そういう意味では、私たち職員のほうが古くて新しい言葉ですが、豊かな創造力、柔軟かい発想、環境変化への対応力、政策能力、こういったのを蓄積をいたしまして、この市民協働力を軸にこの財政再建を一方の力として進めていきたいという決意でおるところでございます。

38番（西村タカ子君） 当局は平成19年度以降の財政健全化計画案というのを作られているわけですけども、それを今後取り組まれていくわけなんですけども、部長の答弁の中に行革というのが出ましたので一つ、特に申し上げたいことがありますけども、行革の前にやはり産業育成、それから雇用創出がやっ

ぱり必要であると思います。それこそ基盤づくり、それが。そういうのがあつてはじめて地域の発展があり、民間経済の発展へとつながっていくと思います。そして、市の財政にも潤いがあると思いますし、お互いに市民の間でも潤いが出てくると思いますので、この産業育成、雇用創出、特に今挙げましたけども、この２点に対して御答弁をお願いします。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今、まず合併後にスタートさせましたのは、行政改革です。その行政改革の主な柱の一つが財政健全化計画でございました。新しい年度に策定します総合計画、それに基づきます実施計画、これが今おっしゃいました今度は産業の推進、これの確保をしていくという。その議論が新年度始まります。この奄美市の総合計画と今作ります行政改革、この二つの車の両輪がうまく噛み合って推進できてはじめて奄美市は発展していくというこの枠組でございますので、今の御提起につきましては新年度の総合計画、実施計画の議論の中で行政改革に対して今度はもう一つの前に進むほうの議論を併せて進めていくということで、御理解お願い申し上げます。

３８番（西村タカ子君） 次に３番目に入ります。空き店舗対策についてであります。

当局は、商工業の振興で新規にまちづくり交付金事業を導入し、事業活用調査、空き店舗対策に取り組むとのことですが、現在空き店舗はどのくらいあるのか。これまで特にどのような対策を取られてきたのか。この新規事業導入での計画は、どのようになっているのか。具体的にお示してください。

産業振興部長（山田忠憲君） まずは１９年度からまちづくり交付金事業を活用いたしまして、空き店舗対策の新規事業を実施いたしますので、これについて、まずは事業内容から説明をいたしたいと思います。地場産品そして特産品を主流にいたしましたアンテナショップの開設、新たな商品を販売するチャレンジショップの開設、来街者のための託児所など、利用者のニーズに対応した様々な方策に取り組んでまいります。また、まちづくり推進のための組織作りや調査事業の実施をいたします。これらの事業の実施にあたりましては、ワークショップの開催などによりまして、地元商店街や市民の方々の意見を幅広く取り入れながら事業の展開を行ってまいりたいと考えております。

本市の空き店舗の状況でございます。本年２月に調査を実施いたしております。店舗数が３７２店舗中、４５店舗という状況となっております。これまでの空き店舗を活用した取組でございます。市の単独の補助によりまして、ＴＭＯが実施いたしましたチャレンジショップ事業の実施、また今年度は商店街の協力をいただきまして奄美高校の生徒が実施いたしました販売体験の実習、せんだって新聞にも出ておりましたけども、商業者の発案によりまして空き店舗を活用した結婚披露宴など、民間主体による様々な取組が実施されております。今後の民間の方々による工夫を凝らした活用策に大いに期待をいたしているところでございます。本市といたしましても、空き店舗対策は商店街活性化事業の中でも重要な施策ととらえており、また急務な対応が求められていると認識いたしておりますので、今後とも地域と時代のニーズに応えられるよう、民間・行政一体となって事業を推進してまいりたいと考えております。

３８番（西村タカ子君） この空き店舗対策に対して、商業者の個人の方からですけども、意見としてこういうのがあります。当局に検討してもらえないだろうかということなんですけども、カルチャーセンターの発表会ができる所とか、それから幼稚園などと連携してまちの中に小さな美術館でもいいですけども絵の展示会をするとか、休憩所と近接した託児所、子どもを預けて買物に出かけると。車も駐車場があり、子どもを預け、そこで主婦の皆さんが買物をすると。そういう流れを是非考えたような空き店舗対策もどうだろうかという、本当に貴重な意見などがありますので、先ほども答弁にありましたアンテナショップはもちろんですけども、イベント会場なども出ておりますし、学校の放課後を利用して子どもたちが本当に賑わいのある商店街に出て、商店街をつくって、手熟師と連携しながら昔遊んだ道具を作るとか、そういった私はすばらしい意見だと思いましたので、是非これからも商業者の方、民間の方とも、市民の方とも協働のまちづくりということで当局は検討してもらいたいと思います。これは意見として述べていき

いと思います。

次に入ります。次に、末広・港土地区画整理事業についてであります。この事業については、これまでたびたび質問をしてきました。平成18年度9月議会では、6月議会での答弁を受けての質問に対し、当局は合意形成について、市町村などが行う公共団体が行う土地区画整理事業を施行する場合、事業導入の際の関係権利者の同意を確認する法的な手続きは定められていない。法的な縛りが無いということですが、事業は行政だけで押し進めるものではなく、地域住民との共同作業を考えている。今後も話し合いを継続するとの答弁であります。このことは行政として当然のことです。この事業は、何の不自由もなく生活している土地・建物所有者に対して押しつけるものでもありますし、しかも既に土地区画整理事業に終わっている土地で、再度の事業を行うという所もあります。地域住民にとって迷惑なもので、負担が大きすぎますという声もあります。県都市計画審議会に付された付帯意見のとおり、話し合いを継続するとあります。この間、反対されている方の意見はどのように取り入れられているのかお伺いいたします。

建設部長（川上和満君） 事業に対する合意形成についてお答えをいたします。

市が施行する事業の場合、関係権利者の合意を確認する手続きは特に法令では定められておりません。組合施行という公共団体、別の組合などがこういった区画整理事業をする場合は3分の2の同意をとることが区画整理法で定められております。しかし、この土地区画整理事業では施行地区内の全体におきまして換地の設計や移転の計画を行い、順次移転工事を進めることになるため、関係権利者の皆さんの理解と御協力をいただかない限り事業がスムーズに進めていくことができない状況になります。つきましては、関係地権者の皆さんに対して、これまでも継続して勉強会、個人面談などを実施いたしております。今月の3日、先週の土曜日ですけれども、また今週の火曜日におきまして説明会を市役所の4階会議室などで開いております。また、関係権利者、それから商店街の皆さん、借地人などにも参加をいただき、事業計画の内容やスケジュールなど、また事業にかかわる補償の内容などについても、個人面談、更には勉強会、出前講座などで説明をいたしておりますし、今後も節目節目におきまして説明会などを実施してまいりたいと考えております。区画整理事業は、行政だけで進めるわけにはまいりませんで、地域の皆様との連携だというふうに認識をしておりますので、今後とも議会と協力がいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

38番（西村タカ子君） この事業に関して財政面から述べてみたいと思いますけれども、奄美市の平成16年度・17年度の決算状況を見ると、合併前の名瀬・住用・笠利、旧3市町村分と合併後の奄美市分の収支を合算した普通会計ベースで実質収支を差し引いた単年度収支が、約6,800万円の赤字です。普通建設事業などの投資的経費が5.7パーセント増、構成比率が15.23パーセント、2億4,880万6,000円増となっております。地方債残高384億8,900万円余りで、年間予算の380億2,100万円を上回っています。現在、実質公債比率が19.1パーセント。これまでの公共事業の借金累増で借金が約554億円というのをみたときに、公債費だけでも年間約43億円も支払うということになるということでびっくりしていますが、私は公共事業全て反対しているわけじゃありません。財政の実態と合わせて個々の事業についての必要性、緊急性、費用対効果など、不要、不急の公共事業があると思います。奄美市財政が厳しい公債費負担の増加だと思いますが、地方交付税が減らされる中、負担ばかり増える新しい起債を抑えてほしいと思います。やはり投資的経費が地方債を発行するので借金が伴います。公共事業の削減は、市長の政策決断でできると思います。しかもこの工事が15年間の長い時期であるということ。このことからして、財政が逼迫している現状において本当に緊急を要する事業なのか。市民にも新たな高額な負担がかかりますし、それらを考えたときにこの事業は凍結すべきじゃないかと思いますし、是非再検討をしていただきたいと思います。当局の御見解をお伺いいたします。

建設部長（川上和満君） 事業の必要性、緊急性、財政面についてお答えをいたします。

この事業につきましては、奄美群島の中心都市として今後も群都機能を担っていく中心市街地の役割や

商店街の衰退、防災面の弱点、車社会や高齢化社会への対応の遅れなどの地区の現状や課題などを踏まえ、これまでの長い間、多くの方々の参画をいただき数多くの議論を重ね、優先すべき必要な事業として事業化するものであります。また、国におきましても、事業に対する予算の基本的な方針としまして、従来の郊外の開発型の事業から地方都市の規制市街地の再生に向けた事業へ重点的に支援することとしており、今取り組むことによってより一層の支援・効果が期待できるものと考えております。また、この事業にかかる起債につきましても、より有利な市債を活用することにより、起債の充当率をはじめその起債に対する交付税の算入も十分に見込めることから、今取り組むことにより有効なものと考えております。

なお、19年度当初の起債計画に基づき、現時点で試算してみますと、実際に市が負担する額は約22億円となり、15年間と長期にわたり取り組むため、年平均で算出してみますと年間1億5,000万円の負担となります。今後ともこの事業の実施にあたりましては、奄美市全体の実施計画や財政計画を十分に踏まえ、事業の選別と重点化を図り、さらには各種制度をより有利・有効な活用を行い、効率的・効果的な事業として取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

38番（西村タカ子君） 終わりのほうの答弁ですけども、実際の持ち出しが22億円と言われましたけれども、これは交付税が30億円見込んでの22億円でしょうか。98億円に対して41億円が国、57億円が市として、そのうちの交付金が30億円を見込んでの22億円ということですか。まず、これが1点。

それから、同事業を優先するということで、私は、教育・福祉関係がその予算から削られるんじゃないかなという行政サービスの低下、市民の負担増ということから考えて、今日のこの質問をしたわけなんですけども、大変懸念されます。まず、教育・福祉関係の予算は大丈夫でしょうか。そして、15年間の中で、もう財政が大変で途中で止めるということなんかないでしょう。確認です。

建設部長（川上和満君） 現在の事業計画の中で、市の負担額が57億円でございます。交付税措置で返ってくる分が35億円、したがって実際負担は単費持ち出し分と残りの19億円を足しまして22億円ということになります。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 全体の枠組の公式な発表できるシミュレーション等々は9月をめどに準備をする今計画をしていますが、念頭に置いて今シミュレーションしておりますのは、先ほど合計規模がこのくらい下がるだとか今申ししたのは今の試算段階なんですけど、その中では当然この公共事業枠と福祉教育、いろんな分野の枠組をとらえてシミュレーションをいたしております。その中で公共事業枠の中で今の15年、90数億円の中心商店街も当然その枠組の中に入れてシミュレーションしておりますし、福祉・教育の面につきましてもきちっと枠組の中で確保するという形で入れて財政計画を立てた上での財政健全化計画でありますので、御理解をお願い申し上げます。なお、公表できるようなものは今後熟度を増して9月頃をめどにお示しできるようにしたいと思っております。

38番（西村タカ子君） それでは、福祉行政の悠遊長生き・健康づくり推進事業についてでありますけど、現在、生きがい対応型デイサービスが市内の5か所、事業所に委託して実施されておりますが、この4月から悠遊長生き・健康づくり新規事業として843万円計上しております。老人福祉会館1か所にまとめて実施するというので、作業が進められておりますけども、お尋ねしたいのは改編して実施することの根拠。二つ目は、現在、生きがい対応型デイサービスを利用されている方からの苦情などがありましたら、あると思います、そのことについての見解。これまでと比べて、場所・時間・内容等が変更になりますが、継続して新規事業を利用される方は現在どのくらいおりますか。この3点お伺いたします。

福祉事務所長（伊東鉄郎君） まず、改編して実施することについてということですが、この事業を若干御説明申し上げますと、平成19年度予算に計上いたしましたこの新規事業です。今おっしゃいましたよ

うに悠遊長生き・健康づくり推進事業と申しますが、この事業については現在市内の5か所の事業所に委託を実施しております生きがい対応型デイサービス事業、この事業と老人福祉会館の中で実施をしております転倒予防教室、この二つの事業を予算の面、実施期間の制約から利用者の拡大と運動機能向上、健康増進、交流を通して元気で長生きを謳歌できる高齢者育成が図れますように改編をいたし、市が直営で実施をするものでございます。

次に、予算面におきましては、18年度は関係する五つの事業費合計で1,647万円、市民福祉部内の三つの課で別々に実施をしておりましたが、この事業を統合いたしまして新規事業として実施いたします。この事業につきましては、看護師の person 費、送迎バス委託経費、需要費、その他で843万円を19年度予算に計上いたしました。市の緊縮予算の編成から歳出の抑制を図りつつ、旧来の事業効果が上がりますように継続して実施できるよう統合・再編するものでございます。

事業内容につきましては、先ほども若干説明しましたが、生きがい対応型デイサービス事業と同じ一人週1回の利用が可能でございまして、利用者を月曜日から金曜日までの午前・午後の各10班に分けて、二人の看護師が健康相談、血圧測定、健康体操、ゲームなどの指導を行って効果を測定いたします。利用者負担につきましては、1回当たり老人福祉会館利用料としまして200円を予定しております。それと老人福祉会館食堂を利用いたしますと、食事代350円を加えて550円となります。生きがいデイサービス対応型事業の負担1,000円よりは若干負担が軽減をされる予定です。その反面、サービス提供時間が若干短縮されることとなりますが、時間の許す限り入浴や娛樂室等を御利用しての休息、カラオケ、将棋などを楽しみながら友人づくりのために老人福祉会館を御利用していただくよう、老人福祉会館職員と協力をいたしまして運営に努めてまいります。

次に、現在の生きがい対応型デイサービス事業の利用者の声に対する見解についてでございますが、利用者の御意見を紹介いたしますと、「住居近くの施設であれば、家に寝たきりの家族を抱えていても利用できたが、福祉会館では家の緊急時に困る」、そのほか「慣れ親しんだ施設や職員、利用者、仲間と離れ離れになる」、また「現在のサービスを市の経費節減や利用者負担増をしても続けてほしい」、「今の事業でも生きがい、介護予防に効果があるはず」、「先に利用者の声を聞いて改編を進めるべきで、今回の措置は拙速で高齢者の切り捨てだ」など多くの手厳しい御意見や御要望、新事業への移行に対する不安の声をいただいております。本市といたしましても、介護保険法の改正、介護予防事業の充実、県内市町村の生きがい対応型デイサービス事業の改編状況、新事業の内容や市の財政状況を御説明し、御理解と御協力をお願い申し上げているところでございます。サービス利用者の班編成につきましては、これまでの友人関係や利用者の御要望に配慮し、また移送バスの運行面でも利用者の利便性が確保できますよう努めてまいりたいと考えております。当市の厳しい財政状況の中で、事業の継続を図っていくことが重要であると認識いたしております。対象者の方々にも相応の御協力をお願いする次第でございます。

次に、新事業への利用継続者数でございますが、2月28日現在、113名の継続希望者がございます。内訳は、生きがい対応型デイサービス利用者が41名、転倒予防教室の利用者が72名がいらっしゃる。引き続き定員200名まで利用拡大を呼びかけてまいりたいと考えております。生きがい対応型デイサービス事業の利用者の内訳につきましては、現在の利用者76名中41名が新事業への移行を希望、移行を希望しない方が17名、未定者が6名、介護保険デイサービス希望22名、この12名が重複回答となっております。入院中2名が、利用者の御意見等の内訳でございます。今後につきましては、引き続きこの事業への御理解を求めてまいりたいと思いますが、移行を希望しない方々へは見守り相談を関係機関と連携をいたしまして強化しながら対処してまいりたいと考えておりますので、御理解方をお願いいたします。

38番（西村タカ子君） 当局が改編して実施する根拠というのが、主にこの福祉予算を削ったということになるわけなんですけども、やはり当局にきた苦情も私のほうにきた苦情もほとんど同じ苦情です。やっぱり地域に慣れた所での受けたサービスが一括して同じ所で、それぞれの所からみれば遠いという感じがあるわけなんですけど、やはりこれから希望者に対する班づくりなどきちっとされて、仲間づくりされ

たわけですから、その地域で。そういうことも心身的なことも含めて、特に御配慮をお願いしたいと思います。この苦情の内容をしっかりと把握して、対応をしてほしいと思います。

それでは教育行政にいきますが、小中学校における特別支援教育の推進であります。先ほどの叶議員も質問されましたが、私も通告してありますけれども、ここで私は人的配置、これは専門支援員です、プロです。これにかかわるプロ。これは交付金がきますので、19年度にはもうきちっとするというめどになっておりますよ。だから、こういう人的配置をしっかりとしないと交付金がどこに使われたかわからなくなったということにならないように、19年度までにしっかりとプロを添えてこの事業に邁進していただきたいと思います。そのことについて、教育長お願いします。

教育長（徳永昭雄君） 御指摘の件でございますが、文部科学省からの通知がまだ来ておりません。ということで、対応は少し遅れることになってしまいますけれども、19年度の予算では文科省の方は250億円計上するようでございます。人数は2万1,000人、全国の小中学校の7割規模を想定しているようでございます。ということで、今後対応させていただきます。

38番（西村タカ子君） この今回の通告の項目ほとんど文部科学省のホームページできれいに出ておりますので、ひととおり私も目を通して通告しましたがけれども、特に教育長、この学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を持った子どもたちに支援するということにおいては、まず医療・保健・福祉・労働、中学を卒業して社会に出る子がおりますので、労働等も入れておってください。そういう関係、横のつながり、関係機関との連携をこの専門員ももちろん大事ですけどもこうやつ横のつながりもきちっとしてもらいたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 現在も何もしていないというわけではございません。平成18年に大島地区では特別支援教育推進事業推進地域ということで指定をされておりますので、そこでは大島養護学校のコーディネーターによる巡回相談とかそういうのも実施しております。ということで、関係機関との連携も図って現在もやっているということを御理解いただきたいと思います。

38番（西村タカ子君） それでは②の教育基本法改正についてやりますが、教育基本法が改正・成立されましたが、現行基本法と改正案を比較したときにいくつか問題がありますが、その中から一つ、既に学習指導要領を根拠に2002年には「愛国心」をABCで評価する通知表が全国に多く小学校で出されているようにみられますけれども、通告は、愛国心の評価についてであります。これはもう教育長のこのことについての見解をお伺いします。どのように評価するのかですね。

教育長（徳永昭雄君） 愛国心への評価でございますが、子どもの内心を調べまして、国を愛する心情を持っているかどうかを評価するということは非常に難しいと思います。あくまでも我が国の歴史や伝統に関する学習内容に対する関心とか意欲とか態度を、総合的に評価するものであると考えております。ということで御理解をいただきたいと思います。

38番（西村タカ子君） 教育長、これは私の意見ですから、教育改革関連法の改正に中教審が学校の教育改正で義務教育の目標に国と郷土を愛する態度を盛り込むということがあったものですから、懸念いたしました。やっぱり愛国心というのは内面的な問題ですので、評価できるものじゃないと思います。そういう思いから通告しましたので、今後のまたこういったのが強く出てくるかどうか注視していきたいと思っています。

それでは、教育再生会議の一次報告答申書と次の全国一斉の学力テストはちょっと関係しますので、一緒にお尋ねをしたいと思います。

この教育再生会議の提言が七つありますけれども、この六つ目に、教育委員会の在り方というのがあります。

す。教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い直すというところがありますけれども、教育再生会議の答申のことについて、特に教育委員会に関係する分だけでよろしいですので、教育長の見解を求めます。

教育長（徳永昭雄君） 教育再生会議で指摘されている事案を考えてみますと、改革していかなければならない面もありますが、一部地域の事象をもって全体の傾向とするなど、ごく一面的なとらえ方しかしていない部分があると思っております。確かにマスコミ報道などでは、全国各地の教育委員会の対応のまずさなどが指摘・批判されておりますけれども、全国各地では批判に乗らない教育委員会の職員がいろんな手立てや努力をしていることもまた認めていただきたいと思います。過疎地域を多く抱える奄美群島地域におきましては、例えば教員の人事権移譲などの面がありますけれども、我々へき地の小規模校を抱えている地域におきましては、勤務を敬遠する教員や教員の確保が困難となる事態も想定されます。また、同一校での勤務の長期化やへき地から都市部への学校への転勤が滞る懸念も払拭できませんし、またその地域の財政状況と人件費の問題なども介在してくるのではないかと思います。教育再生会議の委員は、「眠れる教育委員会」と言っているそうです。その機能強化が目的だと言っておりますが、今申し上げましたようなことではなくて、机上の議論をしないで教育現場をもっと見てほしいという思いもあります。それと、政府のほうでは再生会議と別に規制改革会議というのをもっているわけですね。その規制改革会議がこの教育再生会議のほうを指摘しまして、地方分権に逆行して国の権限強化につながる提言だということを指摘しております。その面についてもまたいろんなことで、私のほうとしましてはその権限強化につながる提言だという理解をしております。

ということで、今後、教員の自己申告システムが導入されるなど、教育現場への改革が進んでおりますが、説明責任は重要なことでございます。ということで、教育委員の活動状況の公表、また外部評価委員会の設置など、現在国で行われています改革議論を今後教育委員会の中で積極的に取り入れるということで、委員会の活性化に努めていきたいと思っております。

38番（西村タカ子君） ④は一緒に質問すると言いながら忘れておりました。全国一斉の学力テストについては、昨年の9月一般質問で平川議員も質問されておりますけれども、一つだけお尋ねしたいのは、このテストの活用の仕方、実際にどこにきかれているのかお尋ねをします。

教育長（徳永昭雄君） この調査を行いますのは、それぞれ個人の数字を調べるのではなく、各学校の比較、それから地域の比較というのを我々のほうでやると。それを学校のほうに下ろすという考え方でございます。

38番（西村タカ子君） この一斉学力テストの結果の活用については、また今後動向を注視していきたいと思えます。

それでは、⑤と⑥は次回に回したいと思えます。すみません、時間が足りませんでした。

それでは、通告最後の質問です。当局の男女共同参画社会の実現に向けて、昨年実施された住民意識調査をもとに奄美市男女共同参画プランの策定の取組についてお伺いたします。

企画部参事兼男女共同参画推進室長（福永秀子君） 男女共同参画の推進についてお答えいたします。

昨年10月25日から11月30日までの間、奄美市男女共同参画に関する住民意識調査を実施いたしました。市民の皆様の御協力により発送数2,000通に対し、有効回収率は921通で46.05パーセントでございました。調査項目といたしまして、男女平等、家庭生活、少子化、老後の生活、就業、人権、地域社会づくりについての7項目でございました。ただいま調査結果の報告書の作成途中でございますが、男女平等意識につきましては社会全体では平等になっているという意見が多いのに対し、社会通念、習慣、しきたりはあまり平等になっていないと回答する方が56パーセントで多数ございました。具体的には、男は仕事、女は家庭という考え方には否定的な意見が肯定的な意見を上回っておりますが、家

庭内の日常生活は家事・育児・介護などほとんどの項目で「妻」と回答する方が多く、また女性は仕事を持つのはよいが家事・育児もきちんとすべきであるという考え方が66パーセントにも上っております。このような状況が、男女共同参画社会実現に向けての課題になるものと認識いたしております。

個々の調査項目につきましては割愛いたしますが、この度の調査から、男女平等意識はあるけれども現実には伴っていない状況と、女性が仕事と家庭にと二重負担の傾向が表れており、子育てや介護に対し社会に支援を必要としている状況が表れております。少子高齢化の進展、産業構造、就業構造の変化、家族形態の多様化、国際化・情報化の進展など私たちを取り巻く社会構造も大きく変わってまいりました。このような状況に対し、豊かで活力ある地域、安心して暮らせる地域をつくるためにも、全ての人が人として幸せに生きるための尊厳を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮しながら喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現は、重要な課題であります。来年度はこの度の住民意識調査を基礎資料とし、各課の事業の中に男女共同参画政策の視点を折り込む奄美市の男女共同参画プランをし、推進してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議長（前田幸男君） 以上で、社会民主党 西村タカ子君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時47分）

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は41人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表第2号を予定しております。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。日程第1，議案第43号及び議案44号の2件について、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

20番（南 修郎君） おはようございます。提案理由，議案第43号 奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第44号 奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2件について提案理由を説明いたします。

本2件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会に関する部分の所要の規定の整備を図ろうとするものであります。以上で終わります。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第43号及び議案第44号の2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第2，議案第45号について議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

39番（平 敬司君） 提案理由を申し上げます。

議案第45号 奄美市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

厳しい財政事情のもとで行財政改革が進められている現在、議会においても改革の推進を図るため、平成19年4月1日から次の一般選挙までの間、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長及び旧名瀬市議会議員の報酬月額を10パーセント、旧住用村及び笠利町議会議員の報酬月額を5パーセント削減しようとするものです。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同の上、可決していただくようお願いを申し上げます。

議長（前田幸男君）　これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、４５号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○

議長（前田幸男君）　日程第３，議案第４９号について議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

１０番（満永健一郎君）　おはようございます。議案第４９号の提案理由を申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、平成１５年１月１日以降市町村議会の議員定数は、市町村の人口規模の区分に応じて定められた法定上上限数の範囲内において条例で定めることになっています。したがって、現在奄美市議会における議員の法定数は２６人に定められています。

過疎化の進展、産業の低迷、市財政のひっ迫など対応していかなければならない課題は山積しています。奄美市の現状を見ると、奄美市の将来に関して住民から負託されている議会の責任は重大であります。住民からの強い要望に応え、議会自ら行財政改革を断行し、この際、解散後の一般選挙から法定数２６人を２人削減して２４人とし、少数精鋭による議会活動を創意工夫し議会運営を行い、なお一層の効率化及び経費の節減を図り、奄美市の危機的状況を脱却しなければなりません。議員定数２人削減すれば財政的には年間約１，２２０万円、４年間で約４，９００万円の削減効果を生みますが、議会自ら定数削減を打ち出すことは、行財政改革に対して先導的役割を果たすものであり、改革推進に弾みをつけると同時に市民の負託に応えるものであります。

以上の理由により、奄美市議会議員定数の改正案を提出するものであります。

議長（前田幸男君）　これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

７番（三島　照君）　おはようございます。私はただいま提案されました奄美市議会定数条例の一部を改正する条例の制定について、対して何点か質問・質疑をさせていただきます。

この問題は、もう市民、皆さん御承知のとおり、昨年３月２０日の合併以来、多くの市民からこういう税金の無駄遣いは１日も早くやめてくれと。在任特例４３人は１日も早く解散をして、財政対策の立場からも解散を急ぐべきだという陳情が議会ごとに提出されてきました。この１年８か月で約１億３，０００万円、今日までの１年間の間だけでも１億円近い財政が使われています。そういう中で、私は本来地方議員の定数というのはその人口や財政規模、こういったものに照らし合わせて法定で決定されている問題です。しかし、その時の状況、財政規模の関係や人口の減少に伴って、確かに全国で各自治体で議員定数の

削減やられていることは明かです。御承知のとおりです。しかし、この奄美市の場合は、昨年の合併以来、また合併協定の決定、特別委員会での決定、行財政特別委員会でも26人を決め報告されてきています。その理由は、あの合併当時から在任特例の議論する度に議論になっているのは、やっぱり地域住民、この3市町村が一体化をもって進めていこうと思えば、これは今急いで議員を減らすべきではないと、解散すべきではないというのが私は皆さんの意見であったと思います。

ところが、今回のこの定数24人という提案は、私は行財政改革特別委員会でも発言しましたように、確かに今、全国で定数減の動きは広がっています。しかし、まだまだ今回のこの4日間の一般質問の中でも多くの問題が残されています。3市町村がこのままで本当に大丈夫かという声もあちこちから、この一般質問の中で出てきています。こういった問題からみて、私はこのマンモス議会を断固固持してきた理由が明らかに地域の声を反映させたい。あえて言えばなぜ9月解散か11月かということに対して、せめて決算も含めて私らがやるべきだというのが、私は今までの声だったと。そういう理由でことごとく陳情書は否決されてきました。ところが今回のこの関係は、こういった点の一つは応えられていないというのが一つです。そして、その議員が代弁する理由はそれではもうなくなったとことなれば、それは今まで言ってきたことは何だったのかという点が2点目。もう一つは、財政危機のその根源がどこにあったのかということです。この問題はこの間、またこれも本会議などで議論してきました。やっぱり大きな根源は、税金の使い方、金の使い方、奄美で言えば多くのこの予算にも計上されています公共事業が次から次、この財源が赤字だと言いながらも基本的には減っていません。そして、私、本会議でも質問しましたように、例えばクリーンセンターのあの汚泥処理センターをあの1件を入札を一般競争入札に切り替えただけで4億円の財源が浮いてきたと。こういうことに対して、どういう議論をされてこの案が提案されてきたのか、お聞きいたします。以上、終わります。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

10番（満永健一郎君） 三島議員にお答えいたします。

三島議員が一番御存知のとおり、奄美市におきましては財政困難なことは三島さんが一番御存知のとおりだと思います。このようなことで、12月議会におきましても奄美市行財政改革特別委員会を設置し、議員の皆さんが6回にわたり審議をいたしました。その結果、最終的には議員定数を20名・22名・24名・26名ということになりましたが、26名の意見が多く、多数決の結果26名と結論付けられたわけでございます。

一方、行政当局におかれましては、財政健全化の一環として人件費の削減を行うこととして、市長・助役・教育長・自治区長など給料を減額し、一般職員の調整手当も減額し、また今一般職員も給与のカットを協議をしているところでございます。平成28年度までは7百何十名の職員を500名に定数を減らすいろいろな設定をして人件費の削減を図っている中で、議会だけこのように定数もなくなつた3か月間の報酬カットで市民が許すものかという私に強い要望があったものですから、削減の提案をいたしました。

議長（前田幸男君） 再質疑ありますか。

7番（三島 照君） 今、議会も当局も人件費を削って切り詰めをしていると言われましたし、それが中心だと。だから、議会もというのが中心だったと思います。私は、特別委員会の中においても議員の10パーセントカット、5パーセントカットなど含めて、そのために特別委員会で審議をされ、そしてこれからの行革方針を3月にまとめる当局の方針にできるだけ盛り込んでほしいという立場で議論をしてきたと思っています。併せて、人件費の削減にも努力したと。確かに市職員や特別職の皆さんにも負担をいただいています。しかし、これは全歳出の18.3パーセントというこの構成比率は、18年度の17.3パーセント、17年度の20.1パーセントからみれば人件費とか今のそういう程度で済むような奄美市の財源ではない。根本的にこの財源の組み立て方そのものを議論しなければ、単に小手先だけの改革だ

けでは進まない。そういうふうに思っています。と同時に、この在任特例期間を含めて私は特別委員会でも意見を述べましたように、議員定数というのは改めてこれから次の選挙、今回の選挙26人でやって、その4年後の選挙、恐らく人口減や財政規模の問題などが出てきます。これはこの重点期間の5年間の間に方向は出せるものです。私はこれにはそういう点で、この人件費の問題などをこの比率をどういうふうに思ってこれが提案されているか、最後にそれだけ聞かせてください。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

10番（満永健一郎君） 議員一番わかっていると思いますけど、財政が苦しい中で行政当局も一生懸命それなりに努力しているわけですね。議会が特別委員会まで設置して、お互い市民の皆さんの負託に応えるというところで、議員の皆さんが財政改革をやるためには定数以外には僕はないと思うんですよ。だから、そういうことを一番わかっている三島議員さんですので、それには是非御賛同願いたいと思います。議長（前田幸男君） 再々質疑ありますか。

17番（保 宜夫君） おはようございます。ただいま三島議員も言いましたけど、私はこの件につきましては特別委員会の件、その点も含めてなんですが、今、提案理由の中でおっしゃったのは市民が納得しないということなんですが、市民は三島議員の時も同じように43名が多いということだけであって、何も26名というのは私にも聞こえません。そういう中で私はふがいに思うのは、もし仮にこれが試算したときに、26人にしたときは選挙人名簿比率でいったときに、名瀬が21.2、住用が0.96、笠利が3.76が26のときなんですよ。これがもし24にしたときには、名瀬地区が19.6、住用地区が0.89笠利が3.49という形で、そんだけ地域の所が少なくなるんですよ。私は住用の住民が本当に、住用の人から出てきたというのはあなた達なんですが、住用の人たちが本当にこれだけでいいという住民の意見だったかというのが1点と、それからもう一つは、職員も減らしたんじゃないかというけど職員は10年かけて200人減らすんですよ。議員の場合はまだ4年で43からもう一気に26にも減らすんですよ。それを急激に減らすということは、住民の意見が吸い上げられない。特に笠利・住用の意見が吸い上げられないということなんですが、そのへんはどう把握してのあれかお聞きます。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

10番（満永健一郎君） 保議員さんに御答弁いたします。

市民の声かと言いますと、もちろん市民の声でございます。私がこのような提案をいたしましたのは、この議会の当初議会で平委員長からの特別委員会の報告を受けまして、最終的には26名という結論に達したわけですね。当局はさっきも申しましたように、市長以下全職員まで痛みを感じている中で、議員だけ定数を削減しないのは、改革をしないのは、今の議員は何をしているかという強い批判を受けましたので私は提言したわけですが、これからは住用・笠利・名瀬とかという議員の枠は僕はないと思うんですよ。奄美市全体で奄美市発展のために尽くせるようでしたら、住用が何名いなければならない、名瀬が何名いなければならない、笠利が何名いなければならないというあれには該当しないだろうと考えています。議長（前田幸男君） 再質疑ありますか。

17番（保 宜夫君） 痛みは、議員が痛みを分けていないと思うんですけど、議員のほうは43から26になって一番、私は痛みを受けると思うんですよ。しかも議員というのは選挙をして、それなりの金、労力、精神的なもの、そのへんは議員みんなが私はわかっておると思うんですよ。この市長なんかの痛みには比べれば、私は痛みというのは43から26するだけでも大きな痛みを受けていると思いますし、それから先ほど言った市民も合併して一緒になるべきと言うけど、やっぱりみんな緩やかな合併をしようと言っている中で、これは私は急激な合併と言うんですかね。そういうことになると思うんですよ。その

へんはまだまだ地域の意見を吸い取るためには、少しでも笠利・住用の議員が増えたほうが私はより一体的な運営ができると思うんですが、そのへんを再度お尋ねします。

議長（前田幸男君） 答弁求めます。

10番（満永健一郎君） 申されますとおり、住用で議員がいなければ住用の発展はないとか、そういう今システムじゃないと思うんですよね。やっぱり住用町があって、笠利町があって、名瀬があるわけですから、議員というのは市民の公僕を監視するわけですから、区割りもやっていないわけですから、そういう発言には該当しないと思うんです。少なくともお互いが各地域を活動していければ、取り残されるような結果は出てこないと考えています。

議長（前田幸男君） 再々質疑ありますか。

17番（保 宜夫君） いやそう言うけどですね、やはり一番知っているのは出身議員だと思います。だから、私は将来的にはそれでいいですよ。あと4年ぐらいは緩やかにしないといかんというのが私の意見ですよ。だから、住用の方がそう思うんだったら私はもうそれでいいと思うんですが、私一番心配するのは本当に住用の人たちが住用からの議員が少なくていいのかなというのを私は心配してのことですので、そのへんまで言っておきます。

議長（前田幸男君） ほかに質疑ありますか。

40番（榮 年男君） おはようございます。今の質疑を聞いていまして、はなはだ何のための論議をしたのかなと。この奄美市議会が、民主主義は生きているのかなと思いました。議会の特別委員会、行革の特別委員会、2つの委員会で26名という条例も作ったわけですよね。先ほどの行革委員会でも26名が妥当ということで、数は結構割れましたけれども、多数決によりまして26名が決まりました。民主主義というのはやっぱり多数決に従っていくわけですよね。それに縛られる必要はないんですけども、我々43名の議員が特別委員会を2度作って2度とも26名が妥当であるということを結論付けたわけですよ。それをまた蒸し返すがごとく、24名にしないと市民から怒られるとか、そういうような論議がどこからきたのかですね、お答えいただきたいとこのように思います。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

10番（満永健一郎君） 榮さんがただいまの質問でなされました議会の特別委員会で条例を制定したということでございますが、私は条例は制定はやっていないと思います。あくまでも両委員長長の報告で済ませているだろうと思います。条例の制定はないと考えています。

40番（榮 年男君） 条例を制定できないと選挙できないわけですよ。だから26名の条例は、さっきの議会を考える会の特別議会の報告のあとで26名で条例は制定されていると理解しております。これと、再度提案者にお聞きしたいのは、果たしてこの43名の議員のメンバーで、新しく出る方々の間口を狭くして、我々43名だけは在任特例を使って残りましたけれども、これを改正しますと新しい方々も出てこられるわけですね。しかしながら、我々は出ていきますので間口を狭くしてやってくださいということが果たして妥当であるのかですね。そこらあたりまでお答えいたしたいと思います。

10番（満永健一郎君） 先ほどもお話ししたように、議員の数が多ければいいということじゃなくて26名から24名に削減しても、議員の皆さんが少数精鋭で市民のため働けば、僕はそれが一番いい結果

が出てくるだろうと考えています。

議長（前田幸男君） 再質疑ありますか。

40番（榮 年男君） 再度、事務局にもちょっと聞きますけどもね、条例が出ているのか出ていないかは執行部側から答えてください。

それと、提案者に再度お聞きしますけど、じゃ今の43名の議員の方々が論議していったのが間違いということですか。だから43名は正しくて、24名が少なくなればいいということですので、43名我々おりますよね。それが提案者にとっては、間違いということか。それと、行革の特別委員会を作って論議してまいりました。その中で、行革の特別委員長まで賛成の名前に入っていますけども、だから先ほど言いましたように奄美市の民主主義というのはどこに生かされるのか。この行革のことをまとめるためにしたのが行革の委員会、特別委員長ですよ。また、その中で少数意見でも留保していたらいいんですけど、少数意見の留保も何もなくしてしまいましたので、果たしてこれでいいのかどうかですね。再度お答えいただきたいと思います。

10番（満永健一郎君） 私は26名で間違いじゃないかとそういうあれじゃなくて、現在の奄美市の行財政がこれほどひっ迫していることは議員の皆さんも先ほどもお話ししたように、行政当局は一生懸命行革をやっている中で、議員の皆さんもただ定数が26名あるから26名でいいかというあれじゃなくて、議員の皆さんも痛みを感じて奄美市の行財政の貢献できればということで提案をしたわけですから、是非御理解をお願いしたいと思います。

（「ちょっと待って。事務局は答弁できないんですよ」と呼ぶ者あり）

（「動議。暫時休憩願います」と呼ぶ者あり）

議長（前田幸男君） 休憩の動議が出ましたので、暫時休憩します。（午前10時01分）

○

議長（前田幸男君） 再開します。（午前10時12分）

ほかに質疑ありませんか。

20番（南 修郎君） 提案者に質問いたします。自由連合の南 修郎でございます。私が南と申します。

現在の奄美市の人口を提案者に質問いたします。推計で結構でございますが、私は法定定数26と。先ほど休憩時間に26名の条例の制定されたということを聞きましたが、何も違反しているわけじゃございません。今現在、奄美市は暗いムードに包まれておると思います。19年度の第1回この定例会において、非常に暗いムードであります。前向きな議論がなされないまま、議員の定数、条例の26名を24にするというまたまた暗い提案でございますが、本当に前向きな形で、議員ももっとやるぞと。市長におかれても決断と実行の年と、時というふうに言われております。もうちょっと前向き議論をして、市民に希望の持てるような形。26を24にするのももちろん経費削減でわかりますが、削減、削減、削減、削減議会。こんなもんでいいかなと思います。提案者にこの暗いムードを24にすることで打ち消すことができるのか。人口とその2点をお尋ねを申し上げます。

10番（満永健一郎君） 南議員に答弁する前に、先ほどの私の榮議員との質疑の中で、条例の26名制定ということで勘違いをしまして、私もずっと承知をしていましたが、訂正をしたいと思います。条例化されています。

南議員にお答えいたします。合併当時は4万9千何百人でございましたが、現在は確か4万8千何百人かと記憶しております。そして、暗いムードと言いますが、今後、奄美市を明るくするためには財政健全

化が一番の明るい展望でございます。

議長（前田幸男君） ほかに質疑ありませんか。

39番（平 敬司君） 先ほど民主主義があるのかどうかということもなされましたが、特別委員会あるいは委員会において議論されたことを報告をされます。しかし、根本は本会議だと思っております。本会議でいろいろ論することに対しては、民主主義は生きていると私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

提案者の一人として、名前を連ねたことに私は、（「全く違うんじゃないの、質疑じゃないわけ」と呼ぶ者あり）質疑じゃないです。さっきの答えです。（「もう終わったがね、質疑は」と呼ぶ者あり）そういうことですね、よろしくお願いします。

議長（前田幸男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

最初に、反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、賛成者の発言を許可いたします。

1番（多田義一君） 無所属の多田義一です。私は、議案第49号に対し、賛成の立場から討論いたします。

ただいま皆様方から多くの意見が出されましたが、どれをとってもそのとおりであると思います。私は多くは述べませんが、まず地域の問題や財政の問題も含め多くの意見が出されました。三島議員から出たまず市当局のいろいろな施策、事業、公共工事などの話をしましたが、そこを変えるためにもまた議会の威厳を守るためにも今回の定数削減は妥当であると考えます。以上のことから、私は議案第49号に対し、賛成としての討論を行います。議会の皆様方の良識ある御判断をいただき、何とぞ賛同していただきますようお願い申し上げます。

議長（前田幸男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がありませんので委員会付託を省略いたします。

採決は、議長が必要があると認めますので、会議規則第71条第1項により、無記名投票といたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は41人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖をときます。

(議場閉鎖)

開票を行います。

会議規則第31条の規定により、立会人に奥 輝人君と大迫勝史君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

(開 票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数40票。

これは先ほどの議長を除く出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成18票、反対22票。

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、議案第49号は、否決されました。

暫時休憩します。(午前10時31分)

○

議長(前田幸男君) 再開いたします。(午前10時44分)

日程第4、議案第1号から議案第15号までの15件について、一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長(田部義和君) おはようございます。御報告申し上げます。

2月21日の本会議で、本委員会に付託されました案件議案第1号 平成18年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中関係事項から議案第3号までと議案第12号、議案第14号 大島地区衛生組合規約の変更についてまで5議案の案件について、2月22日委員会を開会し、理事者の出席を求め審査を行い、慎重審査の結果、議案第1号 平成18年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中関係事項から議案第3号までと議案第12号、議案第14号 大島地区衛生組合規約の変更についてまでの5件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。皆様のお手元に配付してあります審査報告書のとおりでございます。審査の経過と概要につきましては、主なものを簡潔に御報告させていただきます。

まず議案第1号 平成18年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中関係事項について、各担当職員より補足説明を受けたあと委員より質疑があり、19ページ社会福祉総務費の障害者施設整備費補助金につ

いて、これは古見地区にできるが佐大熊の施設あしたば園はどうなるのかの質疑に対し、当局より、現在のあしたば園は廃止になるとの答弁でございました。委員より、19ページ身体障害者福祉費2,500万円の減額は二重計上との説明があったが、二重計上の経緯とそれが判明したのはいつかとの質疑に対し、当局より、当初の予算編成は3総合支所の計上してある前年度の実績をベースに3地区持ち寄り、名瀬総合支所の担当が編成。結果的に笠利地区の経常経費分を気付かなかったのが原因で、二重計上に気が付いたのは昨年12月末で、今後はこのようなことのないよう十分注意してまいりたいとの答弁でございました。委員より、21ページ保育園の運営費負担金が増額になっているが、民間に移行した4施設それぞれの増額の算出方法はどうかの質疑があり、当局より、保育所の運営費は平成17年10月現在の運営費をもとに組んでおり、保育園の基準単価が国から示されるのが年明けてあり、実際の入所児童数の特別加算あり、高齢者・母子家庭の方を対象に雇用したものと民間との給与差額、それら加算した額を各保育所ごとに単価を算出して計上しているとの答弁でございました。

次に、議案第2号 平成18年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明のあと委員より、どういう形で認定作業を進めているのかと質疑があり、当局より、介護保険一部事務組合で審査し、一次判定を各支所で行い、それを一部事務組合に上げて審査をしているとの答弁でございました。

次に、議案第3号 平成18年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第3号）について、補足説明のあと委員より、漏水問題についてはどうなったのかの質疑に対して、当局より、漏水の原因が判明、12月に修理完了、従来水道料が18万円ぐらいが7月以降は28万円から30万円の水道料であったということでした。委員より、指定管理者の導入を考えていないかの質疑に対し、笠寿園は経営状況は良好であり現時点では現状維持を考えているが、将来は指定管理者制度導入を考えているとの答弁でございました。

次に、議案第12号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更について、補足説明のあと委員より、第10条の会計管理者は誰なのかの質疑に対して、当局より、会計課長が会計管理者であるとの答弁でございました。

次に、議案第14号 大島地区衛生組合規約の変更については、格別の質疑はございませんでした。

以上が本委員会に付託されました案件の審査の経過と概要でありますので、各議員の御賛同を得たいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。報告を終わります。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（保 宜夫君） おはようございます。

それでは、産業委員会に付託されました議案第84号 平成18年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項について、並びに議案第13号 大島農業共済事務組合規約の変更についての審査の結果を御報告いたします。この議案につきましては、お手元に配付してあります産業経済委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第84号 平成18年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項についてであります。当局から農業委員会費に関し、報酬費の114万1,000円の減額は旧名瀬市の公選委員と奄美市の選任委員計15名分の報酬に会長及び会長代理の報酬を計上していたが、会長及び会長代理の報酬が重複したのでその分を減額したものである。農林水産業費県補助金に関し、事業費補助金の農業委員会費補助金の261万1,000円の減額は、合併前3市町村の補助金の合計8割を計上したが、農家数及び農地面積に対する補助額の50パーセントが税源委譲され、また3年計画の補助金額分の6.9パーセントと合わせて奄美市農業委員会補助金算定額の45.6パーセント、285万円が今年度補助金となり、当初予算546万円との差額である。農業総務費の貸付金の1,000万円の減額は、新規就農者の年度内の利用が見込まれないための減額である。サトウキビ省力化推進対策事業費の負担金補助及び交付金の1,446万5,000円の減額は、デトラッシャーの整備にかかる負担金で、当初は富国製糖のたい肥施設内に建

設を予定していたが、ケーンフィダーに隣接するヤード敷地に変更したことにより建設費が縮減されたことによる減額である。糖業振興費の負担金、補助及び交付金の渇水対策補助金217万5,000円の減額は、新植夏植サトウキビの渇水対策として散水車借上げ等の経費を昨年の12月に計上したが、11月末以降の雨量の回復により散水車借上げ等が不要になったことによる減額である。商工費の19節負担金、補助及び交付金529万1,000円の増額は、道の島交通が委託運行している廃止路線代替バス運行による平成17年度10月1日から18年9月30日までの1年間の運行費の赤字額に対する補助金で、当初見込みと比較して燃料費の高騰や人件費の増加による赤字額の増分に対する奄美市負担分である。これは県の補助金を含めた金額で、県の補助金はまだ確定していないが170万円を見込んでおり、実質奄美市が負担する額は359万1,000円となる見込みである、などの補足説明がありました。

委員からの質疑に対し、渇水対策の217万6,000円の減額は9月の補正で散水車のリース代として168万8,000円、12月の補正で200万5,000円を計上したが、奄美市の営農センターの散水車を無償で借り、オペレーターも笠利支所、農業共済組合、奄美農協の職員などの協力を得て113万4,000円の減額になった分と、11月末には降雨によるダムの水位も回復したために散水の必要がなくなったためである。今後の笠利地区の渇水対策については、川上地区に8万1,000トンの砂防ダムを建設中であり、これが完成すると西海岸地区の飲料水についてはほぼ確保できる。デトラッシャーの使用料金等については、トン当たり800円で、そのうちハーベスタ生産組合が400円、富国製糖が250円、残りの150円については別途検討するということで検討している。農家へのたい肥の助成については、19年度から三者三様の今の制度を改めて統一して、ばらで1トン購入したときに一般農家にはたい肥300キロ、特定農家には400キロのたい肥を現物で上乘せをするという制度に改める。商工振興費のバス運行補助金の増額のうち人件費の増加分については当初17年度の実績で予算計上していたが、17年度の半年間は見習い期間といういうことで、給与・賞与について低い金額に抑えており、18年度からは正式な社員として給与となったためである、などの答弁がありました。そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第13号 大島農業共済事務組合規約の変更について、当局より、大島農業共済組合の規約の一部を次のように改めるもので、第9条中「収入役」を「会計管理者」に、「助役」を「副市町村長」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改める。次に、第10条中「副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に、「助役又は収入役」を「又は副市町村長」に改めるものと補足説明がありました。これに関して委員からは特段の質疑はありませんでした。

以上をもちまして、産業経済委員会における審議内容の報告を終わります。なお、御質問がございましたら、他の議員の協力を得て答えたいと思います。

議長（前田幸男君） 次に、文教委員長長の審査報告を求めます。

文教委員長（栄 勝正君） おはようございます。

文教委員会は、去る2月22日午前9時30分から開催され、熱心な議論がなされました。以下、文教委員会に付託されました議案第1号 平成18年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項及び議案第6号 平成18年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算（第2号）の審査結果について御報告いたします。この議案につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、全て原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第1号 平成18年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項分について、当局より補足説明があり、教育費の総額2,471万9,000円の減額を計上しており、補正後の教育費総額は24億699万9,000円となり、主なものは各種講習会等講師謝金減、スクールバス通学定期購入補助金の残分、学校建築費の1,805万3,000円の減額は、佐仁小学校校舎入札残546万4,000円、伊津部小プール建設事業の入札残236万5,000円、知根小学校屋内運動場改修事業の入札残1,022万4,000円等であります。需用費の印刷製本費28万円は、小学校3・4年生で使う社会科副読

本「のびゆく奄美市」の印刷製本費の減額であります。文化財保護費 32 万 8,000 円の減額は、朝仁貝塚の発掘報告書を本年度で刊行する予定でしたが、出土遺物の整理・分析作業が完了せず減額補正するもの、その他宇宿貝塚の賃金減 61 万 1,000 円、光熱費 115 万円などであります。

委員から、給食費の滞納状況や対応など社会教育委員の報酬、市立幼稚園の園長の報償費の在り方、教職員の住宅の件、コンピュータ使用料の減額の要因、就学援助費の人数、ALT 派遣の件など質疑がありました。

次に、議案第 6 号 平成 18 年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計補正予算（第 2 号）に当局より補足説明があり、4 万 7,000 円の減額は起業部会選考委員が公務員のためと 198 万円の減額は起業奨学生の申し込みがなかったこと。委員から特段の質疑はありませんでした。

なお、質疑がありましたら他の委員の協力を得て答弁したいと思います。以上、報告を終わります。

議長（前田幸男君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（渡 京一郎君） おはようございます。

それでは、総務建設委員会に付託されました議案第 1 号 平成 18 年度奄美市一般会計補正予算（第 4 号）中関係事項について、ほか 8 件につきまして審査の結果を御報告いたします。これら 9 件の議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、全て原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の結果について、議案審査の順に従って御報告いたします。

議案第 1 号 平成 18 年度奄美市一般会計補正予算（第 4 号）中関係事項については、委員から地域協議会は構成されているかとの質疑がありました。当局から、住用町と笠利町には区長制や嘱託員制度があるので、在任特例の間は開かないとの答弁がございました。また、笠利地区の移動通信用鉄塔施設整備事業が当初は 2,910 万 5,000 円計上してあるが、1,100 万円できたということは設計当初が問題ではないのか、その他財源不足の問題、長期研修派遣の問題、補助金等の評価委員会の問題など多くの質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第 4 号 平成 18 年度奄美市水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については、特段の質疑はありませんでした。

議案第 5 号 平成 18 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）については、一般会計からの繰入れを減らしてわざわざ事業費で借金を 1,020 万円やらなければならない理由については、補助金事業で起こせる起債の枠が増えたため、その増加分を利用したとの説明がありました。ほかにも質疑がありましたが、省略いたします。

議案第 7 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、副市長に変えるということで代理権限がつくのではないかとの質疑に対し、今後細かい省令が出てくると思われるとの答弁がありました。ほかにも質疑がありましたが、省略いたします。

議案第 8 号 奄美市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

議案第 9 号 奄美市国民保護対策本部等条例の制定について、保護計画はできているかとの質疑に対し、国民保護協議会の答申をいただき現在鹿児島県と協議を行っているが、本協議までにはあと 2 週間近くの時間がかかるとの答弁がございました。ほかにも多くの質疑がありましたが、省略いたします。

議案第 10 号 大島地区消防組合規約の変更について、議案第 11 号 奄美群島広域事務組合規約の変更については一括して審査いたしました。特段の質疑はありませんでした。

議案第 15 号 奄美市道路線の廃止及び認定について、大熊土地区画整理事業で生じた道路延長の交付税算定がどのようになっているのかとの質疑があり、道路延長と道路面積で確かに変動するが、それにかける単価が減少しているので交付税が増えるという状況にはないのが現状であるとの答弁がありました。

以上をもちまして、総務建設委員会における議案審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら他の委員の御協力を得て答えたいと思います。以上で報告終わります。

議長（前田幸男君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

28番（泉 伸之君） 確認の意味も含めまして、産業経済委員会に質疑いたします。

この間3月7日、奥議員から出ましたデトラッシャーの使用料についてなんですけど、明確にこのハーベスタ組合が400円、富国が250円、消費者が150円というのはこれ間違いないでしょうか。記憶が3月7日の奥議員の質問では、富国製糖がもつのが150円であとは決まっていなようなことが記憶しているもんですから。

産業経済委員長（保 宜夫君） ちょっと確認はしますけど、確か今おっしゃるとおりのことになっているみたいでしたので、一応これは検討ということで富国製糖の負担金が150円、あと残り250円を今検討中ということで訂正させていただきます。

議長（前田幸男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

最初に、反対者の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） こんにちは。私はただいま報告されました総務建設委員会での議案第9号 奄美市国民保護対策本部等条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

議案第9号は、国の定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第40条第8項の規定に基づいて6月議会に提案された国民保護協議会条例に基づいて具体化された条例の制定になります。そこでまず、国の定めた武力攻撃事態法とはどのようなものか明確にしておきたいと思います。武力攻撃事態法は、アメリカの先制攻撃に従って、日本政府が外国からの武力攻撃が推察されると判断すれば、実際に武力攻撃を受けなくても国民の権利を制限して動員をし、地方自治体をも動員する仕組みを作るものであり、またアメリカ軍と自衛隊の軍事行動に国民、地方自治体、民間組織の協力を強制的に義務付ける仕組みを持つ法律です。2005年3月にアメリカとの共通の侵略目標に従い、国民の保護に関する基本方針が策定されましたが、それは着上陸侵攻の場合、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、弾道ミサイル攻撃の場合、航空攻撃の場合の4つの類型をあげ、国民の間に危機意識を増幅させる一方で、住民の避難計画などを国民保護計画として地方自治体を作ることを義務付けています。病院や学校、公民館など地方自治体の施設をアメリカや自衛隊に提供すること、医療関係者や輸送業者までもを動員する義務を負わせており、日本政府が命令する従事命令は、国民の土地・建物の強制収容、物資の強制収容を当然のこととしています。こんな無法なことが許されていいはずはありません。こうした内容を持つ国民保護計画災害救助における保護計画とは全く似てもにつかないものと言わざるを得ません。

私は一般質問でも発言しましたように、奄美本島は既にあらゆる角度から政府の戦略にはめ込まれようとしています。それは、久間防衛大臣の発言にもみられるように、大島海峡へ米軍給油基地建設の話や17年の市内での装甲車まで繰り出した自衛隊の防災訓練と称してのパレードの軍事訓練、また昨年5月の住用地域での大規模な野営をはじめ、10日間にわたる瀬戸内町を中心とした生存自活訓練、いわゆる特殊部隊を熱帯、亜熱帯地域へ繰り出すためのサバイバル訓練や米軍機の奄美空港利用は全国の民間空港でも、先日も新聞にも報道されましたように3番目に多い、自衛隊機は186回もファックス1枚で着陸を繰り返している状況は、もはや奄美本島は訓練基地として組み込まれた状況だと言わざるを得ません。

日本共産党はこういう状況に対して、市長は市民の安心・安全を守る立場から、むしろ政府に対して抗

議すべきであって、憲法で定める基本的人権を制約し、国民と地方自治体を戦争遂行の体制に組み込むことを強制する国民保護法に基づき、アメリカの先制攻撃に加担する国民保護対策本部等条例の制定に反対をし、憲法9条を守ることを強く訴えて反対討論といたします。どうもありがとうございます。

議長（前田幸男君） 次に、賛成者の発言があれば許可いたします。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。採決はこれを分割して行います。

まず、議案第9号 奄美市国民保護対策本部等条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号を除くその他議案14件については、委員長報告のとおりいずれも原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号、議案第10号から議案第15号までの14件については、委員長報告のとおり、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第5、陳情第13号、陳情第14号、陳情第16号及び陳情第17号の4件を一括して議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（渡 京一郎君） それでは、総務建設委員会に付託されました陳情第13号、陳情第14号、陳情第16号及び陳情第17号の4件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

まず始めに、陳情第13号 政務調査費の領収書添付の義務付けを求める陳情につきましては、2月26日の本会議における奄美市行財政改革特別委員会の報告の中でも政務調査費の収支報告書に領収書の添付を義務付ける旨の提言があり、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第14号 安定した雇用と働くルールの確立で、貧困をなくし格差の是正を求める陳情につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。なお、この陳情につきましては、採択と決した場合には、後刻総務建設委員会連名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、陳情第16号 名瀬都市計画事業、末広・土地区画整理事業に関する陳情及び陳情第17号 名瀬都市計画事業、末広・港土地区画整理事業の凍結もしくは中止を求める陳情につきましては、一括して審査を行いました。

委員から、現在も中心地のところで地権者が反対しているので継続にすべきではないか、また不採択をして事業を進めるべきとの意見やこの事業を実施する時は十分地域住民の意見を反映させる意見を付けたらいいのではないかという多くの意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情4件の審査結果の報告を終わります。

議長（前田幸男君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番（南 修郎君） 南 修郎です。陳情第16号，陳情第17号に対しまして委員長にお尋ねをしたいと思います。

先ほどの報告では，名瀬都市計画事業，末広・港土地区画整理事業に関する陳情及び名瀬都市計画，末広・港土地区画整理事業の凍結もしくは中止を求める陳情についてでございますが，いろんな意見があったという報告を受けましたが，いわゆる財政的に先ほどの議案第49号でしたか，満永提案者が財政面で2名市議会の定数をしなくちゃいけないというような形の思いで，この事業に対する財政的に無理じゃないかとか無駄じゃないかとかという御意見があったかどうか，お尋ねをしたいと思います。

そしてまた，不採択とすべきものと決しておりますが，その票決の賛成何名，反対何名か，お示しをいただきたいと思います。他の委員の協力を得ても結構でございますので，よろしくお願いします。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

総務建設委員長（渡 京一郎君） お答えいたします。

先ほどの報告でも申し上げましたけれども，末広・港地区の問題については，多くの委員の皆様から意見が出ました。確かに一部で中心地での地権者の反対もあるかと聞いております。また，ここまで10年以上もかけて進めてきてやっと免許も下りたところで，これから本番に入ることに対しましては財政の問題，また交付金の問題，いろいろと意見が出ました。最終的に，この問題については委員会といたしましても，この事業に対して地域住民の意見を反映させるという意見書を委員会で付けるべきではないかという意見が出まして調整をしたんですが，委員会で意見書を付けるということもできないということでございましたので，最終的に採決をして結果を出したわけでございますが，6対4ということで賛成少数により不採択となりましたので，これで答弁を終わります。

議長（前田幸男君） 再質疑ありますか。

20番（南 修郎君） 決断と実行ということで，当局この案を推し進めるという強い決意を昨日までの一般質問の答弁の中でお聞きしましたが，奄美市負担分57億円の中で35億円は，西村議員の昨日の答弁によりましたら，交付税で35億円くるので実質的には22億円という答弁がありましたけれども，そこらあたりの議論・意見もしくは何があっても強制執行してでもこの事業はするのかという意見なんか議論なんかあったかなかったかまで併せてお願いを申し上げます。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

総務建設委員長（渡 京一郎君） 委員会で強制執行のうんぬんという意見も当局からの説明もございませんでしたので，そちらのほうまでは今回の審査は行っておりません。

議長（前田幸男君） 再々質疑ありますか。

20番（南 修郎君） ないです。

議長（前田幸男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

最初に、反対者の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） こんにちは。日本共産党の三島 照です。

私は、ただいま委員長報告にありました陳情第16号 名瀬都市計画事業、末広・港土地区画整理事業に関する陳情及び陳情第17号の名瀬都市計画事業、末広・港土地区画整理事業の凍結もしくは中止を求める陳情の2件について採択すべきという立場から、これを不採択にしたただいまの委員長報告に反対をし討論いたします。

日本共産党は、2004年に、大型店・商店街・まちづくりに関する提案を発表してきました。その中で、自分たちが住み、働き、暮らすまちをどんなまちにするのかは自治体と住民が自ら決定することができる当たり前の地方自治の大原則と、また地域の主人公である住民や市民、事業者、NPO団体、行政が一体となって商店街の振興・再生計画を検討できる体制にしてこそ、真の地域の活性化につながると考えているからです。昨年改正されたまちづくり三法、一部大都市では商業者の願いが実現した部分もありますが、見方によれば中心市街地活性化法は中心市街地に公共施設や住宅などを集中させ、歩いて暮らせるまち、コンパクトシティのまちの建設を中心に据えた点では、一定の評価はできるのではないかと思います。指定地域内に共同住宅や教育文化、社会福祉施設を設置し、同地域内に中小商店の高層化や大型店商業施設を誘導するというものです。

この事業をすることによって、街中に住民を呼び寄せられるという点で歓迎するという声も一方であり、全国では支援は無利子といっても返済はしなければならぬと借入金によるハコモノ事業を繰り返す効果に疑問も出ています。末広・港土地区画整理事業は、先ほど説明しました新しいまちづくり三法からみても夢を感じられません。いくら市長が政治生命を懸ける事業であっても、今の財政危機の中で何が何でも推進しなければならない事業なのか、再検討する必要があると思います。当局の説明はあくまでもこの事業は土地区画整理事業であって、その他のまちづくり事業は民間との協力事業だということです。具体的に行政として駐車場の位置の問題、商店の形の問題もみえません。そういう事業に今年度予算だけでも約15億2,000万円が計上されていますし、またまちづくり交付金事業として2億7,400万円も計上されています。赤字財政が続く中で、末広・港土地区画整理事業は15年間で約98億円の事業費、市の負担分約65億円というがそれは基幹部分の工事であって、まちづくり交付金事業による都市型住宅や生涯学習センターといったいわゆる交流施設を造れば、その分市の持ち出しが増えると言わざるを得ません。また、それに付随する単独事業も多く出てくると思います。

今、奄美市が本当に進めなくてはならない事業の選択にあたって、この間の一般質問でも多くの議員の質問でも言われましたように、合併して良かったと言える奄美市、その一体化を図る上でも、農林水産業の立て直し、地場産業や中小企業などの振興と雇用対策のための事業など、公営住宅の維持補修、老朽化した学校の建て替え、生活道路の整備、生活関連事業、汚水処理の下水道や農村集落排水や合併浄化槽事業などは合併特例債を使ってでも推進すべきではないかと思います。特に住民の8割が賛成している小宿の土地区画整理事業は急ぐべきです。

以上の点で、末広・港土地区画整理事業の凍結もしくは中止を求めた2件の陳情について、採択すべきだと申し上げ、不採択に反対をし、討論を終わります。

議長（前田幸男君） 次に、賛成者の発言があれば許可いたします。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。採決はこれを分割して行います。

まず、陳情第16号及び陳情第17号に対する委員長の報告は不採択であります。

本案は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、陳情第16号及び陳情第17号については、委員長報告のとおりいずれも不採択と決定いたしました。

次に、陳情第13号及び陳情第14号の2件については、委員長報告のとおりいずれも採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第13号及び陳情第14号の2件については、委員長報告のとおりいずれも採択することに決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第6、請願第9号及び陳情第15号についてを議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（田部義和君） 御報告申し上げます。

厚生委員会に付託されました請願第9号 心身障害児療育旅費助成制度の改正についての請願は、請願者は奄美市名瀬平松町、新田幸平氏で、請願の趣旨については皆様のお手元の請願書のとおりでございます。請願事項は、1. 船舶に限らず、航空機を含む適切な移動手段も含むことを求める。2. 年3回の制限をしないことを求める。本請願案件は、慎重審査の結果、全会一致で採択することに決しております。

次に、陳情第15号 医師・看護師不足対策に関する陳情について、審査の結果を御報告申し上げます。陳情者は、奄美市名瀬柳町、穴井輝明氏ほか1名であります。陳情趣旨については、皆様のお手元の陳情書のとおりでございます。陳情事項につきましては、1. 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。2. 医師の養成数を抜本的に増やすとともに、医師・看護師の配置基準を引き上げ、定着のための施策を進めること。3. 看護職員の配置基準を抜本的に改善すること。緊急に「第6次看護職員需給見通し」の見直しを行うこと。4. 夜勤日数を月8日以内に規制するなど「看護職員確保法」等の改正をすること。本案件につきましては慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しております。

なお、この陳情第15号については、採択と決した場合には後刻厚生委員会委員の連名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

議長（前田幸男君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

請願第9号及び陳情第15号に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第9号及び陳情第15号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま採択された請願第9号の取扱いは、委員長報告の中にありましたとおり、これを市長に送付し会議規則第135条の規定により、その処理の経過及び結果報告を求めることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第9号の取扱いをこれを市長に送付し、その処理の経過及び結果報告を求めることに決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第7，議案第46号 安定した雇用と働くルールの確立で、貧困をなくし格差の是正を求める意見書について議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決定いたしました。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

○

議長（前田幸男君） 日程第8，議案第47号 医師・看護師不足対策に関する意見書について議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決定いたしました。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

午前の部はこれにて、昼から１時３０分開会することにしたいと思います。よろしいですか。

暫時休憩します。（午前１時４５分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後１時３０分）

日程第９，議案第１６号から議案第３３号，議案第３５号から議案第４２号までの２６件を一括して議題といたします。

これから先般行われました平成１９年度施政方針及び予算編成の概要並びにただいま議題といたしました議案２６件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

始めに、向井俊夫君の発言を許可いたします。

３０番（向井俊夫君） こんにちは。先の一般質問の中で取り上げるべきかどうかちょっと迷った部分もございます。ただ、予算絡みということで、予算委員会の中なのかなという思いもありましたので、ここで質疑させていただきます。私は、特別会計のほうの審査ということで、一般会計のほうの審査のほうに加わることができませんので、ここで方針等をお伺いしたいと思います。

まず施政方針と予算編成の中で、これは１３ページの上から９行目です。今年度はより高いサービスをいかに低コストで提供するかを追求し、それらに対してはゼロベースによる再チャレンジという観点から、各種団体等に対する既存の補助金・助成金等をゼロベースとし、事業の緊急度・優先度・費用対効果等の検証を行いますとございました。

まず１番目に、検証を行うにあたっての委員会の設置と委員の構成はどうするのかをお伺いします。２番目に、今年度予算計上されていない各種団体の数と昨年度予算化されたその各種団体の数の数のトータルですね。予算化された総額は昨年度はいくらだったのかということが２番目。３つ目に、過去において、これは合併前も含みます。それと前年度も含みますが、政治的な配慮からの補助金・助成金と考えられるものはなかったのかどうか。４番目に、各種団体等へのその旨の通告、事前協議はなされているのか。また、検証後の予算計上はいつごろになるのか。その４点をお伺いいたします。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

企画調整課長（川口智範君） まず委員会の設置についてですが、奄美市補助金等評価委員会として設置いたします。委員会の構成については、識見者４人、内訳としまして鹿児島大学から１人、各地域自治区から３人、合わせまして公募による委員、行政から企画部長１人の合計７人で構成いたしたいと思います。

次に、今年度予算計上されていない各種団体数という御質問ですが、１９年度当初予算においては、２款総務費、１項総務管理費、６目企画費の中に各種団体補助金として９，０００万円を一括して計上いたしております。対象となる事業としては７２項目です。この７２項目は、各課から要望があった事業全てを対象とする予定でございます。併せまして１８年度の予算措置された額についてでございますが、７，７６９万４，０００円でございます。先ほど９，０００万円と申し上げましたが、この９，０００万円の中には今回新たな事業としまして、ＮＰＯ活動支援あるいは市民のアイデアや提言、こういった事業に充てる費用として１，２００万円を含めて計上されております。これの財源でございますが、合併まちづく

り基金、これの果実600万円を充当する予定でございます。先ほども申し上げましたが、各課から予算要望があった事業は全て対象といたしておりますので、評価委員会での判定を受け今後の補助金の見直しが行われます。したがって、現段階でどの団体への補助金が計上されているのかいないのか、また補助額はいくらになるか等については未定ということでございます。

次に、過去において政治的配慮の補助金・助成金はなかったかということでございますが、私どもとしては政治的配慮ということではなくて、政策的な観点から配慮して補助金を出しております。例えば農林水産業等の一次産業にかかる事業あるいは舩産業、あるいは観光、こういった地域産業に密着した事業等に補助金を予算措置した経緯がございます。この場合、各年度において予算査定の中でその効果等を検証し、継続・廃止等の判断をこれまでは行ってまいりました。

次に、各種団体への通告や事前協議はなされているのかということと併せまして、検証後の予算計上はいつごろかということですが、まず各担当課への説明会を2月に開催いたしております。各担当課から各種団体へは事前に連絡はいつているものだと認識いたしております。今後とも関係団体はもとより各課担当者と十分な連絡をとっていききたいと思っております。併せまして、検証後の予算計上という話になりますが、先ほど申し上げた9,000万円の範囲内で原則6月議会に皆様方の御議論をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

30番（向井俊夫君） 今の答弁で、それぞれの各種団体がこれからそれぞれ理事会があつて総会という段取りに4月以降入っていくかと思えますね。ちょっと心配していたのが、6月議会あたりでそれが出てきた場合、中には早いところは4月後半もしくは5月という形の総会で前年度の決算と新年度の予算と言いますか、それを計上するという形です。団体によっては、この市からの補助金なりを大変それがないと活動ができないというような団体もあるのかなという思いがありましての今回の質疑なんです。そういう部分でこれは確かに議会を通すのだと6月しかないのかなと。これはちょっと大変だなと。ちょうど前年度18年度の新奄美市が発足して7月10日まで予算案が本会議が通過するまで凍結されたのに近いような形ですね。ですから、各団体あらかたこれぐらいは入ってくるのかなという元での新年度の予算作りという形になるのかなと思ったりもしてですね。そこらへんちょっと心配してのことだったんです。場合によっては大きく削減と言うんですか、そういうのが出てくる団体もあるのかなと。そうなったときにまた年度の活動、今後の活動とかそういうのが停滞してしまうと。できるだけ民間のほうの動きというのを活発化していくためには、やむを得ない予算措置というのもあるとは思いますが。そういう意味においても大事な部分なのかなと。できるだけ早く、ある程度内示というんですかね。早く検証する委員会での作業を進めて、あらかたの内示ぐらいはしてあげる必要もあるのかなという思いがあります。

それと、この政治的な配慮ということと私が伺ったのは、早く言えばばらまきですね。そういうばらまきのことがなされていなかったのかと。この際、思い切って見直すところは見直す。必要などころにはやっぱりこういう補助金措置というんですか、してあげると。これからどうしても必要になる活動というのがあると思うんですね。そこらへんやっぱりきっちり見極めていく必要があるのかなという思いがあります。

それと、あと委員の選考ですが、鹿児島大学から1名、地域自治区から3名ということは旧名瀬・笠利・住用というところの方でよろしいんでしょうかね。そして公募で2名の方の応募状況というんですか、これは新聞でもやっていましたよね、記事の中でですね。その公募に対する応募状況、それがどうなのか。それをお聞かせください。それとあと行政のほうは企画のほうになるんでしょうかね。そこらへん、もう一度ちょっと伺いたします。

企画調整課長（川口智範君） まず1点目、議員が御懸念なさったように4月から始まる団体等につきましては、今年度内に委員会を招集して、できるだけそういった懸念がないような形での対応を講じたいというふうに考えております。

それと併せまして、政治的配慮、ばらまきの部分ということでございますが、こういったものも含め

て見直すべきものとは当然に見直していきたいというふうに考えておりますので、また御指導よろしくお願ひしたいと思っております。

募集の件につきましてでございますが、現在のところ一昨日まででまだ2人でございますので、できるだけ多くの方が抽選になるぐらいたくさん集まってもらえればありがたいというふうに考えております。

30番（向井俊夫君） 公募のほうで2名というのはちょっと寂しいのかなと。もうちょっとPRが足りないんじゃないのかなと。本当に各種団体の中から自分のところの団体のぐらひは守らないといかんという気概で、じゃ俺が公募にあれしようかなという人なんかがたくさん出てくればなという思いがあるんですが、ひとつ今一度この委員会の趣旨をもう一度市民のほうにわかるように、何か広報的な形をとれないのかなと。今日の、場合によってはマスコミのあれで書いてもらえたらなお助かる場所ですけども。それが一つ。

それともう1点だけ、これは是非願ひしておきたいんですが、要するに運営資金的な内容のこういう補助金というのは、私はやっぱりいかなものかと。最初、当初は事業をやるので、こういう事業をやるから補助を願ひしますというのがほとんどだったと思うんですよね。その会を運営していくからというのはちょっとおかしいなと。いろいろ見ていて、もう本当に会に出るための懇親会費とか何とかというのだけがそこから支出されてたりとか、そういうのが目立ちすぎるんじゃないのかなと。だから本来の趣旨から逸脱されたような使い方、そこらへんをもうちょっときちっとチェックしていく必要があるんじゃないのかなという思いがあります。それとあと予算をいただいたのであとの事業報告を写真なり、あとは明細なりの形だけで事業報告もしくはそういう計算報告みたいな形で、領収書が伴わない。そういうこういう補助金に対しての報告が多いんじゃないのかと。ほとんどがそうなっているんじゃないかと。それもちょっとおかしいんじゃないのかなと。ですから、こういう形で支出されましたよ。いただいた補助金の中ではですね。ですから可能な限りやっぱり領収が伴ってくるような処理の仕方ですか。そして、それをまたきちっと担当課なりがチェックするという形でないと、次から補助金は出せませんよという形ぐらいまでしないと、これもらったら使わにやということだけで終わってしまうと。その補助金を当てにした形で、中身の伴わない形だけの事業というのがなされるということもあります。ですから、そこらへんのあとのチェック機能ですか、それが働くような形にしていだけないのかと思います。以上です。もし、それに対して何か答弁ありましたら願ひします。

企画調整課長（川口智範君） 議員が御提言いただきました観点も含めて委員会の中でやっていきたいと思ひますので、今後ともよろしく願ひいたします。

議長（前田幸男君） 次に、南 修郎君の発言を許可いたします。

20番（南 修郎君） 南 修郎でございます。しばらくお付き合いのほど願ひいたします。

議案第32号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について。先般より一般質問、第1回定例会においては大変暗いムードの夕張市にならないための緊縮、緊縮、緊縮、節約論議だけでございます。その中では、泉議員のバイオエタノール、いわゆる奄美市の可能性を示す本当に前向きなと言ひますか、ああいう提案がありまして、それだけは大変嬉しくと言ひますか、みんなでこの奄美市を前に向けていくためのこの議場で議論をもっともっとやりたいという意味合いで質疑をしたいと思ひます。市長の12パーセントになるんですが、この減給の理由、そしてまた根拠、目的でございますけども、この減給というの私は後向きだと思ひます。平成10年、私は名瀬市議会の一員となりました。これまでその間、私の質問においては市長の政治姿勢ということで、平田カラーを打ち出していきたい、リーダーシップをとっていただきたいと常々申し上げておりますが、この9年間、余りこのリーダーシップが見受けられせん。今度の12パーセントの減給などは、私個人としては10パーセントアップしてでもこのようにやるんだと、力強くやるんだという姿勢がほしいなと思ひます。

過去の水道課の事務的ミスの責任で10パーセント市長の給料を下げました。これまでも減給がこのようにあるわけです。このままいくと、夕張市ならぬ奄美市の市長は減給市長と呼ばれるんじゃないかと心配をしているわけであります。なぜこの理由ですね、なぜ減給を市長自ら、これまでの説明等にありまようように市民に痛みを強いる結果になるとすれば自らの血も流さなくちゃいけないということでありましようが、そういうことなのか。いわゆる569億円ですか、これの借金が現在あるということの財政難の責任を感じてのことなのか、お尋ねをしたいと思います。

株式会社奄美市に例えるならば、企業に例えるならば、こういう赤字に陥ると役員報酬も切り下げたりするわけですが、569億円の借金においては民間企業であれば代表取締役が連帯保証人となります。しかし、この行政はお辞めになれば、もう夕張市はまだ辞めていませんね、お辞めになれば何の責任も伴わない。そして、企業で言う役員・取締役の部長以下定年退職される方も何らすり抜けて何ら金銭的な補償責任は伴わないわけであります。しかし、残された職員及び市民に付けが残るわけですが、脱出力のある市民は、奄美市を脱出するでしょう。こういうことが人口減の一因にならないかお尋ねをします。

なぜ12パーセントなのかの根拠、各助役、特別職、各それぞれの根拠もお示しをいただきたい。本当にテレビ放映以来、今回の議会でもいろんな意見が出ておりますが、もしそういう借金及びその赤字の責任についての理由であるならば、あのSOSは誰に向けてのものだったのか、併せてお示しをいただきたいと思います。そして、行財政改革特別委員会でもトップから全ての意識改革が必要だというふうにも報告がなされております。議論がなされております。この目的が悪い結果に陥らないか心配をしているので、その減給の目的をお示しをいただきたいと思います。

総務課長（赤近善治君） 市長等の給料の特例に関する条例の件でございます。理由、根拠、目的という御質問でありますけれども、包括的にお答えを申し上げます。

まず、市長はじめ特別職の給料につきましては、合併前に特別職の報酬等審議会のほうに諮問いたしまして、答申をいただき、合併協議会で承認された給料を現在まで支給しているところでございます。御案内のとおり、平成18年度の財政予算スタートが14億円の財源不足ということでスタートいたしました。これまで財政課長からも説明があったとおり、この14億円が7億円縮小されるという見込みでございますけれども、なお財源不足には間違いはないわけでございます。また、平成19年度の当初予算におきましても7億7,000万円の財源不足が見込まれるというような非常に厳しい財政状況であるということでございます。このような中で、早い時期に財政健全化を実現するためには、特別職、一般職員もそうでありますけれども、人件費の抑制も考えていかなければならないということを判断したところでございます。

今回の議案ですが、3点ほど御説明を申し上げます。まず1点ですが、実施時期につきましては今回提案しておりますとおり、4月1日からの給料の減額ということを提案をいたしております。このことは早い時期に削減の効果を出す。そういうことによりまして財政の健全化が早まるものという考え方でございます。2点目には、削減率でございますが、市長等の給与額につきましては、旧名瀬市において支給されていた金額を承認されておりますけれども、これまでの市長の給与の減額とか県下の状況等または県知事等の削減の状況等を総合的に判断いたしまして、市長は12パーセント、助役は10パーセント、教育長・地域自治区長は6パーセントという削減の率としたものでございます。次に削減の実施期間でありますけれども、現在、行政改革大綱に基づきます実施項目の調整をしておりますけれども、これが平成18年から平成21年の4年間となっております。そういったこともかんがみまして、平成22年3月31日までを削減期間ということにしたものでございます。どうぞ御理解をお願いします。

20番（南 修郎君） 12パーセント、10パーセント、6パーセントはわかっているんですよ。その根拠と私言ったのに、なぜ13じゃなくて11じゃなくて12なのか。根拠ですよね。それと、これまでの市長も激務の中で給料をおとりになっているわけですが、激務でございますので私は高いとは思っておりません。これまでの3期11年、市長の退職金、合計で4,723万6,400円退職金もあ

りますし、１２パーセントぐらい下げてもまだいいと自分で思われていらっしやるのでしょうか、このことがその目的の中で、３４号で職員の５パーセントに導入するためにまずトップから１２パーセントというのをお示しというか、カットを実践するということなのか。

併せてもう一度お尋ねしますが、るこれまでのテレビ報道やら夕張問題ですね。３月の奄美市だよりにおいては、このまま放っておくこのように大変という実情を知っていただきたいということで、中身を見ましたら大丈夫だということになると思います。このまま放っておけばとか、今まで放っておいた理由もお示しをいただきたいと思うんですがね。この場に及んだこと、ただそれと１２パーセントとは関係あるのかということでございます。今後の取組で奄美市長平田隆義ということで全部書いてありますね。１２パーセント削減すると、市長の給料を。これにも書いてございますし、ただどうすることで難局を乗り越えられると。だけど、その１２パーセントぐらいで難局は乗り越えられないと思うんですが、それと施政方針に改革元年と書いてあるんですよ。今から改革元年という今更この言葉がですね、私は何とも理解しがたい。これまで何もしなかったのは誰なのか。本当に全く改革元年、決断と実行。

私は、奄美市の職員は優秀なる能力をお持ちだと信じております。市長職は、その優秀なる職員をうまく動かしてその潜在能力を発揮させるのがトップリーダーの当然役割であります。この潜在能力がまだ生かされていない、生かし切っていないと思います。居眠りをしていると思います。寝ていると思います。それを目覚まし時計のようにピーッと押して起こして、能力発揮をまず減給の前に、その能力発揮せしめたほうがまだいいんじゃないかと思います。あとで３４号で触れますが、とにかくよく新聞で民間力育成で沈没回避とかありますが、民間力育成の前に行政力を強化していただきたい。新しく人員を入れるんじゃないですよ。皆様お持ちの能力をもっともっとフルに発揮して生かす方法を、１２パーセントの削減じゃなくてアップしてでもやっていただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。市長にお答えをいただきたいと思います。いろんな答弁で何々かなという答弁じゃなく、こうというふうな、いわゆるこの１２パーセント、１０パーセント、６パーセントの削減の結果、ただ圧縮した、削減しますよというのはわかるんですけども、もう削減、削減、気持ちまで緊縮、緊縮になってですね。

何度も言いますが、泉議員の提案のバイオエタノールとかまた同じく糸芭蕉のバナナが地球を救うという国際的プロジェクトもあります。奄美にも環境省から多摩美術大学が指定を受けて、その研究調査にまわっております。そういう前向きな形をこの１２パーセントのカットじゃなくてできないのか、市長からお示しいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

市長（平田隆義君） まず基本的に理解していただきたいんですが、経常収支がもう９９パーセントというところになったということです。その主な理由がやはり、人件費、公債費、扶助費ということに指摘されていますから、人件費の削減を図ってこうということです。そういう点で、全て５パーセントという方向でやると１億５、０００万円ぐらいの年間の人件費の削減だろうと。これを行財政改革実施期間だけでも実行していきたいということが、そもそもの始まりであります。

それから職員のことについては、行財政大綱案でも示されたように行政のこれらの在り方とスリム化、元気をつけるということも指摘されていますから、この方向を遵守してこれから議員の指摘するような職員であるように督励していくということでありますので、御理解賜りたいと思います。

総務課長（赤近善治君） １２パーセントの根拠ということでもありますけども、実は市長はじめ三役につきましては、平成１３年度の給与枠から１０パーセントを削除したという経緯がございまして、今回１２パーセントの削減という提案をさしておりますけども、細かい数字で言いますと２０．８５パーセントという平成１５年度からの削減になります。そういった２０パーセントというラインを考えた上で、市長が１２ということで対応させていただいたということでございます。独自でありますけども、三役のうち教育長が給与額では順次下がっていくんですけども、この教育長の給料を算出する場合は職員が一番高い給料、いわゆる年の総額ですね。それと比較をしてやるという手法がありまして、その中で職員のほうを５パーセントカットした場合、どうなるのかなというようなことを考えまして６パーセントという数字を弾

き出したということでございます。

議長（前田幸男君） 次に、三島 照君の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） こんにちは。簡単に何点かお聞きしたいと思います。

一般会計の16号議案で、私は本会議でも先ほどの討論でも今やるべきことがいっぱいあるんじゃないかと。いわゆる3市町村の一体化のために生活関連事業の整備、特に農林水産業の建て直し、地場産業、中小企業の活性化というのは今やっぱり財政再建の過程の中でも中心的にしていかなきゃならない大事な事業ではないかなと思っています。そういう立場から何点かお聞きします。そういう立場からですね、平成18年度に積み立てられた18億5,000万円、この合併まちづくり基金、この使い道、今後いかなる方法で活用されていこうとしているのか。それが19年度にいくらどう生かされているのかということ。

2つ目に、今言いましたように、こういうまちづくりをしなければならない時期に農林水産業は前年比で約2億5,853万8,000円が減額され、商工費でも2億2,009万5,000円が減額されていると。なぜこうふうになってきたのか。併せて教育予算も4億4,757万3,000円、その一方で土木費の予算は5億2,325万1,000円の増額となっているという観点から、このような予算になったいきさつ、その状況をお聞かせ願いたい。

もう一つ、まちづくり交付金ソフト事業が含まれています。この事業は新規事業なんですけど、どういう事業なのか。併せて街区公園整備事業というのも組まれていますね。これと最後にまちづくり交付金事業、ハード事業、これが2億7,400万円。ここのちょっと内容、中身をもう少し教えていただければと思います。以上です。

企画調整課長（川口智範君） 合併まちづくり基金の使い道はということでございますが、合併まちづくり基金については、今年度合併特例債を活用し6月議会において基金条例を設置いたしました。この使い方について、昨年12月20日、総務省のほうから平成19年度地方財政対策で合併特例債により造成した基金の活用の弾力化が示されております。現行の基金を積み立て、その運用益を財源にソフト事業を実施するというこれまででは取り組んでまいりました。ところが、今回の部分で一定の範囲内で取崩しが可能というような弾力的な運用とされております。具体的には、前年度末までに基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった範囲内で取崩しは可能でと。

2点目として、取り崩した資金は基金の設置目的に応じた事業に充当することが必要ということになっております。このことを踏まえた予算執行がなされなければならないと私も考えております。なお、現在予定しております活用例でございますが、一集落1ブランドあるいは集落の活性化を推進するための活動拠点としての集会所の補修、あるいは提案型公募事業、またナカドゥチェスやみなかみ町、小川村との青少年の交流事業、こういった部分があげられております。ほかにコミュニティ活動に伴うものや、伝統芸能にかかる文化の継承等を現在のところ予定いたしております。

いずれにせよ貴重な財源でございますので、議会の皆様の御意見も伺いながら、国・県の補助事業あるいは助成事業が導入できない単独事業でかつ市民活動など地域の活性化を高める事業などに、当面は基金の果実を有効に活用してまいりたいと考えております。

農林振興課長（平 豊和君） まず農林水産業費の減額について御説明いたします。

農林水産業費は18年度と比較して2億5,853万8,000円の減額となっておりますが、減額の主な要因といたしましては、農業費の中で18年度で完了するデトラッシャーの整備にかかる負担金の減額で、1億700万円余りと大きなウエイトを占めております。一方、農業振興費や奄美農業創出支援事業費、糖業振興費、林業費などにおいては、18年度よりそれぞれ増額となっております。

水産業費において、喜瀬漁港関連予算が減額となっておりますが、13年度から整備を進めております喜瀬漁港の改修工事が19年度で完了の予定であります。18年度より5,000万円の事業費の減額

となっております。また、喜瀬漁港については環境整備事業が18年度で完了することから、19年度予算は18年度と比較いたしまして3,000万円の減額となっております。これらをトータルしまして農林水産業費は対前年度費比2億5,853万8,000円の減額となっているものでございます。

商工水産課長（田畑米利君）　続きまして商工費の2億2,009万5,000円の減額の主な要因について説明をいたします。

減額の主な事業といたしまして、18年度で癒しの島形成事業の健康体験交流施設整備事業が終了をいたしました。3億2,813万5,000円の減額となっています。また、商工総務費において、職員の給与費等で4,597万3,000円の減額となっています。一方、増額となった主な事業といたしまして、新たに地上デジタル放送への取組といたしまして名瀬中継局の整備を行うため、地域情報通信基盤整備事業費補助金として1億8,370万4,000円を計上いたしています。このことから、商工費の19年度当初予算は18年度と比較してトータルで2億2,009万5,000円の減額となっています。

併せまして、まちづくり交付金のソフト事業について説明をいたします。19年度で1,000万円のまちづくり交付金事業を計上いたしております。これの主な事業といたしましては、空き店舗の活用事業、それと空き店舗の改修事業費、それと調査事業費、それと人材育成事業、アドバイザー研修事業費等に使う予定といたしております。以上です。

財政課長（則　敏光君）　教育費の減少についてでございますが、一番大きいのは佐仁小学校の整備事業3億2,600万円、これが終了ということです。伊津部小のプールの整備事業につきまして、9,300万円ほど減少いたしております。また、知根小の屋内運動場です、7,100万円ほどの減少。そういったもので4億4,700万円の減少ということでございます。

都市整備課長（田中晃晶君）　御質問の8款土木費につきましてお答え申し上げます。

1項土木管理費から4項の空港及び港湾費までを一括して申し上げます。18年度の総額が22億5,233万9,000円です。19年度の総額といたしまして、15億540万2,000円。その差額7億4,693万7,000円の減額となっております。主な減額の要因といたしましては、国道・県道の道路用地の代行買収費の組替えによるものと、それから港湾費でございますが平成2年度から実施をしましてまいりました名瀬地区の知名瀬港改修事業の完了、同じく名瀬地区の市道山田線、それと住用地区の山間・市線の1期分の完了、更に笠利地区でございますが手花部・節田線等の道路改築事業の終了によるものでございます。また、新たにスタートするものとしましては、名瀬地区におきまして、金久中学校付近の交通渋滞緩和を図るため塩浜13号線の改良、それと住用地区の山間港の物揚場・船揚場等の改修事業。それと笠利地区におきましては、今、市が引き続き実施をする予定にしております赤木名・笠利線ほか1路線の道路整備事業及び、これは名瀬・笠利3地区に影響しますが、地域の生活道路のための排水工事・舗装工事等を行うため、臨時地方道整備事業費が増額したものでございます。

次に、5項の都市計画費でございますが、18年度は17億129万円でした。19年度は28億2,561万4,000円です。その差額11億2,432万4,000円の増額であります。主な要因としましては、下水道費に一般会計からの繰入金、そして末広・港土地区画整理事業の公園や道路等に居します公共用地に充当するための用地先行取得に伴う土地買収費と移転補償費でございます。更に、中心市街地新川から屋仁川通り付近までの範囲になりますが、約43ヘクタール、その範囲内でまちの活性化を図るためソフト事業、先ほど商工水産課のほうから申し上げました空き店舗対策や各種イベント開催を含みましたまちづくり交付金事業の制度導入による増であります。なお、減につきましては、大熊土地区画整理事業につきましては、事業の概成に伴い減額となっております。

次に、6項の住宅費でございますが、18年度2億5,678万9,000円、19年度4億265万3,000円、その差額1億4,586万4,000円の増額となっております。主な内訳でございますが、笠利地区赤木名中金久団地の本体着工、それと名瀬地区の市営住宅におきます火災報知器設置及び西

仲勝の団地の建設のための用地購入費、更に住宅取得改善事業の規模増によるものであります。以上でございます。

引き続きまして、街区公園の整備事業のことについて申し上げます。これは、大熊土地区画整理事業の大熊川の中流付近に位置します名称がふぶくろ公園というのがございますが、そちらの整地工事とか植栽、照明等でございます。

次に、まちづくり交付金事業の内容でございますが、先ほど申し上げましたように中心市街地約43ヘクタールの市道の景観整備事業とか、それからA i A i 広場の公共用地としての仮称でございますが、まちかど広場整備という名称で我々仮称をつけておりますが、そのための用地買収費等が含んでおります。以上でございます。

議長（前田幸男君） 再質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、保 宜夫君の発言を許可いたします。

17番（保 宜夫君） すいません、通告はしていませんでしたが、一般質問でちょっと時間がなくて質問できなかった分なんです。工事の丸投げの関係で私が言っているのは、いわゆるこういう丸投げがあると、答弁でも部長が丸投げというのは中間搾取があったり発注者が建設業者に寄せられた信頼を裏切るといふ、そういうことがあるから丸投げはあってはならないということなんです。そういう中身をどうチェックしているかというとき、前々から部長なんかは書類でちゃんとチェックしておるから間違いないというようなことをおっしゃっていたんです。そういう中で、いわゆる現場代理人は現場に常駐せんにゃいかんのにはほかの工事の主任になっているということなんかもあるんじゃないかということで私はしたんですが、そういうことが本当になかったのかどうかということをそれが1点と、それともう一つ、先ほど来から聞いておる市長の報酬の中で15年度に下げたからと言いますけど、これは確か12年度だったと思います。当時、私は今の時世で報酬を引き上げるのはおかしいんじゃないかという中で引き上げて、結果してそれを是正したのが15年だと思うんですよ。そういうことを今更その時に下げたということを言うのもおかしいと思うんですが、どうですか。質疑いたします。

（「議長、質問のやり残しということで、通告外でこういうのができるんですか」と呼ぶ者あり）

やり残しというか予算の中だから、質疑じゃがな。予算の質疑よ。

議長（前田幸男君） 保さんの今、質疑に対して、できれば委員会でやっていただければと思っているところなんです。

17番（保 宜夫君） 私は特別なもんですから。

（「じゃ、何のための通告制かということです。じゃ質問をやり残したら、こういう形で次からしていいんですかということです」と呼ぶ者あり）

議長（前田幸男君） 大変失礼いたしました。確かに通告制でございますので、通告いただいただけを質問受けたいと思います。よろしいでしょうか。

市長（平田隆義君） 前回の報酬をアップしたのは、議会議員の報酬だけアップしたんで、特別職は報酬はアップしていないということで、ただいまの発言の訂正をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

17番（保 宜夫君） 議会議員もした時に、三役の報酬もしたんじゃないですか、それ。していますよ。総務課長、していない、12年度よ。

総務課長（赤近善治君） 特別職の報酬の引き上げはしていないと理解しています。

議長（前田幸男君） 休憩いたします。（午後２時３０分）

○

議長（前田幸男君） 再開します。（午後２時３３分）

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております平成１９年度関係の議案第１６号から議案第３３号、議案第３５号から議案第４２号までの２６件については、それぞれ２１人の委員をもって構成する一般会計予算及び特別会計予算等の審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案２６件については、両特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計予算等審査特別委員会の委員に、多田義一君、奥 輝人君、橋口和仁君、朝木一昭君、平川久嘉君、三島 照君、師玉敏代君、満永健一郎君、伊東隆吉君、叶 幸与君、渡京一郎君、中山雅己君、栄 勝正君、平 高市君、石神友夫君、元井孝信君、榮 吉岡君、福田利広君、西村タカ子君、平 敬司君、榮 年男君の２１名を、更に特別会計予算等審査特別委員会の委員に、大迫勝史君、和田美智子君、与 勝広君、崎田信正君、肥後笑子君、竹田光一君、保 宜夫君、南 修郎君、松山信一君、泉 伸之君、福 芳樹君、向井俊夫君、山田良一君、終田謙夫君、川上 勝君、前田幸男君、奈良博光君、世門 光君、作田和廣君、田部義和君、師玉憲夫君の２１名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申しあげましたそれぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会の委員に指名いたします。

議案第１６号、議案第３１号から議案第３３号、議案第３５号、議案第３６号、議案第３８号から議案第４０号及び議案第４２号までの１０件は、これを一般会計予算等審査特別委員会に、議案第１７号から議案第３０号、議案第３７号及び議案第４１号までの１６件は、これを特別会計予算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため暫時休憩いたします。（午後２時３６分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後２時４６分）

先ほど設置されました両特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

一般会計等審査特別委員長に平 敬司君、同副委員長に三島 照君、また特別会計予算等審査特別委員長に田部義和君、同副委員長に与 勝広君、以上のとおりであります。

○

議長（前田幸男君） 日程第１０、議案第３４号及び議案４８号の２件について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第３４号及び議案４８号の提案理由を御説明いたします。

議案第34号 奄美市職員の給料の特例に関する条例の制定につきましては、現在、人事院勧告に基づく給料表により支給しているところですが、財政再建化のための取組として職員の給料を減額するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第48号 奄美市及び瀬戸内町の境界の決定につきましては、本市と瀬戸内町との境界未確定地について合意に至りましたので、地方自治法第9条の2第1項の規定に基づき鹿児島県知事に意見を述べるため、同条第3項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

以上をもちまして議案第34号及び議案第48号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいますようお願いいたします。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

最初に、南 修郎君の発言を許可いたします。

20番（南 修郎君） 自由連合の南 修郎です。度々お時間を割きますが、お許しをいただきたいと思います。

議案第34号 奄美市職員の給料の特例に関する条例の制定について、これも理由、根拠、目的をお示しいただきたい。

今現在、臨時まで入れると1,000名を超すと思いますが、それが5パーセントカットということで、先日の地元新聞に「絶対受け入れられない、5割。市職労のアンケート」ということがございまして、その職員の皆様からも公共事業など見直しの指摘ということでございます。歳出の見直す項目はということで、我々議員の報酬が一番高い比率でございます。まるで今回は責任のなすり合い議会と言えると思います。議員は理事者を責め、特別職の先ほどの32号でもカット、今度は職員カット。職員は議員の報酬が高すぎると。まるでなすり合い試合に突入でございしますが、これも私が心配するのは、夕張の風評被害のように職員皆さんの士気が下がったら大変だと思います。やる気ですよ。特にまた有能なる定年退職の皆さんが退職をされますが、もちろん有能な職員はたくさん残っておりますけども、その全体的なムードが市民経済に悪影響を及ぼさないか心配をしております。

現在の奄美市の市民経済は、私は押しピン経済だと思います。普通の自由主義国家、ピラミッドまでは理解できます。いわゆるすそ野が一番多いと。昔、日本は中流階級というような菱形の形でございましたが、押しピンというのは底辺が平べったであります。一部の有力者だけが面積の中でピンと立っていると。あとは平たく生活保護から何から、市民経済がそのような冷え込んでいると思いますが、その5パーセント、先ほどの市長の答弁では1億5,000万円ぐらいという予算をされましたが、その金額だけじゃなくてですね、ますます暗いムード、夕張市じゃなくて夕暮市。ホームページでも2009年の皆既日食の時、本当に真暗になってしまう。2009年という、1609年に薩摩藩が奄美にやってきて圧政を受けました。サトウキビ地獄の始まりでした。しかし、その400年後の2009年に皆既日食のように真暗になると、ホームページで紹介をされたのがきっかけでございます。夕張市ならぬ夕暮市、今たそがれ時かなということもありますが、しかし必ず夕暮になっても真夜中になっても、必ず朝日が昇ります。この朝日をみんなで知恵を出し合って、特に総務部長などはあと何日間かしかなと思いますけども、総務の意味は夢を創る。創造の創で、夢を創るというお気持ちがあろうかと思います。是非とも本当に夢を創るような形にもっていけないか。その5パーセントのカットの理由、根拠、目的をお示しいただきたい。先ほど32号でも私は行政力の強化というふうに申し上げました。これまで官社会で民減ぶということを私が言葉を使っておりますが、官までじわりじわりその意欲を失わないかと大変心配をしているから、質問質疑の理由まで述べさせていただいております。是非、そういうことがないよという前向きなお答えをいただきたく希望しながらの質疑でございます。お願いいたします。

総務課長（赤近善治君） 今回の条例を上程するにあたりまして、これまでの経緯等について述べさせて

いただきたいと思います。

1月17日に、5パーセント5年間お願いしますということで組合の役員のほうに提案をいたしたところでございますが、組合の執行部につきましても1月17日ということで2月で1か月しかないということでしたけれども、その間、財政課長を中心に市の財政の勉強会を2度いたしました。それから、2月28日、3月1日、3月2日と市長・助役・総務部長も同席して組合役員との交渉、3月2日のほうは4階会議室で約100名を超える職員の中で公開の交渉ということでお話し合いをさせていただきました。組合のほうも2月23日に地方自治総合研究所という地方自治の財政の専門の所ですが、そこから研究員の方を招聘して勉強会をしているところでございます。そういった中で、今回は5パーセント以内ということでの提案をさせておりますけれども、そこに至った理由なんです、実は昨年10月に53年度から実施しておりました調整手当の3パーセントの減額の廃止がありました。それから、同じく昨年の10月には給与表の全体としまして4.8パーセントの減額となる給与表を適応して今日に至っているわけでございまして、そういったことで職員も非常に今大変ですよというお話もありました。先ほど議員がお話しました職員の士気も低下しますよと。また、市の経済にも影響しますよと、るいろんな問題の話をしたわけでありまして、そういった中で私どもと申しますか、財政課のほうで財源の見通しを立てたわけですが、一番問題の争点となりましたのがいわゆる時代計画の中で19年度は4.4パーセント減ということで財政の見通しを立てたわけですが、その中で本市では普通交付税の2.5パーセント減ということで数値を出していたんですけども、自治総合研究所の研究員の方が2.5の減というのは大きすぎるというようなことで、そこでも争点がありまして、やはりそういうことであれば3月に18年度の特別交付税も確定しますし、また19年度につきましては7月になりますと普通交付税の金額等も把握できるということで、お互いで客観的な数値を把握した上で5パーセントになるのか、3パーセントになるのか、その付近を継続して協議しましょうということで合意に至ったわけでございまして、そういったことで今回5パーセント以内ということで提案をさせていただいたということでございます。

20番（南 修郎君） 私も先ほどの特別予算、委員会の特別のほうに入っておりますので、その予算のほうは以内ということで数字は当然出ておるんでしょう。一般会計予算特別委員会には。だから、以内というのはピシッと出さんと数字は出てこないでしょう。あとでお示しをいただきたいと思います。

先ほど答弁にありましたように、地方自治総合研究所、いわゆる飛田白書みたいなものも私読ませていただいておりますが、一番は職労のアンケート結果も読ませていただいております。本当に生の声そのままだと。上のほうの給料だったらもっとパーセント上げてもらっても、自分のはもうちょっと低くしてもらいたいという声が生の声だと思います。もちろん、その中で「絶対受け入れられない」が55パーセント、「わからない」10パーセント、「条件付きで受け入れる」、「無条件で受け入れる」のはわずか2パーセントであります。その「わからない」というものも当然これは反対になるわけでございますが、職員の意識、市長自らの意識改革というふうに行財政特別委員会でもありましたが、私述べたいのはですね、奄美市の家計簿と南海日々にもパンと出ましたけども、1年間の収入を家計簿ということでしますと、年間収入が314万、収入支出ですね。その中で市税、いわゆる本来の市の在り方でこの市税収入がもっとなればいけないというわけですけども、いわゆる交付金、依存財源が一番多くて、いわゆる収入と。夫の給料わずか月に直すと2万9,000円なんですね。だけでも親からの仕送り・援助とありますが、国・県からの補助金・交付金などが年間で195万円、いわゆる月給ですと16万3,000円とあります。いわゆるこの財源の交付税うんぬんは、市の職員の皆様が一生懸命仕事をして親からの仕送りを受けているんだという市民の世話になっておらんよというのがどこか心にありはしないかと。もちろん先ほど申し上げましたが、なすり合いと言いますが、市民の目から見ると、いや公務員様様、公務員天国だと。我々よりはずっといいんだというまた意識で、もう奄美市市民全体でもうなすり合いの様相になりつつあると思うんです。そこを是非ともあと数日間夢を創る部長、企画部長あたりがケンモンの超能力でも発揮して是非職員の意識低下につながらないような形。またこの中でもいろんなユニークなものもアンケート

にもございますし、そのカットの前にどうするというのを、どうなるんじゃないかってどうするというこの5パーセント以内を提示されましたが、是非この職員の皆さんの士気を下げない方法などを理事の皆様方がお考えであれば、お示しをいただきたいと思います。

ちなみに、なぜそういうことを言いますかという、有名な話で「味の素」、あれが大変苦境を業績が悪くて会社の運営が危うい状況になったそうです。若い女子社員のアイデアでパンと良くなったそうです。簡単な話です。味の素のあの穴、よく湿ったりすると詰まっておったんですが、穴をただ大きく倍ぐらい出るようにしたら、塩とか砂糖とか違いますから売上げが倍増したという、そういうアイデアがその女子社員のほうからパッと出て、取締役会で渋い顔をしてこんなにけんけんごうごうやっても業績が上がらなかった。この職員労働組合のほうにも例えば協力をお願いして、今の財政を切り抜けるアイデア募集とかですね、いいアイデアには10万円あげるとか5万円あげるとか、そういった工夫などはできないか。併せてお尋ねをお示しをお願いします。

総務課長（赤近善治君） 先ほどの予算の中での人件費のお尋ねでしたけども、当初予算のほうでは何らかットの数値は入っておりません。それで計上させていただいておりますので、よろしくお願いします。それと先ほどの夢を創るということで、職員のいろんな発想ということで非常に大事なことだと思っています。私どもも、若い世代でいろいろとプロジェクトチームを作っているいろんな発想をしていただいているふうな考えは持っております。

20番（南 修郎君） 先ほど押しピン経済、市民経済というふうに申し上げましたが、本当にこのムード、市民経済に対するムードというのを、悪影響ですよ、不安を大変なおさら煽るなあという危険性もはらむと思います。今度は3月の奄美市だよりでは大丈夫だと言っているんですが、やはりそういうアイデア募集をするとかですね、是非皆さんが知恵をもう一つ、皆さんも我々もですが、是非知恵を出し合ってその危機を回避するような手立てというか、当局案などはないんでしょうかね。退職者の総務部長などは置きみやげ、バシッとそういったものなんか残して私案でも結構でございますので、みんな各自こうすれば、机の上に今だから言える、ここを改善すればいいというような形で是非、建設部長、やぎでこうして儲ろうとか何とかいろんなこと。

それと私一つ思うのは、カットの前に何かできなかったかという、もちろんこれお答えは誰もできないと思いますが、保議員が示されましたけども日当が計算すると高いというふうに試算をされましたけど、もっと働くように、土曜日なんか毎日ぐらいたまたやるわけですよ。部署によってはですね。当然そういったクリーンセンターなどもやっていますけども、週40時間ですか、これアメリカに騙されただけですからね、我が国は。働き蜂と言われて。国力がだんだんダウンしたわけですよ。やっぱり日本人は働かないといかんと思います。職員の皆さんも、私は一般の市民よりかは時間的には優遇されておると思います。もちろんこういう会期中は夜中まで電気の消し忘れじゃなくて、夜中まで電気がこうこうとついておりますけども、カットよりもっと仕事量を増やして市民のためになる生産力の上がることを是非考えて、都市公園など開発公社に管理委託したらいくら高くなるという差が出て、それでも開発公社にさせるわけですから、でもそういったものをカットした分を生産力を上げる民間力と言いますか、そういう形でもっていく方法なども是非、カット、カット、この後向き施策だけじゃなくてもっと前向きに是非とも前進するような形をしないと、今の奄美丸、平田丸は、前に進む原動力よりもバックする原動力のような形というムードになっていると思いますので、是非前向きムードを出すような案はないかどうか、最後でありますのでお答えいただきたいと思います。

総務部長兼企画部長（花井恒三君） 今回の条例でカットされましたものは一般財源化されますので、今言った前向きの施策に対応できるということで、積極的な意見交換を今後続けていきたいと思っています。それと、今回の条例で大事な視点は、職員の今アンケートをいろいろ出されましたけども、生活者としての職員とそれから今回行政改革を市民に訴えるという立場からの職員集団としての職員団体の立場という双

方私たちの職員というのは立場を持っておりますので、今回の条例で市民のほうに行政改革を呼びかけるという立場の職員側からの証の条例だと、そういう位置付けじゃないのかなと思っております。今後残された期間は短いんですけども、職員には、これまで私たちは市役所から市民を見るという立場に馴れ親しんできました。これからはそれだけの目線だけじゃなくて、市民から市役所を見るというこの目線を私たち職員が併せ持つという職員になっていかなきゃいけないだろうと。それから、市民の方々にまた呼びかけたいのは、市役所の職員というのはものすごい情報収集処理能力を持っています。この処理能力を市の内部エネルギーだけじゃなくて、市民の皆さんが引き出してそれぞれの産業その他に活性化していただくように、市の職員を市民が活用するということと呼びかけてまいりたいなと思っております。

議長（前田幸男君） 次に、崎田信正君の発言を許可いたします。

13番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。議案第34号 奄美市職員の給料の特例に関する条例の制定について、2～3点お伺いをしたいと思います。

一つは、この条例の文面ですが、これの施行日が条例の施行の日からというふうになっております。裏面を見ますと、この条例は規則で定める日から施行するということに書いてありますけれども、具体的にいつからやろうとしているのか。それと、平成22年3月31日までというふうに期間を区切ってあります。先ほどから論議になっていますこれは基礎額に100分の5以内ということで明確になっておりません。100分の5以内ですから、100分の1にもなるかもわからない。100分の5になるかもわからない。じゃ100分の1になったときには、22年の3月31日まででいいのかということの判断がつかない議案になっていると思います。先ほども出しましたが、市民経済に与える影響も試算できないわけですね。花井部長は一般会計に回るということを言われましたけれども、この財源を使って何をしようかということも議論できない状況になるわけです。それと、何と言ってもこれは全職員にかかってきますから、それも給料の特例ということで手当を減額するというものではありません。生活給そのものを全部の職員に減額をしようということですから、慎重に議論をされなければならない議案だと思います。そういう点からすると、この議案をもって責任を持って議員が審査をし判断できないということでもありますので、こういう中途半端な議案の提出はやめたほうがいいんじゃないかと。私たちは、職員の給料を下げるということは、民間準拠という言葉もありますけれども、これは民間との給料の質上げ、質下げ競争になるということで反対はしておりますけれども、一番何よりも引き下げるという議案であってもここには労働組合が存在しています。労使との合意があればそれを尊重すべきものだと思いますけれど、その合意もない状況の中で数字もはっきり示せない。そういった議案を責任を持って審議はできないと思いますけれども、提案理由も含めてもう一度御答弁をお願いいたします。

総務課長（赤近善治君） まず実施日はいつなのかというお尋ねなんですけども、3月2日に労使双方合意をしたわけなんですけど、その中で10月1日をめどにしましょうということで双方話し合いは終えてございます。それから、慎重に議論すべきということですが、当然労使との協議の中で合意しなくちゃいけないわけですので、3月2日には全て先ほど説明しましたけれども市長・助役・総務部長・市役所職員が100名程度、前に執行部、責任者がおりまして今回の議会に5パーセント以内ということで提案をしましょうと、していいですよという合意の上で今回上程をしたものでありますので、御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、組合のほうも財源不足ということは非常に認識をしておりますので、その率はどうかということですが、先ほども御説明いたしましたけれど18年度の特別交付税、その金額をまずはみましようとお互い客観的な数値を確認しましょうと。そういった思惑もありました。それで19年の普通交付税の数値まで確認しましょうと。その中で具体的な率は協議していきましようということでありましたので、御理解をお願いします。

13番（崎田信正君） 職員の給与削減でいくら財源をねん出しようということから出た数字ではないということですか。とにかく下げればいいという提案だというふうに受け止めますけれども、そういうことでは我々としても、数字もはっきりしない中で、これが一般財源でその財源をどこに使うかということも議論できないわけじゃないですか。これは予算委員会に付託をされることになりますけれども、その時に労働組合のなんかも出席願えるんですか。その時には合意もできないんでしょう、これ。100分の5以内とかそういったことで一応合意をみているけれども、細かい内容についてはこれから労使の間で詰めるんじゃないですか。

総務課長（赤近善治君） まさにそのとおりでございます。組合との合意が今回給料の削減につきましては、5パーセント以内の給与カットということで、そのことにつきましては合意いたしておりますので、そこ付近は御理解をお願いしたいというふうに思っております。そして今後、先ほどからも言っておりますとおり、特交やら普通交付税の数値をみながら協議を重ねていくということで合意をしておりますので、御理解をお願いします。

13番（崎田信正君） じゃ我々は何を審査するんですか。組合との合意があるし、財源が厳しいからもうとにかく引き下げを認めろということを議員に求めているという議案なんですか、これは。

総務課長（赤近善治君） 現在の給与は当然条例で規定されておりますので、当然削減につきましては今回のような特例に関する条例を出さなくちゃいけません。そういったことがありますから、今回、率は今後の組合との協議になりますけれども、5パーセント以内でカットをしますよという根拠の条例が必要なわけですので、こういったことで今回は条例を出させていただくということでありますので、どうぞ御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（前田幸男君） これをもって質疑を終結いたします。

議案第34号及び議案第48号は、一般会計予算等審査特別委員会に付託いたします。

教育長が臨時教育委員会へ招集されておりますので、退席したいとの申し入れがありましたので、皆さんの御了承よろしくをお願いします。

○

議長（前田幸男君） 日程第11 大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

なお、選挙は指名推選の方法により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がありませんので、指名推選の方法で行います。

大島地区衛生組合議会議員に、満永健一郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました満永健一郎君を大島地区衛生組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました満永健一郎君が大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

○

議長（前田幸男君） 日程第12、農業委員会委員の議会推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員は4人とし、この際、議長において農業委員会被推薦人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は4人とし、議長において指名することに決定いたしました。

奄美市議会の被推薦人による農業委員会委員に、押坂班資君、渡邊直樹君、有川重輝君、里 和彦君の4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人の諸君を議会推薦による農業委員会委員として、推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、以上4人の諸君を、農業委員会委員として推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査及び報告書整理のため、明日3月10日から3月25日まで休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日3月10日から3月25日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

3月26日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後3時25分）

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は４２人であります。会議は成立いたしました。（午前９時３０分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程第４号を予定しております。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

日程第１，議案第１６号，議案第３１号から議案第３６号，議案第３８号から議案第４０号，議案第４２号及び議案第４８号までの１２件について，一括して議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

一般会計予算等審査特別委員会委員長（平 敬司君） 平成１９年度一般会計予算等審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第１６号 平成１９年度奄美市一般会計予算について、議案第３１号 名瀬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３２号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について、議案第３３号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３４号 奄美市職員の給料の特例に関する条例の制定について、議案第３５号 奄美市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３６号 奄美市老人福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３８号 奄美市名瀬たい肥センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３９号 有機農業支援センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４０号 奄美市須野ダム管理条例の制定について、議案第４２号 過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、議案第４８号 奄美市及び瀬戸内町の境界の決定について、以上の１２件であります。その審査の経過と結果について報告をいたします。結果については、お手元に配付してあります審査報告書のとおり全議案原案可決であります。

平成１９年度の予算は、歳入歳出とも２８４億９，０５７万１，０００円で、前年度比９．３パーセントの減少であります。施政方針でも示されましたが、国の地方に対する財政計画歳出予算の規模は０パーセントを示しております。地方の予算は伸ばしてはならない方針であります。中でも交付税は前年度４．４パーセントの減額という地財計画を示しております。４．４パーセントの減額は、１パーセントにつき約１億円の減少という目安になりますけれども、今回は４．４パーセントの減少は当初予算に組んでおりません。普通交付税で２．８パーセントの減少でとどめております。対前年度予算で９．３パーセントの減額となっておりますが、９．３パーセントの減少はただカット在りきではなく、国の予算に歩調を合わせ、歳出を選択と集中、緊急度の高い事業への重点配分し、あるいは財政健全化予算という位置付けであります。今年度は初めての３市町村合併の融合予算で、要求から編成に至るまで一体とした予算であります。１９年度以降の予算については、３市町村別々に出すことが困難であり、一体化が整ってきたと言えます。

それでは、順を追って報告をいたします。

１８年度の退職予定者数と１９年度退職予定者と採用者数は、１８年度は１０月に退職された区長を含めて３３名から３４名の予定であります。職員は指導主事の先生が８名、医師２名を含めて７１４名であります。退職者３４名を予定しているので６８０名となり、１９年度採用予定者が１０名ですので、今年の１０月１日には６９０名になる予定です。

地籍調査の進捗率は、名瀬地区１４．８７パーセント、住用地区１１．９１パーセント、笠利地区４３．８７パーセントであります。１９年度は、名瀬地区は知名瀬、平田、小湊であります。住用地区は、川内、笠利地区は笠利、平、節田を予定いたしております。

地域協議会の業務内容については、地域協議会を当分の間１０年間作るとの合意がなされております。任務は、予算等への意見反映、区長への意見具申をして、区長のほうで予算のほうへの意見の反映、２点

目として、合併に際して計画策定された奄美市建設計画が具体的に進ちょくしているかどうか。約束が守られているかどうか。3点目は、名瀬市建設計画をもとにして今年度策定を予定している奄美市総合計画への意見徴集、意見の取りまとめなどが主な任務であります。

臨時職員については、名瀬総合支所が42名、住用総合支所23名、笠利総合支所163名の計228名であります。

今回9,000万円計上されている補助金の在り方を検討する審議員の構成員は、公募2名、各自治区から1名ずつで3名、鹿児島大学から1名、行政から1名の計7名であります。その中で補助金の使途や効果について検証していくことになります。

辺地債、過疎債、合併特例債などの交付税措置と返済額、返済率については、交付税の参入率は辺地債が80パーセント、過疎債と合併特例債が70パーセントであります。率は毎年度借入れの時点で決まるので、一概には言えませんが、近年は低くなって2パーセント前後だったのが、今年度は日銀の金利上げがあったので若干上昇すると考えられます。

市長の交際費については、現在個人の名前は公開しておりませんが、鹿児島市や霧島市、指宿市等では個人名を公表しているので、時代のすう勢も判断しながら今後奄美市でも検討していくとのことであります。

なぎさ園については、事業団委託から民間団体への委託を検討し進めておりましたが、今回20年4月をめどに進めているが、職員の処遇問題があるため、4月委託開始に向け職員との協議を進めていきたいとのことであります。

扶助費については、医療費扶助が57.7パーセント、23億2,490万7,000円、生活扶助が31パーセントで12億5,187万9,000円、住宅扶助が3億3,034万9,000円が主なもので、生活保護世帯は1,934世帯で、合併前より74世帯増加しております。

後期高齢者医療制度の創設に伴う医療広域連合議会議員数は20名であります。市長から6名、市議から6名、町村長から4名、町村議員から4名であります。奄美市からの議員に入られるようにとの強い要望がなされました。

奄美市の農家数は、専業農家は名瀬が54戸、住用が41戸、笠利225戸の計320戸であります。兼業農家数は、名瀬が32戸、住用33戸、笠利188戸の計253戸です。18年度新規参入農家は9名であります。

地産地消への取組については、本島地区地産地消協議会を設立し、奄美大島産のマーク入りの野菜袋の作成、シールの作成、パックなどを作成し、地場産農産物の宣伝を図るもので、構成団体は大島本島の5市町村と大島農業改良普及センター、JA奄美、名瀬中央青果株式会社の4団体で、事業主体は名瀬中央青果であります。

奄美市名瀬たい肥センター条例と有機農業支援センター条例の改正については、たい肥の配達料金を設け、袋詰め製品15キロ入りを1袋、名瀬が315円、笠利が350円とし、ばら製品は1トン当たり名瀬7,350円、笠利8,000円に固定化するものであります。配達は、袋詰め製品は30袋から、ばら製品は2トン以上とするものであります。新年度からたい肥の原料として、焼酎かすを利用することにして、その処理料金を1トン当たり3,000円を酒造会社から負担するものであります。

風力発電は、西日本プラント工業株式会社が計画している風力発電事業に対し、市の25パーセント、250万円出資による第3セクターによる風力発電会社設立の出資であります。この事業の対象事業者は、自治体か自治体が出資している第3セクターが対象になるためであります。設置場所は、大熊奄美カンントリーゴルフ練習所横の台地を予定しております。1,990キロワット発電機1基で、発電量は年間430万キロワットで、約1,200戸の電力を賄えるということであります。本市にとっては、固定資産税4,400万円が入る見込みであります。なお、出資については1回限りであります。

まちづくり交付金事業は、2核（コア）ワンモールということで、測候所跡地とAiAi広場で集客力のある施設を造っていく計画であります。AiAi広場の近くには市場があり、その市場の有効利用してAiAi広場を観光交流施設と位置付け、多くの市民や観光客の来る施設にするものであります。末広・

港土地区画整理事業を含む43ヘクタールを対象にしております。5年計画で約20億円で、初年度2億8,400万円で市道の景観整備や仮称まちかど広場整備のための用地購入もいたします。AiAi広場と一体的整備をするものであります。末広・港土地区画整理事業の内訳は、国費が41億円、市負担分が57億円、そのうち起債が54億円、一般財源が3億円となっております。起債54億円のうち35億円は交付税で戻ってきますので、19億円が市の負担となり、一般財源の3億円と合わせますと市の負担は98億円のうちの22億円となります。末広・港土地区画整理事業、つまり中心市街地の市の負担分だけでなく付随する施設整備にも莫大な金がかかるが、財政が持ち堪えられるだろうかという懸念に対して、楽観視しているわけではありませんが、交付税は平成の1けた台の時代に戻りつつあり、今の284億円という一般会計の総予算は平成の4～5年当時の金額になります。当時は120億円の投資的経費がありましたが、今は45億6,000万円で3分の1になっております。扶助費は37億円だったのが、今は70億円になっております。一番肝心の交付税については、合併特例期間は何とか安泰かもしれませんが、合併特例期間が終わった5年後の激変緩和期が一番心配でありますし、極端に落ちてまいります。そのあたりは末広・港の事業が終息化に入るあたりです。交付税の落ち込みが大きいので、確かに心配ではありますが、平成27年度あたりから今の人件費が今のベースで12億円ほど下がります。職員数も506名ぐらいになっているあたりであります。一番大きな人件費の減少の効果と30億円以内に起債を抑えていく歳出の交際費の減少を含めると、ただ末広・港という1点に絞って財政を考えるのではなく、全体の総予算の歳入歳出のバランスを考えていきますと決してできない事業ではないと思っているとのことであります。

次、市道塩浜13号線の改良は、県道から朝仁方面へ向ける道路を進入禁止にし、人は通り抜けるようにして、塩浜13号線の一部220メートルを拡幅して相互交通ができるようにする。新たな道路は、塩浜保育所跡地及び家屋を一部撤去して新港に抜ける道路を設け、新港入口付近を十字路の交差点に改善するものです。これによって現在3系統の信号を2系統に改善し、変則な交差点形状をなくし小中学生や高校生の通学、通勤者や自転車などの安全が確保され、通行が信号を長く待つことがなくなり、また交通渋滞の緩和にもつながられます。

教育は「地域の中で教え学ぶ教育、文化のまちづくり」の実現に向けて取り組んでおります。幼稚園の定員は、名瀬が250名、赤木名25名の275名で定員としております。朝日幼稚園が70名定員だが、それ以上の申込みがあれば、その対応は今後どうするか詰めていきたいとのことであります。

文化・スポーツ振興課の分離について。奄美博物館長と担当課が、研究者、大学教授などへの対応の在り方をしっかりとやってもらいたい。また、笠利歴史館、奄美博物館と観光を結べるように入館者増も図りたい。文化課の独立は、組織編成の中で取り組んでいくとのことであります。

大川小中学校体育館改善事業は、昭和41年に建てられ、大雨の時は雨漏りが激しいので、屋内運動場の全てのサッシ化を含めた全面改修事業であります。

以上で、本一般会計予算等審査特別委員会の報告を終わります。

議長（前田幸男君） 本案に対しては、榮年男君ほか5人から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

40番（榮年男君） 議場の皆様、市民の皆様、おはようございます。市民を代表する発議者を代表いたしまして、修正議案の提案理由を説明いたします。笠利町から参っております無所属の榮年男であります。

ただいま上程され、議題となっております議案第16号 平成19年度奄美市一般会計予算に対する修正議案の提案理由を説明いたします。

平成19年度奄美市一般会計予算を、別紙にありますように総額284億9,057万1,000円の予算を15億2,530万円減額し、予算総額269億6,527万1,000円と減額修正するものであります。

内容につきましては、平成１９年度奄美市一般会計予算修正に関する説明書にありますとおり、歳出して、８款土木費、５項都市計画費、６目末広・港土地地区画整理事業費を廃目とし、１５億２、５３０万円削除いたします。歳入は、この事業に伴う１０款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、１節地方交付税を５７０万円減額、１４款国庫支出金、２項国庫補助金、７目土木費国庫補助金、４節区画整理補助金を８億５、０００万円削除、２０款市債、１項市債、１目一般公共事業債、１節奄美群島振興開発債を５億円減額し、４目合併特例事業債、２節土地地区画整理事業債を１億６、１９０万円削除し、６目土木費、４節土地地区画整理事業債を７７０万円削除して所用の予算措置を講じております。

減額修正の主な理由は、この事業による地域振興と地域活性化が図られないと判断するからであります。逆に新設された道路により商店街が分断され、商店街住民同士を敵対化させる恐れがあります。奄美市民の行政不信が高まり、地域崩壊の兆しがみえるからであります。そもそもこの末広・港土地地区画整理事業は、地域住民が必要と認めて要請した事業計画ではなく、行政の一部の人たちの発想だと聞いております。そういう事業であればなおさら住民の意向を尊重しなければなりません。去る３月３日に当局が開催した住民説明会を聞いていても、この事業に対する住民の十分なるコンセンサスを得ていない上に、住民の声に耳を傾けない暴挙的手法だと言わざるを得ません。更には、平成３０年度の完成まで長期間にわたり市民と商店街住民が不便を来すということでもあります。約９８億円の予算で、末広・港土地地区画整理事業が展開されますが、完成前には合併特例債であります事業にかかる優遇措置が終了しており、そしてまた合併により優遇されていた地方交付税が平成２８年度から３２年度までの５年間で約２０億円から３０億円という多額の交付税が急激に減額配分されることでもあります。１年間で５億円から６億円という規模であります。現在よりも財政は更に厳しくなると予想されます。起債である借金は、借金として返済しなければなりません。いくら地方交付税の見返り措置があるとはいえ、旧笠利町・住用村の周辺部地方とかほかの事業へまわすための予算は自ずから限定されてしまい、均衡ある発展にはほど遠いものがあります。

さらに、平成１９年度奄美市一般会計予算で特筆すべき事項は、本奄美市の経済を底辺から支え振興発展させるべき農林水産業、商工業、観光産業の予算の一つの款である農林水産業費１０億１、１１１万円、商工費７億３６３万円であり、款でもない、ましてや項でもない一つの目である末広・港土地地区画整理事業費の予算が１５億２、５３０万円と突出している状況が現実であります。

私ども議会の使命は、具体的政策を住民の立場に立って最終的に決定することです。執行機関の行財政の運営が全て適法・適正にしかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視する機関であるのは論を待つまでもありません。この批判と監視は、非難でもなければましてや批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立っての監視であります。行政の追認機関ではないのは議会として当然のことです。予算はあくまでも住民のためのものであり、住民の税金、負担による予算でありますから、住民の意向が反映されたものでなければなりません。

奄美市として、合併した今、問われていることは、新しい自治体形成に向けて行政・議会・住民がそれぞれの立場からいかに知恵を出し合うかであります。住民からの必死の思いで出されてきた陳情を、行政の意見を聞きながらの論議だけで、将来を見極めた深い政策的な論議もなく、既に決まっていることだからとして顧ることもなく押し通すようなことは、議会としては論外であります。

以上の提案理由の説明を終わりますが、良識ある議員の皆様方にはみすみす将来的に禍根を残すような事業を断固としてストップさせる勇気を持っていただきたいと思います。住民の立場に立って、後世の奄美市民に自信と誇りのある判断で行政の偏った誤った判断を是正していくために、この修正議案を可決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、採決につきましては、政治的にそれぞれの議員の政治信条の判断が要求されますので、記名投票により票決されますよう議長の特段の御配慮をお願いいたします。

議長（前田幸男君）　これから、委員長報告及び修正動議を一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

20番（南 修郎君） おはようございます。自由連合の南 修郎です。議案第32号及び33号について質疑をいたします。

先ほど一般会計予算特別委員長の報告いただきました。議案第32号というのは市長等の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第33号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先ほど委員長からあまりその件については報告なかったものですから、伺いをしたいと思います。私は先般、この市長等の給料の減額及び奄美市職員の給与の減額、これが一般市民経済に及ぼす影響、本当に暗いムードで、夕張市ならぬ夕暮市のような本当に暗いムードをもっと推し進めることにはなりはしないかという懸念を持つ者の一人として、いわゆる風評的に非常に市民経済に暗いムードを広げていくんじゃないかと。特に職員の給与に関しては、もっともって持っている潜在能力の発揮をせしめて、もっと市民のために仕事をしてもらおう。そのことが先決で、今減額をして無駄・無理事業などを考えなおしたりして、今すぐ減額に走るのはいかがなものかと思っておるんですが、そういう意見等などは一般会計予算等審査特別委員会などで出されなかったのか。5パーセントが妥当なのか。市長の給与の12パーセントがまたいいのか。そこらあたりの議論、質疑応答等がございましたら御説明をお願いをしたいということでございます。

一般会計予算等審査特別委員会委員長（平 敬司君） 議案第32号と33号については、特段の質疑もなされませんでした。それしか答えられません。

議長（前田幸男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

最初に三島 照君の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） おはようございます。私は、日本共産党の三島 照です。私は、議案の第16号 平成19年奄美市一般会計予算について及び議案第34号 奄美市職員の給料の特例に関する条例の制定について反対をし討論をいたします。

まず、平成19年度奄美市一般会計予算についてですが、昨年の第二の夕張かという騒動があって、奄美市がどういう再建策を打ち出すか、内外から注目されています。市長の施政方針や広報「奄美市だより」3月号の、このようにして財政の健全化に努めますという説明を読んでも、今ひとつぱっとした希望の光が見えてきません。この予算は、総額284億9,000万円、前年度比で9.3パーセント、約29億2,900万円の減額の緊縮型予算、財源不足は前年度の半分に圧縮したとはいえ7億7,000万円に上っています。歳入面では、定率減税の廃止や国から地方への税源移譲に伴う住民税の所得割の一律化で市民は約3億5,900万円増える一方で、暫定措置の所得譲与税の廃止で約3億1,600万円の減少、地方特例交付金も1億2,800万円も減る。地方交付税の伸びは2.5パーセント、国庫支出金も4.4パーセントの増にとどまり厳しい状況が続いています。

歳出面では、今後5年間で財政健全化の特別重点期間として、人件費の削減、各種運営事務費、公共事業削減、公債費圧縮の四つの柱を重点に取り組むとしています。

人件費については、市長の給与を16年度1月の10パーセントに加えて更に12パーセントのカットを、助役は前回の5パーセントに加えて更に10パーセント、教育長も6パーセントに加えて更に6パーセントをカットする。区長の給与を6パーセントカットしますし、議員も行財政特別委員会の提案どおり、議長、副議長、各委員長及び名瀬市の議員は10パーセント、旧住用村・旧笠利町の議員は5パーセントカットすることを決めています。これは財政を破綻予備軍に陥れたトップの職責として当然のことです。それでも、特別職6人の削減総額は約400万円に過ぎません。ところが、市長は一般職員の約4倍、助

役、教育長、区長は一般職員の約3倍という特権的な退職金には手をつけていません。これを半分にしたらだけでも約2,300万円の減額になります。

公共事業費は、前年度9.6パーセント、4億7,000万円の減額の約44億8,600万円ですが、3市町村が多額の借金を抱えて合併したためにその借金返済が膨らみ、その割合を示す実質公債費比率は19.1パーセントと基準を超えたため、18パーセントに戻すまで起債枠を一般会計30億円、特別会計8億円に抑えられ、公共事業枠も44億5,000万円抑えなくてはならなくなりました。新規事業を絞り込んだというのに、総事業費98億円、市負担64億8,000万円、15年間かかる末広・港土地地区画整理事業に15億2,500万円、公共事業の35パーセントを計上しています。しかし、これは道路を拡幅する基幹部分の工事費であって、今年度まちづくり交付金事業で2億7,400万円を計画しているのを手始めに、都市型住宅や交流センター、A i A i 広場跡地建設などハコモノ建設を計画しており、事業費も市負担も莫大に膨れ上がることは確実です。公共事業枠が44億5,000万円に抑制される中で、中心市街地に投資が集中すると、周辺部の事業はどうなるのか。10年前から計画をし、多くの住民が防災上のために希望している小宿の土地地区画整理事業は、末広・港の事業が続く10年余りは着手できません。学校や屋内運動場の維持補修や市営住宅の改修、周辺部の汚水処理施設整備など環境整備もできなくなります。

また、官製談合事件が相次ぎ、全国の自治体で公共工事の入札契約の改革は緊急の課題です。ところが、奄美市はなぜか消極的です。入札について、1月10日付けの朝日新聞では、本市だけが具体案はないという始末です。奄美市の平成17年度の入札結果は、平均落札率で96.1パーセント、予定価格1,000万円以上では95パーセント以上が約8割となっています。全国のオンブズマン連絡会議は、落札率が90パーセントを超えると「談合の疑いがある」、96パーセント以上になると「談合の疑いが極めて強い」としています。長野や宮城県のように入札改革をした所では、落札率は70パーセントまで下がっています。落札率の低下による節約効果として、何百億円という入札差金が出ていますし、地元業者の育成が当局の大義名分ですが、一般競争入札にしても地元業者に限定するとか、総合評価制度を取り入れるとか知恵を働かせばやりようはあります。一般競争入札が原則であって、指名競争入札は例外ということで改革を進めるべきではないでしょうか。また、入札契約後に設計変更して契約を増額し、予算あるだけ使い切るやり方は原則として改めるべきではないでしょうか。

歳出削減は、何もかも一律であってはなりません。人件費でも公共事業でも公共の役割は後退することになります。これが若者の流出や地域経済の疲弊につながらないか懸念されます。農業従事者の育成や地場産業の活力をどうつけるか。行政の役割は欠かせません。こういうときに、歳出削減で農林水産業費、商工費が軒並みに減額していることは見過ごせません。財政健全化は単なる数字合わせであっては本末転倒です。行財政改革の前に、産業振興、雇用対策をしっかり立てて民間力を育成するために手立てを尽し、市役所から放出された赤字要因を民間で吸収できるようにする。そうして初めて地域は発展します。

今予算案は、一般会計、特別会計共に大変な負担増が襲いかかってきています。住民税の所得割の税率が10パーセントに一律化され、住民税の税率が今まで5パーセントであった中・低所得者は、6月から納付書によっては住民税では一挙に10パーセントですから倍に増えます。これは税源の移替で国の所得税から地方の住民税に3兆円の減税が移譲されたためで、所得税源泉徴収の方は3月受給分から申告納税される方は来年の申告から税率が10パーセントから所得税が5パーセントに下がり、負担は変わらないと宣伝していますが、住民税が上がることで関連して雪だるま式に国保やいろんな税金が上がっていきます。定率減税の廃止で実際の負担額は増えることになります。

私ども日本共産党の生活相談所では、年間約200人ぐらいの相談者が来られます。その中身は、年金だけで暮らせない、働きたくとも仕事がない。中でも家族の急な大病などでサラ金に手を出し、サラ金を借りた人などはその理由がはっきりしているだけに、解決が図れたら逆にあとを自立して生活できることになっていきます。しかし、いい格好したり、見栄を張って計画もなく借金して車を買ったり家の改築や友達におごったりする、まさにいい格好して借金をする人は、必ず解決しても繰り返し借金をして結局は多重債務で破産にまで追い込まれていきます。19年度一般会計予算は、まさに外に向けていい格好して

土建・建設関係には湯水のごとく借金までして予算をつぎ込んでいく、特に末広・港土地区画整理事業には15億円以上の借金を投入している。その一方で、奄美市の基幹産業を育成しなければならない産業振興、商工水産、林業の予算は約4億数千万円、教育予算も4億円以上の減額予算となっています。日本共産党は、以上の理由からこの予算には賛成できません。

次に、議案第34号 奄美市職員の給料の特例に関する条例の制定についてです。一般職員の給与を減額しようというものですが、確かに現在、公務員給与に対する市民の風当たりは強いものがあります。しかし、一般職員の給与は生活給です。離島の物価高を考慮して支給されていた3パーセントの調整手当は昨年10月から既に廃止されていますし、国の示した新しい給与制度によって給与が約4パーセント引き下げられており、既に総額で1億3,000万円もカットされています。更に一律の5パーセントのカットを組合に提示したものの、話し合いが難航し合意に至っていません。今回の条例案は100分の5以内となっており、実施時期も明らかではなく、経済的影響がどうなるのか、市の経済にもどのように影響するのかも明らかにできないものであり、このような状況では議案そのものに責任ある対応はできません。労使間で納得と合意が図られるように強く求めるものであります。

以上、議案第16号 平成19年度奄美市一般会計予算について、議案第34号 奄美市職員の給料の特例に関する条例の制定についての2件についての反対をし、討論といたします。どうもありがとうございました。

議長（前田幸男君） 次に、賛成者がおれば発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結します。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

まず、議案第16号 平成19年度奄美市一般会計予算に対する榮年男君ほか5人から提出された修正動議について起立により採決いたします。

本修正動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、修正動議は否決されました。

原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 奄美市職員の給料の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第31号から議案第33号、議案第35号、議案第36号、議案第38号から議案第40号、議案第42号及び議案第48号までの10件を一括して採決いたします。

以上の議案10件に対する委員長報告はいずれも原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第33号、議案第35号、議案第36号、議案第38号から議案第40号、議案第42号及び議案第48号までの10件については、いずれも原案どおり可決されました。

○

議長（前田幸男君） 日程第2、議案第17号から議案第30号、議案第37号及び議案第41号の16件について、一括して議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

特別会計予算等審査特別委員会委員長（田部義和君） おはようございます。御報告申し上げます。

3月9日の本会議で本委員会に付託されました案件、平成19年度奄美市特別会計予算並びに条例改正案等議案第17号から議案第30号、議案第37号、議案第41号までの16件の案件について、3月12日、3月14日の2日間委員会を開会し、理事者の出席を求め活発な論議がされ、付託されました16議案、慎重なる審査の結果、議案第17号、議案第20号、議案第23号、議案第30号、議案第37号、議案第41号の6件は賛成多数、その他の10議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。皆様のお手元に配付してあります審査報告書のとおりでございます。

審査の経過と内容につきましては、主なものを簡潔に御報告申し上げます。

まず最初に、議案第17号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行いました。当局より説明を受け、冒頭で平成19年度の予算については国民健康保険税の税率改正を見込んで計上していることを理解していただき、平成19年度の歳入歳出予算の総額は63億2,696万7,000円を計上。前年度当初予算と比較して4億3,256万6,000円の増、率にして7.3パーセント増となっており、歳出予算の主なものは保険給付費が39億3,084万7,000円で、全体の62.13パーセント、老人保健拠出金が10億9,161万6,000円、17.25パーセント、介護納付金が3億7,114万9,000円、5.87パーセント、共同事業拠出金5億6,440万5,000円、8.92パーセントとなっており、この4科目にかかる経費で59億5,801万7,000円、94.17パーセントを計上。歳入予算の主なものは、国民健康保険税で12億9,572万1,000円、全体の20.49パーセント、国庫支出金が27億1,025万1,000円、42.84パーセント、療養給付費等交付金が6億9,768万2,000円、11.3パーセント、県支出金が3億2,047万8,000円、5.07パーセント、共同事業交付金が5億3,755万5,000円、8.50パーセント、繰入金が7億5,211万2,000円、11.89パーセント計上したとの説明がありました。なお、繰入金は保険基盤安定事業繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産一時金繰入金、人件費繰入金、それぞれ増額を見込んでいる。また、財源補てん分としての一般会計からの繰入金については、平成18年度同様、平成19年度当初予算には計上されておられません。累積赤字を抱えている現状から、何らかの形で赤字解消に向けての財源補てんをする必要があるのではないかと考えを補足説明の中でございました。

次に質疑で、新年度予算で累積赤字はどうなるのかの質疑に対し、19年度に税率改正を予定した予算計上で、税率改正が赤字額全てを補てんをする目的ではなく、歳入そのものが赤字を補てんする税率改正ではない。19年度においても、赤字は拡大する見込みであるとのことでございました。また、全国でも国保が健全な形で運営されている自治体は少ないが、パーセントが正常な状態はどのような割合が理想かの質疑に対し、保険事業費は基準として給付費の2パーセント以上、特別調整交付金を支給される際に2パーセント以上の保険事業費を計上していかなければ換算するポイントが低くなるということがあり、給付費の2パーセントは何とか確保しようと保険事業費を組んでいるとの答弁でございました。ほかにも多くの関連した質疑がございましたが、省略させていただきます。

次に、議案第37号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明のあと、住用・笠利は連続値上げになるのでもっと緩やかな引上げができないのかの質疑があり、これに対し、緩やかな考え方を前提にしてこの選択をし、この不均一をそのまま進めて20年度、21年度に必要な額となると段階を通り越す税率アップになるとの答弁でございました。ほかに格別の質疑はございませんで

した。

次に、議案第18号 平成19年度国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計予算について、診療収入18年度は約3億4,000万円、19年度見込み約2億8,000万円見込んであるが減の原因は何か、またどれくらいの赤字が出ているかの質疑に対し、9月末では医師2名体制で診療、10月以降1名体制であるため収入減。平成17年度3,900万円の赤字、平成18年度赤字見込額は7,000万円である。診療所の在り方を今後真剣に検討していきたいとの答弁でございました。また、故障中のCTの今後の対応はどうするのか、これについてはたくさんの論議がされ、早急に対応していくとの答弁でございました。ほかにも多くの質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第19号 平成19年度奄美市老人保健医療特別会計予算について、補足説明のあと、医療給付費が前年度と比較して1億6,000万円ぐらいい減っているが主な要因は何かとの質疑に対し、受給対象者が年々減少、予算の見積りをする際、一人当たりの医療費を出し、それに受給者見込数をかけて見積っている。受給対象者の減が医療費の減につながっているとの説明があり、また健康的な生活を農村部の方がされているというふうにとらえてよいか、それに対して病院が環境的に近くにあるということも大きな要因であるとの答弁でございました。ほかにも質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第20号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計予算について、当局の補足説明のあと質疑に入り、現年度分普通徴収保険料の7,686万1,000円は昨年よりも減になっている。その理由と滞納繰越分普通徴収保険料984万1,000円は何パーセントに当たるか、給付の制限を受けている人がいるのかいないのか。これに対し、平成18年度の付加割合が介護保険料1から3段階の標準額より低く設定された割合3.5パーセント増加、標準額4段階の割合が2.2パーセント減少が予算減の要因。繰越分見込額は6,559万円の15パーセントを見込んで計上。給付制限を受けている人はいないが、受ける要素のある方は15名ほどいるとの答弁でございました。ほかにも多くの質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第21号 平成19年度奄美市訪問看護特別会計予算について、補足説明のあと、事業内容を示せと質疑があり、笠利町直営診療所の2階に訪問看護ステーションを設置、医療行動をし保険請求をしながら医療保険の患者、介護保険の患者の方を対象に在宅で行い、症状の観察、療養の介護をしたり、日常生活に対する援助、生活全般に対しての支援ができる事業との答弁でございました。ほかには格別の質疑はございませんでした。

次に、議案第22号 奄美市笠寿園特別会計予算について、当局より補足説明のあと、歳入は国・県からないのか、入所者は何人かの質疑に対し、歳入は18年度は長寿社会関係の事業があったが、19年度はこれがない。入所者は年間平均して40名ぐらいいとの答弁でございました。ほかにも質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第25号 平成19年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計予算について、補足説明のあと、格別の質疑はありませんでした。

次に、議案第26号 平成19年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について、補足説明のあと、返済は順調にされているのか、518万円減額の要因は何かの質疑に対し、滞納はある。19年2月現在で名瀬の25名の937万円で、貸付後1回も返済のないものが5名で169万2,000円で、決算時よりは減額になってきている。また518万円の減額要因は、平成18年度は継続者が61名、新規予定が平成18年度は25名に対し23名、これで516万円の減。継続が終了したのが11名。あとは消耗品費の減額の答弁でございました。ほかにも格別の質疑はございませんでした。

次に、議案第28号 平成19年度奄美市交通災害共済特別会計予算について、補足説明のあと、この制度そのものを知らない市民が多いがどう考えているか。18年度見舞金を支払いされた件数、旧住用地区・旧笠利地区、旧名瀬地区の件数と金額を示せの質疑に対し、制度の利点を大いに啓発し、制度を理解していただく努力を今後大いにしていきたいと思います。18年度見舞金の件数は27件、132万3,200円で16年度の数字で名瀬地区34件、144万4,200円、住用地区2件、11万円、笠利地区10件、90万円との答弁でございました。ほかにも質疑がございましたが省略させていただきます。

次に、議案第２９号 奄美市簡易水道事業特別会計予算について、補足説明のあと、渇水対策はどのように対応していくのか。工事請負費の水道管移設工事、１９年度の事業内容を示せ。これに対し、ポンプアップのボーリング調査を何箇所か実施して水源確保をしていきたい。笠利の簡易水道について、辺留の一部と須野に向けての下水道工事を実施、それに合わせて水道管移設も同時にするとの答弁で、また役勝地区の水道整備事業はどのようにになっているのか。これに対し、水源は西仲間集落の上を予定し、新国道に配管する計画との答弁でございました。ほかにもありましたが省略させていただきます。

次に、議案第３０号 平成１９年度奄美市水道事業会計予算について、補足説明のあと、旧笠利・旧住用の料金はいつごろ料金の調整・統一をするのか。平成１８年度の決算をもとに経営分析、平成２０年度は料金案等作成、平成２１年度中運営調査会に諮問し、平成２２年度から統一料金を実施する予定との答弁でございました。ほかにもたくさんの質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第２３号 平成１９年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について、補足説明のあと、繰上償還については適用になるのかどうかかわからないとのことであるが、対象になるのかどうか。対象になるとすれば、利息の軽減はどれぐらいになるのか。借換えの条件が事業開始年度が昭和５２年度以降であること、これはクリアしている。使用料対象資本費比率単価が１平米当たり４５円以上であること。これもクリアしている。あと一つの条件、使用料単価が１０７円と低かったため借換えができなかった。対象になる額が５パーセント以上で、額にして３３億２，１４６万１，０００円が借換えまたは繰上償還の対象。繰上償還した場合は、１１億２，３０３万８，０００円で、利率３パーセント、効果額は６億２，２３６万６，０００円であるとの答弁でございました。ほかにも多くの質疑がございました。この際省略させていただきます。

次に、議案第４１号 奄美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明のあと、今回の改正で歳入歳出のバランスがとれるのか。平成２２年度に全体的な見直しがあると理解してよいか。今回値上げをしても収支のバランスはとれない。改正で約７，２００万円の収入増を見込んでいる。合併協で２２年度までに名瀬・笠利・住用の料金を統一していかなければならないということで、今回は１５．４パーセント値上げに落ち着いた形の答申でございました。平成２２年度は使用料金を統一する予定であるとの答弁でございました。ほかにも多くの質疑がありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第２４号 平成１９年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明のあと、現在のこの事業の在り方はどのようにになっているのか。今年度新たな基準ができ、従来各集落単位で行われたものを、投資効果、経済効果を再検証し、集落間を結んだ場合、校区で広げた場合、経済性を優先にした比較見直しをし、新規事業はこの考えで今後は進めていくとの答弁でございました。ほかにも質疑がありましたが、省略させていただきます。

最後に、議案第２７号 平成１９年度奄美市と畜場特別会計予算について、補足説明のあと、広域的な施設管理運営は考えていないと理解してよいか。瀬戸内町は現在の施設が老朽化したあとは閉鎖し、その後は奄美市と畜場に搬入予定であるとの答弁でありました。ほかにもありましたが、省略させていただきます。

平成１９年度奄美市特別会計予算等審査報告は以上のとおりでありますので、各議員におかれましては何とぞ当委員会の決定に対し御賛同いただきますようお願いを申し上げ、報告を終わります。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

最初に反対者の発言を許可いたします。

13番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は、提案された平成19年度奄美市特別会計予算のうち議案第17号 平成19年度奄美市国民健康保健事業特別会計予算について、議案第20号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計予算について、議案第23号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について、議案第30号 平成19年度奄美市水道事業会計予算について、議案第37号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 奄美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての6件に反対の立場で討論を行います。

まず議案第17号の国保会計についてですが、国保会計を困難にしているのは1984年の国の負担を医療費の45パーセントから38.5パーセントに引き下げたことが大きな要因となっています。国民皆保険制度を継続し、地域住民の命と健康を守るために国に責任を果たすよう強く求めることが必要であります。本市の国保世帯数は2月現在1万2,764世帯で、そのうち968世帯で短期の保険証が発行され、医療機関で受診の際、全額窓口負担となる資格証明書は昨年4月の863世帯から毎月減少しているものの、未だに467世帯に発行されています。未交付も含め正規の保険証を持たない世帯は13パーセントにも上っています。市として調査をしていないようですが、2005年度に全国保険医団体連合会が行った調査では、資格証明書での受診率は国保証を持つ一般被保険者と比較して、福岡県では113分の1、京都府では200分の1となっています。国保制度は、低所得者及び無収入者が加入する保険制度となっており、国保料金の値上げを抑えるために多くの自治体では一般会計から繰入れを行っています。また国保制度の本来の役割を果たすためには、滞納者を増やさない努力も必要です。減免制度は現在の災害だけでなく、生活の実態に合ったものへ拡充することが必要であり、国保条例にある「特別の事情」を認めた減免制度の実施を求めます。

議案第37号については、今述べた理由から、減免制度の拡充がされない状況では保険税の引上げは認められません。

次に、議案第20号 介護保険会計についてですが、介護保険についても国保同様減免制度が必要です。奄美市旧3市町村の平成15年度の所得水準は全国平均の約83パーセント、一方、介護保険料は全国平均が4,090円です。現在介護保険料は不均一料金となっていますが、一番住民の多い名瀬地域が5,100円で全国平均の124パーセントと高いものとなっています。介護保険料は少ない年金から天引きをされており、住民の生活を脅かしているのは明らかです。介護保険料及び利用料の市独自の減免制度の創設を強く望みます。

次に、議案第23号 下水道事業会計についてですが、下水道会計は毎年予算決算で指摘をしているように公債費の高い金利が問題です。19年度予算でも公債費は歳出19億266万7,000円の65.1パーセント、12億3,901万4,000円、利子は5億895万3,000円で公債費の41.07パーセントを占め、歳出全体の26.74パーセントになっています。財政が厳しい本市の状況で、国が決めた条件が合わないとして、借換え、繰上償還ができないことは納得できません。また今回も資本費平準化債が新たに3億6,770万円が計上され、総額13億3,305万円が後年度に持ち越されることとなります。政府による財政の三位一体の改革や人口減が続く、高齢化率も高くなることから、後年度への負担はその時代の人に困難を押しつけることになり、賛成できません。

議案第41号 下水道使用料金の値上げについてですが、今、格差社会が広がり、富裕と貧困の格差が広がり、奄美市もその例外ではないことから、公共料金の値上げを今するべきではありません。また、今回の値上げは使用料が少ないほど値上げ率が高くなっており、わずかと言えども公共料金で格差を増長させるものではありません、反対です。

次に、議案第30号 水道事業会計について、水道会計も下水道会計同様、高金利の企業債が問題です。また格差社会が社会問題となっています。今あらゆる分野で健康で文化的な生活を保障するために、低所得者に対しての福祉の心を持った手立てが必要です。生計費非課税が税制度の原則であって、逆累進性の強い消費税は食料品などにかけるべきではありません。誰もが必要とし、自治体が運営する水道料金への課税はやめるべきです。また福祉減免の創設を求めます。なお、19年度末に15億円近い現金預金とな

り、手持ち資金の積極的な活用を要望し、以上6件の議案に対する反対討論とします。

議長（前田幸男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

まず、議案第17号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計予算、議案第23号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成19年度奄美市水道事業会計予算、議案第37号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第41号 奄美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第17号、議案第20号、議案第23号、議案第30号、議案第37号及び議案第41号の6件は、いずれも原案どおり決定いたしました。

次に、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号及び議案第24号から議案第29号までの10件を採決いたします。

以上の議案10件に対する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号及び議案第24号から議案第29号までの10件については、いずれも原案どおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前10時54分）

○

議長（前田幸男君） 休憩前に引き続き会を開きます。（午前11時10分）

日程第3、議案第50号 奄美市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

39番（平 敬司君） 提案理由の説明を申し上げます。ただいま上程されました議案第50号の提案理由の説明をいたします。

議案第50号 奄美市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市の財政状況や奄美市行財政改革特別委員会の意向を考慮し、次期一般選挙後から支給されます奄美市議会政務調査費を10パーセント削減して支給しようとするものであります。

以上で、議案第50号の提案理由の説明を終わりますが、議員各位におかれましては本案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第 5 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第 4，議案第 5 1 号 日・豪経済連携協定（E・P・A）交渉の重要農畜産物「牛肉，砂糖，乳製品」を交渉対象外とすることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

2 番（奥 輝人君） こんにちは。南風会の奥 輝人です。議案第 5 1 号 日・豪経済連携協定（E・P・A）交渉の重要農畜産物「牛肉，砂糖，乳製品」を交渉対象外とすることを求める意見書の提出について。

標記について別紙のとおり意見書を提出したいので、議会の議決を求めます。

平成 1 9 年 3 月 2 6 日提出。提出者，奄美市議会議員 奥 輝人。賛成者，保 宜夫議員以下 1 0 名。

日・豪経済連携協定（E・P・A）交渉の重要農畜産物「牛肉，砂糖，乳製品」を交渉対象外とすることを求める意見書。

国において、日本と豪州（オーストラリア）の 2 国間で、日・豪経済連携協定（E・P・A）交渉が、今年から開始することで合意がなされた。この日・豪経済連携協定（E・P・A）交渉（関税の廃止・削減）が締結され、全ての農畜産物に適用された場合、本県の農業・奄美の農業は壊滅的な崩壊となる。このような事態を、全面的に解消するために、本県の重要農畜産物「牛肉，砂糖，乳製品」を交渉対象外とすることを強く求める。

議会の議決が得られますようによりしくお願いいたします。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第 5 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

○

議長（前田幸男君） 日程第５，議案第５２号 奄美市議会の解散に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

３９番（平 敬司君） ただいま上程されました議案第５２号の提案理由の説明をいたします。

議案第５２号 奄美市議会の解散に関する決議につきましては、奄美市議会の在り方等に関する特別委員会、また奄美市行財政改革特別委員会及び市民の意向を真しに判断し、奄美市議会を来る６月議会をもって自主解散するため、決議しようとするものであります。

以上、議案第５２号の提案理由の説明を終わりますが、議員各位におかれましては本案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

１７番（保 宜夫君） こんにちは。無所属の保です。これは私には直接関係ないんですが、一つ念のためお尋ねします。

要は、今の笠利・名瀬地区の３期目の方の議員年金の件なんですが、もしこれで自主解散となったときに、今の特例では１１月までであれば特例とした議員年金の支給の方法があるんですが、これが６月解散となった場合の年金の扱い方はどうなるかをお尋ねします。

議長（前田幸男君） 暫時休憩します。（午前１１時１８分）

○

議長（前田幸男君） 再開します。（午前１１時２０分）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第５２号については原案のとおり決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第６，議案第５３号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第５３号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明いたします。

教育委員会委員のうち、町田純義氏の任期が平成１９年６月２日をもって満了になりますことから、新たに川島徳孝氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（前田幸男君）　これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は４２名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第７３条第２項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

開票を行います。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に橋口和仁君、朝木一昭君を指名いたします。

両者の立会いをお願いいたします。

（開票）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 41 票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

賛 成 38 票

反 対 3 票

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第 53 号 教育委員会委員の任命は、これを同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前 11 時 35 分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前 11 時 37 分）

日程第 7、議員の辞職についてを議題といたします。

本市議会議員、作田和廣君から、一身上の都合により 3 月 31 日をもって議員を辞職したい旨の辞職願いが提出されました。本案につきましては、地方自治法第 126 条の規定により、議会の許可を求めるものであります。

作田和廣君の一身上の都合に関する件でありますので、地方自治法第 117 条の規定により、作田和廣君の退席を求めます。

（作田和廣議員退席）

お諮りいたします。

作田和廣君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、作田和廣君の辞職については、これを許可することに決定いたしました。

作田和廣君の着席を求めます。

（作田和廣議員着席）

暫時休憩いたします。（午前 11 時 38 分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前 11 時 45 分）

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員長及び各常任委員長から申し出がありました、議長の諮問に関する事項等及び各常任委員会の所管事務調査について、並びに請願第 6 号、陳情第 9 号、陳情第 12 号の 3 件については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長の諮問に関する事項の調査等及び各常任委員会の所管事務調査並びに請願第 6 号、陳情第 9 号、陳情第 12 号の 3 件については、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本市における市政全般の諸問題についての実態調査を行うため、別紙行政調査計画表のとおり、それぞれの諸君を各自治体に派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、別紙行政調査計画表に基づき、それぞれの諸君を各自治体に派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成１９年第１回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１１時４７分）

○

以上、本議会の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 前 田 幸 男

奄美市議会議員 田 部 義 和

奄美市議会議員 師 玉 憲 夫

奄美市議会議員 多 田 義 一